平　成　26　年

塩 竈 市 議 会 会 議 録

（第149巻）

第３回定例会　９月９日　開　会
９月29日　閉　会

塩 竈 市 議 会 事 務 局

平成２６年９月定例会日程表

会期２１日間（９月９日～９月２９日）

月　日	曜日	区　分	会　議　内　容	会期
９．９	火	本会議	会期の決定、諸般の報告、認定第１号ないし第３号、議案第６０号ないし第８０号、議案第８１号ないし第８２号	1
10	水	休　会		2
11	木	〃	総務教育常任委員会　10：00～	3
12	金	〃	民生常任委員会　10：00～	4
13	土	〃		5
14	日	〃		6
15	月	〃	敬老の日	7
16	火	〃	産業建設常任委員会　10：00～	8
17	水	〃	決算特別委員会　10：00～	9
18	木	〃	決算特別委員会　10：00～	１０
19	金	〃	決算特別委員会　10：00～	１１
20	土	〃		１２
21	日	〃		１３
22	月	〃	決算特別委員会　10：00～	１４
23	火	〃	秋分の日	１５
24	水	本会議	一般質問　13：00～ ①志子田吉晃　議員　②伊勢　由典　議員 ③西村　勝男　議員　④小野　幸男　議員	１６

月　日	曜日	区　分	会　　　議　　　内　　　容	会期
25	木	本会議	一般質問　　　13：00～ 　⑤香取　嗣雄　議員　　⑥志賀　勝利　議員 　⑦曽我　ミヨ　議員	１７
26	金	休　会		１８
27	土	〃		１９
28	日	〃		２０
29	月	本会議	委員長報告　　　13：00～	２１

塩竈市議会平成２６年９月定例会会議録　　目　次

（９月定例会）

第１日目　平成２６年９月９日（火曜日）

開　　会　…………………………………………………………………　1
議事日程第１号　……………………………………………………………　1
開　　議　…………………………………………………………………　3
会議録署名議員の指名　……………………………………………………　3
会期の決定　…………………………………………………………………　3
議会運営委員会の委員の選任について　…………………………………　4
議長辞職勧告動議について　………………………………………………　5
諸般の報告　…………………………………………………………………　11
質　　疑　…………………………………………………………………　11
伊　勢　由　典　君　………………………………………………………　11
菊　地　　　進　君　………………………………………………………　15
浅　野　敏　江　君　………………………………………………………　21
志子田　吉　晃　君　………………………………………………………　25
認定第１号ないし第３号　…………………………………………………　29
提案理由説明　………………………………………………………………　30
総括質疑　……………………………………………………………………　35
伊　勢　由　典　君　………………………………………………………　35
議案第60号ないし第80号　…………………………………………………　39
提案理由説明　………………………………………………………………　39
総括質疑　……………………………………………………………………　62
浅　野　敏　江　君　………………………………………………………　62
高　橋　卓　也　君　………………………………………………………　68
小　野　絹　子　君　………………………………………………………　71
志　賀　勝　利　君　………………………………………………………　77
菊　地　　　進　君　………………………………………………………　80
議案第81号ないし第82号　…………………………………………………　85

提案理由説明 …… 85
採　　決 …… 86
散　　会 …… 86

第２日目　平成２６年９月２４日（水曜日）

議事日程第２号 …… 89
開　　議 …… 91
会議録署名議員の指名 …… 91
一般質問 …… 91
志子田　吉　晃　君（一問一答方式）
（１）コンパクトシティ構想について …… 91
①人口減少対策と将来のあるべきまちの構想について
②新たなまちづくりと、産業、生きがいづくりについて
③本塩釜駅周辺の再開発と交通網について
④塩竈市のシティセールスについて
（２）浦戸架橋と離島振興について …… 92
①寒風沢と宮戸島間の生命の橋について
②浦戸の人口推移と浦戸の産業について
③寒風沢にパークゴルフ場を
（３）市全体の施設の維持管理について …… 92
①公共施設の維持管理計画について
②道路や上下水道の維持管理計画について
③公園や樹木と市民生活に関わる対象について
（４）教育の基本方針と道徳教育について …… 92
①教育委員会の役割と制度について
②教科書の選定作業と誇りを持てる教育について
③児童・生徒数の減少と空き教室の利活用について
伊　勢　由　典　君（一問一答方式）
（１）医療介護総合推進法について …… 109
①介護度要支援１、２訪問介護と通所介護が受けられない影響と新しい介護予防・

日常生活地域総合について
②特養ホーム入所介護度３以下の入所影響について
③第６期介護保険事業・高齢者事業について
（２）生活保護行政について ･･ 109
①生活保護受給世帯の減少について
②塩竈市の生活保護行政について
（３）第４期障害福祉計画の策定について ･････････････････････････････････ 110
①県立利府養護学校の卒園者受入れ施設と親なき後の受け入れ施設について
（４）塩竈市定住人口戦略プランについて ･････････････････････････････････ 110
①定住人口戦略プランにない浦戸諸島の定住対策について
（５）不審者と仲よしクラブ、小学校、塩竈市教育委員会の対応について ･････････ 110
①危機管理について
（６）広島市土砂災害と塩竈市の急傾斜地危険区域と土砂災害警戒区域数と今後の
対策について ･･ 111
（７）塩竈市立月見ケ丘小学校校舎の老朽化に伴う対策について ････････････････ 111
西　村　勝　男　君（一問一答方式）
（１）街づくりの方向性 ･･ 125
①現在の空き家率と今後の対応
②自治体連携のあり方
（２）市政運営のガバナンス ･･ 126
①不祥事防止の体制づくり
（３）経済復興の重点課題 ･･ 126
①海岸通市街地再開発事業の現状と課題
（４）市有地の今後の土地利用 ･･ 127
①宮町　公用車駐車場
②本町　仮設店舗
③海岸通　壱番舘駐車場の利用拡大
小　野　幸　男　君（一問一答方式）
（１）防災・減災 ･･ 142
①自然災害について

②地区防災計画について
（２）環境 …………………………………………… 143
①ごみ収集の適正化について
②地域の公園環境整備について
（３）住宅行政 ………………………………………… 144
①市営住宅の現状について
散　　会 …………………………………………… 159

第３日目　平成２６年９月２５日（木曜日）

議事日程第３号 ………………………………………… 161
開　　議 …………………………………………… 163
会議録署名議員の指名 ………………………………… 163
一般質問 …………………………………………… 163
香　取　嗣　雄　君（一問一答方式）
（１）治水対策について ………………………………… 163
①大雨に対する備え
②崩落危険個所の現況と対策
（２）道路整備について ………………………………… 164
①八幡築港線
②赤坂交差点付近
（３）環境整備について ………………………………… 164
①公園の維持管理
②ゴミステーション
③側溝の清掃
志　賀　勝　利　君（一問一答方式）
（１）佐藤市政１１年間を振り返って ……………………… 177
①政策の効果と今後の課題について
・水産業
・商業
・港湾

・工業

・定住促進

曽　我　ミ　ヨ　君（一問一答方式）

（１）復興事業について ･･･ 194

①浦戸の復興事業

・朴島の復興事業に関わって

朴島の護岸整備の見直しとその間までの高潮対策の取り組みについて

・寒風沢の復興事業に関わって

寒風沢漁港護岸の復旧整備について、浅海漁業者の利便性に配慮したものに改善を（荷揚げ階段及びビットの設置等）

・野々島を初め防潮堤の整備計画について

各浜ごとの住民への説明会の開催を行うこと。

島民が島で住み続けられる防潮堤の高さの引き上げを。

②仮設店舗について

・海岸通の仮設店舗の移転・解体の延期を

③災害公営住宅について

・錦町災害公営住宅の整備に伴う環境整備について

西塩釜駅横断通路利用者のためのエレベーター設置について。

国道４５線側からの１００円バスの乗り入れについて。

散　　会 ･･･ 209

第４日目　平成２６年９月２９日（月曜日）

議事日程第４号 ･･ 211

開　　議 ･･･ 213

会議録署名議員の指名 ･･･ 213

議案第60号ないし第80号（各常任委員会委員長議案審査報告） ･････････････ 213

討　　論 ･･･ 219

高　橋　卓　也　君 ･･･ 219

小　野　幸　男　君 ･･･ 223

西　村　勝　男　君 ･･･ 224

田　中　徳　寿　君 ………………………………………… 225
阿　部　かほる　君 ………………………………………… 226
採　　決 ………………………………………… 227
認定第１号ないし第３号（平成25年度決算特別委員会委員長審査報告） ………… 228
討　　論 ………………………………………… 233
伊　勢　由　典　君 ………………………………………… 233
香　取　嗣　雄　君 ………………………………………… 238
採　　決 ………………………………………… 239
議員提出議案第５号 ………………………………………… 240
提案理由の説明 ………………………………………… 240
採　　決 ………………………………………… 241
議員提出議案第６号 ………………………………………… 241
提案理由の説明 ………………………………………… 242
質　　疑 ………………………………………… 242
小　野　幸　男　君 ………………………………………… 242
伊　藤　栄　一　君 ………………………………………… 243
志子田　吉　晃　君 ………………………………………… 244
浅　野　敏　江　君 ………………………………………… 244
菊　地　　　進　君 ………………………………………… 245
阿　部　かほる　君 ………………………………………… 246
鎌　田　礼　二　君 ………………………………………… 246
志　賀　勝　利　君 ………………………………………… 247
田　中　徳　寿　君 ………………………………………… 248
西　村　勝　男　君 ………………………………………… 249
嶺　岸　淳　一　君 ………………………………………… 250
香　取　嗣　雄　君 ………………………………………… 251
採　　決 ………………………………………… 252
東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告 ………………………………………… 252
閉　　会 ………………………………………… 260

平成26年９月定例会　９月９日　開　会
９月29日　閉　会

議案審議一覧表
議員提出議案

塩竈市議会９月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件　　名	議決結果	議決年月日
平成25年度決算特別委員会	認定第１号	平成25年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について	原案可決	26.9.29
	認定第２号	平成25年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について	原案可決	26.9.29
	認定第３号	平成25年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決	26.9.29
総務教育	議案第64号	塩竈市立学校設置条例の一部を改正する条例	原案可決	26.9.29
	議案第69号	平成26年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	26.9.29
	議案第76号	工事請負契約の締結について	原案可決	26.9.29
	議案第77号	工事請負契約の締結について	原案可決	26.9.29
	議案第78号	工事請負契約の締結について	原案可決	26.9.29
	議案第79号	財産の取得について	原案可決	26.9.29
	議案第80号	塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について	原案可決	26.9.29
民　　生	議案第60号	塩竈市保育所条例の一部を改正する条例	原案可決	26.9.29
	議案第61号	塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	26.9.29
	議案第65号	塩竈市家庭的保育事業当の設備及び運営に関する基準を定める条例	原案可決	26.9.29
	議案第66号	塩竈市特定教育・保育施設及び特定地域型保育条例の運営に関する基準を定める条例	原案可決	26.9.29
	議案第67号	塩竈市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を求める条例	原案可決	26.9.29
	議案第68号	塩竈市社会福祉事務所設置に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決	26.9.29
	議案第69号	平成26年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	26.9.29

塩竈市議会９月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件　　　　　名	議決結果	議決年月日
	議案第70号	平成26年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	26.9.29
	議案第72号	平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	26.9.29
	議案第73号	平成26年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	原案可決	26.9.29
	議案第74号	平成26年度塩竈市立病院事業会計補正予算	原案可決	26.9.29
	議案第62号	塩竈市いきいき企業支援条例の一部を改正する条例	原案可決	26.9.29
	議案第63号	塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 原案可決	26.9.29 26.9.29
産業建設	議案第69号	平成26年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	26.9.29
	議案第69号	平成25年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算	原案可決	26.9.29
	議案第71号	平成26年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算	原案可決	26.9.29
	議案第81号	公平委員会の委員の選任について	原案可決	26.9.9
	議案第82号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	原案可決	26.9.9
	議員提出議案第５号	「手話言語法」制定を求める意見書	原案可決	26.9.29
	議員提出議案第６号	東松島市宮戸・寒風沢間架橋（命の橋）実現に向けての決議	原案可決	26.9.29

議員提出議案第５号

「手話言語法」制定を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出いたします。

平成２６年９月２９日

提出者　塩竈市議会議員

浅　野　　敏　江	小　野　　幸　男
嶺　岸　　淳　一	田　中　　徳　寿
志　賀　　勝　利	香　取　　嗣　雄
阿　部　　かほる	西　村　　勝　男
菊　地　　　　進	志子田　　吉　晃
鎌　田　　礼　二	伊　藤　　栄　一
高　橋　　卓　也	小　野　　絹　子
伊　勢　　由　典	曽　我　　ミ　ヨ

塩竈市議会議長　　佐　藤　英　治　殿

「別　　　紙」

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聴覚障がい者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として守られてきた。

しかしながら、かつて「ろう学校」では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

２００６（平成１８）年１２月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、２０１１（平成２３）年８月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第２２条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって本塩竈市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年９月２９日

塩竈市議会議長　佐　藤　英　治

関係機関あて

（内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、文部科学大臣、厚生労働大臣）

議員提出議案第６号

東松島市宮戸・寒風沢間架橋（命の橋）実現に向けての決議

上の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出いたします。

平成２６年９月２９日

提出者　塩竈市議会議員

志　賀	勝　利	菊　地	進
志子田	吉　晃	鎌　田	礼　二
伊　藤	栄　一	高　橋	卓　也
小　野	絹　子	伊　勢	由　典
曽　我	ミ　ヨ		

塩竈市議会議長　　佐　藤　英　治　殿

「別　　　紙」

東松島市宮戸・寒風沢間架橋（命の橋）実現に向けての決議

宮戸島と寒風沢は鰐ケ淵水道を挟んで東西に隣り合い、最短で７６メートルに位置しています。ともに東日本大震災の大きな津波の被害を受けました。

寒風沢島は４つの有人島がある浦戸諸島で最大の島であり、震災被害のため当初１７０人の住民の半数が島外に避難しています。宮戸島においても人口の流失と地域経済・漁業経営者の縮図も大きく変化している。このような現状を踏まえ、島の復興や離島振興そして何よりも高齢化に伴う医療体制の充実、未来を担う子供の教育環境の向上のため架橋（命の橋）の実現を望んでいます。

両島は、歴史的にもつながりが深く江戸時代・幕末そして近代では漁業を中心とした交流があり、親戚などもともに多く互いに生活しています。

東日本大震災復旧・復興を契機に架橋（命の橋）として、高齢者福祉の充実、離島間の交流、一次産業の充実を目指し、多くの住民の賛同を得ている早期架橋について、関係機関に対する働きかけを含め、その実現に向けた活動を強力に推進するものとする。

以上、決議する。

平成２６年９月２９日

塩　竈　市　議　会

平成26年９月定例会　９月９日　開会
９月29日　閉会

塩竈市議会会議録

平成26年９月９日（火曜日）

塩竈市議会９月定例会会議録

（第１日目）

議事日程　第１号

平成２６年９月９日（火曜日）午後１時開議

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会期の決定

第　３　諸般の報告

第　４　認定第１号ないし第３号

第　５　議案第６０号ないし第８０号

第　６　議案第８１号ないし第８２号

本日の会議に付した事件

日程第１ないし日程第６

追加日程　議会運営委員会委員の選任について

追加日程　議長辞職勧告動議について

出席議員（１７名）

１番	浅　野　敏　江　君	２番	小　野　幸　男　君
３番	嶺　岸　淳　一　君	４番	田　中　徳　寿　君
５番	志　賀　勝　利　君	６番	香　取　嗣　雄　君
７番	阿　部　かほる　君	８番	西　村　勝　男　君
１０番	菊　地　　　進　君	１１番	志子田　吉　晃　君
１２番	鎌　田　礼　二　君	１３番	伊　藤　栄　一　君
１４番	佐　藤　英　治　君	１５番	高　橋　卓　也　君
１６番	小　野　絹　子　君	１７番	伊　勢　由　典　君
１８番	曽　我　ミ　ヨ　君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市　　　　長	佐　藤　　昭　君	副　市　長	内　形　繁　夫　君

市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷　統君
市民総務部理事 兼政策調整監	福田文弘君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長	荒井敏明君	市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君
水道部長	佐藤信彦君	市民総務部次長 兼総務課長	高橋敏也君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼下水道課長	赤間忠良君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市立病院事務部次長 兼業務課長 兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部次長 兼工務課長	大友伸一君
市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君	会計管理者 兼会計課長	星　清輝君
市民総務部 政策課長	川村　淳君	市民総務部 財政課長	阿部徳和君
市民総務部 税務課長	小林正人君	健康福祉部 子育て支援課長	木村雅之君
産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
教育委員会委員長 職務代行者	太田　忍君	教育委員会教育長	髙橋睦麿君
教育委員会 教育部長	菅原靖彦君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	渡辺常幸君	選挙管理委員会 委員長職務代理者	平間邦子君
公平委員会委員	小倉和憲君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	議事調査係長	鈴木忠一君
庶務係主査	小林久美子君		

午後１時　　開議

○議長（佐藤英治君）　皆様、こんにちは。

去る９月２日、告示招集になりました平成26年第３回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第１号の記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るように、よろしくお願いいたします。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――

日程第１　　会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、11番志子田吉晃議員、13番伊藤栄一議員を指名いたします。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――

日程第２　　会期の決定

○議長（佐藤英治君）　日程第２、会期の決定を行います。

本定例会の会期は21日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君）　ご異議なしと認め、本定例会の会期は21日間と決定いたしました。

次に、本日付で議長宛に、議会運営委員長鎌田礼二君から議会運営委員を辞する申し出があり、これを許可いたしました。後任の委員の選任について、議会運営委員会を開く必要がありますので、暫時休憩いたします。議会運営委員会の方々は、委員会室にご参集お願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後１時０２分　　休憩

―――

午後１時０７分　　再開

○議長（佐藤英治君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議会運営委員会の委員に欠員が生じておりますので、議会運営委員会の委員の選任についてを日程に追加し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君）　ご異議なしと認め、議会運営委員会の委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

◇

追加日程　議会運営委員会の委員の選任について

○議長（佐藤英治君）　追加日程、議会運営委員会の委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により、議長から指名いたします。５番志賀勝利議員を、議会運営委員会の委員に指名いたします。

５番志賀勝利議員を議会運営委員会の委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君）　ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました５番志賀勝利委員を選任することに決しました。

議会運営委員会の委員の方々は、次の休憩中に委員会を開き、委員長の互選を行い、その結果の報告を願います。

暫時休憩いたします。

午後１時１０分　休憩

午後１時１７分　再開

○議長（佐藤英治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会における委員長の互選の結果についてご報告いたします。

委員長には、７番阿部かほる議員が選出されましたので、ご報告いたします。

○11番（志子田吉晃君）　議長、動議。

議長に対する議会運営に不信が増大していますので、議長辞職勧告を動議といたします。

（「賛成」の声あり）

○議長（佐藤英治君）　11番志子田議員に、もう一度お願いします。

○11番（志子田吉晃君）　議長に対して、議会運営に対する不信が増大しておりますので、議長辞職勧告を動議といたしたいと思います。

○議長（佐藤英治君）　賛成ないんですか。認めませんよ。（「賛成」の声あり）

ただいま志子田議員から私に対する動議が出されました。この動議は、１人以上の賛成が今ありましたので、成立をしております。

暫時休憩いたします。議会運営委員会を開きます。

午後１時２０分　　休憩

午後１時２７分　　再開

○副議長（鎌田礼二君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

追加日程　　議長辞職勧告動議について

○副議長（鎌田礼二君）　佐藤英治議長の辞職勧告動議が提出され、１人以上の賛成者がありましたので成立しております。

佐藤英治議長は除斥の対象となっておりますので、退席を願っております。

お諮りいたします。佐藤英治議長の辞職勧告動議を議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鎌田礼二君）　ご異議なしと認め、佐藤議長の辞職勧告動議を議題とすることに決しました。

では、動議提出者の趣旨説明を求めます。11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃君）　市民クラブの志子田吉晃です。

今回、佐藤英治議長に対する議長辞職の動議を出しました。趣旨説明を行います。

前回の６月定例会の初日にも、佐藤英治議長に対する議長辞職勧告が出され、可決されています。前回の動議の提出理由には、ささいなことを挙げればきりがないとして、主に３点の説明理由がありました。その理由の第一は、消防事務組合議員の選出についてであります。そこでは、半年以上経過しても何も決められないということで、調整能力が著しく欠如していること。理由の第２点は、ある議員の政治倫理に関する審査請求について。塩竈市議会議員の政治倫理に関する取扱要領では、議員２名以上の連署で捺印し、審査請求があった場合は倫理審査会を設置しなければならないにもかかわらず、倫理審査会の設置を拒否したもので、議長としての権限を逸脱した行為であること。理由の３番目は、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会に対する議長の行為であり、スムーズな運営・進行を妨げたことであります。以上の３項目

を主な理由として、佐藤英治議長に対して議長辞職勧告動議が出され、可決採決されています。

しかし、その後３カ月がたちましたが、佐藤議長は辞職勧告については法的な拘束力がないということを根拠に、議長席にとどまっております。そして、６月定例会で当時の曽我副議長が、佐藤英治議長に対して議会運営上、抗議の辞職として行動をしたにもかかわらず、曽我前副議長が「責任をとってやめた」旨の発言を、二市三町議長会の席上で誤ってされております。

以上の理由で、佐藤英治議長に対する議長辞職勧告を改めて提案いたします。

○副議長（鎌田礼二君）　では、暫時休憩いたします。

午後１時３２分　　休憩

午後１時４０分　　再開

○副議長（鎌田礼二君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。１番浅野敏江君。

○１番（浅野敏江君）　ただいま議長に対する志子田議員からの辞職勧告の動議が出されまして、志子田議員から趣旨の説明を伺いました。その点で、辞職勧告の理由３点述べられましたが、その１点１点私も前にも聞いている中身ですが、ここでもう一点もう一度お聞きしたいと思っております。

まず消防事務組合のことでありますけれども、これは現在３名の消防事務組合の議員の方がいらっしゃって、その３名とも辞職はしておりません。そういった意味で、これ以上この話をどう進めようと思っているのか。それで、調整能力がないというお話でしたけれども、何回か全員協議会を開かれて、その中でお話しされた中身であって、ご本人たちが辞職しない限りこの話はこれ以上進まないんではないかなと思っていますので、何をもって調整能力がないとおっしゃっているのか、その辺が一つ疑問であります。

もう一点、倫理審査請求の件でございますが、これは私たちも以前、別の議員に対して倫理審査請求をいたしました。３名の議員の連名でありましたが、同じく佐藤議長は今回のように幹事長会を何回か開かれ、そしてその上で全幹事長さんの同意を得た上で倫理審査会を開催することになりました。今回も、何回かそのために幹事長会を開かれておりますが、全幹事長がこのことについて賛成しているわけでもなく、やはりこの点は慎重に諮られているんでないかなと私思っていますので、ぜひそういった慎重な議事といいますか議会の進め方をしているということで、この点についてもどのような意味があってそのままにしているのかという疑問点

について、逆にこちらが疑問に思っております。

それから、最後の東日本大震災の特別委員会でありますけれども、このことについてスムーズな運営進行を妨げているというような理由を述べられておりますが、これまでもう既に14回開かれております。つい先日も、この特別委員会が開かれたばかりで、それに対する議長が進行を妨げているというような明確な理由が判断できませんので、ぜひこの点をご質問したいと思っていますので。以上です。

○副議長（鎌田礼二君）　11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃君）　私が提案者なので、私がということですけれども、全部が全部私が詳しいわけではありませんし、それからここにいる議員の方、今まで皆さんわかっていることだとは思いますけれども。ここまで参加してわからないというほうが、ちょっと不思議だなと思いますが、あえて１番目の消防議会の件について私のやっぱり辞職に当たるということは、ほかの市町村は決めてきたんだけれども、塩竈だけは「消防議員だけがやめないから」ということでそのままだというやり方を、そういう議長の進め方はおかしいと思っています。

それから、全員協議会でその件は何回も話したんですけれども、私もとにかく今環境議会の方といて、「５人の中からきょうじゅうに新しい３名を決めるなら、５名の中から３名くじ引きすればきょうじゅうに決まりますよ」という提案もしました。だけれども、そういうことも両方の意見があって並行線だから、このままだということでやっている姿勢に対して、私は不信感を持っております。これが１点目、消防議会の件。

それから、２番目の政治倫理審査会ですけれども、議会としては進めるのはやっぱり法律のほうを優先しなきゃない、条例のほうね。倫理審査会の規則がある、そこでは２名以上来たら開かなければならないということがありますから、それを今浅野議員は各市議会の会派の幹事長会でということを言いますが、幹事長会っていうことは書いていないんですよ。あくまでも法律にのっとるということが優先ですから、開かなければならないというんですから、開かなければならない。そして、開いて「そういう疑念はありませんでしたよ」ということを、その後本人にも話してやったほうがかえってすっきりするんじゃないですかというつもりで、私はその２名の署名のほうの１名として私書きました。これは、倫理審査会を開いて正々堂々と「そんなことありません。そういううわさなんかありません」ということを、審査会の中でしっかりと無罪なら無罪、まあ無罪という言葉変ですけれども、何もないということを……（「言葉選んでくださいね」の声あり）ですから今訂正しました。犯罪ということではありま

せんが、いいか悪いかということがわかるようにやればいいだけなので、開いてくださいと言うんだけれども開かないという、そういう今の議長の姿勢に対して私は疑問を感じております。

それから、３番目の復興調査特別委員会のほうですけれども、それは前回もこれ議題になったんですけれども、そのときは志賀議員のほうから参考人の方に協力してもらうのに、やっぱり１カ月以上前に連絡しないと、なかなか協力してもらえないようなところを今の議長からいろいろ言われて「急に決まった」とか、それから委員長報告をページ数短くして２枚にしろとか、そういうことは今までもこの議場の中で、この３項目については前回の６月のときに討論し合ったわけですからね。その３項目は、皆さんわかっているはずですよ。それを、今私が発言しようとしたときに、「そんなことだったら、何も言うな」みたいな、ここの前でそういうことを言うほうが私はおかしいと思うんです、ここは議論の場ですから。

そういうことで、今の浅野議員に対しては３点申し述べましたが、そのほかに今回はそれ以降、６月定例会以降にこの３カ月間、今の議長が行動をとられていることに対しても全然改まる様子はないということを申し上げて、前回のときも議長辞職勧告出したわけですから、今回も改めてということで出させていただきました。以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君）　その他、質問ございますか。（「なし」の声あり）なければ、これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鎌田礼二君）　ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

まず、佐藤議長辞職勧告動議について反対者からの発言を許可いたします。

４番田中議員。

○４番（田中徳寿君）　政策の会の田中徳寿でございます。

佐藤英治議長の不信任動議に対する反対討論を行います。

先ほど志子田議員から、消防事務組合選出議員の問題という形で言われておりますけれども、全員協議会で議長が裁定をされたことは紛れもない事実なのですから、そのような形で行われていくだろうと思います。結局、いろいろな問題がありますけれども、一度決まったものをひっくり返すということはそう簡単にいかないと思います。そういう形で、まだ同じ問題を取り上げ、いろいろなことを言っていかれることはいかがと思っております。

２番目にある議員の倫理審査会請求の問題ですけれども、前回この問題が何年ぶりかでこの

塩竈市議会である議員に対して倫理委員会が開かれました。そのときに佐藤議長は、先ほど志子田議員が言われるように、何回も何回も幹事長会議を開いて、その幹事長たちの同意を取りつけて倫理審査会を開いたのが今回の前例であります。規則は規則でありますけれども、当塩竈市議会にはある事柄の前例ができましたら、その前例にのっとってやっていくならわしがあるように私は感じております。前回そのようなならわしがなされたのであるならば、今回もやはり幹事長会議での全員の同意がなされるべきだと思います。それが塩竈市議会のよい習慣ではないかと、私は感じております。前回のときにそういうことを反対されればよかったんではないかと、私は思っております。

やはり一つの問題が起きたときに、丁寧に前例をつくり、その前例を全会派が認め合って前回は倫理委員会が行われました。今回もそのような段取りで佐藤英治議長は行ったように私は感じております。やはり、倫理審査会というのは重いものだと思っております。重いものの会議は、やはり全会派のある種の会合でそういう段取りをとってやることに、私はいささかも感じておりません。そういうことがこの塩竈市議会を、ある意味きちんとした運営ができるような議会にしてきたものだと思っておりますので、そのように私は思っておりますので、今の話には乗りたくありません。よろしくお願いします。

３番目の東日本大震災の復旧・復興のスムーズな運営を妨げるということを言われていましたが、14回も開催し、参考人も議長名で呼んでおります。丁寧な運営をされていると思います。くどいくらいに丁寧に委員会を開催されてこられたのが、今の佐藤英治議長だと思っています。歯ぎしりするくらい、丁寧だと思います。強引な会議は開いていないと思います。

それで、もう一つ今回の中で思っておることがあります。市民クラブと日本共産党の議員の方が、この不信任動議に賛成されております。では、なぜ前回曽我副議長は責任をとって辞職したのでしょうか。（「責任ではない」の声あり）責任でないんでしょうか、何なんでしょうか。（「抗議の辞職」の声あり）抗議で辞職をしたんですね。じゃあ、抗議でなぜ今回鎌田副議長は辞職しないんでしょうか。そういうことが普通に行われていくのではないかと、私は思っております。同じ会派で考えていることが、なぜ前回はそういう形で抗議であり、今回はないのか、そのようなことを感じております。

やはり、一度行ったことはきちんとやっていただきたいのが議会だと思いますので、そのような趣旨で佐藤英治議長の不信任の動議に対して反対討論といたします。よろしくお願いします。

○副議長（鎌田礼二君）　次に、佐藤議長辞職勧告動議について賛成者からの発言を許可いたします。

10番菊地議員。

○10番（菊地　進君）　私は、市民クラブの菊地と申します。

今回の議長辞職勧告について、賛成の立場で討論を行います。

先ほど、提案理由で志子田議員が３点を挙げました。そのほかに、二市三町の議長団の会議において「責任をとって」とか、そういった自分の責任転嫁をする議長であったというのも、明白になっています。それで、私は６月定例会での議長辞職勧告決議が賛成多数で可決なされたというのが、大きな理由でございます。本人は反省もなく、提出した２会派に対して「責任を覚悟してのことと考えているのか」とか、また「辞職勧告は軽々に出せるものではない」とか、議員発議に対して疑問を感じることばかりで、自分勝手な判断をしているのは誰なのか。議会議員の質疑・能力にも言及しておりますが、言論の府としての自由闊達な言論は認められております。「緊急動議は絶対してはいけない」と言い、「議会の名誉や権威を著しくおとしめた責任は大きい」という内容のビラを市内に配布しているようですが、私は名誉や権威を著しくおとしめたのは議長本人だと思います。そのことを強く申し上げておきます。

また、先ほど前例というお話がありましたが、２回も議長辞職勧告の動議を出された議長はやめております。以上をもって賛成討論といたします。以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君）　以上で通告による討論を終了いたしました。

採決いたします。

佐藤議長辞職勧告動議について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（鎌田礼二君）　起立多数であります。佐藤英治議長辞職勧告動議については、可決されました。

では、暫時休憩いたします。

午後１時５７分　　休憩

午後１時５８分　　再開

○議長（佐藤英治君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

日程第３　　諸般の報告

○議長（佐藤英治君）　日程第３、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、専決第18号「車両損傷事故による損害賠償額の決定について」、専決第19号「車両損傷事故による損害賠償額の決定について」、専決第20号「除草作業に伴う窓ガラスの破損事故による損害賠償額の決定について」、専決第21号「車両損傷事故による損害賠償額の決定について」、以上４件は地方自治法第180条第２項の規定により、報告第３号「平成25年度健全化判断比率について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、報告第４号「平成25年度資金不足比率について」は同法第22条第１項の規定により、それぞれ９月２日付で議長宛てに報告がなされたものであります。

また、監査委員より議長宛てに提出されました例月出納検査の結果報告２件、並びに企業会計例月出納検査の結果報告２件であります。さらに、塩竈市教育委員会委員長より議長宛てに提出されました塩竈市教育委員会点検・評価報告書平成26年版１件、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長宛てに提出されました平成26年第２回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告１件、並びに宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員より議長宛てに提出されました平成26年第２回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告１件であります。

これより質疑に入ります。

17番伊勢由典議員。

○17番（伊勢由典君）　私のほうから、塩竈市の教育委員会の点検・評価報告書平成26年版でしょうか、平成25年度の実績について何点かお尋ねをしたいと思います。

最初に、３ページのところに小中学校、２ページのところは市内の小中学校の図書の整備状況の事業について触れられております。その中で、事業の関係でいいますと例えば具体的なお話になりますが、玉川小学校がまだ100％になっていない、整備達成度が86％。あるいは、第三中学校が99％、玉川中学校が94％ということで、平成25年度の課題の関係でこうした達成をして、子供さんたちの図書の整備、蔵書をふやしていく課題が求められているんだなというふうに思いますが、最初にこの蔵書数の達成度、他校と比べて低いという、まず最初その理由についてお尋ねします。

○議長（佐藤英治君）　髙橋教育長。

○教育委員会教育長（髙橋睦麿君）　学校図書館整備についてお答えをしたいと思います。

学校図書整備で、文部科学省の標準値に達していない理由についてでございますが、これまで学校図書につきましては小学校、中学校ごとに均等に予算を配分し、各学校の方針にのっとり図書の整備を行ってきております。また震災後、全国から多くの支援もいただいており、平成25年度は文部科学省が定める学校図書館図書標準値の100％以上を９校が達成し、残念ながら３校だけが達成していない結果となっております。３校の達成度の推移でございますが、今議員ご指摘のとおりでございます。

文部省の学校図書館図書標準値の100％に達していない学校の理由といたしましては、過去において学校図書の状況から廃棄する冊数が多かったことによるものでございます。平成26年度は、目標に達していない学校について予算配分を多くしながら、早期の目標達成を目指しているところでございます。

また、市内各校におきまして図書数の整備だけでなく、児童生徒が利用しすく親しみやすい図書館の整備のため図書整備員を配置し、文部科学省の定める基準に基づいて図書の購入及び廃棄により内容の更新を行ったり、学校図書の充実に努めておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君）　伊勢議員。

○17番（伊勢由典君）　わかりました。いろいろかなり古いものも処分したと思われます、廃棄ということですので。

そうしますと、従来過去の決算の審査でも学校図書について蔵書をふやしてほしいという議会の側のさまざまな意見がございましたが、そういう点で教育委員会としてはそれらについて十分予算上の配慮もしているし、蔵書について心がけていると。26年度の関係ではどういうふうに捉えていけばいいのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤英治君）　髙橋教育長。

○教育委員会教育長（髙橋睦麿君）　ただいまの繰り返しになりますけれども、まだ100％を満たしていない学校につきましては、若干の予算的配慮によりまして100％を超えるように配慮してまいりたいと考えておるところでございますし、他の学校につきましてもさらに充実するように気を配ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（佐藤英治君）　伊勢議員。

○17番（伊勢由典君）　ひとつ、どうかよろしくお願いをいたします。

次に同じやつで、これでいいますとページ数は11ページのところになります。そこで、学力

向上として取り組みの課題というのがありまして、これまで学力向上の取り組み（1）というのが一つあって、第２回目平成25年の12月27日に「平成25年度の全国学力状況調査の結果及び塩竈市学力向上プラン素案について」というのが示されております。

そこで、一つはこの問題についてなぜ取り上げたかというと、ことしのニュースの中で学力調査の点数をつけることについて、ある業者が情報流出をしたというのが随分社会問題になっております。私も心配はしているわけですね、当然のことながら。そういうことについて、そういった関連が我が市であるのかどうか、子供さんたちのさまざまな個人情報が流出したというお話ですので、そこら辺も含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤英治君）　髙橋教育長。

○教育委員会教育長（髙橋睦麿君）　以前議員ご指摘の業者の個人情報漏えい問題が報道されましたが、塩竈市内の小中学校で影響はなかったかということについてでありますが、新聞やテレビの報道等で大きな問題となったことから、本教育委員会におきましても市内の小中学校で使用しております学力調査や補助教材について調査をいたしました。その結果については、市内12校中２校において議員ご指摘の業者が作成・分析している標準学力調査を実施していることがわかりました。しかしながら、この学力調査において当該の学校から業者に対して提供する情報は、児童生徒の氏名と出席番号のみであり、それ以外の住所、電話番号等の詳細な個人情報は提供していないことを確認できております。

今後も、これまでと同様に学校において児童生徒や保護者、教職員等の個人情報の保護に努めていくよう指導してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（佐藤英治君）　伊勢議員。

○17番（伊勢由典君）　そうすると、ちょっと再度の確認になりますが、２校はやっていたけれども、情報についての流出の心配はないというふうに捉えてよろしいのでしょうか。再度の確認です。

○議長（佐藤英治君）　髙橋教育長。

○教育委員会教育長（髙橋睦麿君）　情報が漏れたかどうかにつきましては、こちらではちょっと確認はできておりませんが、ただ出席番号と氏名ということでありますので、これが漏れたかどうかについてはこちらとしては確認はできておらないところでございます。

○議長（佐藤英治君）　伊勢議員。

○17番（伊勢由典君）　やはり氏名がその業者によって送られて、名前がわかったわけですよね。

出席番号までわかっている。住所等が明記されていないということはそのとおりでしょうけれども、やはりこれは今回の社会的な事件になって、個人情報の漏えいという問題が大きな問題として取り上げられていますので、ぜひ今後の取り扱いは先生方にとってとうんと大変だと思うんです、学力向上の学力の調査についてのテストの評価をしなきゃないわけですから。しかし、かかる問題についてはやはり十分配慮していただいて、情報が漏えいしないようなひとつ対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に最近のニュースで、静岡県の県知事が学力向上についての学校長名を公表したと。これは、さすがに文科省の大臣も「これは法規違反でないか」と、こういうふうなことでの報じ方がされております。私どもとしては、やはり学力テストについて序列化するのでやめるべきだという立場ですが、それぞれの教育委員会にこの問題は委ねられているというふうに私どもお聞きしているんですね。その辺の考え方、立ち入り方についてどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤英治君）　高橋教育長。

○教育委員会教育長（髙橋睦麿君）　さきの議会でも、この件については取り上げられたかと思うんですが、教育委員会といたしましては公表はしていかないと。過度な競争や、それから誤った形での学力感というものに陥らないために、子供たちの本当の意味での学力を担保するという観点から、数字のみひとり歩きするようなことのないようにということで、公表はしないという方向を定めているところでございます。

○議長（佐藤英治君）　伊勢議員。

○17番（伊勢由典君）　教育委員会のそうした点については、今後ともくれぐれも進めていただきたいというふうに思います。学力向上は、言ってみれば息の長い営みですので、子供さんたちを成長させていくという点で大事な課題ですので、ひとつそういう立場で臨んでいただきたいと思います。

次に26ページのところで、塩竈市の庁内相談センターの運営事業というのが、27ページ、28ページに載っております。そこで、隣の28ページのところで教育相談の個別相談について、①相談者別人数というのがあります。これで見ますと、例えば平成24年度305件から平成25年度が252件と、平成25年度は前年よりも小中高校生ですか、18歳以上の相談件数が減った。全体で18％の減少というふうになっているようであります。この時期は、たしかこちらの本町公民館にあった相談センターですか、がこちらの東玉川の公民館のほうに移られた時期だと思いま

すが、その辺が影響しているのかどうか。やはり、親御さんにとって相談すべき場所があるというのは、子供さんたちをしっかり学校に送り出す上で親御さん自身も悩みを打ち明けるという場所、ところにもなりますので、その辺が影響しているのかどうか、ちょっと確認だけさせていただきます。

○議長（佐藤英治君）　髙橋教育長。

○教育委員会教育長（髙橋睦麿君）　相談人数が平成25年度に減少した理由、及びセンター移転との関係についてでありますが、平成25年度と平成24年度を比較すればご指摘のとおり減少しております。しかし、平成25年度は平成22年度の248人、平成23年度の249人とほぼ同数であります。305人となった平成24年度の相談人数の増加が大きかったものと捉えております。相談センターの移転に伴う影響につきましても、著しい影響はなかったものと認識しておるところでございます。増加の理由は明確ではありませんけれども、平成24年度はこの表から見ますと不登校に関する相談や、性格、行動、進路、適性に関する相談が多く、相談者別で見ると母親からの相談が急に多くなったことを確認しておるところでございます。以上です。

○議長（佐藤英治君）　伊勢議員。

○17番（伊勢由典君）　やはりお母さんたちですかね、ご父兄の子供さんたちへの心配事は常々ありますので、場所が移られてもやはりそれぞれ丁寧に、そして子供さんたちが立ち直っていく機会として相談活動は充実させていただきたいし、場所がちょっと公民館になってしまいましたので、プライバシー等についても十分配慮した対応をくれぐれもお願いをして、この件についての質疑は終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　10番菊地　進議員。

○10番（菊地　進君）　私からは例月出納検査の結果について、監第18号についてちょっと教えていただきたいというか、確認をしたいと存じます。

　平成26年の４月、５月、６月の現金出納状況の中で、収入未済額が総額101億円とあるようですが、この額がこの時点でどういう意味をあらわすのかというのが、第１点。

　あと、一般会計分として35億3,447万円ありますが、国保、そういうものがあるんですが、あと教えていただきたいのは、ページでいいますと３ページの収入のほうの合計と、次のページの支出のほう、まず収入より支出のほうが多いように見受けられます。それは、国保事業が34億3,225万円、下水道が１億6,283万円、介護保険が28億6,000万円とありますが、各事業を推進していく上で、収入済額より支出のほうが多い。国保会計なんかは収入が８億4,694万円、

支出が11億7,983万円と、支払いのほうが多いようなんですが、そういったときの資金繰り等はどのようになされているのか、監査として「そういうものが常にあるから大丈夫ですよ」というのか、その辺の回答をちょっと教えてください。

○議長（佐藤英治君）　高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君）　平成26年度監査18号という部分の、まず１ページに記載されております収入未済の関係についてご回答いたします。

　全体的に、１ページになりますけれども、一番下の欄で収入未済額が101億円という形になります。これは４・５・６、３カ月、６月末時点ということになりますけれども、収入未済額が非常に大きいんじゃないかということだと思います。例えば一般会計の場合ですと、特に税ですけれども、税を賦課した時点で調定を行うという形になります。それから歳入が分割される形で、毎月ではないですけれども、１カ月置きとかという形で入ってくる。一番最初の段階で、全額を上程するという形になりますと、どうしても収入未済額が年度の初めの段階で大きくなってくる。それと同じようなことが、国民健康保険会計でも言えますし、介護保険でも言えるという形で、この３つの会計につきましては年度当初は収入未済額が非常に大きいという形になってまいります。

　それから、第２点目の２ページと３ページ、２ページには各会計ごとの歳入、３ページには歳出額という形で書いておりますけれども、この差し引きをすると歳入のほうが足りないというか、歳出のほうが大きいと。それで、資金繰りはどうなのかということのご質問だと思います。それで、確かに会計ごとに分けていきますと、年度当初の部分で収入が少ないという形になっておりますけれども、現金ベースといいますか、それでは各会計とか基金、それからこの時期ですと前年度の決算に伴う剰余金とかあと繰越金とかというのがありますから、そういったものをプールにした形での運用資金的にはやっておると。

　根拠としましては、会計規則の中で会計間で歳入現金の繰替使用についてはオーケーだという形での規定がございますので、それに基づいて資金ベースでは総括的にといいますか、全体含めてやっているというのが実態です。それで、現金自体は現在のところは足りなくなっていないと、基金にかなり大きい金額持っていますので、資金的には不足していないという状況で、この３カ月間で一時借り入れはなされていないという状況にあります。以上です。

○議長（佐藤英治君）　菊地議員。

○10番（菊地　進君）　収入未済額の件につきましては、わかりました。

それで、国保を例にすると約３億円ほど資金が不足なんだけれども、各会計間からのやりくりでそれはオーケーだよという認識が今示されました。そういう会計間のやりくりで、例えば限度額とかそういうのは決めてあるんですか。もう、幾らでも余裕があれば出せるというふうな仕組みになっているんでしょうか、教えてください。

○議長（佐藤英治君）　高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君）　現在の会計規則では限度額決めておりませんので、資金が余裕があればできるだけ外部から借りないようにというのが原則だと思いますけれども、その中で資金の融通といいますか運用を図っているというのが実態です。

○議長（佐藤英治君）　菊地議員。

○10番（菊地　進君）　限度は決めていないと。しかしながら、例えば先ほど監査委員さんが説明されていました「基金とか、今いっぱいあるんで」というふうな、それは例えば「災害に関係して特別交付金とか、そういうのが今あるからだよ」という説明だと認識するものです。では、そういうものが全部事業として使われてなくなった場合、そういうのも予測されるんでないかなと思うんですが、そういうときには一時借り入れとか、そういった金融機関等からの借り入れ等もあり得るという認識でよろしいんですか。

○議長（佐藤英治君）　高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君）　ちょっとそこまで私のほうからお答えすべきかどうかわかりませんけれども、まず現段階では復興交付金とかの基金がかなり大きいということで、それを有効に使って借り入れはない状態になっております。ただ、いわゆる市の行政改革がかなり進みまして、震災直前くらいには一借りをしないでも済むというような状況がありましたので、この復興交付金がなくなった時点でそういう状態になっているか、またもう少し厳しい状態になっているかどうかという部分については、ちょっと私のほうではわからない状況です。

○議長（佐藤英治君）　菊地議員。

○10番（菊地　進君）　安定した経営ができますように、資金繰りができますように、監査としては見守っていただきたいと存じます。

それで、次に教育委員会の点検評価報告について質問させていただきます。

ページでいいますと26ページ、けやき教室の運営についてであります。それで、このけやき教室の件で、今二市三町で25人の方が平成25年は利用なされていたと。塩竈市が12名、多賀城市さんが８名、松島町さんが１名、七ケ浜町さんが２名、利府町さんが２名ということなんで

すが、これの運営のもととなるのは県の事業だったと思うんですが、それでよろしいんでしょうか。

○議長（佐藤英治君）　高橋教育長。

○教育委員会教育長（髙橋睦麿君）　けやき教室の運営方法についてのご質問かと思います。教育委員会では、学校不適応児童生徒の個々の状態に応じた指導を行うことにより、学習意欲・自立心・社会性等を育てて、学校生活へ復帰を図ることを目的に、けやき教室を設置しております。家に引きこもりがちな子供たちにとって、けやき教室という別の環境に身を置くことは、段階的な学校復帰のためにも必要不可欠な施設であると認識しております。

　平成11年度までは宮城県が運営し、平成12年から平成25年度までは二市三町で負担金を出し合い、専門指導員２名と指導員１名を配置し運営してきたところであります。しかし、今年度から松島町と七ケ浜町がそれぞれ個別の運営を希望されたため、運営総額を見直し、指導員の報酬額や開所日数を工夫するなど苦慮しながら、２市１町で運営している状況であります。教育委員会といたしましては、昨今の塩竈市内の不登校の状況を踏まえ、けやき教室の果たす役割はますます大切になってくるものと考えており、今後とも県内のけやき教室の中で歴史のある教室として運営し、児童生徒が学校に戻れるよう支援を続けてまいりたいと考えておるところであります。以上です。

○議長（佐藤英治君）　菊地議員。

○10番（菊地　進君）　どうもありがとうございました。今年度からは２市１町での運営だということなんですが、資金的なものもちょっと苦しくなるのかなと思いますが、引きこもりの子供さんやら不登校の子供さんに対して、よりよい教育環境の推進ということでお願いしたいと思います。

　そこで、ちょっと不登校の子供が塩釜地区では少し多いんではないですかというふうな話があるんですが、不登校と引きこもりの実態について、教育委員会としてどのような認識をされているのか、そしてその子供たちに対してどういうふうな処遇をしていっているのか、ちょっとご説明を願いたいと存じます。

○議長（佐藤英治君）　高橋教育長。

○教育委員会教育長（髙橋睦麿君）　30日以上休んだ児童生徒を不登校児童生徒と言うわけでありますが、塩竈市内における不登校対策についてであります。不登校は、学校教育の根幹にかかわる深刻な課題であり、未然防止や解消のために教育委員会、各小中学校は全力で取り組ん

でおるところでございます。各校では、学級担任を中心にサポートチームをつくり、一人一人の事情に応じて家庭訪問や電話連絡を通して保護者への協力を求めるなど、組織的かつ段階的に取り組んでおるところでございます。

具体的な取り組みとしては、わかる授業・魅力ある授業づくり、信頼し合える学級づくり、自主的活動・体験的活動や不登校傾向の子供、この不登校傾向というのは月に７日以上休む児童生徒をいいます。についての定期的な情報交換、定期教育相談やチャンス相談に努めておるところでございます。また、不登校傾向までには至らないけれども、不登校ぎみになった児童生徒、６日未満休む児童生徒です。学級担任を中心にサポートチームをつくり、家庭訪問や電話で保護者へ協力を求めること、補充的な学習支援等を行い、個に応じた対応に努めております。さらに不登校が長期化した場合には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭を加えたサポートチームによる支援、状況によっては塩竈市青少年相談センターのカウンセラー相談、けやき教室などへの入所を勧めるなど関係機関と連携しつつ、段階的な登校や学級復帰を促しているところでございます。

先ほど議員から現状についてというお話でありましたが、昨年については宮城県が中学校でワースト１という数字、本年度についてもそういった新聞記事がありましたが、昨年度につきましては塩竈につきましてもかなり不登校が多いという現状でありましたが、今年度になりまして割合が若干下火になったというところでございます。以上であります。

○議長（佐藤英治君）　菊地議員。

○10番（菊地　進君）　ありがとうございます。

それで、学校の先生も大変だなというのがかいま見えるんですが、例えば不登校傾向のお子様、そして不登校ぎみのお子様の担当というのは、普通の担任を受け持っている先生がなされて、その先生が普通の授業のほかにこういった不登校ぎみの生徒さんとか不登校傾向の児童生徒さんを、手助けというか、かかわっていっているという認識でよろしいんですか。

○議長（佐藤英治君）　髙橋教育長。

○教育委員会教育長（髙橋睦麿君）　基本的には、学級担任が連絡をすることが多いわけですが、先ほども申し上げましたとおりなかなか骨の折れる日々の活動でございますので、サポートチームをつくって学年単位、もしくは学校の管理職等も含めてサポートチームをつくりまして、適宜交代で連絡をするとか対応するとかということで、チームで行うように指導しておりますし、そのように学校で行っていると思います。ただ、学級担任が手を離れるということはない

ですので、このことでかなり担任の先生方にお忙しい思いをかけているなということは現実でございます。以上です。

○議長（佐藤英治君）　菊地議員。

○10番（菊地　進君）　ありがとうございました。心配するのは、学校の担任の先生がやっぱり自分たちのある程度の、30人学級だったら30人の児童生徒のことを考えていればいいと思うんですが、それ以外にこういった不登校の児童生徒のためにもサポートチームをつくってやっているんだっておっしゃいますが、やはり学力向上とかそういうのを考えますと、このサポートチームというのをもっと充実されまして、先生はやっぱり自分の受け持った担当しているクラスを見守っていけるよう、そして勉学を教えてもらうよう、さらに進めていただきたいと思います。

そして、あと23ページの就学援助制度の中で、要保護・準要保護と、毎年私これ質問しているんですが、若干生活的に昨年よりほんの気持ち小学校は金額が下がりましたが、中学校は上がったと。こういうことで、家庭のことを言って申しわけないんですが、やっぱり家庭環境というのを何とか充実してもらって、子供が本当に気兼ねなく学校で授業を受けられるような、そういった学校側が家庭に入り込んで、生活のことは言いづらいとは思うんですけれども、そういった意味でやっぱり社会教育とかという言葉もありますので、家庭教育も十分に指導なされるような、そして子供が健全に学校に難なく行けるような、そういった教育委員会の働きがますます重要になるんでないかなと思いますので、今後さらなる要保護・準要保護の支援を受ける子供が少なくなるような教育委員会としての働きかけとか、そういったものをお考えであれば説明していただきたいと思います。

○議長（佐藤英治君）　髙橋教育長。

○教育委員会教育長（髙橋睦麿君）　まずは、要保護・準要保護生徒と不登校の関連性というところについて、お答え申し上げたいと思います。

平成25年度の塩竈市内全体の要保護・準要保護児童数は、694名であります。そのうち38名、5.5％が不登校となっております。市全体の不登校率の2.8％と比較しますとやや高い数値であり、要保護・準要保護と不登校の関連性については今後とも注目していかなければならないと考えているところでございます。このような状況を踏まえまして、就学援助を少なくするようにというお話でございましたが、今後とも就学援助制度による経済的支援というのは継続して、安全・安心な落ちついた学級づくりと学級授業づくりに努めながら、個に応じた対応を継続す

るよう指導してまいらなければならないと考えておるところでございます。

場合によりましては、就学援助の書類をなかなか書けないということを理由に出さない家庭もございまして、こういったところについてはよく家庭のことをわかっている担任が、その状況を判断しながら就学援助を進めたりというようなことで、子供が安心して授業に向かえるような、そういったことということで押し進めているところでございます。以上であります。

○議長（佐藤英治君）　菊地議員。

○10番（菊地　進君）　いろいろご苦労が感じられます。本当に未来を担う大切な子供の教育について、家庭のことやら学校のことやらいろいろ質問させていただきましたが、やはり基本となるのは生活基盤の充実というのも必要でなかろうかなと思っていますので、援助を必要とする子供さんには手厚くというか、本当に真剣になってやっていただいて、そして家庭で努力すれば自立できるというんであれば、そういった考え方もなかなか家庭でそういった説明指導というのはしづらいと思いますけれども、塩竈市全体のことを考えればやっぱりそういうものもしっかりとしていただくことをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君）　１番浅野敏江君。

○１番（浅野敏江君）　それでは、私のほうからも何点かお聞きしたいと思います。

私のほうでは、教育委員会のほうで出されました塩竈市の教育委員会点検・評価報告書についてお尋ねいたします。まず、今回の26年度版のこの評価報告書についてですけれども、大変中身が事業ごとに分類されておりまして、見やすく大変わかりやすかったので、その点について大変評価しております。大変ありがとうございます。その上で、何点かご質問させていただきます。

まず初めに、２ページの小中学校の図書整備事業についてですが、今回報告にありますように蔵書が大変ふえてきたと。ほぼどの学校も100％に近くなったということは、大変喜ばしいことであります。先ほどの質問の中でも、100％に達していないところは廃棄している部分があって、今後予算もつけられていくということですので、期待されるところかなと思っております。その点でお聞きしたいのは、現在これまでも継続していたと思いますが、各学校での子供たちが本に親しむという観点から朝の10分間の読書運動というのは、継続されているのでしょうか。

それから、第三小学校の中で、お母様たちのご協力のもとに読み聞かせがあったというのを以前お聞きしているんですが、そういった事業は今現在継続されているのか。その点について、

まずお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤英治君）　高橋教育長。

○教育委員会教育長（髙橋睦麿君）　朝読書運動についてかと思いますが、全ての学校で行っております。ただ、毎日というところもありますし、朝自習といいましてほかの教科をやる、そういう日も設けている学校もございます。それから、10分間の読み聞かせ運動についてでありますが、ご指摘のとおり三小、それから玉川小学校ではお母様方によるボランティアによる読み聞かせが今も行われております。その他の小学校につきましては、教員が読み聞かせを行う。それから、浦戸二小におきましては中学生が小学生に向けて読み聞かせを行うというような活動を行っているところであります。以上です。

○議長（佐藤英治君）　浅野議員。

○１番（浅野敏江君）　やはり本をふやすというだけでなくて、子供たちがいかにそれを利用して、また心の栄養を詰めていくかということが大事ですので、今の教育長のご報告を聞きまして大変安心いたしました。その上で、子供たちがより本に親しめるような努力といいますか、楽しい行事、そういったものもいろいろ工夫していただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

　次に、11ページの塩竈市教育アドバイザー事業についてお尋ねいたします。

　この事業の目的は、今日子供たちを取り巻く教育環境が震災の影響なども含めて、先ほどのご質問にも多々ありましたように複雑化、多様化しております。子供たちの学習意欲の低下とか、また問題行動の課題に対する教育専門家のアドバイスを受けて、今後の教育の方向性を求めようとするという内容だと認識しておりますが、23年度の実績を見ますと３回開かれております。その中で、特に不登校対策の取り組みと課題については２回行われておりまして、先ほど教育長のほうからも今年度その効果があらわれているかのようにご報告を聞いたようでございますが、そういった点でどのような具体的なお話し合いがあって、そして今年度どのような対応をされて今の現状になっているのかお聞かせください。

○議長（佐藤英治君）　高橋教育長。

○教育委員会教育長（髙橋睦麿君）　まず、教育アドバイザー会議におけます不登校対策への評価といいますか、そういったことについて申し述べたいと思います。

　平成25年度の塩竈市教育アドバイザー会議におきまして、不登校や学力の問題などを解決するためには、その前提として学校全体が落ちついていることが第一である、つまり生徒指導が

大前提であるという意見を踏まえて、アドバイザーの先生方から塩竈市内の学校はこれまでになく落ちついている状態であるという評価をいただいておるところでございます。安心・安全に勉強ができること、できる授業・わかる授業が進められていることなど、学校の努力が実を結んできているんではないかというふうに認識しておるところでございます。また、不登校の予兆に対して、「初期対応が重要である。スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、先生方、養護教諭が専門的知識や経験を連携させるとよい。個に応じた支援計画を立てて、変化を見ていくことが重要である」などのご助言をいただいておるところでございます。

不登校対策の具体的な取り組みについては、先ほど菊地議員からのご質問に対しましてご答弁いたしましたので繰り返しませんが、１つだけ児童生徒の健全育成を目的として設立いたしました「アルカス　塩竈」という団体がございます。市内の小中児童生徒会が会議を持って、いじめ撲滅スローガンをつくりました。スローガンの定着によるいじめのない学校づくり、ひいては安心して登校できる学校実現のために、各学校で工夫した取り組みを行っておるところでございますが、こういった子供みずからが行う活動、そういったものによって学校がより安心・安全に過ごすことができるということが、不登校を減らすことにも役立つだろうということで押し進めている事業でございます。

次に、不登校対策の成果についてでございます。担任や養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどが連携してきめ細かく対応しており、不登校が増加した平成24年度の不登校児童生徒の割合3.0%から、平成25年度は若干ではありますが2.8%ということで、減少が見られておるところでございます。

また、不登校生徒の進路状況については、不登校生徒の約９割が希望の高等学校へ進学し、若干名が就職しておる状況でございます。このようなことから、学校における個に応じた不登校対応がなされているものと考えておるところでございます。今後とも、教育委員会においては新たな不登校児童生徒を生み出さない風土の醸成を基本としながらも、不登校解消のために個別的にきめ細かに粘り強く対応してまいりたいと考えておるところでございます。以上であります。

○議長（佐藤英治君）　浅野議員。

○１番（浅野敏江君）　ありがとうございます。本当にきめ細かな対応を図っていただいております。

そこで、今お話の中で不登校を出さない、そういった兆しを食いとめるということが大事だ

と、本当にそのとおりだと思っております。今現在、不登校になってしまったお子さんに対しては、本当にさまざまなソーシャルワーカーの方、もちろんご家庭で一番悩まれていると思いますので、そういったご両親に対するさまざまなアドバイスやお声がけが大切かと思っております。

そこで、これはちょっと聞いたお話なんですけれども、朝子供たちが登校するときに見守隊のおじさん、おばさんたちが通学路で子供たちを待ち受けて「おはよう」と声をかけていただいていることは、大変安心・安全につながるなと思っております。その中で、ちょっとうれしいお話を聞いたんですが、やはり子供たち、特に新入生とかまた転校生とかというのはまだまだお友達もできなくて、下を向いて学校に行っている子が多い。その中である方が、いきなり胸にある名前を見て、「何とか君、じゃんけん」というふうにしていきなりじゃんけんぽんをされたらしいんですね。子供は反射的にチョキとかパーとか出して、じゃんけんしたと。そこで、にっこり笑って元気になった。何回か繰り返すうちに、向こうから「じゃんけんおじさん」と言ってじゃんけんをしてきた。そのほかの子供たちはみんなそのおじさんとじゃんけんをして、朝ちょっとした触れ合いですけれども、元気に学校に登校しているというちょっとうれしいお話を聞きました。

本当にそういった意味で、朝晩顔を合わせる子供たちと地域の方たちがこのようにして支えていただくという、そこが塩竈の子供たちにとって幸せな環境づくりの一歩でないかなと思っておりますが。ぜひそういった意味でも、こういったサポーターの方たちも評価していただきたいというと言い方変ですが、ぜひそういった点も皆様のほうからご努力に感謝していただき、お声をかけていただければまた違うんでないかなと思っていますが。その点ちょっと教育長、どのようなお考えかお聞かせください。

○議長（佐藤英治君）　髙橋教育長。

○教育委員会教育長（髙橋睦麿君）　サポーターの皆様には、日ごろから本当に感謝しております。子供たちが安全に登下校できる、そして名前を覚えていただいて声がけをしていただいていることも承知しておりますし、大変感謝しております。そういった集まる会もございますので、そういった際に再度感謝を申し上げていきたいなと思っております。

それから各学校においては、朝の登校時に教員、それから生徒が出まして、朝のあいさつ運動をして気持ちのよい一日を送ろうということで行っておりますし、中には元ＰＴＡの会長さんだったということを縁に、役員を退いた後もずっと通って挨拶運動を続けていらっしゃる方

もいます。こういったお一人お一人の思いが子供たちを育てていくんだなということで、これもまた感謝をしているところでございます。今後とも、推進するように声がけをしてまいりたいと思っているところであります。ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君）　浅野議員。

○１番（浅野敏江君）　ありがとうございます。ぜひ子供たちが健全に、そして先ほどお聞きしましたように不登校だった子供たちも自分の希望する学校に進むと。やはり高学力、そして学習意欲というか、自分ももっと勉強したい、もっとよくなりたいという気持ちはどのお子さんにもあります。やはり、担任の先生との信頼関係が一番だと思いますので、そこを機軸にまたさまざまな方のサポートをいただいて、どの子も本当に希望ある未来に進んでいただきたいと思いますので、今後とも教育委員会のご努力を頑張っていただきたいと思いますので、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君）　11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃君）　私のほうからは、専決第18号と第19号の車両損傷事故による損害賠償額の決定についてということで、専決これ４件出ているんですけれども、そのうちの２つをお聞きします。

　それで、資料１の１ページに専決第18号の説明あるんですけれどもね、ここに書いてあるのはね。それと、写真は№.１の２ということで、そちらのほうにも場所と写真が事故の関係、出ています。これ、見れば大体わかるようにはあるけれども、私聞きます。見ればわかるんですけれども、なぜ聞くかというと、こういうふうな事故が、最初のこの18号聞きますけれども、ここのところは非常に急な傾斜だったので、近所の方はそこ場所わかっているから、注意して走っていたのでそういうことはなかったんですけれども、今回この事故にお遭いになった方は遠くのほうの住所になっていますので、訪ねてくるとわからないんですよね。それで、道路構造上そのようにバンパーが引っかかるということで、市の過失割合が10割と書いてあるんで、ここが問題だなと。やっぱり、これは10割ということは本当は道路を直すべきところだったんだと。

　というのは、この場所は私のところの町内会なんですよね。それで、十何年か前にも、そこら辺のところ余り急なので「何とか落差を少なくしてください」ということを要望して、一応は工事は前のときにやってもらったんですが、最終的にはそこにある側溝の部分の高さを上げないとその勾配の解消はできないということで、側溝を上げるということになると大がかりな

工事だということで、その後十何年間そのまま延びていたところに、今回このような事故になったと思うの。

それでこれからどうするのかも含めて、まず最初にこの専決18号の事故の状況と道路状況をご説明願いたいと思います。お願いします。

○議長（佐藤英治君）　鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君）　お答えします。

先ほど議員のほうからありました18年前から要望したという件については、ちょっと私も認識不足で申しわけありません。今回のこの長沢町の坂道と市道との接点の部分で、車両のバンパーをこすった事故に関してなんですけれども、管理道路が坂道で下の道路が市道となっています。それで、今議員のほうから意見ありましたけれども、側溝が沈んでおりました。今回過失が100％ということは、保険会社さんのほうとも立ち会いしましたけれども、すり傷があったと、現場にですね。それで、これはもう道路管理瑕疵があるだろうということで、100％になっております。

それで、今回の対応なんですけれども、一応下り勾配のところと本線部分との接続部分で、今回の件につきましては申しわけありません、18年前の要望をちゃんと対応しておけばよかったのかもしれませんけれども、写真で見ると２ページ目にグレーチングの側溝が、写真ではおわかりだと思いますけれども、ここのところが本線部分の市道のほうのところから下がっていまして、より急角度で来て側溝が低かったものですから、本線部分のほうの舗装にバンパーがこすってしまったということでしたので。この事故発生以来、現地見まして、前後のこの本線部分の側溝を全部高さ調整して、上げました。それで、舗装も本線部分とこの坂道の管理道路のほうも、舗装のすりつけを行いました。それで、車両の上からおりてきて曲がるときの実地もやりまして、もう接触ならない状態にはなっております。

本当に、18年前に要望受けて直しておけばよかったものを、申しわけございませんでした。

○議長（佐藤英治君）　志子田議員。

○11番（志子田吉晃君）　部長は最近来られたんで、部長のせいでなったということじゃないですから、それはわかりますけれども。

ただ、もう一つここの１ページ。１の２の１ページに地図書いてあるんだけれどもね、ここの相手方車両と書いてあるここのところの右側の文字で事故現場と書いてあるところ、ここの交差点も同じくらいの２カ所急な勾配なんですよ。どっちかというと、もう一方のほうが勾配

が急かなと思うんですけれども、そこのところやっぱり今の角度では、これは普通車両でできたんですけれども、床の低い車両で事故になったときも何か「市のほうの責任だ、道路のことは」ということになると、これからも出ないとも限らないんで、こういう「出たときに直しなさい」って、私は合図だと思うんですよ。今直さないと、ことし直さないと、あと十何年間直らないんじゃないかと。だから、「ことし直しなさい」っていう私は警告なのかなと思って考えておりましたので、今度この間の補修で終わりなのか、やるつもりはないのか、もう一度専決18号のことでお聞きします。

○議長（佐藤英治君）　鈴木部長。

○建設部長（鈴木正彦君）　今回の事故を踏まえまして、市内で一斉点検しました。それで、このような場所、急角度で接する場所はいっぱいありますけれども、主要な幹線道路に関してはこういった危ないというか、側溝をするような場所はございません。いわゆる管理道路におきましては数カ所ございました、急勾配の接する場所ですね。そのところでも実地検証しまして、側溝、バンパーとかするおそれはありませんけれども、なかったことは確認していますけれども、やはり初めて通る人がスピード出して下り坂を下っておりたりするとき、曲がるとき、そういったことにも対応して最徐行の看板を設置してございます。

　今議員おっしゃるもう一つ隣の交差点のところですか、そこに関してもこの通りは舗装の落差がなかったものですから、大丈夫だろうということではいましたけれども、なおもう一度確認させていただきます。

○議長（佐藤英治君）　志子田議員。

○11番（志子田吉晃君）　どうもありがとうございます。この事故を契機として、ほかの市内の危険なところも点検してもらったみたいですから、引き続き市内道路全部点検お願いしたいと思います。

　それと、この専決19号のほうもお聞きしたいんですけれども、こちらのほうは過失割合が50%ということなんですけれども、写真も出ているので道路陥没というか、ひび割れした道路のコンクリート破片が剝がれ落ちたという陥没でしょうかね。こういうところでなったということでございますけれども、この考え方ね、市の過失割が５割。それと、このくらいのというと変ですけれども、市内の至るところに亀裂ができているところはいっぱいあって、なかなか震災後追いついていないところがあるんで、これからもいっぱいこういう事故が起きそうだなと思って聞いているんです。それで、事故起きるたびに「市の道路管理が悪い」と言われたん

では困るでしょうから、その辺のところ点検のこれからの仕方と道路整備の仕方、それから市の過失の割合が５割という考え方について、お答えお願いします。

○議長（佐藤英治君）　鈴木部長。

○建設部長（鈴木正彦君）　まず、初めに過失の割合でございますけれども、ここの場所、魚市場の近くの直線の道路でございます。今回の保険会社さんとのやりとりで、道路直線部分ではありますけれども、過去に事故がなかったと。この場所では。だから予見の可能性とか回避の可能性があるということで、今回本市と相手方の割合が50％ずつ。要は前方不注意という、簡単に言うと「前をよく見ていれば、回避できたでしょう」という意味があって50％になっているということです。

それから、議員今おっしゃられたとおりなんでございますけれども、５ページの写真のとおり亀甲状のクラックが、だんだんクラックのすき間がもっと広がって、舗装の表面が飛び出します。陥没というと誤解を招きますけれども、道路全体が沈下的な意味合いにとられますけれども、いわゆるポットホールということで舗装の合材がブロック状になって飛んじゃって、そこがボコボコになるということで、この５ページ目の写真は事故後の写真なんですけれども、市内パトロール、直営でもあと業務委託でも今やっております。それで、もうここはすぐ剝がして、あるいは穴を見つけたらすぐ常温合材って職員でもできるアスファルト合材ですけれども、それで穴埋めを行い、さらにそのままではあと劣化しますので、舗装を委託業者さんに頼んでちゃんと打ちかえするというふうな作業をやっております。

それで、もう見つけたら直すということで指示はしていますけれども、実際今回職員による点検、新浜町のところのパトロールは４月28日にここを通っております。歩きながらというよりも走りながら、走行しながら皆チェックしながら行くんですけれども、その時点ではこの穴、いわゆる舗装の穴がなかったということだったんですけれども、今回の事故が５月16日、その次の月に起きてしまったということで、ちょっと職員による補修も強化しまして、これは数字的なあれから言いますと、去年１年間分をほとんど５月末現在で、職員による穴埋め、先ほど言いましたけれども穴埋めをやっていまして、それから維持管理業者さんにその後委託して舗装後修繕工事、これも去年の７月末現在でしたけれども、数字を拾ったところ去年の１年間分の半分以上をもう７月末現在でやっているということで、我々土木課職員少ない人数ですけれども、とにかくくまなく回りながら、あと委託業者に連絡して緊急な場所から補修しているというのが実態でございます。

もう一つつけ加えさせていただきますけれども、新浜に限らずなんですけれども、市内沿岸部ということで復旧・復興工事、県のほうの漁港工事ですね、漁港工事が悪い云々と言っているわけじゃなくて、市の工事もいっぱい今出ています。ですからそういった面も含めて、工事関係車両の重車両通るところをこれから特に重点的にチェックして、やはり重車両によるこういった損傷が大きいものですから、そういったところを重点的にパトロールしていこうというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤英治君）　志子田議員。

○11番（志子田吉晃君）　どうもありがとうございました。頑張ってやってもらっているんで。

ただ、今部長の説明あったように、１カ月前のときは大丈夫だったんだけれども、こういうふうになったということですから、こういうふうにひび割れ入っていたところ、「ここよりももっとひどいところあるから、そっち先だ」なんてやっていると、すぐこういう事故になりかねないという今回証明だと思いますので、予算のことなんか言っていないで、事故になればそれ以上かかるんで、今の説明で予算出すほうの方の認識もわかったでしょうから、いっぱい使っていただいて早く直してもらいたいと思います。あとこれ以上は、私は道路管理のことで一般質問上がっていますので、そちらで聞きたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤英治君）　これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君）　ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。再開は15時20分といたします。

午後３時０５分　　休憩

午後３時２０分　　再開

○議長（佐藤英治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

日程第４　　認定第１号ないし第３号

○議長（佐藤英治君）　日程第４、認定第１号ないし第３号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤　昭市長。

○市長（佐藤　昭君）（登壇）　ただいま上程されました認定第１号から認定第３号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第１号塩竈市一般会計及び各特別会計決算についてでありますが、一般会計と10の特別会計を合わせまして、歳入は721億6,718万738円、歳出は627億4,667万4,753円の決算となっております。歳入歳出差引額は94億2,050万5,985円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源78億6,299万4,310円を除きますと、実質収支は15億5,751万1,675円の黒字となっております。

次に、各会計ごとに概略を説明申し上げます。

まず一般会計でありますが、歳入が505億9,113万2,341円、歳出が413億2,775万3,939円、差引額が92億6,337万8,402円となっております。このうち、災害復旧事業等の翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は14億895万8,342円となりましたので、７億495万8,342円を財政調整基金に繰り入れ、残る７億400万円を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に特別会計でありますが、交通事業、漁業集落排水事業、公共用地先行取得事業、及び土地区画整理事業につきましては、いずれも歳入歳出同額の決算となっております。国民健康保険事業につきましては、歳入歳出差引額１億3,514万359円基金に繰り入れをいたしております。決算後の基金が約８億円となりますことから、今後の活用方策を検討いたしてまいります。魚市場事業につきましては、歳入歳出差引額181万5,000円を翌年度に繰り越しをいたしております。下水道事業につきましては、歳入歳出差引額675万9,250円を翌年度に繰り越しをいたしております。介護保険事業につきましては、歳入歳出差引額203万1,174円を基金に繰り入れをいたしております。後期高齢者医療事業につきましては、歳入歳出差引額1,138万1,800円を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に、認定第２号塩竈市立病院事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。

市立病院事業会計でありますが、収益的収支では収入総額が30億1,782万1,524円、支出総額が27億8,015万8,990円となり、税抜きの損益計算による収支差し引きでは２億3,766万2,534円の純利益が生じております。また、資本的収支では収入総額が２億5,636万2,318円、支出総額が４億4,469万5,590円となり、収支差し引きで１億8,833万3,272円の不足が生じております。これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額380万2,759円、及び当年度分損益勘定留保資金１億8,453万513円により補塡をいたしております。

平成25年度は市からの繰入金を含む現金収支は8,754万円、繰入金を除いても3,054万円の黒

字を達成し、平成17年度末に最大で24億3,100万円でありました累積不良債務の全てを解消することができました。しかし、改革プランの目標でもある減価償却費を含んだ経常収支ではいまだ2,986万円のマイナスとなっているところであります。

次に、認定第３号塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算つきましてご説明を申し上げます。

まず利益の処分でありますが、平成25年度に生じた利益につきましては、地方公営企業法第32条第２項の規定により、剰余金処分計算書案のとおり処分するものであります。決算につきましては、収益的収支では収入総額が17億1,779万8,985円、支出総額が14億1,791万5,442円となり、税抜きの損益計算による収支差引では２億9,523万5,571円の純利益が生じ、その結果当年度未処分利益剰余金は９億5,258万8,549円となっております。

一方、資本的収支では、収入総額が５億2,671万3,651円、支出総額が９億6,861万8,124円となり、収支差し引きで４億4,190万4,473円の不足が生じております。これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,765万9,967円、当年度分損益勘定留保資金３億2,951万5,264円及び減債積立金9,472万9,242円により補塡をいたしております。

以上、各会計決算の概要につきましてご説明を申し上げましたが、配付いたしております決算書及び参考資料などをご参照の上ご審議を賜り、認定をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤英治君）　高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君）　私のほうからは、認定第１号平成25年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算並びに認定第２号平成25年度塩竈市立病院事業会計、同じく認定第３号水道事業会計の決算につきまして、その審査概要を申し上げます。

本審査に当たりましては、市長より審査に付されました一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書について、並びに地方公営企業の各会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定めるその他の書類、明細書などについて計数の正確性を検証するとともに、財務状況が明瞭かつ適正に表示されているかどうか、予算の執行または事業経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査するとともに、関係各職員の説明を聴取するなどして審査いたしました。

なお、別に法の定めるところにより実施しております例月出納検査並びに定期監査での結果を総括し、あわせて決算審査を行ったものであります。

その結果、一般会計及び特別会計にあっては、決算書等がいずれも法令に準拠して作成されており、その内容については会計管理者及び各部が所管する諸帳簿並びにそれにかわる電算財務会計と照合した結果、適正に表示され、計数も正確でありました。また、各会計における予算執行も震災復興事業関連で繰越額が大きくなっているものの、現在の状況下では適正に行われ、執行状況も良好なものと判断いたしました。

地方公営企業会計におきましても、各事業の決算諸表等は法令に準拠して作成されており、事業の経営成績及び財政状況は適正に表示され、計数は正確なものと認められました。

各会計の決算についてはただいま当局から説明がありましたので、私のほうからは概要のみ申し上げます。

初めに、一般会計並びに特別会計の決算の概要を申し上げます。資料№.６の決算審査意見書の３ページをお開き願いたいと思います。資料№.６の３ページです。

財政規模の推移という表をごらんください。この表は、一般会計と各特別会計を合わせたもので、震災復旧・復興事業の本格化に伴い、予算ベースでは843億円と前年よりも２億円の減となっておりますが、ほぼ同水準の規模となっております。一番下の行にあります実質収支は15億5,751万円の黒字決算となっており、前年度よりも２億5,500万円ほどよくなっております。

次に一般会計の決算でございますが、５ページの表１をごらんいただきたいと思います。５ページの表１です。

歳入は500億9,113万円で執行率が94.21％、歳出は413億2,775万円で執行率は76.96％となっております。執行率が前年度より低下しておりますが、震災関連の事業で100億円を超える多くの事業が繰り越しとなったことによるものであり、現在の体制の中ではやむを得ない執行率であると判断しております。

収支の状況につきましては、ページ６の表２をごらんいただきたいと思います。

３行目のＣ（形式収支）、８行目のＥの欄（実質収支）、10行目のＧ（単年度収支）、あと14行目、下から４行目になります、Ｋの欄（実質単年度収支）が全て黒字決算となっております。

普通会計における財政状況を見ますと、次のページの表３に示しておりますけれども、そちらをごらんいただきたいと思います。財政力指数は前年度と同じですが、経常収支比率、実質収支比率、公債費比率はいずれもよくなっております。

次に、歳入の根幹をなす市税収入ですが、12ページをお開きいただきたいと思います。12ペ

ージの上にある表をごらんいただきたいと思います。

調定額と収入済額は前年度より増加し、収入未済額と不納欠損額は減となっております。プラスの方向に転じてきております。

今年度の決算の特徴は、国庫支出金、地方交付税、県支出金が大幅に減り、復興基金等がピークを超えたと考えられること、また復興関連の基金の残高が増加していることから、事業の執行が追いついていない状況にあること、また投資的経費では災害復旧費が減となる一方、普通建設事業費が大幅に伸び、復旧から復興への変化が決算上明確になってきていることが挙げられます。現在、他の自治体から多大な支援を受け、組織している現執行体制の限度を超えた事業量となっておりますが、依然として震災の影響は大きいことから、市民の生活再建・地域経済の復興に向けたさらなる努力をお願いするものであります。

次に、特別会計の決算状況を申し上げます。

資料の前のほうに戻りますけれども、４ページをお開きいただきたいと思います。４ページです。一般会計・特別会計歳入歳出決算の状況の表をごらんください。

10事業会計の歳入歳出差引額は、１億5,712万円の黒字決算となっております。また、実質収支では１億4,855万円の黒字決算、単年度収支では1,027万円の赤字決算となりましたが、実質単年度収支については２億6,628万円の黒字決算となっております。これらの詳しい内容につきましては71ページのほうに記載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

主な会計について申し上げますと、交通事業会計は歳入歳出同額で決算されております。事業収入については、前年度より3.3％減少しています。今回の震災により、住民が減少するなど事業環境が大きく変化していますので、新たな経営計画の策定に向けて努力していただきたいと思っております。

国民健康保険事業会計は、歳入歳出差引では１億3,514万円の黒字となり、実質単年度収支でも2,637万円の黒字となっております。本年度の保険税収入は、前年度に比べ12.9％の増、歳出も保険給付は8.4％の減となっておりますが、いずれも震災関係の減免措置の影響によるものです。事業の根幹となる保険税収入の確保に努め、安定した事業運営ができるよう期待しております。

魚市場事業会計は、翌年度に繰り越すべき財源を除き、歳入歳出同額で決算されております。本年度の水揚げは数量で23％、金額でも30.6％の減となり、使用料及び手数料の収入も31.2％の減となっております。今後、魚市場施設の本格復旧に努めるとともに、関係諸団体と一体に

なり、水揚げ増に向けた努力を継続されるよう期待するものであります。

下水道事業会計は、翌年度に繰り越すべき財源を除き、歳入歳出同額で決算されております。災害復旧費より復興事業費が多くなり、復旧から復興への変化が明確になってきております。前年度に引き続き、繰越金額も大幅に増加していることから、事業の推進に向けたさらなる努力を望むものであります。

介護保険事業勘定は、歳入歳出差引では203万円の黒字、実質単年度収支でも3,420万円の黒字となっております。要介護認定者数及び利用者負担減免に伴う負担額を除いた介護給付費は依然としてふえ続けていることから、安定した事業運営ができるよう努力願うものです。

また、今年度からは北浜地区・藤倉地区の復興に向けた土地区画整理事業の特別会計が設置されております。両会計とも、歳入歳出同額で決算されています。

次に、２つの公営企業の決算状況の概要を申し上げます。

まず病院事業会計についてですが、同じ資料の83ページ以降に改めてページ番号が振り直しておりますけれども、後半のほうの５ページをお開きいただきたいと思います。後半の５ページです。

総収益と総費用の収支差では２億3,766万円の黒字決算となり、長年にわたり抱えてきた不良債務が解消できたことは特筆すべきことと考えております。このための市及び病院当局の努力を評価したいと思っております。

患者数を前年度と比較すると、外来患者数は3.7％の減、入院患者数は5.4％の増となっております。また、改革プランの数値目標と決算数値との比較を12ページに記載しておりますが、まだ数値目標まで達していない項目もありますので、今後も努力を継続されるよう期待いたします。

次に水道事業会計ですが、16ページの表をごらんいただきたいと思います。16ページです。

総収益と総費用の収支差し引きでは２億9,523万円の黒字決算となっております。本年度の給水原価は、供給単価を29円20銭下回り、内容的にはよい決算内容となっております。今後とも一層経営の効率化を進め、安全で安心な水を低価格で供給できるよう期待するものであります。

以上が決算審査の概要でありますが、なお詳細につきましてはただいまの資料№.６の決算審査意見書に会計ごとに記載しておりますので、ご参照くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤英治君）　ありがとうございました。

これより総括質疑に入ります。

17番伊勢由典議員。

○17番（伊勢由典君）（登壇）　日本共産党市議団の伊勢由典でございます。党市議団を代表いたしまして、平成25年度決算書認定１号ないし２号について総括質疑を行います。

質問の第１番目は決算審査意見書、先ほど総括の部分を読み上げられました。では、財政規模の推移として一般会計と10の特別企業会計の歳入歳出合計は721億6,718万738円、歳出627億4,667万4,753円で決算し、歳入歳出差引額は94億2,050万5,985円として、翌年度繰越財源78億6,299万4,310円として、実質収支は黒字の15億5,751万1,675円、前年度比は13億242万9,725円としております。質問は、実質黒字になった内容についてまずお聞きをいたします。

質問の２点目は、決算審査監査意見書の一般会計の実質収支状況、６ページに当たりますが、歳入決算額505億9,113万2,341円、歳出決算額413億2,775万3,939円で、形式収支で92億6,337万8,402円の黒字となったとしております。監査意見書では、内容を見ると本年度の実質収支、形式収支額から翌年度への繰り越すべき財源を控除した額、そして実質収支14億897万8,342円の黒字となっており、実質単年度収支額、これは単年度収支額に基金積立金と繰上償還金を加え、基金取崩額こうしたものを控除して4,120万3,299円しか残らず、これは平成24年度との決算の当時の比較で見ますと３億9,382万356円で、比較しますと前年比で３億5,261万7,057円としております。こうした点で、前年との比較で差が生じた理由についてお聞きをいたします。

質問の３番目は、不用額について伺います。平成25年度一般会計の不用額は23億4,414万5,863円、前年度が21億516万1,133円で決算しております。質問は、前年比との比較で不用額が多くなって決算しておりますが、なぜ増加したのかお聞きをいたします。

次に質問の４番目は、塩竈市立病院の決算事務報告書についてであります。そこでは、これまでの24億3,100万円の不良債務の全てが解消したとしております。質問は、１点目はその主たる要因についてまずお聞きをいたします。２つ目でありますが、塩竈市立病院の改革プラン実施の上で、平成20年に特例債13億7,800万円を借り入れております。したがいまして、平成21年度から４億2,000万円の一般会計からの繰り入れを行ってまいりました。そこで２つ目の質問では、これまでの一般会計の繰入金の総額、そして特例債の償還金の総額についてお聞きをします。あわせて、特例債償還金の残金と今後の返済の予定年数などについてお聞きをいたします。

質問の５番目は、平成25年度の健全判断比率と資金不足比率について、諸般の報告でも文書上は報告されました。実質赤字比率や連結赤字比率はゼロ、実質公債費比率は12.8%、将来負担比率は32.3%、特別会計・企業会計の資金不足比率はゼロというふうになっており、国が示しました早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準でクリアしていることが報告されました。質問は、先ほど述べた３つの基準をクリアした要因と、佐藤市長として今回の平成25年度の決算をどう受けとめているのか。その点についてお聞きをし、第１回目の決算の総括質疑といたします。どうかよろしくお願いいたします。

〇議長（佐藤英治君）　佐藤市長。

〇市長（佐藤　昭君）（登壇）　ただいま伊勢議員から、一般会計及び特別会計の決算について何点かご質問いただきましたので、ご説明申し上げます。

まず、一般会計及び特別会計の決算において、実質収支が黒字となった要因についてというご質問でありました。平成25年度決算におけます一般会計の実質収支は、14億895万8,342円、特別会計の実質収支は１億4,855万3,333円となり、合わせまして15億5,751万1,675円となります。前年度と比較をいたしますと、２億5,508万1,950円の増となりました。実質収支につきましては、震災直後の決算であります平成22年度及び平成23年度決算では約６億円程度でございましたが、平成24年度決算で13億200万円、平成25年度が15億5,800万円と、急激に増加をいたしております。実質収支が増加した要因でありますが、１つはやはり市税等が回復しつつありますことによります一般財源の増であります。また、震災に伴います復旧・復興事業費が非常に大きくなり、歳出の不用額が総体的に増大したことが原因であるというふうに分析をいたしております。

次に、一般会計の実質単年度収支が前年度と比較してマイナスとなった要因について、ご質問でありました。実質単年度収支は、前年度から積み上げられた黒字分を差し引き、基金からの繰り入れや積み立てなどの要素を取り除いた、いわゆる当該年度のみの実質的な黒字額をあらわすものでございます。平成25年度の実質単年度収支につきましては4,120万3,299円となり、黒字幅で見ますと前年度の３億9,382万356円から大きく下回ってはおりますものの、前年度に引き続き単年度で黒字となることができました。実質単年度収支が前年度から減となった要因でありますが、実質単年度収支は前年度の実質収支の多寡が単年度収支の額に影響を与えますことから、事業の財源であります復興交付金の基金からの繰り入れや繰越金の額が前年度から増加をし、その部分の差し引きにより前年度を下回ったものと分析をいたしております。

次に、一般会計の不用額が前年度から増加した要因についてお答えをいたします。一般会計の不用額につきましては、平成25度決算で23億4,414万5,863円となり、前年度の21億516万1,133円から２億3,898万4,730円の増となりました。款別で見ますと、11款の災害復興費の不用額が８億1,115万660円で、前年度から２億7,477万6,100円の増、次に６款農林水産費が４億5,112万710円で、前年度から２億7,097万7,895円の増。その他、土木費が４億4,215万7,299円で、前年度から１億4,848万9,506円の増となっております。不用額が増加した要因でありますが、主に復旧・復興事業費の繰越予算の増大に伴いまして、繰り越し後の契約額の確定による不用額の発生や事業完了に伴う決算額の確定、実施期間の変更に伴います予算の組み直しなどの理由によるものと判断をいたしております。

また、平成25年度塩竈市立病院事業会計決算の内訳についてご質問いただきましたが、後ほど病院のほうからご報告をさせていただきます。

次に、平成25年度決算に係る健全化判断比率と資金不足比率の状況につきましてお答えをいたします。平成25年度決算におけます健全化判断比率と資金不足比率につきましては、どの指標におきましても前年度に引き続き改善の方向に推移している結果となったものと分析をいたしております。まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、本市の標準的な一般財源の規模を示す標準財政規模が市税収入の増などにより回復傾向にあることのほか、一般会計の実質収支の増や病院事業会計の資金不足がゼロとなったことなどによりまして、前年度に引き続き黒字となったものと判断をいたしております。

実質公債費比率につきましては、地方債償還総額が減少傾向にありますことや、市税収入の増によりまして３カ年平均で前年度から0.11ポイント減の12.85％、単年度で見ましても0.28ポイント減の12.416％回復傾向にあります。将来負担比率につきましては、地方債残高の減や基金現在高の増、市税収入の増などの理由によりまして、前年度から15.64ポイント減の32.30％となり、前年度に引き続き順調な推移をいたしております。また、資金不足比率でございますが、前年度まで資金不足が生じておりました病院事業会計につきましては、平成25年度決算で不良債務が解消されたことに伴いまして、資金不足比率はゼロとなりました。本市特別会計・企業会計における資金不足比率は、これで全てゼロとなったところであります。

以上のとおりでありまして、議員から塩竈市長としてというご質問でありましたが、このような順調な取り組みを今後も引き続き継続をさせていただきたいというふうに考えておりますが、例えば消費税の増によりますさまざまな影響、あるいは地方交付税の減額、さらには東日

本大震災からの復旧・復興に係る交付金が今後厳しい見通しと考えますと、まだまだ財政的には厳しい環境が継続いたすものと考えております。気を引き締めまして、財政運営にしっかりと当たってまいりたいと考えているところでございます。

　私からは以上でございます。

○議長（佐藤英治君）　伊藤市立病院管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君）　私のほうから、病院のほうのことに関してお答えいたします。会計のほうに関してお話ししますが、25年度の認定第２号について私のほうからお答え申し上げます。

　平成25年度塩竈市立病院事業会計決算についてでございますが、ご質問にありましたとおりに平成17年度末に最大で24億3,100万円まで膨らみました不良債務全てを解消することができました。８月末に、評価委員会の本郷委員長からもお話がございました「行政側の理解のない公立病院は厳しい状況になっている」ということでございますが、本市の場合は佐藤市長を初めとした市当局、並びに議会の皆様のご理解とご協力があってこそ達成できたものと考えております。

　診療面におきましては、改革プランでの大きな方針としまして救急医療に積極的に取り組むこと、それから高齢者医療特に在宅医療などへ積極的に取り組むことを、市立病院の役割として明確に打ち出すことによりまして、地域になくてはならない病院としての地位を築いてきております。また、これらの取り組みを行うことによりまして、職員一人一人の意識が変わってきておりまして、特にベッドの稼働に関しましては、ベッドの稼働率が98％という驚異的なベッドのコントロールもできるようになってまいりました。今後、さらに質の高い医療を提供しながら、市民の安心・安全を守ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

　なお、細かい数字に関しましては室長からお答え申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤英治君）　鈴木室長。

○市立病院事務部業務課長兼経営改革室長（鈴木康則君）　繰入金の話ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

　改革プランをつくるとき、平成20年ですけれども、そのときの取り決めは「今までできました不良債務は市が払いますよ。それ以降は、病院のほうで黒字にしてください」ということで

した。20年度ですので、19年度末の不良債務額が大体21億円です。そのうちの14億円弱、13億7,800万円を特例債をお借りして返しまして、その残りの７億円強を市からの繰り入れということで21億円を全て市のほうが賄いますという約束になってございました。

平成21年度から、今特例債のほうは大体毎年２億円ずつお支払いしておりまして、繰り入れをいただきましてそれを返しているという状況でございます。25年度末までには、大体８億円、９億円くらい払っておりまして、あと平成26年、平成27年ということで４億円ほど特例債が残っているという状況でございまして、平成26年度につきましてはまず２億円返しまして、あと27年度で２億円返して、全て特例債が払い終わるという状況でございます。市からの繰り入れの総額は24億3,100万円、全て一応市からの繰り入れで賄っていると。病院での単年度の黒字を黒字額の積み上げに回しているという状況でございますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤英治君）　伊勢議員。

○17番（伊勢由典君）　ご回答ありがとうございます。

決算特別委員会がつくられますので、詳細についてはそこで、きょうの総括質疑を踏まえながら詳細については特別委員会で質疑したいと思います。これで終わります。

○議長（佐藤英治君）　これで決算質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君）　ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、議員全員をもって構成する平成25年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君）　ご異議なしと認め、本件については議員全員をもって構成する平成25年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

◇

日程第５　　議案第６０号ないし第８０号

○議長（佐藤英治君）　次に、日程第５、議案第60号ないし第80号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案の理由の説明を求めます。佐藤　昭市長。

○市長（佐藤　昭君）（登壇）　ただいま上程されました議案第60号から第80号につきまして、

提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第60号「塩竈市保育所条例の一部を改正する条例」でありますが、子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴い、保育所への入所資格者をこれまでの「保育に欠ける」幼児等から、新制度に定める「保育を必要とする」幼児等へ変更するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第61号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」でありますが、普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期を、これまでの年８期から年12期に変更するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第62号「塩竈市いきいき企業支援条例の一部を改正する条例」でありますが、法人市民税法人税割の税率が平成26年10月１日から引き下げられることに伴い、対象企業の法人税割額の控除額が従前と同額となるように、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第63号「塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」でありますが、国または他の地方公共団体から派遣された職員に対し、市長部局同様に災害派遣手当を支給できるよう、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第64号「塩竈市立学校設置条例の一部を改正する条例」であります。平成27年度から浦戸で実施予定の小中一貫教育の開始にあわせ、浦戸第二小学校から浦戸小学校に校名を変更するものであります。

次に、議案第65号「塩竈市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」でありますが、子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴い、地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の４種類）の認可権限が市に委ねられますため、新たな条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第66号「塩竈市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」でありますが、同様に子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴うものでございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の確認義務が市に委ねられましたため、新たな条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第67号「塩竈市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」でありますが、同様に子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴うもので、放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準を条例で定めることが義務づけられましたため、新たな条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第68号「塩竈市社会福祉事務所設置に関する条例等の一部を改正する条例」でありますが、母子及び寡婦福祉法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う引用法令の整備を行うとともに、特定配偶者の定義が明確化されることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第69号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」から、議案第75号「平成26年度塩竈市水道事業会計補正予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第69号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」でありますが、東日本大震災復興関連予算といたしまして、浦戸地区の災害公営住宅整備事業費、また新魚市場の建設に係る事業費、さらに義援金の追加配分に伴います災害救助費などを計上いたしております。

通常事業といたしましては、７月の予防接種法施行令の改正により、新たに水痘及び高齢者肺炎球菌ワクチンが定期の予防接種の対象となったための関連予算や、楓町地区ののり面整備について、また緊急防災・減災事業債を活用し、より強固なのり面対策を施すための事業費などを計上いたしており、歳入歳出それぞれ11億2,856万4,000円を追加いたしまして、総額を382億1,910万円にするものであります。

主な歳出といたしましては、東日本大震災復興交付金事業といたしまして、

１．浦戸地区で建設中の災害公営住宅をＵＲ都市機構から取得するために、資材単価、労務単価、海上運搬費等の高騰に伴い増額する事業費といたしまして、　３億5,350万円

２．災害関連事業費のうち追悼式開催経費として　429万3,000円

３．同じく、本市の復旧・復興事業のために中長期にわたり職員派遣をいただいております関係自治体に謝意を示す事業費といたしまして　139万9,000円

４．同じく、東日本大震災災害義援金として　7,630万円

５．同じく、新魚市場整備に係るＡ棟の建設費、第二仮設荷さばき所の設計、整備等の事業費といたしまして、　６億600万円

６．また、通常事業費として水痘及び高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種事業として　2,941万6,000円

７．楓町法面整備事業として　8,100万円

８．土曜授業推進事業費として　246万1,000円

を計上いたしております。

なお、楓町の法面整備事業は、今回道路事業として実施をいたしますことから、公園事業で

当初計上いたしておりました4,300万円を全額減額させていただいております。

これらの財源につきましては、東日本大震災復興交付金基金からの繰入金といたしまして　３億930万円

ふるさとしおがま復興基金からの繰入金といたしまして　569万2,000円

東日本大震災災害義援金に係ります寄附金として　7,630万円

魚市場整備に係る国庫支出金として　４億400万円

を計上いたしております。

次に、歳入につきましては、普通交付税が２億7,021万8,000円の減、臨時財政対策債が2,950万円の減を計上いたしております。これは、国の地方財政計画に基づき計上した市民税所得割、法人税割の伸び率に対し、実際の伸びが大きく上回りましたこと、及び生活保護費が減少したことなどが影響したものでございます。これらを財源として見込んでおりました予算につきましては、財政調整基金２億9,971万8,000円の繰入金にて補塡をいたしてございます。

債務負担行為につきましては、浦戸地区におけます災害公営住宅の集会所などの環境整備事業のほか、港町地区津波復興拠点整備事業のうち津波避難デッキ整備事業、新魚市場整備事業の計３件を追加いたすものであります。

次に、議案第70号「平成26年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」でありますが、高額療養費の見直しや保険料納期を８期から12期へ変更するためのシステム改修費、さらに働き盛りの世代に多い脳血管疾患を予防するための「脳ドック」の助成制度を新たに設けたところであります。

また、医療費の適正化を図るため、効果的な保健事業を検証する「データヘルス計画」の策定に取り組みます。このほか、一般被保険者、退職被保険者分の補助金、給付費を平成25年度分の精算に伴い返還するものとして、歳入歳出それぞれ6,667万1,000円を計上いたしまして、総額を72億7,110万4,000円とするものであります。

次に、議案第71号「平成26年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」でありますが、新魚市場建設に係る国庫補助並びに東日本大震災復興交付金の対象となりますアンテナ等の整備等につきまして、公営企業債を財源とし、歳入歳出それぞれ450万円を追加いたしまして、総額を１億4,340万円といたすものであります。

債務負担行為につきましても、新魚市場の補完施設としてＣ棟の３階部分の整備事業費などについて設定をさせていただくものであります。

次に、議案第72号「平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」でありますが、保険事業勘定につきましては、前年度の介護給付費の確定に伴う国庫補助金返還金など2,856万7,000円を計上し、総額を49億1,422万7,000円とするものであります。

また、債務負担行為につきましては、地域包括支援センター業務委託事業費について設定をさせていただくものであります。

次に、議案第73号「平成26年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」でありますが、後期高齢者医療広域連合への平成25年度分納付金の残額と保険料の精算に伴う還付金を計上し、歳入歳出それぞれ1,138万円を追加いたしまして、総額を７億3,247万4,000円とするものであります。

次に、議案第74号「平成26年度塩竈市立病院事業会計補正予算」でありますが、当初予算では債務負担行為によるリース契約による医療機器の整備を予定いたしておりましたが、長期的には経費の削減効果が高い企業債借り入れのめどが立ったため、借金がゼロということであります。企業債の借り入れが可能となったため、収入、支出ともに同額の3,500万円を計上し、資本的支出の総額６億417万4,000円といたすものであります。また、同時に起債限度額を引き上げ、債務負担行為の限度額を引き下げるものでございます。

次に、議案第75号「平成26年度塩竈市水道事業会計補正予算」でありますが、収益的収入につきましては、震災復旧復興のための派遣職員受け入れに伴う経費の財源として、震災復興特別交付税による他会計補助金756万4,000円を計上し、総額を19億1,419万1,000円とし、収益的支出につきましても収入と同額の派遣職員受け入れに伴う経費756万4,000円を計上し、総額を17億236万5,000円といたすものであります。

また、債務負担行為につきましては、水道事業の効率的事業運営と財政基盤の強化を図るため、梅の宮浄水場運転管理等業務委託を実施するための経費を設定させていただくものであります。

続きまして、議案第76号から議案第78号までは「工事請負契約の締結」に係る案件であります。

まず、議案第76号は、港町一丁目地内の下水道災害復旧工事である「25－災　第3767号下水道災害復旧工事その２」の工事請負契約であります。去る７月17日に一般競争入札の公告を行いましたところ、４社から参加の申し込みがあり、８月６日に入札を執行した結果、株式会社八島工務店が２億3,090万4,000円で落札し、８月11日に仮契約を締結したものであります。

次に、議案第77号につきましては、北浜一丁目地内下水道災害復旧工事である「25－災　第3769号下水道災害復旧工事」の工事請負契約であります。去る７月28日に特定建設工事共同企業体を資格要件とする一般競争入札の公告を行いましたところ、１共同企業体から参加の申し込みがあり、８月20日に入札を執行した結果、東洋建設・八島工務店特定建設工事共同企業体が６億1,344万円で落札し、８月22日に仮契約を締結したものであります。

次に、議案第78号でありますが、新浜町地内の下水道災害復旧工事である「25－災　第3772号下水道災害復旧工事」の工事請負契約であります。去る７月28日に特定建設工事共同企業体を資格要件とする一般競争入札の公告を行いましたところ、１共同企業体から参加の申し込みがあり、８月20日に入札を執行した結果、本間組・東華建設特定工事共同企業体が８億1,216万円で落札し、８月22日に仮契約を締結したものであります。

以上の結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第２条の規定に基づき、提案を行うものであります。

次に、議案第79号につきましては、錦町東地区災害公営住宅に係る事業用地取得のための「財産取得について」であります。

錦町３番13の土地１筆、面積9,227.84平方メートルのうち、6,943.21平方メートルにつきまして所有者と交渉を進めてまいりましたが、去る８月26日取得金額が確定し、同日をもって２億2,009万9,757円で仮契約を締結いたしましたので、塩竈市財産条例第２条の規定に基づき提案を行うものであります。

次に、議案第80号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」でありますが、塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者について、選定委員会の審査を経て候補者となりました仙台湾燻蒸株式会社を指定管理者に指定をしようとするものであります。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては、この後担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤英治君）　桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君）　それでは、初めに条例の制定及び改正関係の４つの議案についてご説明を差し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料№.５、定例会議案と、資料№.20、定

例会議案資料をご用意願います。

まず、資料№.５の５ページをお開きいただきたいと思います。５ページでございます。議案第61号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例改正の理由でございますが、恐れ入りますが６ページをお開きいただきたいと思います。下段のほうに、提案理由がございます。提案理由に記載のとおり、普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期を変更するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明をいたします。資料№.20の７ページをお開き願います。

まず、１の目的でございますが、国民健康保険税の普通徴収の納期回数をふやし、１回当たりの納税額を低減することにより、国民健康保険の被保険者の皆さんにとって納税しやすい環境整備を図るために改正しようとするものでございます。

２の改正内容でございます。（１）の納期の変更といたしまして、現行の８期から12期にふやすことを予定しております。（２）の暫定賦課方式の採用でございますが、納期回数をふやすことよりまして、前年の所得確定前に国保税の賦課を行う必要があるため、暫定賦課方式を採用するものでございます。暫定賦課方式の概要につきましては、お手元の資料に（※２）として記載しておりますので、ご参照願います。

３の施行日等でございますが、平成27年４月１日から施行し、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税についての適用を予定いたしております。

なお、同じ資料の５ページ、６ページには、新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

議案第61号については以上でございます。

続きまして、議案第65号ないし議案第67号の子ども・子育て支援新制度に係る３本の基準条例についてご説明いたします。同じく、資料№.５と資料№.20をご用意願います。

まず、資料№.５の10ページをお開き願います。議案第65号「塩竈市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」でございます。

この条例の制定理由でございますが、提案理由に記載しておりますとおり、子ども・子育て支援新制度が本格施行されることに伴い、設備及び運営に関する基準を定めるため新たに条例を制定しようとするものでございます。

同じ資料の11ページには、議案第66号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例」、そして12ページには議案第67号「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」がございますが、条例制定の理由につきましては議案第65号と同様でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。もう一方の資料、資料№20の12ページをお開き願います。12ページでございます。

１の制定理由のところに、今回制定しようといたします３つの条例、①から③として記載しておりますが、説明時間の関係上これからの説明では条例の名前に変えまして、①②③としてご説明させていただきますので、あらかじめご了解をお願いしたいと思います。

さてこの３条例のうち、まず①と②の条例の制定理由をご説明いたします。（１）の認可と確認についてでございます。子ども・子育て支援新制度では、新たに創設されました給付制度を利用する保育所や幼稚園などの施設や事業者は、宮城県または本市による認可を受けた後に、本市による確認を受ける必要がございます。その認可と確認に関する基準は、その権限ごとに県または市の条例で定めることになりました。

12ページの中ほどにございます表をごらんいただきたいと思います。認可と確認の権限が県または市のどちらにあるのか、施設・事業の類型ごとに整理したものでございます。表上段の認定こども園等の教育・保育施設の認可の権限は宮城県にございますので、宮城県が条例で基準を定めることになります。一方、表下段の小規模保育等の地域型保育事業の認可の権限につきましては本市にございますので、本市が今回①の条例でその基準を定めようとするものでございます。また、表右側の欄にございます確認の権限でございますが、教育・保育施設、地域型保育事業のいずれも本市にございますので、今回本市が②の条例で基準を定めようとするものでございます。

ここで、認可と確認について若干ご説明いたします。まず認可でございますが、認可とは人員配置や面積などにつきまして、施設・事業に必要な基準を満たしているかを県または市が判断する行為でございます。また、確認でございますが、人員配置等の基準を満たし認可を受けた施設や事業が、利用定員や運営基準などにつきまして施設や事業者として適格かを、市が判断する行為になります。

続きまして、（２）の放課後児童健全育成事業の設備及び運営についてでございます。これまで、国のガイドライン等で定められておりました設備及び運営に関する基準が、今回の制度では市町村が条例で定めることになったため、今回③の条例で定めようとするものでございま

す。

次に、２の塩竈市が定める基準の方針についてでございます。本市は、施設や事業者が国が示した基準を守ればそれぞれの設備や運営がしっかり確保されるものと考えておりますので、基本的には国の基準どおりとしております。しかし、本市独自の基準といたしまして、本市の暴力団排除条例の基本理念を踏まえまして、事業者等から暴力団員を排除するための項目を追加いたしております。

13ページをごらん願いたいと思います。３として、今後の予定を記載しておりますので、後ほどご参照願います。

次、４の国が定める基準の概要でございますが、本市が引用する基準の主な内容をご説明いたします。まず、①の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準についてでございます。対象となる事業は、アの表に記載してございますとおり小規模保育事業から事業所内保育事業まで、４つの事業でございます。

14ページをお開き願います。イの事業ごとの基準でございますが、表の最上段にあります保育所についての基準については、小規模保育事業等との比較のため参考として記載したものでございます。以下、小規模保育事業、家庭的保育事業等について記載してございますが、本市がこれら４事業の認可を行う場合の基準といたしまして、職員数やその資格、保育に必要な設備や面積などを定めております。

ウのその他の主な基準といたしましては、小規模保育事業等が基本的には３歳未満の児童を対象とする事業となることから、卒園後の受け皿となります連携施設を確保することなどを認可基準の要件といたしております。

15ページをお開き願います。続いて、②の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準についてでございますが、それぞれの事業ごとにアの利用定員やイの運営に関する基準を定め、事業者として適格かどうかを判断する場合の目安といたしております。このうち、イの運営に関する基準の主なものといたしましては、保護者から利用申し込みがあった際に正当な理由がなければ拒んではならないといった、応諾義務などの利用開始に伴う基準を初め、教育・保育の提供に伴う基準、管理運営等に関する基準、撤退時の基準などの内容を定めているものでございます。

次に、③の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準についてでございます。これまで放課後児童クラブの運営に関しては、国が定めるガイドラインがよりどころとなってご

ざいましたが、今回の国の基準におきましてはアの放課後児童支援員の資格要件、それからイの１教室当たりの児童数、ウの設備の基準などがより具体的に明記される内容となっております。

基準等の内容につきましては以上でございますが、これら条例の施行時期でございますが、それぞれの条例案に記載のとおり子ども・子育て支援法を初めといたします関連法等の施行日となっております。本市といたしましては、平成27年の４月にこの制度を円滑にスタートさせることができるよう、しっかりと準備を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いするものでございます。

条例関係については以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（佐藤英治君）　神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷　統君）　続きまして、私からは議案第69号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」の概要についてご説明申し上げます。

同じく資料番号20の20ページをお開き願いたいと思います。20ページでございます。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。

今回補正いたします金額は、表中の補正額の欄に記載がありますとおり一般会計では11億2,856万4,000円、国民健康保険事業特別会計では6,667万1,000円、魚市場事業特別会計では450万円、介護保険事業特別会計では2,856万7,000円、後期高齢者医療事業特別会計では1,138万円、合計では12億3,968万2,000円となるものでございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、一番下段にございますように620億1,290万5,000円となり、補正前に比べますと2.0％の増となります。

次に、23ページ、24ページをお開きください。23、24ページでございます。

一般会計の補正予算の概要につきまして、まず歳出からご説明を申し上げます。ここでは、歳出予算を目的別に分類してございます。

補正額の欄で、費目２の総務費663万2,000円でございますが、右側の備考欄をごらんください。東日本大震災追悼式開催費は、平成27年３月11日に予定しております追悼式に係る事業費用。災害派遣職員関係費は、本市に復旧・復興支援のため派遣をしていただいている派遣団体に対して、感謝の意を表するための事業費用。公共施設等総合管理計画策定事業は、本市公共施設の更新、長寿命化など、総合管理計画を策定するための研修費等を計上してございます。

費目３の民生費8,499万1,000円でございますが、国民健康保険事業特別会計繰出金は、納期

変更に伴います国保税システム改修など国保会計の事業費に対する一般会計繰出金を、災害救助費は日赤など義援金受付団体分及び宮城県受付分の配分決定に伴います義援金の支給事業費を計上してございます。

費目４の衛生費3,698万円ですが、予防接種事業費では水痘・高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化に伴います委託費等を、水道事業会計繰出金は水道事業会計で支給いたします災害派遣手当等の経費に対する一般会計繰出金を計上しております。

費目６の農林水産業費６億600万円でございますが、高度衛生管理型荷さばき所整備事業として、第２仮設荷さばき所整備費等、新魚市場整備事業の増額補正でございます。

費目８の土木費３億9,150万円でございますが、楓町法面整備事業費及び公園等法面整備費では工事費の増高等によります増額補正とあわせ予算の組み替えを、災害公営住宅整備事業では浦戸地区災害公営住宅整備の建設費高騰等に伴います増額補正を計上しております。

費目10の教育費246万1,000円ですが、国委託事業により実施いたします土曜授業のための事業費でございます。

次に、歳入につきましてご説明を申し上げますので、前のページ、21ページ、22ページをお開き願います。

補正額の欄で、費目10の地方交付税6,018万4,000円の減額は、平成26年度交付額の確定に伴います普通交付税の減額補正のほか、公共施設等総合開発計画策定事業の財源となります特別交付税、高度衛生管理型荷さばき所整備事業等の実施に伴います震災復興特別交付税の増額補正でございます。

費目14の国庫支出金４億646万1,000円は、水産流通基盤整備事業として新魚市場整備事業等の実施に伴います国庫補助金、並びに土曜授業推進事業に係る委託金でございます。

費目17の寄附金7,630万円は、日赤等からの東日本大震災災害義援金及び宮城県受付分の義援金の計上でございます。

費目18の繰入金６億4,248万7,000円は、今回の補正に係ります所要一般財源のための財政調整基金繰入金の増額補正のほか、事業実施に伴います各種基金からの繰入金でございます。

費目21の市債6,350万円は、楓町法面整備及び災害公営住宅の整備に係ります地方債補正のほか、発行可能額の確定に伴います臨時財政対策債の減額補正でございます。

飛んで25ページ、26ページには、歳出予算の性質別比較表を載せてございます。

また次のページ、27ページには投資的経費の内訳書でございますので、後ほどご参照いただ

きたいと思います。

議案第69号一般会計補正予算の概要については以上でございます。

○議長（佐藤英治君）　小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君）　それでは、私からは議案第69号一般会計補正予算、並びに議案第71号魚市場事業特別会計補正予算に計上してございます新魚市場整備事業に関してご説明を申し上げます。資料番号20の34ページをお開き願いたいと思います。34ページでございます。

新魚市場の整備につきましては、本年２月定例会におきまして荷さばき所Ｂ棟の本体工事を、また６月定例会におきましてはＢ棟の電気機械工事の契約案件を議決いただきまして、現在工事が進められているところでございます。34ページ右上の配置図上ブルーで塗られましたものが、荷さばき所Ｂ棟でございます。今９月議会におきましては、このＢ棟を除きました新魚市場施設の主要な施設について、一般会計及び魚市場事業特別会計に補正予算を計上させていただくものでございます。

34ページの２に、整備を行う施設の概要を掲載してございます。①といたしまして、高度衛生管理型荷さばき所Ａ棟、こちらは水産庁の補助事業であります水産流通基盤整備事業が充当されるものでございます。１階から３階合計いたしまして、１万9,820平方メートルでございます。右の図では、黄色に着色されました最も大きな施設がこのＡ棟でございます。主な用途としましては、記載のとおり１階部分は荷さばき施設、入札室、休憩室等で、２階には管理事務所や検査室、そして１階部分を見下ろせる見学室などがございます。

次に、②荷さばき所補完施設Ｃ棟でございますけれども、こちらは東日本大震災復興交付金を活用して整備するものでございます。地上４階建てで、2,650平方メートルの施設でございまして、右の図で申し上げますと中央部分のやや濃いブルーに塗られた施設でございます。主な用途としましては、１階部分がえら抜きなどの処理を行います加工処理施設、２階には地魚を販売する施設や食堂、あるいは魚食普及のための調理室など、さらに３階には魚市場利用者の貸し事務室を整備するものでございます。

そして、③の第２仮設荷さばき所でございます。これは、魚市場整備を加速化させるための施設でございまして、約2,250平方メートルの施設を、右の図で申し上げますと右手黄色の施設、破線で囲まれました右上の黄色の施設でございます。従来は県の補給岸壁として使用してきた桟橋の上にこれを整備することによりまして、魚市場敷地内の岸壁や上屋の工事が早期に執行できるようにするための施設ということでございます。

３のスケジュールでございますけれども、荷さばき所Ａ棟及び下から２段目にございます荷さばき所補完施設Ｃ棟につきましては、補正予算をお認めいただいた後に契約手続を進めまして、12月議会で契約案件として提案できるように進めてまいりたいと考えております。また、第２仮設荷さばき所につきましては、来年夏には完成させていきたいというふうに考えております。

続いて、35ページをお開き願いたいと思います。関連する事業費についてご説明を申し上げます。

４事業費の（１）事業費変更の内容をごらんいただきたいと思います。横軸に当初計画（Ａ）、変更額の（Ｂ）、そして（Ｂ－Ａ）の追加所要額、さらに備考欄にはその追加所要額の内訳を記載してございます。

初めに、上段の特定漁港・漁場整備事業計画、これはＡ棟とＢ棟の事業費とお考えいただければと思います。これに関しましては、震災後の平成24年９月に農林水産省が策定しましたこの計画において、当初は51億7,400万円の事業費でございましたが、その後備考欄にありますような基礎構造の変更ですとか施設計画の見直し、法に基づく設備の整備、さらには震災後顕著となっております建築単価の上昇や消費税率の変更などによりまして82億円余りが増加しまして、最終変更額としましては134億1,767万8,000円に変更される見通しとなっております。

２段目の復興交付金事業で整備を行いますＣ棟につきましても、平成24年の復興交付金申請時点では７億8,000万円での計画をしておりましたが、同様に備考欄記載のとおり４億8,000万円余りが増加しまして、12億6,469万8,000円に変更する見通しでございます。また、これら補助事業が該当しない貸事務所や船員休憩室などの事業費については、５億3,828万2,000円を見込んでおりまして、変更後の全体の事業費としましては、変更額（Ｂ）の最下段の合計額152億2,065万8,000円を予定しておるものでございます。なおこの金額の一部、宮城県が実施する事業費も含まれております。

次に（２）の全体事業費でございますけれども、本市の事業費について年度ごとの計上額をまとめて示したものがこの表でございます。右側２列目には26年度９月補正予算額と、一番右側には27年度予算額と記載しておりますけれども、今議会におきましてはこの金額について補正予算、あるいはこの金額の一部を債務負担行為で設定させていただくというものでございます。

次に、36ページをお開きいただきたいと思います。（３）としまして、平成26年度事業（補

正予算計上分）を記載してございます。中ほどの表をごらんください。これは、一般会計と魚市場事業特別会計に、それぞれ工事請負費と委託料で幾ら補正予算を計上するのかを示したものでございます。また、その右側には、それぞれの財源内訳を記載しております。

合計欄のところでございますが、一般会計で６億600万円を計上いたしておりますが、この内容につきましては上の（３）の①一般会計に記載しております既存施設の解体等４項目が、この内容でございます。同じく特別会計側では450万円について補正予算を計上いたしますが、内容については②にありますとおり、アンテナ設置等の事業費でございます。

最後に（４）としまして、債務負担行為の内訳を記載してございます。スケジュールでご説明をいたしましたとおり、Ａ棟、Ｃ棟、及び第２仮設荷さばき所ともに工事期間が複数年の契約となりますので、一般会計では103億7,120万円を限度とする債務負担行為を、また魚市場事業特別会計では４億7,480万円を限度とします債務負担行為を、それぞれ計上するものでございます。

以上よろしくご審議くださいますようにお願い申し上げます。

○議長（佐藤英治君）　鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君）　それでは、私から議案第69号「塩竈市一般会計補正予算」のうち建設部関連の事業についてご説明させていただきます。

同じく、資料№20の37ページをお開き願います。楓町法面整備事業についてでございます。

１の概要ですけれども、当該のり面につきましては現在詳細設計を実施中であります。当初の想定以上に亀裂、剥離が発生しておりまして、のり面全体の本工事が必要になったことから、今回事業費の増額を図るものでございます。また、本市地域防災計画の見直しによりまして、この塩竈市道が第二中学校への避難路に指定されましたことから、こののり面を道路敷地・道路区域に変更いたしまして、道路法面・道路施設に位置づけしまして、有利な財源として緊急防災・減災事業債を活用するものでございます。

２の整備内容でございますけれども、道路法面保護工事といたしまして、今現在保護されているコンクリート、昔のコンクリートの保護ですけれども、全面剝ぎ取りまして保護工事を全面し直すということを考えております。約4,400平方メートルを整備するものでございます。

３の事業費は、8,100万円となります。

次に、４の補正額及び財源の内訳でございますけれども、当初予算計上しておりました８款土木費５項都市計画費３目公園費の公園等整備事業費の当初予算4,300万円を全額減額いたし

まして、新たに下の表にございますとおり予算科目を８款土木費の２項道路橋梁費、３目道路新設改良費へ組み替えいたしまして、楓町法面整備事業費として補正額欄のとおり事業費8,100万円を追加しまして、その財源といたしまして全額を地方債である緊急防災・減債事業債を充当しております。

５の整備地図ののり面の北側と南側を合わせました4,400平方メートル、この交差点から市道新浜町泉沢線ののり面を全面整備する予定でございます。

それから、今後のスケジュールといたしましては、10月の末ごろに契約いたしまして、27年３月、来年の３月までに工事完了を目標としております。

なお、予算等の詳細につきましては所管の委員会においてご説明させていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君）　荒井震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（荒井敏明君）　では、続きまして震災復興推進局から、一般会計補正予算のうち復興交付金事業につきまして、同じく資料№20、こちらを活用いたしましてご説明申し上げます。ページは38ページ、39ページをお開き願います。

まず、１の復興交付金事業内訳書でございますが、この補正は浦戸地区の災害公営住宅整備事業の不足額を補正するものでありまして、合計額で３億5,350万円を追加するものであります。財源内訳でございますが、その他欄の復興交付金基金繰入金として３億930万円を充当するもので、交付率は事業費の87.5％となります。残りの4,420万円につきましては、地方債で措置するものであります。

２の債務負担行為に係ります内訳書でございますが、まず浦戸地区の災害公営住宅整備事業につきましては、全戸年度内完成を目指して今現在進めてございますが、その後に整備いたします集会所は27年度の完成というふうになりますので、同一の契約で事業を進めるため、こちらの集会所の整備事業費を新たに債務負担行為で計上するものでございます。財源につきましては、本体の災害公営住宅整備費、こちらの事業費を確保するために別メニューでございます防災集団移転事業、あるいは小規模住宅改良事業で進めていこうというものでありまして、復興交付金のほかに震災復興特別交付税、こちらを財源として措置することになり、より有利な財源構成というふうにするものでございます。

下段の港町地区津波復興拠点整備事業、こちらは避難デッキに係ります事業費を新たに計上するもので、事業期間としまして平成26年度から27年度のうち、これは26年度にお支払いしま

す前払金を除きました残りの額７億3,500万円、こちらを計上するものであります。財源につきましては、事業費の75％に当たります５億5,125万円を復興交付金基金からの繰入金で措置し、残りの25％は震災復興特別交付税で措置するという内容でございます。

次に、補正額の具体的な内容につきましてご説明申し上げます。39ページのほうをごらん願います。

まず災害公営住宅整備事業、こちらでございますが浦戸地区の災害公営住宅に係ります事業費、これにつきましては資機材の海上運搬、これを要しますので現在大きな問題となってございます建設費の高騰に大きく影響を受けてございます。事業費の精査をしても、なお不足を生じる状況というふうになっております。

１の島別事業費、こちらのほうをごらん願います。現予算額の合計は12億7,000万円でございますが、建設費の高騰の影響を受けておりますために、今年度事業費の不足額３億5,350万円を増額補正し、総額を16億2,350万円というふうにするものであります。また、桂島・寒風沢・朴島地区の集会所建設につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり平成27年度の完了予定というふうになりますことから、債務負担行為7,400万円を新たに設定するものであります。なお、野々島地区の集会所につきましては木造２階建ての本体の１階部分にこちらは整備いたしますので、本体とあわせまして今年度26年度の完成を目指すというふうな内容でございます。

２の事業費の変更額の内訳、こちらは各島の事業費の増減のその要因を項目別に示してございます。表内のタイトルをごらんいただきますと、丸数字の１から４、これの増減要因を示してございまして、表右側の２です、これは①から④の合計額を年度ごとに示してございます。①の補助単価の見直し、こちらでございますが、建設単価の高騰を受けまして平成26年度の離島地区におけます１戸当たりの補助単価、こちらが見直しをされてございます。１戸当たりの単価が300万円から320万円の単価増に伴いまして、合計で１億4,000万円の増というふうになったものです。

②の海上運搬等の加算分、これは離島におけます工事という特殊事情によりまして増となったもので、実はこの要因の増が一番大きい額というふうになっております。内容といたしましては、安全運搬のための例えば押し船やフェリー船の追加費用、これは全くの追加費用になります。そのほか、天候不良に伴います期間の延長によります台船等の借上料の増など、実際に工事に着手、これに伴いましてさまざまな要因が発生したことによる増というほかに、経費の

率の見直し、あるいは消費税率の増という要因などによりまして、３億3,750万円の増というふうになったものであります。

一方、③番の事業費の調整、精査分の減ということでありますが、桂島につきましてはこちらは意向調査によりまして４戸分の戸数が減というふうになっておりますほか、用地取得費の面積の精算によります減、あるいは調査設計費の入札差額、こういった要因によりまして減額幅が大きくなっているという状況です。野々島では建設面積の精査、こちらによります整備面積の減、こういったものがございましたが、整備戸数が当初から２戸の増というふうなことになりましたことから、減額幅が小さくなっております。同様に、寒風沢でも造成費の精査によります造成単価の減が大きく見込まれました。その一方で、整備戸数が２戸増というふうになりましたので、2,050万円の減というふうになったものです。朴島は造成費、こちらの精査によります単価の減が見込まれましたが、これもさらに他の工事と一括発注によりまして、工事費の減によることで5,100万円の減というふうになったものです。

最後の④番の集会所の部分につきましては、当初本体工事に含めて予算化したところでございましたが、本体工事の高騰等によりまして別途算定することにいたしまして、改めて国のほうに要望するというようなことにいたしまして、今回新規に計上するというふうな経緯に至ったものです。表の右側の措置年度につきましては、先ほどご説明したとおりでございますので、26年度で本体工事の分を措置しまして、集会所の分については27年度の債務負担というふうに設定するものです。これらの現状につきましては、復興庁との事前協議を進めまして一定のご理解を得られましたので、今回計上というふうに至ったものでございます。

下の３番につきましては、38ページでご説明申し上げましたので、こちらはご参照いただければと思います。

恐れ入ります。40ページのほうをお開き願います。港町地区津波復興拠点整備事業でございます。こちらは、特に津波避難デッキにつきまして、これは平成25年の12月から進めてまいりまして、詳細設計の取りまとめを行いました結果、こちらも建設費の高騰により事業費の精査を行いましてもなお不足が生じるというふうな状況になりました。そのための補正を今回計上したものであります。

１の事業費、こちらの変更内容ですが、当初の事業認可はＡ欄にありますように10億5,480万円というふうになっておりましたが、デッキの詳細設計の結果Ｂ欄のとおり14億7,000万円となりまして４億1,520万円の増、こちらが必要となっております。増になった内訳でござい

ますが、これは備考欄をごらんいただきますと、労務単価、それから資材高騰によります補助単価の見直しが行われまして、アップ率が31.6％増の２億6,620万円の増となったものであります。また、復興事業に係ります経費率の見直し、あるいは消費税の増分としましてはそれぞれ１億800万、4,100万円の増というふうになったものでありまして、特に経費率の見直しにつきましては復興庁の支援策としてそれぞれの経費の倍率が1.5倍、これは共通仮設費で1.5倍、現場管理費が1.2倍というふうに見直しをされている結果であります。

なお、マリンゲート塩釜の周辺に整備いたします防災拠点支援施設、これにつきましては現在詳細設計中でございます。結果を踏まえまして、改めてご提案させていただきたいと思います。

２のデッキに係ります年度別の事業費の内訳でございますが、総事業費14億7,000万円を２カ年度の事業として発注を申し上げますので、26年度では前払金、それから27年度では竣工払いとしてそれぞれ７億3,500万円を計上するものであります。

なお、３番の債務負担行為に係ります財源でございますが、復興率は75％、これが復興交付金の基金から、残りは震災復興特別交付税というような財源構成で予算措置をするものであります。

復興事業の説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤英治君）　ありがとうございます。

議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君）　続きまして、議案第72号介護保険事業特別会計の保険事業勘定についてご説明いたします。

同じく資料№17の39ページ、40ページをお開き願います。この歳入歳出予算でございますけれども、先ほど提案理由説明の中で市長からご説明差し上げたとおり、平成25年度決算の余剰金の返還のためのものでございますので、説明を省略させていたたきます。

同じ資料の45ページをお開き願いたいというふうに思います。債務負担行為の設定の関係でございます。平成27年の４月から地域包括支援センターの増設に向けまして、契約等の準備を今年度中に行う必要があるため、債務負担行為の設定をお願いしております。平成27年度から平成29年度まで３カ年の支出予定額として、１億5,792万円を計上いたしております。

資料№20の45ページをお開き願います。地域包括支援センターの増設についてご説明いたし

ます。現在市内３カ所に設置されております地域包括支援センターでございますが、高齢者数の増加や地域的な偏り、さらには第６期介護保険事業計画等における体制強化等の課題に対応するため、市内の東西南北、そして浦戸地区を含めまして市内各地区に設置しようとするものでございます。

１のセンターの業務内容、それから２のセンターの設置状況については記載のとおりでございますが、３の表地区ごとの高齢者数の推移をごらん願いたいと思います。国では、１つのセンター当たりの高齢者数の適性規模を6,000人までとしておりますが、本市では北部地区が7,000人を超えております。地域的な偏りが生じている状況でございます。次に４のセンターの課題といたしまして、（１）の高齢者数の増加を初め、次のページをお開き願います、（４）の浦戸地区への対応などが挙げられますので、これらの課題に対応するため５の課題の解決方法にお示ししておりますとおり、（１）の①に記載の北部地区センターの分割増設、そして②に記載しております浦戸地区にセンターを新設するほか、（２）に記載しておりますとおり現在市が設置しております東部地区と南部地区を対象としておりますセンターの新設・移管などに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

46ページ中段以下のイメージ図をごらん願いたいと思います。現在市内３カ所のセンターが５カ所にふえますので、高齢者やご家族の皆様にとりましてより身近なところで相談できる環境が整うものと期待しておるところでございます。

47ページの６の表でございます。センター増設後の高齢者数の推移、それから７の表については必要経費が記載されております。この５カ所のセンターのうち、直営を予定しております浦戸地区センター以外の委託費が記載されております。９の表、債務負担行為でございますが、先ほどお話ししましたとおり平成27年度から向こう３カ年の委託費を、限度額として計上いたしております。８の今後のスケジュールとおりでございますが、今回補正予算をお認めいただきましたら、４つのセンターの委託事業者の募集を行いまして、来年の４月には浦戸地区を含めまして５つのセンターをスタートさせてまいりたいというふうに考えております。

議案72号については以上でございます。

○議長（佐藤英治君）　佐藤水道部長。

○水道部長（佐藤信彦君）　私からは、議案第75号平成26年度塩竈市水道事業会計補正予算のうち、梅の宮浄水場の運転管理など業務委託についてご説明申し上げます。

同じく、資料番号20の50ページをごらんいただきたいと思います。まず１の委託目的になり

ます。１行目後半から記載のとおり、水需要の減少による料金収入の減、そして施設の老朽化によります施設更新事業による多額の費用負担が全国的な課題となっており、このような水道事業における今後の財政状況悪化は塩竈市も例外ではございません。加えて、２段落目最終行に記載しておりますが、水道部では今年度ベテラン職員７名が退職の予定となっております。水道部はさまざまな企業努力を行い、今後も低廉な料金で水を供給させていただきたいと考えており、経費節減のためこの７名については退職不補充で対応するというふうに考えております。

水道部では、今後このような種々の厳しい状況に置かれていくことが予想されております。最終段落に記載しておりますが、このような状況を打開するため、これまで以上の経費節減を図り、生じた財源を大きな経費を要する施設整備に充て、結果として低廉で安全・安心な水の供給を持続していくことが一番の市民サービスという考えのもと、技術力を確保しながら財政負担の軽減を図るため、来年度から浄水場の運転管理業務委託を行おうとするものでございます。

２の具体的な委託内容となりますが、浄水場業務は運転管理、施設維持・保守管理、水質管理の３つがあります。今回の委託は、このうちの運転管理を委託しようとするものです。（１）と（２）の記載のとおり、事業費は27年度からの３カ年で２億2,680万円を債務負担行為として計上させていただいております。そして、公募型プロポーザル方式によりまして受託者選定を行い、より遂行能力の高い受託者を選定してまいる予定となっております。

続けて、51ページの２つ目の丸、委託範囲イメージをごらんいただきたいと思います。上段に運転管理として、四角の枠でくくりました浄水作業、機器巡視点検、軽微なメンテナンス、浄水作業に必要な原水検査、上水の品質管理、計器監視を今回委託しようとするものでございます。

続きまして52ページ、３課題と対策をごらんいただきたいと思います。３つ目の丸、安全の確保になりますが、前の委託範囲イメージで説明させていただいたとおり、施設維持・保守管理、水質管理は従前のとおり職員が集中して行います。特に水質管理につきましては、受託業者と職員による二重チェック体制を行い、委託後も安全な水を供給してまいります。

４の実施時期は27年、来年の４月１日を予定しております。

続いて、５の効果になります。定数を７名削減いたしまして、浄水運転管理業務を委託することにより経費の軽減を図りまして、市職員を施設更新事業や水質管理に集中させることがで

きると考えております。

６のスケジュールになります。１行目記載の組合協議は、組合と合意に至っております。補正予算をお認めいただければ、10月から12月にかけまして受託者選定を行い、来年１月から３月は受託者への業務引き継ぎ期間といたしまして、浄水場で実地検証を行いまして、新年度となる４月から業務委託を行いたいというふうな予定としております。

最後に、53ページをごらんいただきたいと思います。コストの比較を行っております。上段が現行の費用、中段が委託後の費用、下段が増減比較となっております。最下段をごらんください。27年度、28年度は習熟期間といたしまして、市職員を５名浄水場勤務とさせ、万全の安全確保などを図る予定ですので、１年当たりは600万円弱の削減額となります。しかし、習熟期間が終わる29年度以降は、３名体制としたいというふうに思っております。29年度以降は毎年度2,300万円程度の削減が見込めるというふうに考えております。最下段右端で、今回の委託期間３カ年では、3,400万円強の削減が見込めるというふうに思っております。

私からは以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君）　それでは、私のほうから議案第76号から78号につきまして下水道工事の工事請負契約の締結ですので、３案件一括して説明いたしたいと思います。本件この３本につきましては、３月までに協議設計が整いまして、その後精算し始めまして、今回大規模な工事となりましたので議会案件にかけるものです。

最初の議案第76号「25－災　第3767号下水道災害復旧工事その２」につきまして、資料の20番の54ページをお開き願います。工事の場所は、港町です。県の港湾区域の中の港湾道路の中に入っている汚水管の災害復旧工事になります。図面のとおり、赤で記したところが埋設、災害復旧工事をやる箇所になります。それで、汚水管の開削工としまして、200から250ミリメートルのパイプを576.9メートル埋設します。それからマンホールの部分復旧工といたしまして、この赤の区間のところ24カ所、復旧いたします。それで、この地区につきましては港湾道路、災害直後盛土いたしまして、仮舗装で今供用しているところでございます。それで港湾事業も一緒になって、それから図面の断面図にございますとおり水道管の復旧移設もございます。それで下水道、それから水道、それから道路の仕上げは港湾のほうでやりますけれども、三者一体となってこの港地区の臨港道路の本復旧まで進める予定でございますので、円滑に進めていきたいと考えております。

次に、議案第77号の「25－災　第3769号下水道災害復旧工事」でございます。工事箇所につきましては、北浜地区でございます。資料の56ページをお開き願います。北浜一丁目地区におきまして、開削工法で雨水管、この場所は雨水管でございますけれども、雨水管の復旧を922.1メートル、マンホールの復旧を28カ所、それから道路のＵ字側溝の再設置を906.3メートル、それからマンホールポンプ室を３カ所設置する予定でございます。当地区は地盤沈下が著しいため、今設計で申しましたとおり道路排水側溝も大幅に入れかえを行いながら雨水の復旧工事をすることとしております。

図面をごらんください。当地区の排水処理ルートを大幅に見直しております。そのルートを色分けで表示しております。図面に黄色で示しておりますルートに関しましては、自然流下により水路に排出いたします。その際、満潮時の逆流を防ぐために、はけ口に逆流防止弁を設置いたします。また青色、それから赤、それから緑色で示しているルートにつきましては、地盤沈下の影響により最終的には自然流下ができないということから、マンホールポンプによる排水をいたします。なお、今回はマンホールポンプ室までを築造することにしておりまして、別途発注工事でポンプを設置することにしております。

続きまして議案第78号、資料の58ページをごらんください。新浜町地区の下水道雨水管の災害復旧工事でございます。新浜町地区におきましても、開削工法にて雨水管2,010.1メートル、約２キロメートル、マンホール復旧工30カ所の復旧、それからマンホールポンプ室を２カ所築造するものでございます。本地区におきましても、地盤沈下の影響により自然流下ができないという箇所につきまして、今回のようにポンプによる排水を行い、これも別途発注にてポンプを後から発注しますけれども、ポンプによる雨水の排水を行います。

簡単ではございますが、以上で76号、77号、78号の説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（佐藤英治君）　神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷　統君）　続きまして、議案第79号「財産の取得について」ご説明申し上げます。ただいまの同じ資料番号、20の60ページをお開き願います。60ページでございます。

市長からもご説明申し上げましたが、今回取得いたします財産は錦町東地区の災害公営住宅の整備事業に係る用地として土地を取得するものでございます。錦町３番13の宅地6,943.21平方メートルを、８月26日に取得金額２億2,009万9,757円で仮契約を締結させていただいたところでございます。

次のページ、61ページにつきましては、取得金額の概要といたしまして不動産鑑定士の鑑定評価等を踏まえ、区画を決定させていただいた内容を記載してございますので、ご参照願います。

議案第79号につきましては、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤英治君）　菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君）　続きまして、私からは議案第80号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」につきまして、ご説明を申し上げます。資料番号５の19ページをお開き願います。資料番号５の19ページでございます。

本議案は、その提案理由にございますように塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者候補として選定いたしました団体を、指定管理者に指定しようとするものでございます。指定する団体名は記載のとおり仙台湾燻蒸株式会社、指定する期間は平成26年11月１日から平成29年３月31日まででございます。

続きまして、指定管理者候補者の概要をご説明申し上げますので、資料番号20をご用意願います。資料番号20の62ページをお開き願います。

７番に記載の主な事業内容といたしまして、アートギャラリーの経営、美術品の展示、ギャラリーショップの経営、各種イベントの企画制作、各種燻蒸作業などを行っております。また、実績といたしましてはアートギャラリーにおけます企画展の実施や、復興支援プロジェクトの企画、美術館・博物館における展示などを行っております。

次に選定の経過及び審査結果につきましてご説明を申し上げます。63ページのほうをごらんいただきたいと思います。

まず１の経過でございますが、平成26年６月30日に第１回選定委員会を開催し、募集要項などを確認しております。その後、募集要項の公開、募集に関する説明会を開催し、８月５日に２団体から申請がございまして、８月11日に第２回選定委員会を開催しております。プレゼンテーション、ヒアリング及び審査を行っております。選定委員は市の職員など５名でございますが、杉村　惇氏のご子息を初め専門的知識を有します方３名にもご出席をいただきまして、ご意見をいただき審査をしているところでございます。

２の審査の概要でございますが、審査は５名の選定委員が10項目、５段階で評価し、比重をかけて算出しました提案内容の評価点合計それを100点満点とし、価格評価の100点を加えました1,100点を総合計の満点としております。また、基準点として660点を設定いたしまして、こ

の点数以上を得ることができなければ指定管理者候補者とならないものとしたものでございます。

３の審査の結果でございますが、選定委員５人の評価点合計が841点でございました。もう一方の団体の評価点合計、記載ございませんが合計791点でございまして、この点数を上回っており、また基準点以上も満たしておりますので、仙台湾燻蒸株式会社を指定管理者の候補者に選定したものでございます。審査の中での評価のポイントといたしましては、記載のとおりこれまでさまざまな芸術に関する活動を行ってきた団体であり、塩竈独自の魅力ある美術館事業が期待できるとする意見などが出されております。またアドバイザーからは、地域に根づいて活動してきた実績を評価する意見などがございました。

次に、選定項目とそれから評価点数をご説明申し上げますので、次のページ64ページをごらんいただきたいと思います。評価項目は、１番の本町分室等の管理運営の基本計画、２番目にあります美術館展示の企画力、そして３番目にあります芸術文化の教育・普及・啓発活動など、10項目でございます。項目ごとの評価得点につきましては表に記載のとおりでございまして、総合計点が一番下に記載のとおり841点となるものでございます。

議案第80号の説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤英治君）　総括の前に、暫時休憩いたします。再開は５時40分といたします。

午後５時２３分　　休憩

午後５時４０分　　再開

○議長（佐藤英治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第60号ないし第80号の総括質疑に入ります。１番浅野敏江議員。

○１番（浅野敏江君）（登壇）　平成26年度第３回定例議会におきまして、総括質疑を行います公明党会派の浅野敏江です。

私からは、議案第64号塩竈市立学校設置条例の一部を改正する条例、議案第69号平成26年度塩竈市一般会計補正予算から楓町法面整備事業について、議案第71号平成26年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算、議案第78号工事請負契約の締結について、以上４点総括質疑をさせていただきます。

まず１点目、議案第64号塩竈市立学校設置条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

平成27年４月から、浦戸第二小学校の校名を浦戸小学校と改め、これまでの特認校制度を継続しつつ、小中一貫教育を開始するための条例改正案が提出されました。たしか平成17年から小中一貫校のような形態で併設校として運営されており、大変高く評価されておりますが、今回一貫校にする主な理由をお聞かせください。

次に、議案第69号一般会計補正予算から、楓町法面整備事業について３点お聞きいたします。

１点目は、かねてから楓町ののり面については剝離部分も多く、階段などについても補修依頼をしてきたところではありますが、初めに整備されたのはいつごろでしょうか。また、今回公園整備から緊急防災・減災事業費を活用するに至った説明を先ほどいたしましたが、その経過について詳しくお聞かせください。また、今回北側のり面の階段は整備する予定でしょうか。また、南側も整備対象となっておりますが、同じく階段もその対象になっているのでしょうか、お聞きいたします。

議案第69号一般会計補正予算の水産業費及び議案第71号新魚市場整備事業についてお伺いいたします。今回高度衛生管理型荷さばき所整備事業においては、当初予算を大きく上回る補正予算が計上されております。先ほどその主な内容をお聞きいたしましたが、もう少し詳しくお聞きしたいと思っております。また、県の岸壁復旧工事が大幅におくれることが明らかになったため、早期完成の対策として全漁連前の補給岸壁への第２仮設荷さばき所の設置を要望する声があり、今回予定された予算、またスケジュールが提案されております。これまでの経過と結果についてお聞きいたします。

最後に、議案第78号工事請負契約の締結についてお聞きいたします。

まず工事の概要についてお聞きいたします。次に、現在県事業として工事中の岸壁工事との調整は、どう図られているのでしょうか。さらに、この新浜町一帯は大雨、高潮の際はいつも冠水に悩まされておりますが、今回の工事で道路のかさ上げは行う考えはあるのでしょうか。

以上お聞きいたしまして、総括質疑とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　佐藤　昭市長。

○市長（佐藤　昭君）（登壇）　ただいま浅野議員から、４項目についてご質問いただきました。

初めに、浦戸小中一貫教育についてお答えをさせていただきます。これまでも特認校制度を活用し、市内外から大勢の生徒の皆様方に非常に教育環境がよい浦戸で勉学を続けていただきました。さまざまな成果が上がってきているものというふうに考えているところであります。

これまでであります が、浦戸第二小学校、浦戸中学校で、平成17年の小中併設及び区域外通

学に関する特認校制度を活用させていただきました。それから今年度で10年目となります。小中合同の学校行事の実施、あるいは小学校における教科担任制の授業を行うなど、小中一貫的な取り組みは一定程度成果を上げたというふうに判断をいたしているところであります。

さらに、今回教育課程特認校という申請をさせていただいております。これが認められますと、児童生徒の発達段階を考慮した９年間を見通し、恵まれました自然環境や文化伝統、あるいは地域の皆様方の温かい心遣いといったようなさまざまな地域素材を生かした独自のカリキュラム、指導が可能となり、地域の特性を生かして児童生徒の個性や能力を伸ばす教育が行われるものと判断をいたしております。

具体的な内容についてでありますが、１点目は９年間を通じた新設教科といたしまして、生活科や特別活動、あるいは総合的な学習の時間の内容を再編し、地域共生学習やキャリア教育をより密接に融合させた「浦戸科」といったような科目を新設し、全ての学年で約80時間年間実施をさせていただくこととなっております。

２つ目でありますが、小学校１年生から４年生に外国語活動を新設いたします。吸収力が高く柔軟な適応力を持っている小学校低学年からの体験的な学習を通じて、自然に身につけさせることが非常に英語にとっては大切であり、学習指導要領の５・６年の外国語活動の目標内容に準じて、小学校１年から小学校４年生におきましても新設教科として位置づけてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、楓町法面整備費についてご質問、４点いただきました。１点目でありますが、こののり面はいつごろ整備したのかというご質問でありました。昭和48年７月に、当時この団地を造成された民間事業者によりまして整備されたものであります。その後施設が市に帰属されたものであり、完成から40年が経過をいたしております。

緊急防災・減災事業債を活用するに至った経過について、ご説明をさせていただきます。当該のり面につきましては、平成26年度当初予算におきまして公園と法面整備事業としてご提案申し上げ、お認めをいただきました。その後に、塩竈市の地域防災計画の見直しを行うことにより、指定避難所である第二中学校への避難路として市道藤倉庚塚線から新浜町泉沢線が認定をされ、道路敷地のり面として緊急防災・減災事業債の活用が可能となったものであります。

次の階段の整備についてご質問いただきました。現在、詳細設計を実施いたしており、北側のり面につきましては階段や手すりの損傷状況の調査を踏まえ、手すりの再設置、特にご高齢者に安全にご活用いただくという意味での配慮をさせていただきたいと考えているところであ

ります。また、南側の階段の整備につきましては、同様に詳細設計の結果を踏まえて今後取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新魚市場整備についてでありました。初めに、新魚市場整備に係る事業費の変更についてのご質問でありました。魚市場Ａ棟及びＢ棟を整備いたしますいわゆる水産庁の水産流通基盤整備事業分、あるいは復興交付金事業として整備するＣ棟分、さらに魚市場事業特別会計事業分を含め、当初全体事業費は59億5,400万円でありましたが、変更後の事業費は152億2,000万円に増大をいたしております。なお、全体事業費には県が実施をいたします漁港道路整備分、２億7,371万円を含んだ金額でありますことをご理解いただきたいと思います。

主な増額の理由でありますが、当初仮設荷さばき所的に想定しておりましたＢ棟の高度衛生管理型荷さばき所への変更であります。さらに、省エネに資する膜屋根や太陽光発電設備の設置など、施設の拡充に加え基礎構造のくい構造への変更や、震災後顕著であります建築単価の上昇などによるものでございます。また、ただいま説明をいたしました工期短縮のための第２仮設荷さばき所整備に係る事業費につきましても、今ご説明を申し上げました事業費に含まれておりますことをご理解いただければと思っております。

なお、Ａ棟・Ｂ棟の整備につきましては、国が策定した特定漁港・漁場整備事業計画に基づいて進めることとなりますが、今回の事業変更に当たり事業計画の変更が必要となり、国において早急にこのような手続を進めていただきますように、さまざまな国会議員の皆様方から大変温かいご指導・ご助力をいただきました。また、議長には宮城県知事あるいは宮城県議会のほうに足を運んでいただき、この事業の必要性について強く訴えていただいたところであります。去る７月29日には、公共事業としての妥当性を審査する国の事業評価委員会というものがございますが、これが開催され計画を変更の上、事業継続が妥当であるとのご評価をいただいたところであります。現在は、事業変更計画の縦覧などの必要な事務手続が進められており、今後県・市との書類協議を経て、10月上旬には正式に官報で告示をされるという状況になっております。

次に、第２仮設荷さばき所整備の経過についてご質問でありました。新魚市場整備は、工事期間中も一定の荷さばき所面積と係船岸壁の延長を確保する必要がございます。水産関係者からは、最低でも同時期に６隻の船舶が係留できますような岸壁延長、さらに荷さばき所が必要であるということを強く訴えていただきました。このようなことを踏まえまして、当初の魚市場建設に当たりましては、宮城県が進めます漁港岸壁の災害復旧工事と建屋を、並行作業とし

て進めさせていただくことといたしておりました。当初計画では、県の岸壁整備が平成28年度末に完成するというスケジュールに合わせて、建屋も建設する予定でありましたが、その後状況の変更がございました。県におきましては、工期が２年程度おくれるのではないかというような申し出がありました。それに、上屋の完成までに１年を加えますと、全体の完成時期が30年度末ずれ込んでしまうというような状況に陥ったところであります。一方では、石巻市魚市場が今年８月に一部供用、27年７月には全面供用。また気仙沼市魚市場におかれましても、28年度末に全面完成といったような見込みが打ち出されておりますので、本市魚市場だけがおくれをとってしまうのではという、産地間競争に大きな危機感を水産関係者が持たれたところであります。

これらを受けまして県と、期間短縮のためには例えばＢ棟・Ａ棟につきましては、全棟解体の上で県が実施する岸壁整備を両側から整備する等で期間を短縮していただきたいというようなお話をさせていただいたところであります。県では、今工程計画の立て直しに取り組んでいただいているところであります。このような状況で、新魚市場全体を一時期に取り壊しますとやはり係留施設が不足し、荷さばき所が不足するといったようなことから、全漁連前の補給岸壁への第２仮設荷さばき所設置ということに至った経過でございます。

次に、工事請負契約についてご質問いただきました。特に、岸壁工事との調整が大丈夫なのかというご心配でありました。流末のはけ口部分が、下水道の災害復旧工事箇所と岸壁の災害復旧工事箇所が重複するというようなことになります。現地調査の段階から、県の仙台地方振興事務所水産漁港部と協議を重ねております。現在、岸壁の災害復旧工事が先行して行われておりますが、互いの工事の施工期間や施工範囲について今後調整し、支障のないよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、岸壁のかさ上げも道路のかさ上げも行われるのかといったようなことでありました。一部道路のかさ上げも取り組むところでありますが、先ほど担当部長から説明をいたしましたとおり、なおマンホールポンプ等をあわせて設置し、浸水被害等の不安を解消する対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　浅野議員。

○１番（浅野敏江君）　ありがとうございました。大体の中身はわかりました。特に、浦戸の一貫教育におきましては、これまでにない取り組みといいますか、併設校だけでは補い切れないという部分が今回新しく特例というか、特別な部分で国のほうの許可をいただくためには、ど

うしても一貫校のあり方のほうがより子供たちにとってすばらしい結果がもたらされるということが、今の市長のご答弁でわかったような気がいたします。

それで、もう一点ちょっとお聞きしたかったのは、一貫教育になりますと全部で９年間を一つの流れとして見ていきますが、最近やはり一貫校を行うところが徐々にふえておりまして、１年生から４年生まで、またその後５年生から中学１年生まで、そしてその後中学２年生から３年生までと、３つの段階に分かれて教育をしていくというような流れもあるみたいなんですが、そういったことはお考えであるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君）　市長。

○市長（佐藤　昭君）　教育長がご答弁いたしたくおりますので、教育長からいたさせます。

○議長（佐藤英治君）　髙橋教育長。

○教育委員会教育長（髙橋睦麿君）　ありがとうございます。

全国的に見ますと、６・３制の問題として中一ギャップによる学校不適応・不登校の解消ということで、４・３・２制などを導入して小中一貫教育を進めている自治体もございます。しかしながら、浦戸第二小学校・浦戸中学校においては、平成17年度からこれまでの間に中一ギャップに悩む生徒は出現しておりません。

それから、これは同じ校舎で生活している、それから教員が相互に乗り入れをしている、そしてキャリア教育なども９年間を見通した実践がなされているというようなことで、中一ギャップというような問題はないということでございますし、それからもう一つ浦戸ならではのということで、特認校制度がございます。毎年浦戸のよさをわかっている方々の中に、編入学してくる子供たちを想定しております。そういったときに、４・３・２制などを導入したときにこういったところがちょっとネックになってくるだろうということで、こちらについては６・３制を堅持しながら、つまり特認校制度の趣旨を、よいところを生かしながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上であります。

○議長（佐藤英治君）　浅野議員。

○１番（浅野敏江君）　ありがとうございました。ぜひよろしくお願いいたします。来年の４月からということですので、準備期間もそんなにないところで大変ご苦労をおかけいたしますが、その辺よろしくお願いいたします。

議案第69号の楓町ののり面工事につきましては、おおむね理解させていただきました。心配な件は……。

○議長（佐藤英治君）　１番議員、終わってください。時間になりましたので。

○１番（浅野敏江君）　心配な面は、やはり南側のほうには民間のご自宅もあるので、その辺どうされるのか。その点だけ１点お聞きして、終わりたいと思います。

○議長（佐藤英治君）　15番高橋卓也議員。

○15番（高橋卓也君）（登壇）　高橋卓也です。日本共産党市議団を代表して、議案に対して総括質疑を行います。２点伺います。

大きな１つ目は、議案第60号、65号、66号、67号、各号議案の提案理由にある子ども・子育て支援新制度の施行に伴う条例の改正について、簡潔に伺います。今回の条例の改正は、単に国の決定に沿って市の条例を改定するのではなく、何より子供の権利保障を最優先に、現行水準を下回らないような条例改定が求められていると思います。新制度について伺いたいのは、１点目、新制度そのものの目的を市としてどう考えているのか、伺います。２点目、最低限現行の保育水準を下回らないよう配慮したのか、もしくは現行水準の維持拡充を考慮したのか。したならば、どのような点か伺います。

大きな２点目として、議案第72号介護保険事業特別会計の補正予算、特に地域包括支援センターの増設について簡潔に伺います。特に地域包括センターの委託の場合、重要なことは、定期的な会議等による実態の掌握を進め、全ての業務の報告並びに相談支援等を実施する、このような市としての公的役割の発揮、これが重要だと思いますが、見解をお伺いいたします。

以上で１回目の質問を終わりますが、答弁もぜひ簡潔にお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（佐藤英治君）　佐藤　昭市長。

○市長（佐藤　昭君）（登壇）　ただいま高橋議員から、２点にわたってご質問いただきました。簡潔にお答えをというご指摘でありましたので。

まずは、子ども・子育て支援新制度であります。これらについては、先ほど担当部長から詳しくご報告いただきました。塩竈市は、全ての制度について確認という行為を行う必要があります。手続的にも、今までのような例えば保育所に入る手続から、何段階かの手続を経なければならない。したがいまして、基本となる条例がないとそういった業務に支障を来すことになりますし、また補助金の受け入れをしてそれぞれの事業者の方々にご支援をさせていただくときにも、根拠となるものがないということのわけにはいかないわけでありますので、こういった基本条例を制定させていただき、しかる後できる限り今までどおり、あるいは今まで以上の

サービスが提供できますように、我々も一緒になって取り組んでまいりたいという思いであります。

そういったこともございまして、最低限の保育水準を確保できるよう配慮したのかということでありますが、これは事業者が選択制であります。認定こども園を選択されるのか、あるいは旧来どおりの幼稚園・保育所を選択されるのかということについては、事業者の選択に任されているわけでありますので、そういった意味合いでは最低限の保育水準を確保できるような配慮はされたものというふうに考えているところであります。

次に、地域包括支援センターについてであります。常々高齢化社会の中で、ご高齢者の方々が相談業務に長い時間、長い距離をかけないでという思いを持ち続けておりましたが、残念ながら今日まで北部と西部にしか地域包括支援センターが設置できなかった。福祉事務所の中にセンター機能は置いておりながら、例えば東部・南部の方々についてはそちらのほうに足を運んでいただいてきたということであります。今回、東西南北、基本的には全ての地域に地域包括支援センターを設置させていただく。なおかつ人口の集積度が極めて高い、特にご高齢者の多い北部地域については２地区に分割をさせていただく。また、本当に多くの皆様方から「浦戸をどうするのか」ということで、大変なご心配をいただいてまいりました。私も、「浦戸を何とかしたい」という思いの中で、今回浦戸にも包括支援センターが設置できることになりました。このようなことで、利用者の方々のより利便性の向上につながればという思いで、このような提案をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　高橋卓也議員。

○15番（高橋卓也君）　現行水準を下回らないようには、事業者がそれぞれ選択することになっている制度の中でということでしたが、私そうでもなくて今回の条例の説明の中で、塩竈だけ進んだ提案しているなと思ったものがありまして、№20の14ページなんですけれども、Ｃ型の家庭的保育者とその下の家庭的保育事業について、市長の行う研修を修了した保育士と両方あるんです。保育士で、かつ市長が行う研修を修了した人しかこれには、あとはそういう経験を持ったと市長が認める者ということで、これは進んでいると思うんです。ところが、進んでいるとすれば、条例は国の基準に沿ったとおり、国の基準どおりというふうに条例が、省令があって書いてありますから、条例をちょっと変えないと。国の基準は、「市長の研修を受けた者」ですから、こっちは「受けた保育士」という提案ですから、進んでいるんです、塩竈のほうがそういう意味では。ですから、そこのところはこのとおりだとすると、条例のほうを補足

しなくちゃいけない。

ところが、私先ほど会議の直前に訂正シールを、この点について張っていった。訂正シールを張られたので、それを認識して考えると、私は国の基準どおりという条例のほうがもし見直しの必要がないんだったら、こちらの市長の行う研修を修了した保育士のほうが間違いの可能性もあるなと。「研修を修了した者」と、これが国の基準ですから。どちらなのか、ちょっと正確なご答弁をお願いします。

○議長（佐藤英治君）　桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君）　お手元の資料№20の14ページに、小規模保育事業等の一覧表がございます。ただいま高橋議員からご指摘のあった点でございますが、この上段のほうに小規模保育事業Ａ型・Ｂ型・Ｃ型と３つの類型がございます。このうち、このＣ型の職員の四角の欄をごらんいただきたいと思いますが、「４家庭的保育者」という表記がございます。家庭的保育者の要件といたしましては、表の※に記載してございますとおり「まずは市長が行う研修を修了した保育士」というふうになってございます。そのほかに、「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者」というのが家庭的保育者の要件でございます。

続いて、その下段の家庭的保育事業というところに、同じように職員の資格要件として、職員配置の必要な職員として「家庭的保育者」と、その下の行に括弧して「プラス家庭的保育補助者」という表記がございます。実は、高橋議員おっしゃったのはこの「家庭的保育補助者」の資格要件でございまして、国の基準等でもこの「家庭的保育補助者」の要件といたしましては、「市長が行う研修を修了した者」というふうになってございます。

それで、私ども大変申しわけなかったのは、国の基準には小規模保育事業のＣ型についても、配置職員として家庭的保育者と、家庭的保育事業と同じように「家庭的保育補助者」、２つの職を記載しておったのでございますけれども、いかんせん議案資料の紙面の制約上、このところを省略して記載させていただきました。大変申しわけございませんでした。ただし、７月の下旬から８月の上旬にかけて行いましたパブリックコメントの際には、国の基準をそのままお示しさせていだいておりますし、その際に議会の皆様にもお配りさせていただきました国の基準には、しっかりと「家庭的保育補助者」についても記載されておりますので、ご了解いただければというふうに思います。以上でございます。

○議長（佐藤英治君）　高橋議員。

○15番（高橋卓也君）　紙面の制約はもちろん承知しましたが、要するに説明が不十分なんです

よね、非常にね、紛らわしい。私、余り簡略にし過ぎるとかえってわかりにくいということにちょっと例というふうに思ったんですけれども、この点についてはやっぱりきちんと、今の説明でよくわかりましたけれども、誰が見ても市民が見てもわかるような形に今後していくことをさらに求めていきたいと思います。

それから、最後にいわゆるパブリックコメントをこれについて実施したわけですが、10日間です。私も取り寄せてホームページを読ませていただいたんですが、ことし２月の地域防災計画見直し、これ16日間募集しました。それから、去年の10月の学校給食運営プラン、これは12日間。今回はわずか10日間の募集で、パブリックコメントの中の共通意見も「期間を延長してほしい」という意見が共通意見として出されておりました。さらにまた、国の基準であっても条文を明記すべきというのも、これも共通意見としてパブリックコメントの市の発表のところに載っていたわけです。この点について、パブリックコメントの重要性をどういうふうに認識しているのかということと、こうした意見について市の説明が載っていたわけですけれども、ちょっと不足に過ぎるんじゃないかなという気がしましたので、その点について伺って大きな質問を終わります。

○議長（佐藤英治君）　桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君）　ただいまパブリックコメントについてご質問いただきました。前段申し上げましたとおり、７月の下旬から８月の上旬にかけて10日間実施させていただいたものでございます。私もその10日間の設定に当たっては、来年の４月新制度施行に向けてかなりタイトなスケジュールの中で事務作業を進めておったという経過がございます。その中でも、市民の皆様にご理解いただくために10日間をとりまして、何とかご意見を頂戴したというふうに考えております。その結果、パブリックコメントに寄せられたご意見が23件、26項目についていただきましたので、市民の皆様にはご理解いただけたのかなというふうに考えているところでございます。

ただ、その期間の長さにつきましては、今後私ども子ども・子育て新事業計画についても同じようにパブリックコメントを予定いたしておりますので、その際に期間設定に参考にさせていただければというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤英治君）　小野絹子議員。

○16番（小野絹子君）（登壇）　高橋卓也議員に続きまして、日本共産党を代表しまして３点について総括質疑をいたします。小野絹子でございます。

まず１点目は、新魚市場整備事業について。

№20の34ページから36ページまで詳細に仕様が出ておりますし、先ほど説明があってよくわかりました。市場の荷さばき所、Ａ棟・Ｂ棟の当初予算51億7,400万円が、82億4,367万8,000円の追加で134億1,767万8,000円と、事業変更が認められた内容になっております。復興交付金事業で進められるＣ棟も、７億8,000万円から12億6,469万8,000円に、また新たに魚市場事業特別会計事業として５億3,828万2,000円が認められ、新魚市場にかかわる予算は当初予算で59億5,400万円が92億6,665万8,000円追加されまして、152億2,065万8,000円に大幅な変更になっております。しかも、業界の方々から強く要望されていました第２仮設荷さばき所の設置費３億5,380万円が見込まれており、新魚市場の建設に明るい見通しが出てきたと思います。これも、業界の皆さんや市長を初め担当部課長等の、国や件に対しての粘り強い働きかけがあったものと思います。

もちろん、５月の産業建設常任委員会や６月の議会でも「早くやれるように」と、国や県への要請を求めてきました。８月22日、当市議団が天下みゆき県議とともに、紙　智子参議院議員同行で水産庁交渉をしました折に、「９月２日から４日の間に事業変更について官報に公告し、縦覧する」と述べておりましたが、公告縦覧について市はどのようにつかんでいるのかお伺いいたします。さらに、魚市場岸壁復旧工事のおくれで市場の建設が、先ほど来ありましたが30年度に延びると伺っておりました。私どもは、「事業変更で１年半短縮できる」と水産庁からお伺いしてまいりましたが、今回の事業変更と追加予算等で新魚市場の整備事業は、いつごろの完成と見込んでいるのかお伺いしたいと思います。

２点目は、港町地区津波復興拠点整備事業についてお伺いいたします。

マリンゲート塩釜の東側に防災拠点支援施設を建設し、マリンゲート塩釜の２階からビッグの２階の駐車場まで通じる津波避難デッキの事業費は、当初予算16億4,560万円が20億6,080万円と、４億1,520万円が追加された変更金額が示されております。事業費の追加された４億1,520万円は避難デッキの事業費で、14億7,000万円に変更になるものです。避難デッキの年度別事業内訳では、26年度７億3,500万円、27年度で７億3,500万円の債務負担行為の設定をしております。しかも、年度内発注に向けての債務負担行為をする内容でございます。津波避難デッキは、マリンゲート前にある「しおがま・みなと復興市場」の仮設店舗に差しかかるとして、１月20日までの撤去を求めておりますが、仮設店舗の方々が行く先の見通しのないまま今年度の発注を強行するお考えなのか、仮設店舗からの撤去を延期はできないのかお尋ねいたします。

震災前まで営業していた人たちが、震災でお店をなくし、器材をなくして路頭に迷っていたとき、中小企業庁の仮設店舗のメニューで市が県から土地を借りて仮設店舗を提供し、営業して３年。今や「しおがま・みなと復興市場」として一つの商店街になっております。魚屋さん、食堂屋さん、家具屋さん、せんべい屋さん、子供や大人の洋服屋さん、３・11の被災状況の写真の展示室などがあり、市民を初め観光客は被災商店を励まそうと訪れているのです。今仮設店舗の人たちは、力を合わせて自分たちの営業だけではなく、市の発展のために頑張っています。やっと立ち上がりかけた仮設店舗の人たちを路頭に放り出すような施策はすべきではありません。

３点目は、議案第75号塩竈市水道事業会計補正予算についてお伺いいたします。

梅の宮浄水場運転管理など、業務委託として平成27年度から29年度の３カ年で２億2,680万円の債務負担行為を設定しています。これまで大倉ダムから取水した３万トンの水を、梅の宮浄水場で市の職員が浄水していたので、市民は安心しておいしい水を飲んでいました。さらに、七ケ宿ダムの水は浄水されて梅の宮浄水場で着水し、高台地域に水の供給がされております。来年４月から、この大倉ダムから取水した３万トンを、梅の宮浄水場で飲める水として浄化作業・運転管理を民間業者に委託する内容でございます。

８月の産業建設常任協議会に突然報告されました。委員からは、「市の職員にかわってうまい水をつくれる業者はいるのか」「職員でつくっている水だからうまいし、安心なのだ」と、心配の声も出されました。そして、この９月議会の提案であります。まさになぜ今民間委託かという問題です。これまでおいしい水、安心して飲める水をつくってこられたベテランの職員が大量定年退職するため、浄水場の現行12名体制から５名体制にして７名削減して、水道部の職員定数を42名から32名にする内容とお聞きしています。市長は、「行財政改革・定員適正化の職員削減は、27年度まで凍結する」と答弁されていたはずですが、なぜ水道部は１年前倒しでやるのか、お聞きします。

結局、職員の不足する分は民間委託で対応する姿勢に問題があります。25年度には水道料金窓口を民間委託し、27年度には飲み水をつくる浄水場の運転管理を民間委託にする、市民にとって命綱の飲み水の上水までが民間委託には、多くの市民が不安を感じております。おいしい水、安心して飲める水を提供するためにも、水道部のしっかりとした体制づくりこそ必要だと思います。今回の民間委託は、市長の行財政改革の先取りと思われますが、なぜ今の時期の提案なのかお伺いします。

さらに、先ほど説明がありましたが、職員組合との合意についていつ合意されたのか、あわせてお伺いしまして、第１回目の質問にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）（登壇）　小野絹子議員からのご質問にお答えいたします。

初めに、新魚市場に係るご質問のうち、今後どのような経過を踏まえて事業費が確定していくのかというご質問でありました。浅野議員に対するご答弁と同じになりますが、Ａ棟及びＢ棟の整備につきましては国が策定をいたしました特定漁港・漁場整備事業計画に基づいて進められることとなりますが、今回の事業費変更に当たり事業計画の変更が必要となり、国において手続が進められております。去る７月29日には、公共事業としての妥当性を審査する国の事業評価委員会が開催をされまして、「計画を変更の上、事業継続が妥当である」とのご評価をいただいたというところであります。現在は、変更計画の縦覧などの必要な事務手続が進められており、今後県・市との書類協議を経て、10月上旬に官報に告示になり、決定ということになるものと理解をいたしているところであります。

また、先ほど議員のほうから、第２仮設荷さばき所等の整備によって、完成の時期がどれくらいになるのかというご質問でありました。これも、先ほど同様の答弁をさせていただきましたが、さまざまな取り組みを行うことによりまして当初31年３月、当初といいますか直近の計画では31年３月でありましたものが、29年度中に何とか供用開始、全ての施設整備ができますような努力をいたしてまいります。

次に、港町地区津波復興拠点整備についてでありますが、本年７月に津波避難デッキに係る詳細設計を取りまとめた結果、建設費高騰の影響から事業費に不足が生じ、先ほど議員のほうからお話をいただきました14億7,000万円という金額が確定をいたしたところであります。今後の見通しといたしましては、本定例会で補正予算をお認めいただいた後、契約発注事務を進め、12月定例会に契約案件をお諮りし、年内の契約締結へと進めてまいりたいと考えております。その後、施工者と工程等の協議を行った上で、港湾管理者でありますとか道路管理者、交通管理者と関係機関との協議を調え、できますれば来年の２月には着工させていただきたいということであります。

したがいまして、今復興交付金については集中期間が27年度末でありますので、これだけの事業を約１年くらいで完了させなければならないというのが現状であります。そのようなことを踏まえまして、これまでは入居者の方々に当初は25年11月10日までの許可期限でありました

ものを、いろいろ塩竈市の事情、また現在入居いただいております方々のご心情をお察し申し上げながら、でき得る限りということで使用許可期限については、来年１月末日ということでお話をさせていただいてまいったところであります。

また、仮設店舗北側の千賀の浦観光物揚場など、実際に一部で工事が開始をされており、工事の実施に必要な資機材置場あるいは作業スペースとしてどうしてもこの場所が必要であるということを訴えてまいりました。今年度中の解体に当たり、入居者の皆様の速やかな事業再開に向けまして面談を重ねているところであり、今後とも活用可能な支援策の情報提供を行いながら、入居者の皆様方が円滑に本設移行が行われますよう、なお一層我々もご支援をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、水道部の浄水場業務の委託については、先ほど担当部長からるるご説明をさせていただきました。議員がご心配の「安心しておいしく飲める水が本当にできるのか」というご質問でありましたが、先ほどご報告をさせていただきましたとおり、管理業務については運転管理であります。施設の維持補修、水質管理といったようなことについては、引き続き本市が担当させていただき、市民の方々に安心して飲んでいただけます水を、今後とも引き続き提供させていただきたいというふうに考えているところであります。

なぜ27年４月かということでありましたが、今申し上げましたように老朽化した施設の更新といったようなものが、喫緊の課題であります。これは浄水場に限らず、老朽管更新、その他さまざまな施設が更新の時期に到達をいたしております。こういったものを計画的に進め、旧来どおりの市民の方々のご負担の中で、何とかこのような事業を進めていきたいという取り組みの中で、このような判断をさせていただきましたということをご理解いただければと思っております。

なお、職員組合との同意については、担当部長から詳しくご説明いたさせます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　佐藤水道部長。

○水道部長（佐藤信彦君）　組合との合意でございますけれども、４月に組合に業務委託ということで申し入れをさせていただきました。４月から９月にかけまして、16回ほど事務折衝と団体交渉を行ってまいりました。最終的には、昨日８日になりますけれども、８日に組合のほうから「合意いたします」ということで回答いただきましたので、先ほどそういうご報告をさせていただきました。以上でございます。

○議長（佐藤英治君）　小野議員。

○16番（小野絹子君）　時間もなくなりましたので、２点ほど。

　水道の関係でいえば、なぜこの被災の関係で行財政改革、「定員適正化については27年までは凍結する」というふうに私は理解していたんですね、そういう答弁だったと思います。それなのになぜ水道、７人退職するからといって「これは幸い」ということで、それを実施すること自体が、やっぱりちょっと考えものではないかというふうに思いますので、それについてなぜそういうふうに踏み切ったのか、ちょっとお聞きしておきたいということです。

　それからデッキの関係ですが、２つあると思うんですね。どうしても仮設のところを通るんであれば、仮設の人たちは今行くところがないわけですよ。であれば、その変更はできないのかどうか。デッキの変更ですね、それが１つあります。それからもう一つは、どうしてもこれをやるんであれば市が責任を持って、これはことしの６月に国のほうでつくられたものがあるわけですね。要するに、塩竈市が責任を持って「市の土地に移転するのであれば、移転費は出しますよ」「解体費用だけじゃなくて、移転費も出しますよ」というのがありますので、そういった取り組みをすべきじゃないかというふうに思うんですが、それらについてお答え願いたいと思います。

○議長（佐藤英治君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　１点目の「なぜこの時期か」ということでありましたが、先ほど申し上げましたように今水道事業の長期計画を策定いたしております。特に、浄水場については耐用年数を過ぎた施設を数多く今使用いたしているところでありますので、そういった事業計画を水道部が中心となりまして計画を策定いたしております。かなり大きな事業がかかるようであります。こういったものに取り組む上で、１つはやっぱり組織の軽量化というものが大切ではないかと。皆様方から、安い水をいつまでも安心して飲んでいただけるように、安い水を提供させていただくためには、やはり私どもも組織を再編するということが必要ではないかなと考えております。

　また、このことにつきましてはさまざまな議員の皆様方から、「同規模の水道事業と比較すると、塩竈はもう少し職員定数を減らせるのではないか」というふうなご質問も多々いただいてまいったところであります。我々も、そういったご質問を重く受けとめさせていただきながら、どういったところで組織の軽量化が図られるかということについては、今までも検討させていただきました。窓口業務も、その一環であります。おかげさまで、利用者の方々からは特

に改めて苦情というものはございません。むしろ、大分「前向きに取り組んでいただいている」という評価もいただいております。

先ほどご報告を申し上げましたとおり、「安心して安全にという部分については、塩竈市の職員がしっかりとチェック体制をやります」ということを、ご報告をさせていただいているわけであります。決して決して、職員の数を削るだけの目的でやっていることではないということをご理解いただきたいと思います。

また、避難デッキについても、先ほど来たびたび私どもの職員が現地に足を運びまして、今仮設住宅で営業いただいている方々とさまざまなご協議をさせていただいている段階であります。皆様方にも一定程度ご理解をいただいた方々もございますが、いまだ行き先が見つかっていないという方々も、議員のご質問のとおりございます。そういった方々とも、今後誠意を持ってお話をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君）　５番志賀勝利議員。

○５番（志賀勝利君）（登壇）　市民クラブの志賀でございます。私からは議案80号、１点質問させていただきます。

議案第80号杉村惇美術館指定管理者選定に関しての総括質疑をいたします。本美術館の件は、昨年の２月総教の常任委員会で初めて出てきた話だと記憶しております。ことしの６月定例会のときにも総括質疑を行い、杉村　惇ご家族の思いを無視し、当局の一方的な都合で進められていることに、私は異を唱えました。そして、このような状況下でなぜ市当局が強行に指定管理者ということを進めてきたのか、その辺が今回の議案を見て理解できました。初めから「指定管理者制度ありき」と、もっと突っ込んで言えば「仙台湾燻蒸さんありき」の計画であったのではないかなというふうに、私なんかは考えております。

昨年行われました本町公民館を美術館に改装するためのプロポーザル方式による改装設計コンペにかかわった２名の学芸員の方がいましたが、そのうちのお一人が今回指定管理者として採用された仙台湾燻蒸の社長のお嬢さんであったということです。そして、その１人が今回の指定管理者として採用された。さらに、指定管理者のプロポーザル方式による美術館運営方法の審査会が、非公開で行われた。なぜ非公開で行われたのか、この点をお聞きいたします。

そして、指定管理者採用予定企業は、もう既に昨年からその準備にかかっていたような推測がされております。こうしたやり方は今回が初めてではなくて、水産加工業に対する８分の７の補助事業の中でも、魚のアラを処理する事業者へ15億円の補助金を出した事業の選定考程と、

相通ずるものがあるわけでございます。その理由といたしましては、事業の説明会は開催するが、説明から応募締め切りまでの期間が十分に設けられていないために、事業参加希望者に十分な検討期間がない。そしてもう一つは、何か簡単にクリアできない条件を設けているというようなところが見受けられております。結果、応募者を絞っていくということになっていくのかなということを感じております。公募によって事業を知った応募事業者は、説明会で結局期間がなかったり、クリアできない条件があったりということで、参加を断念したり事業計画を十分に練ることなく応募せざるを得ないと、まことにアンフェアな条件の中で説明会参加を余儀なくされているようであります。

８分の７補助事業の説明会に参加した建設関係のコンサル業の方も、今回の美術館の指定管理者のプロポーザルに参加した企業の担当者の方も、私直接電話でお聞きしましたところ「どうも出来レースのような感じがしたな」とか、「説明会での対応も、何か自分たちは疎外されているような感じを受けている」とかというような感想を述べられておりました。私は、杉村惇氏のご子息とは小中高と同じ学校に通っていた竹馬の友でもあります。ご子息の思いを、先日もお話ししましたが聞いております。であるからこそ、この事業計画がぜひとも成功してほしいと願っている一人でもあります。

昨年の公民館の改装のコンペの後、こう言っておりました。「２人の学芸員は、絵の分野が全く違う学芸員で」……。

○議長（佐藤英治君）　総括的にお願いします。

○５番（志賀勝利君）　「杉村　惇の絵の何たるかということを、彼女はできていない。そんな中で、自分が思い描く美術館ができるだろうか」と、こういった心配もしておりました。そのお一人が、今回の指定管理者に選定された事業者であります。本当にこのまま無理やり進めて、建設費9,000万円、委託管理費２年半で5,600万円、総額約１億4,600万円の大金をつぎ込んでこの事業をするのかどうか、甚だ不安を感じているところであります。

今回の指定管理者制度導入で、この事業計画が思わしくないような状況になったときに、誰がどのように責任を取るのか。ひょっとして責任が押しつけられるのか、その辺も心配するところでありますので、この辺もお答えいただきたいと思います。

さらに、佐藤市長は説明会参加事業者がこういった不公平感を感じるようなやり方を、今後も続けるおつもりなのか、またもうちょっと公明正大にやられるのか、お聞きしたいと思います。以上で第１回目の質問を終わります。

○議長（佐藤英治君）　総括的に回答お願いします。佐藤　昭市長。

○市長（佐藤　昭君）（登壇）　本議場は、自由な発言ということでありますので、今の発言はそのまま受けとめますが、質問通告は「本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者について」というご質問でありましたので、途中の話については私もご答弁すると非常に通告に反することになりますので、それは申し上げません。ただ、我々はここで揣摩臆測の話をするんではなくて、事実をまずきちっと踏まえた議論をしていくのが我々の役割でありますので、今のご質問についてもご答弁をさせていただきます。

まず、これは公募であります。どなたでも手を挙げて参加をできるという、そういう公募スタイルで実施をしたということについては、先ほど担当部長からもご説明をさせていただいたかと思っております。結果としては、２者の方が手を挙げていただいたということであります。我々は、できますればもっと多くの方々がご参加をいただく、予見は全くございません。このせっかくの杉村惇美術館を、市民の方々に本当に喜んでいただける美術館にしていくというのが、何よりもの目的ではないですかね。例えば、ご家族の誰々が喜ぶとかそういった話じゃなくて、我々は市民の税金を使ってやっているわけでありますから、多くの市民の方々に「この美術館をつくってよかったよね」と言っていただけるような運営管理を行っていくのが、我々の役割だと思っております。したがいまして、決して予見を持ったプロポーザルをやったわけではございません。そこは、ぜひご理解をいただければと思っております。

プロポーザルをやった結果については、先ほど担当のほうからご説明をさせていただきました。なぜ公開制度にしないのかということでありましたが、一般的にはこういったものについては自由闊達な委員同士のご意見を交換いただく。なおかつ、ちょっとその辺がご質問と私は乖離しているのかなと思いますが、アドバイザーとして杉村さんにももちろん入っていただいたということであります。ですから、杉村さんがご参加をされたというのは、こういったプロポーザル方式でやることについて、杉村さんも了という形でご参加をいただいたということでありますし、途中、途中には杉村さんの思いをいろいろ言っていただき、そういったものを委員の方々も参考にしながら最終的な評価をさせていただき、今回このような事業者に決まったということでありまして、先ほどの「出来・出来レース」というのは非常に不本意であります。ぜひ取り消しをお願い申し上げたいと思っております。

このようなことで、今後我々はこの指定管理者制度によりましてより多くの市民の方々が、塩竈にこういった新しい美術館ができて、特に「杉村さんの絵に親しく触れ合うことができる

ようになってよかった」と言っていただけるようなことにしてまいりたいということで、指定管理者制度を６月にご提案をさせていただきご承認をいただきましたので、そういった制度を活用して今回指定管理者の指定を行ったということをご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤英治君）　志賀議員。

○５番（志賀勝利君）　公募も知っております。ですから私が言ったのは、参加する企業に十分な検討期間を与えるようなスケジュールを考えたらどうですかというお話をしているんです。片方は、もう去年の９月前からそういう計画をしている。片方は、直前７月に公募のあれを見て、そこから応募して、３週間やそこらでその計画を立てる。これは、絶対不利ですよ。だから来た方はそういう不満を漏らすわけであって、「そういう不満の起きないやり方をやってください」と、私はお願いしているわけです。

もっと言えば、この委託管理費2,300万円というのは当然どこからか出ているわけですけれども、先日お聞きしましたら「何もわからないので、一応仙台湾燻蒸さんからたたき台として数字を出していただきました」というお話を聞きました。そして、この採用条件の中に、いろいろここに書いてあるわけですね、アートギャラリーの経営とか美術の展示とかギャラリーショップの経営とかをやってきたと。じゃあ、ここのギャラリーの経営とかこういうものを、いつからやっているのかね。

○議長（佐藤英治君）　済みません。細部にわたっては、委員会がありますからそちらで聞いて、総括的に全体の問題として質問してください。あるいは、またあなたの調査の根拠の部分についてもここで云々と出すべき問題ではないと思いますので、そこら辺注意しながら総括お願いします、わかりやすく。

○５番（志賀勝利君）　とにかく、「そういうことがありますよ」ということを市民の皆様に私は知っていただきたくて、今回この質問をしたわけですから。ただ、やはりどこまでいってもそういう不公平感がぬぐえないような事業計画をしているので、今後改めていただければなと思います。

これで終わります。

○議長（佐藤英治君）　菊地議員。

○10番（菊地　進君）（登壇）　私は、市民クラブの菊地でございます。議案第69号平成26年度塩竈市一般会計補正予算について総括質疑を行います。

９月定例会において、一般会計補正が11億2,856万4,000円で、合計が382億1,910万円とする

提案でございます。復興を加速させるための予算が10億4,149万円です。その中で、浦戸地区災害公営住宅整備事業に３億5,350万円とあります。中身は、ＵＲからの住宅取得費の増額とありますが、その説明は建設機材や労務費の上昇とあります。もととなる契約額の何％アップなのか、上昇分の金額を誰が決定なされたのか、ＵＲ側からの請求に基づくものなのか、契約についての話し合いの内容を市との基本的な話し合いがなされたのか、ご説明を願います。普通は、契約関係で物価等のスライドのアップ率はたしか1.8％くらいと見込んでおりますが、行政としての考え方と進め方についてお伺いいたします。

災害関連事業の中で、高度衛生管理型荷さばき所整備に６億600万円、Ａ型の解体と第２仮設荷さばき所整備とありますが、事業のおくれ等大丈夫なのでしょうか。先ほど来、多くの議員さんが質問されていましたが、私は特に事業のおくれを心配するものですから、よろしくお願いしたいと思います。基幹産業水産としての地位確保をどのように考えていくのか、お伺いいたします。

長期総合計画実現のための補正が7,081万円の内容を拝見しました。住民のかかわる予算が定期予防接種事業で2,941万円です。住民の健康管理に役立つと思っております。また、児童生徒のために土曜授業推進に246万円と計上されておりますが、子供たちの成績向上をどの程度期待しておられるのか、それとも別に土曜授業の目的がおありなのか、お伺いしたいと存じます。

工事費関係では、組み替え等により減額補正、長期総合計画実現のためにこの予算が計上されましたが、塩竈の経済は活気・元気が失われつつあると心配するものですが、市長のご感想をお伺いいたします。

また、最後になりますが、債務負担行為が平成27年度へ３件あり、浦戸災害公営住宅では7,400万円、港町地区津波復興拠点に７億3,500万円、新魚市場整備に103億7,120万円と計上されておりますが、昨今の経済状況とか機材不足、労務費の上昇とか懸念されますが、今年度の事業まずは最大限に推進されまして、将来に向けての準備等を考えておられるのかお伺いして、第１回目の総括質疑といたします。よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）（登壇）　菊地議員から、一般会計の補正についてご質問いただきました。

初めに、魚市場建設関係についてのご質問であったかと思います。おくれが塩竈の景気に大きな影響を及ぼすのではないかというようなご質問であったかと思います。我々も、同様の趣

旨であります。先ほどどなたかの回答に申し上げさせていただきました。石巻については、現在１バースが既に供用開始済みであると。二十七、八年くらいには、全ての施設が完成するというような状況であります。同じく産地市場であります気仙沼におきましても、28年度中には魚市場並びに岸壁の整備等が完了できるというようなお話を聞くにつけ、我が塩竈についてもでき得る限り整備のピッチを上げていかなければならないという思いで、今回このような動きをとらせていただきました。１番の基本となる事業費は、認めていただきました。この事業費を活用していかに期間を短縮できるか、整備までの期間を短縮できるかということについては、我々はもとよりでありますが関係者の皆様方からも、またさまざまなご意見等を頂戴しながら、国県と一体となってしっかりと整備促進に頑張ってまいりたいと考えているところであります。

次に災害公営住宅でありますが、特に今回の補正では浦戸四島の災害公営住宅について、年度内に全ての方々がご入居いただけますようにということを復興実感の課題として取り上げてまいりました。その後に、住宅整備の予算がかなり大きく動いてきております。先ほど担当のほうからご説明させていただきましたが、資機材の高騰、人件費の高騰はもとよりでありますが、特に浦戸に限ってでありますが、運搬コストが大変大きなものになってきているというようなご説明をさせていただきました。これらの諸条件を勘案いたしまして、今回浦戸の災害公営住宅について補正額を計上させていただいたところであります。議員からは「１点数%」という話でありましたが、桁が違うと思います。今は３割から４割くらい物価が高騰いたしておりまして、悪戦苦闘いたしております。そういった事業費を補てんするためのものでありますことを、ぜひご理解をいただきたいと思います。

なお、あわせて大変恐縮であります。今災害公営住宅については「入居いただく」ということをお話ししましたが、残念ながら集会所等については年度内の完了が難しいということで、債務負担をお願いさせていただいたところであります。また、長期総合計画で定めます事業についても、肺炎球菌ワクチン・水痘ワクチンの定期予防接種化に伴う接種費用2,941万6,000円、あるいはこれは特別会計ではありますが、脳のＭＲＩの健診のための費用等々についても、本市として新たな制度を構築させていただいたところであります。また、国委託による土曜授業推進事業でありますが、246万1,000円であります。これによりまして市内の全ての中学校、それから浦戸小中学校で土曜授業というものに取り組みます。学力向上はもとよりでありますが、幅広い知識を習得いただくためということもあるかと思っております。そういった目的をしっかりと達成をいたしてまいりたいと思っております。

また、議員からは塩竈の活気・元気についてご心配いただきましたが、おかげさまで割増商品券については７月の上旬で全て売り切れという状況であります。商店主の方々からは、結構「その割増商品券で買い物に来る方々がふえてきましたよ」という、うれしい声を寄せていただいているところでありますし、「できればもう一回できないですか」というようなお話も頂戴をいたしております。「結構予算が大変なんです」というお話はさせていただきながら、商業者の方々にも一定程度こういったものを活用いただいているということで、大変うれしく感じているところであります。これが全てではございませんので、今後もさまざまな振興・活性化策になお一層努力をいたしてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　菊地議員。

○10番（菊地　進君）　どうもありがとうございます。

浦戸の災害公営住宅の事業費の増額のことなんですが、浦戸だけじゃなくどこの建設現場でもそういうのがあるということなんですが、簡単に幾ら上がりましたよといっても、その基礎となる計算等はＵＲから言われたのに誰が検収してやるのか。それとも、塩竈市で先ほど来国で何か1.5倍とか1.2倍とかのアップをしますよというふうな、そういうルールづくりの中に当てはめて上げていくものなのか、それともある程度精査して「ああ、これはこうですね」というふうないろいろな情報を入れながら、そういった積み上げで予算化を増額するのか。何か見ていると、ＵＲさんから買い取りするのにアップしますよというと、どうなのかなと。塩竈市の考えがどこかに入ったのかなという、そういう心配もありますので、その辺の説明がないと「なんだ、ＵＲとか建設会社から言われたまましているのかな」と思うと、ちょっとそれは行政として違うと思いますけれども、さらに確証を得たいような感じもしますので、その辺の説明をお願いしたいと思って聞きました。

あと、土曜授業関係は、幅広く子供たちにいろいろな経験・体験もさせるのかなと。また、成績向上はもちろんだというふうなことを言っていましたので、それは理解しました。

あと、ちょっと声枯れてきたんですが債務負担行為関係、莫大な魚市場には103億円くらいかかりますので、あと港町のほうは７億3,500万円とかと、数字がばんばん、ばんばん出てきますけれども、これだって今債務負担行為しましたよと。だけれども、27年度になればまた事業費の中で「機材費だ」「労務費が上がったんで」というふうにならないのかどうなのか。やっと、それはいってみないとわからないけれども、ただ今の時点でこのくらいの予算がかかる

から、債務負担でやっているというのか。だからその辺の確証というか、計算の仕方というのを教えていただければ助かりますので、ご答弁お願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　公共工事につきましては、東北六県で統一した単価を設定いたしております。例えば人件費でありますとか生コンでありますとか、さまざまな資機材については共通単価という形で設定をいたしております。我々の積算に当たりましても、そのような共通単価を活用させていただいて、積算をいたしております。一方では、特殊な資機材については見積徴取といったようなことで対応させていただいておりますが、いずれもかなり大幅にアップをいたしております。したがいまして、そういったアップ率がどれくらいになるかということについては、ＵＲさんのほうで一方的に積算するのではなくて、我々もそのテーブルに着きまして、一つ一つの項目について確認をさせていただいております。そういった価格の積み上げの結果で、このくらいのコストアップになりますということであります。特に、再三のご説明で恐縮でありますが、浦戸については内地から浦戸まで全ての資機材を運搬しなければならないということで、運搬コストがほかの工事に比べて非常に割高になってしまうというようなことも、今回のアップの要因であります。

２点目であります。債務負担で契約したものが、契約から最後まで同じ金額でいくかという話でありました。これは、公共事業の品質確保法というのがございまして、発注者である市と受注者である業者というのは実は全く対等な立場であります。したがいまして、業者の皆様方が「こういった資機材がこういうふうに上がったことによって、契約した価格がこれぐらい不足しております」という申請があれば、それに対して発注者であります市はおこたえをしなければならないことになっています。これは、インフレスライド制度というものがあります。そういったものを申請の都度積算をし、価格を算定していきます。結果といたしまして、そういったものが出てきて契約額が変わるとすれば、また変更契約を行うことになりますので、議会のほうにも「これこれこういうことで、債務負担で契約した工事がこれぐらい増額になりました」ということは、逐次ご報告をさせていただきながら進めてまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　菊地議員。

○10番（菊地　進君）　どうもありがとうございました。議案書だけ見たのでは、その内容が全然私なんかはわからないんで、お伺いしました。

あと考え方として、塩竈市は災害公営住宅等を本当にどこよりも早くＵＲと提携したんでなかったかなと思っている。しかしながら、工事がおくれて増額だよなんて言われると、ちょっと残念な思いがしますので、やっぱりＵＲさんにも災害公営住宅をいろいろお願いしていると思うんですが、早期に実現して本当に復旧・復興が終わったよと言えるような塩竈市になるように、さらなる行政側のＵＲとの話し合いとか建設業界との話し合いを進めていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君）　これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君）　ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――

日程第６　　議案第８１号ないし第８２号

○議長（佐藤英治君）　続きまして、日程第６、議案第81号ないし第82号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）（登壇）　ただいま上程されました議案第81号及び第82号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事案件でございます。

まず、議案第81号は「公平委員会の委員の選任について」でございます。現委員中１名の委員が平成26年９月29日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任しようとするものであります。後任には、塩竈市泉沢町にお住まいの小倉和憲氏、昭和20年６月18日生まれを再任でお願いをしようとするものであります。

次に、議案第82号は、「固定資産評価審査委員会の委員の選任について」でございます。現委員９名中３名の方が本年10月６日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任しようとするものでございます。後任は、塩竈市宮町にお住まいの丹野六右衛門氏、昭和21年４月12日生まれ、塩竈市西町にお住まいの阿部勘九郎氏、昭和22年８月３日生まれ、塩竈市浦戸野々島字河岸にお住まいの西川信男氏、昭和21年11月20日生まれ、以上３名の方は現在委員と

してご活躍いただいておりまして、再任をしようとするものでございます。

いずれの方々も、人物識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君）　ご異議なしと認め、本件については質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。

議案第81号及び第82号については、同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君）　起立全員であります。よって、議案第81号及び第82号につきましては同意を与えることに決しました。

本日はこれで会議を閉じ、明10日から23日までを常任委員会及び平成25年度決算特別委員会を開催するため休会とし、24日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君）　ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明10日から23日までを常任委員会及び平成25年度決算特別委員会を開催するため休会とし、24日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後７時０８分　　散会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

平成２６年９月９日

塩竈市議会議長　　佐　藤　英　治

塩竈市議会副議長　　鎌　田　礼　二

塩竈市議会議員　　志子田　吉　晃

塩竈市議会議員　　伊　藤　栄　一

平成26年９月24日（水曜日）

塩竈市議会９月定例会会議録

（第２日目）

議事日程　第２号

平成２６年９月２４日（水曜日）午後１時開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１及び日程第２

出席議員（１６名）

２番	小野幸男君	３番	嶺岸淳一君
４番	田中徳寿君	５番	志賀勝利君
６番	香取嗣雄君	７番	阿部かほる君
８番	西村勝男君	１０番	菊地　進君
１１番	志子田吉晃君	１２番	鎌田礼二君
１３番	伊藤栄一君	１４番	佐藤英治君
１５番	高橋卓也君	１６番	小野絹子君
１７番	伊勢由典君	１８番	曽我ミヨ君

欠席議員（１名）

１番　浅野敏江君

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤　昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷　統君
市民総務部理事兼政策調整監	福田文弘君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長	荒井敏明君	市立病院事務部長兼医事課長	伊藤喜昭君
水道部長	佐藤信彦君	市民総務部次長兼総務課長	高橋敏也君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫 君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一 君
建設部次長 兼下水道課長	赤間忠良 君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也 君
市立病院事務部次長 兼業務課長 兼経営改革室長	鈴木康則 君	水道部次長 兼工務課長	大友伸一 君
市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信 君	会計管理者 兼会計課長	星　清輝 君
市民総務部 政策課長	川村　淳 君	市民総務部 財政課長	阿部徳和 君
市民総務部 税務課長	小林正人 君	産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸 君
産業環境部 環境課長	菊池有司 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由 君
教育委員会教育長	髙橋睦麿 君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	渡辺常幸 君
教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝 君	監査委員	高橋洋一 君
監査事務局長	佐藤勝美 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治 君	議事調査係長	鈴木忠一 君
庶務係主査	小林久美子 君		

午後１時　　開議

○議長（佐藤英治君）　皆様、こんにちは。

ただいまから９月定例会２日目の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、１番浅野敏江議員の１名です。

本日の議事日程は、日程第２号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようによろしくお願いいたします。

◇

日程第１　　会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、15番高橋卓也議員、16番小野絹子議員を指名いたします。

◇

日程第２　　一般質問

○議長（佐藤英治君）　日程第２、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は、全て一問一答方式にて行います。

11番志子田吉晃君。

○11番（志子田吉晃君）（登壇）　市民クラブの志子田吉晃でございます。

今回、平成26年９月定例会において質問の機会を与えてくださいました関係各位の皆様に感謝申し上げます。

２月に佐藤市長より、平成26年度の施政方針及び予算案の概要が示されました。その中で、「第５次長期総合計画と塩竈市震災復興計画を柱とし、着実に事業が進展を遂げ、市民の皆様にふるさと塩竈の再生を実感いただける復興実感の年としてまいります」と述べておられます。また、第５次長期総合計画の重点戦略である定住の取り組みを強く推進し、さらに、塩竈市震災復興計画に基づく施策については、これまで同様に生活の再建と産業の復興を重点的に推進してまいりますと述べておられます。私も、この基本方針に同感でございます。

市民の皆様に復興を実感していただきたく、大きな項目で４項目、具体的質問として13点、市政全般にわたりお聞きします。

最初の質問は、大きな項目の１、コンパクトシティー構想について４点伺います。

国では、今月から地方創生本部を設け、まち・ひと・しごとに対し地方再生のために抜本的な改革を進めようとしています。塩竈市においても、復興を実感していただくために将来の新たなるまちづくりが求められています。塩竈市では、コンパクトシティー構想としてどのように考えておられるのかお聞きします。

具体的な質問は、まず１点目、人口減少対策と将来のあるべきまちづくりについて。２点目、新たなまちづくりと産業、生きがいづくりについて。次に３点目、本塩釜駅周辺の再開発と交通網について。続いて４点目、塩竈市のシティーセールスについて。それぞれ基本的な考えをお聞かせください。

続いて大きな項目の２、浦戸架橋と離島振興について３点お聞きします。

人口減少傾向は、塩竈市の本土側のみばかりでなく、特に離島部分である浦戸地区にその傾向性が顕著にあらわれています。そこで、浦戸全体の早急な復興対策が望まれますことから、以下の３点についてどのように考えておられるかお尋ねします。

１番目、寒風沢と宮戸島間の命の橋について。

これは、市民クラブ会派からの政策提言として出されています。また、寒風沢からも要望書という形で出されていますが、これからどのように進めていかれるのかお聞きします。

次に②浦戸の人口推移と浦戸の産業について。浦戸の将来人口はどのように推移するとお考えか。さらに、人口維持のために生活の基盤となる産業を未来創造的に開拓すべきと思いますが、対策案をお示しください。

③寒風沢にパークゴルフ場をという項目でお聞きします。これは、あくまで私の提案、私案でございますが、ゴルフ場ができると、夏場の新しい仕事づくりとして、また観光客の誘致や市営汽船の利用拡大により定住の促進につながると思います。

次に、大きな３項目め、市全体の施設の維持管理について３点お聞きします。

この件は、将来人口を見据えた上で、どこの自治体にも当てはまる難問になっています。これから塩竈市では、どのように対処なされるか、基本的な考えをお聞かせください。

具体的な質問は、①公共施設の維持管理について。②道路や上下水道の維持管理計画について。③公園や樹木等市民生活にかかわる対象についての３点です。

最後、大きな項目４項目め、教育の基本方針と道徳教育について、教育委員会の基本的な考えをお聞きします。

具体的な質問は、①教育委員会の役割と制度について。②教科書の選定作業と誇りを持てる

教育について。③児童生徒数の減少と空き教室の利活用について。

以上、大きく４項目お聞きしました。震災から３年半がたち、復興事業も大分進んでまいりました。26年度の市長の施政方針のとおり、復興実感の年となりますよう、定住の取り組みと生活の再建と産業の復興に、今まで以上に取り組んでいただきたいと思います。

以上で第１回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございます。

○議長（佐藤英治君）　佐藤　昭市長。

○市長（佐藤　昭君）（登壇）　ただいま志子田議員から４点にわたるご質問をいただきました。

初めに、コンパクトシティー構想についてお答えいたします。

まず、人口減少対策と将来のあるべきまちの構想についてのご質問でありました。

本市では、人口減少の現状を厳しく捉え、第５次長期総合計画におきましては定住を重点戦略の１つに位置づけ、将来人口の目標を第４次長総を下方修正し５万5,000人と設定をいたしました。その実現に向け、震災後の平成23年度、定住促進課を設置するとともに、平成25年度に定住人口戦略プランを策定し、「いつまでも住みたい、住んでみたい」を目指し、福祉・教育・住宅・雇用施策などの充実を図る総合的かつ横断的な施策に取り組みを始めております。

特に、本市は市域が狭く、都市機能が中心部に集積しているというコンパクトシティーの特性を有しておりますとともに、市域におきましては、例えば学校や医療、福祉関係施設、港を中心とした基幹産業の集約など都市機能がバランスよく配置されており、この住みやすさ、暮らしやすさを最大限に生かしたまちづくりを進めていくことが都市基盤の基本であるというふうに考えております。

具体的なご質問をいただきました。

新たなまちづくりと産業、生きがいづくりについてであります。

定住に結びつく雇用の創出につきましては、長期総合計画の活力ある産業のまちづくりとして、本市の基幹産業であります水産業、水産加工業等の振興策として、例えば三陸塩竈ひがしもののブランド化、みやぎ寿司海道、どっと祭りを通じた塩竈ブランドの普及啓発、また、塩釜フード見本市を通じた販路拡大に取り組んでいるところであります。

さらに、商業の振興及び中心市街地の活性化を図るため、例えばシャッターオープン・プラス事業や２割増し商品券事業などに取り組み、市域の商工業の振興や雇用拡大に取り組んでいるところであります。

また、海・港と歴史を活かすまちといたしましては、北浜沢乙線から本塩釜駅、港区部への中心地域におきましては、今回、新たな文化の発信拠点として杉村惇美術館を整備し、今まで取り組んでまいりました亀井邸や勝景などとともに回遊性の高い文化と伝統を生かしたまちづくりを進めてまいります。

次に、本塩釜駅周辺の再開発と交通網についてのご質問でありました。

東日本大震災により壊滅的な被害を受けました海岸通１番、２番地区につきましては、準備組合の皆様により新たなまちづくりに向けて、中心市街地の機能を取り戻すため、さまざまな角度から検討を始めております。本市の中心市街地のにぎわいと活気を取り戻すために、重要な事業でありますので、本市といたしましても、可能な限りの支援を行ってまいります。

また、東日本大震災の被災を契機に分散いたしておりました行政機能を壱番館に集約し、市民の皆様に身近で利用しやすい行政を確立いたしました。さらに、共働き世代などの子育て支援策として、壱番館内にあります子育て支援センターについては、新たに移転拡充し、試みとして新装開設をいたしました。これまでの約2.5倍、6,500人の方々にご活用いただいているところであります。

また、まちづくりの基本となる交通網といたしましては、市民生活の利便性の向上を図るため、しおナビ100円バス、ＮＥＷしおナビ100円バス、伊保石往来タクシーの充実を図り、本塩釜駅を市中心部へのアクセス拠点として市内15分総合交通体系の充実に努めてまいります。

最後に、塩竈市のシティーセールスについてであります。

さきに申し上げました定住人口戦略プランを重要戦略として、シティーセールスを位置づけ、コンパクトシティーである塩竈の魅力を内外に強くアピールする取り組みを積極的に展開をいたしてまいります。

まず、情報発信の強化といたしまして、ホームページや広報あるいは各種メディアを通して塩竈市のよさや暮らしやすさ、定住人口促進に向けて取り組んでおります施策等について、内外にアピールする取り組みをスタートさせていただいております。また、塩竈の食や伝統文化を発信する観光メニュー、例えば宮城ＤＣキャンペーンの企画や、月灯り花灯りなど、四季折々、さまざまなイベント企画を実施いたしますとともに、浦戸諸島を含む観光キャンペーンにも今後積極的に取り組み、交流人口の拡大につなげてまいります。

次に、浦戸架橋と離島振興についてお答えをいたします。

まず、寒風沢と宮戸島の架橋についてであります。

本市の今までの基本的な考え方でありますが、これまでの浦戸振興協議会、架橋推進協議会を通じた要望を踏まえた島民の方々との協議の過程におきまして、基本的には、まず各島を結ぶ島内架橋を優先すべき方向と位置づけ、島民の方々との共通理解をいたしたところであります。

今回、新たに宮戸間の架橋につきましてのご提案をいただきました。このことについては、浦戸四島五地区、全体の島民の方々の理解をいただくため、さまざまな角度から島民の皆様とこのことに関する意見交換を行う必要があるというふうに認識をいたしているところであります。

次に、浦戸の人口の推移と浦戸の産業についてであります。

浦戸諸島につきましては、震災の影響もあり、人口の減少が急速に進みつつあり、住民基本台帳人口で平成17年度末で690人、震災直後の平成22年度末で582人、本年８月末現在で423人と、極めて厳しい環境にございます。人口減少を抑制し、地域住民によるコミュニティーを維持していくことは大変厳しい地域の現況であり、さまざまな対策に取り組んでいくことが重要であるとの認識をいたしております。

まず、地域産業の再生と活性化の取り組みとして、ノリ・カキ施設を復旧整備し、産業基盤を再生するとともに、ノリやカキのブランド化、ホヤの種苗やワカメの出荷など新たな浦戸海産物のブランド化に取り組んでおります。さらに漁協におきましては、いわゆる第６次産業化の計画を進めており、寒風沢では浦戸アイランド倶楽部によります営農と酒づくりに取り組んでいただいているところであります。

また、今年度本市が取り組みを進めております、仮称浦戸ステイ・ステーションの整備は、漁業・農業の後継者育成、島の担い手づくり等、島の定住に結びつく一つの核となる事業であり、早期の完成を目指してまいります。さらに、浦戸の定住促進を図る一つの手法といたしまして、市街化調整区域での地区計画の策定に向けて、各地区で島民の方々と将来に向けたビジョン等について意見交換会を重ねさせていただいております。

観光面では、現在、浦戸ならではの食や魅力を発信するため、漁業体験ツアー、食育ツアーの企画や、島の方々による島の裏側ツアーの企画も進行中であります。また、教育面では、来年度に浦戸小中一貫教育を実施し、浦戸科の新設など島の魅力を生かした特色ある教育を推進いたします。

福祉面では、今年度から緊急通報システムを導入いたしておりますが、来年度は浦戸地区に

も地域包括支援センターを開設し、介護予防などご高齢者の方々にも安心してお暮らしいただける環境づくりを進めてまいります。

また、寒風沢にパークゴルフ場をとのご提案でありました。浦戸へのスポーツ施設の整備は重要な振興策の一つであると認識をいたしております。浦戸をスポーツ人口の交流場として活用することによりまして、交流人口の拡大につながってまいるものと確信をいたしております。現在も、浦戸ウォークラリー等で多くの方々に活用をいただいているところであります。

ご提案の寒風沢へのパークゴルフ場の整備につきましては、防災集団移転跡地が整備箇所として想定をいただき、ご質問いただいたものと認識をいたしておりますが、跡地利用については、今後も寒風沢を含めて浦戸四島全体の共通課題として議論を重ねさせていただきたいと思っております。

次に、市全体の施設の維持管理についてのご質問にお答えいたします。

公共施設の維持管理の基本的な考え方についてのご質問でありました。

本市の公共施設につきましては、高度成長期における人口の増加に伴い、昭和40年代から平成の初期にかけまして、主に学校、市営住宅等の整備を行ってまいりました。現在、建設から平均経過年数が約31年となっており、建築後既に30年を経過している施設が全体の約65％となっております。本市の建築物の老朽化とともに、復興事業による新規建築物を合わせた維持管理更新費は、今後ますます増大をいたしてまいります。

このため、本市の建築物、インフラ等全ての公共施設の全体を把握し、長期的視点をもって更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことで、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設の総合的な管理計画を策定し、老朽化対策を推進する必要があると考えております。平成26年４月に、地方公共団体に対し、公共施設総合管理計画の策定が国から要請されたところであり、本市といたしましても、早急に公共施設総合管理計画を策定いたしてまいります。

この管理計画の基本的な考え方について具体的にご質問いただきました。

初めに、道路や下水道の維持管理計画についてであります。

まず、道路についてでありますが、本市は市道認定路線が166.3キロメートル、管理道路が延長66キロメートル、合わせて約233キロメートルの道路を管理いたしております。平成25年度から道路ストック総点検に取り組み、橋梁やトンネル、道路舗装、道路法面や道路標識等

について目視点検や触診、打音検査により異常の有無を確認いたしております。

幹線道路については、路面のひび割れ、わだち掘れ、平たん性等の状況調査を進めております。これらの点検結果に基づき、今後、道路の維持補修計画を策定し、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、上水道についてでありますが、水道管が343.46キロメートル、配水池が16池を管理いたしており、更新費用は増大傾向にございます。これらの更新に当たりましては、単に耐用年数だけで判断することなく、延命化、長寿命化で更新費用の低減を図ることといたしており、平成27年度を初年度とする施設整備計画を策定して長寿命化対策に取り組んでまいります。

下水道についてであります。

昭和23年度から下水道工事を開始し、現在、汚水の普及率は99％に達し、雨水管、汚水管、合わせた管渠延長約287キロメートル、ポンプ場10カ所、マンホールポンプ66カ所の施設管理を行っております。平成25年度から下水道施設の長寿命化計画の策定に取り組んでおり、現在、基礎資料の収集や点検、取りかえ履歴等の分析、ポンプ施設の劣化状況などの現地調査を行わせていただいております。これらの施設を含め、早急に公共施設管理計画を策定し、今後、増大していくことが予想されます社会資本の維持管理費の平準化、延命化を図りながら、効率的、効果的な維持管理に努めてまいります。

公園や樹木といった市民生活に係る対象についてのご質問でありました。

本市の公園125カ所のうち、実は46カ所を30の協力団体の皆様に公園の維持管理をお願いいたしているところであります。その他の施設につきましては、本市が直接管理業務に当たっているところであります。なお、公園の維持管理協定に基づきましてご協力をいただいております団体には報償金を支払い、月１回以上の草刈りや清掃、さらに樹木のある公園につきましては、剪定や枝払い等をお願いさせていただいているところであります。今後、これらの公園施設につきましても、適正な維持管理計画を策定いたしてまいります。

次に、教育の基本方針と道徳教育についてご質問いただきました。

初めに、教育委員会の役割と制度については、私のほうからお答えいたします。

今回の法改正の目的は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長との連携強化を図るものと認識をいたしております。

新制度の主なポイントを上げさせていただきます。

１点目でありますが、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置き、新教育長は、教育委員会の会合を総理し、教育委員会を代表することとなります。

２点目でありますが、総合教育会議の開催であります。この会議は、地方公共団体の長と教育委員会で構成され、教育に関する大綱の策定や重点施策、緊急の場合に講ずるべき措置について協議調整を行うこととなります。

３点目でありますが、総合教育会議の中で、教育の振興に関する施策の大綱を策定することであります。地方公共団体の長が教育委員会と協議調整を行い、地域の特色を生かした教育目標や施策の根本的な方針として策定をいたすものであります。

これらの改正により、教育委員会はこれまでどおり執行機関として最終的な執行権限を持ち、教育長は教育行政の責任者であることが明確化されることであります。一方、地方公共団体の長の教育行政に果たす役割が明確となりますとともに、公の場で教育行政について議論することができるようになります。市長部局と教育委員会が教育施策の方向性をさらに共有、一致して執行に当たることが可能になるものと認識をいたします。

なお、今後は条例、規則の改正に向け、教育委員会との協議を踏まえながら新制度の開始に向けて取り組みをいたしてまいります。

次に、教科書の選定作業と誇りを持てる教育。また、児童生徒数の減少と空き教室の利活用につきましては、教育長からご答弁をいたさせます。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　髙橋教育長。

○教育委員会教育長（髙橋睦麿君）　教科書の選定作業と誇りを持てる教育についてご質問がありました。

中学校教科書の採択についてでありますけれども、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、地区内の市町村教育委員会が協議して同一の教科書を採択しておるところであります。塩竈市の場合の教科書採択の手順についてご説明を申し上げます。

市内各学校の教職員が、文部科学省の検定に合格した全ての教科書を仙台地区の教科書センターで閲覧した上で、採択希望調査に回答いたします。教育委員会では、各学校からの回答を取りまとめ、仙台教育事務所管内の13市町村で組織する仙台地区教科用図書採択協議会に報告をいたします。その後、仙台地区教科用図書採択協議会では、管内各市町村の調査結果

を集約し、公正かつ適正に審議した上で決定をしていくことになります。さらに、その協議会における決定内容を各市町村教育委員会に通知をし、それぞれの採択の決定を行うことになります。

　次に、子供に誇りを育むことについてであります。

　本市におきましては、21世紀を担う子供を育てるために、生きる力を育てる学校教育の充実を重点に掲げ、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた子供の育成に日々努力しているところでございます。

　現在、第５次塩竈市長期総合計画及び塩竈市教育基本方針にのっとり、夢と誇りをキーワードとして本市の教育を進めておるところでございます。子供が誇りを持つためには、将来に対し夢を持ち、努力することで課題を乗り越えたという成功体験の積み重ねが大切だと考えます。学校におきましては、そういった意味から、社会的、職業的自立を目指して行うキャリア教育、生き方を学ぶ道徳教育を初め、各教科、特別活動、行事など全ての教育活動を通して育んでまいりたいと考えておるところでございます。

　次に、児童生徒数の減少と空き教室の活用等についてお答えいたします。

　初めに、塩竈市内の児童生徒数の減少の状況はどうかというところでございますが、平成25年度の塩竈市内の児童生徒数は4,000名でございます。今年度は3,923名、平成27年度は3,845名と２年連続で約80名ほどの減少を見ているところでございます。さらに、平成28年度以降も減少が続く見込みであります。

　児童生徒数の減少に伴い、空き教室の利活用の見通しはどうかということでありますが、児童生徒数の減少に伴う各学校における学級数については、平成27年度以降の５年間の推移を見ますと、市内12校中２校で２学級の減少、６校で１学級の減少、４校は増減なしとなる見込みでございます。

　次に、学級数の減少による空き教室の利活用についてでありますが、算数や数学などの少人数指導を行う際に学級集団を２つに分けて指導を進めるため、それから外国語活動を指導する際のイングリッシュルームとしてや、総合的な学習の時間に創作活動や調べ学習を行うための教室として、また、追求指導なども含めて個別指導教室として、今後さらに有効に利用できる見込みであります。さらに、小学校においては、仲よしクラブの活動教室としても利活用を進めておるところでございます。

　以上でございます。

○議長（佐藤英治君）　志子田議員。

○11番（志子田吉晃君）　どうもありがとうございました。

毎回ご丁寧なご説明をいただきましてありがとうございます。

それで、私も質問大きく４項目なんですけれども、全般的には行政のほうは結構うまく対処されて頑張っているなという、全般的な印象はございますが、あえて、やはり最初のコンパクトシティー構想についてでございますけれども、当局側が一生懸命仕事をやられているのはわかっているんです。ですが、ちょっとやはりコンパクトシティー構想ということでまちづくりを変えるときには、やはり考え方を少し、今までの考えよりも新しいまちづくりにするんだということで、発想がやはり少し改革的に、イノベーションという、そういう発想が必要だと思って取り上げました。

それで、人口減少対策と将来あるべきまちの構想と、最初の１番でございますけれども、やはり、塩竈のまちは、ほかの近辺の他市町村に比べて、昔から繁栄発展していて、最初にまちが成長していましたので、ほかのところに比べると、時代とともに最初にちょっと機能的に少し進み過ぎて、そして今回の震災でこういう状況になりましたから、ちょうどいい、まちをつくり直すのにちょうどいい状況になったと思います。

私は、昔、スーパー関係の仕事をしていたんですけれども、出店するときの考え方として、店は古い店そのままだとだめなので、ただ新しく建てるだけではなくて、スクラップ・アンド・ビルドという考えで、そのようにして店自体を新陳代謝していかないと、現状維持というか成長は当然できませんし、現状維持も難しいという考えで、そういうことを学んでいた記憶を思い出しました。

それで、塩竈もどのようにまちづくり、基本的にこういうところ、いいところはやはり文化的なところとか、そういうものは残しながらも、どのように基本的に市長さんが新しく、この震災を逆手にとっていいまちづくりをしてもらいたいと思うので、その辺のところをちょっと具体的な案でもありましたらお聞かせ願いたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（佐藤英治君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　今、新たなまちづくりというご提案でありました。

一貫してご説明させていただいておりますとおり、我々のまちは海とともに成長してきたまちではないかということを再三申し上げさせていただいております。例えば、漁港でありま

すとか港湾でありますとか、こういったものが産業の基点になっていることについては、大多数の市民の方々にご理解いただけると思っています。こういった、海とそれからマリンゲート、本塩釜駅、そして塩竈の神社様の表参道といった、そういう路線を基本といたしまして、そこから派生的に市内各地に回遊いただこうという取り組みをさせていただいてまいりました。

今後も、基本的にはそのような考え方で進ませていただきたいと思っております。ただ、議員のほうから、今、新しい魅力も創出する必要があるのではないかというようなお話もいただきました。まさに、海岸通１、２番地区で、今、商店街の新しいまちづくりということで関係者が必死の思いで取り組んでいただいておりますほか、北浜地区においても土地区画整理、あるいは藤倉でも土地区画整理といったようなまちづくりの手法を活用いたしまして、新しいまちづくりに応えられるような動きも随所に発生をしてきているものと考えております。

古くからの歴史文化と新しい文化が共存できるようなまちが、まさに塩竈ではないかというふうに考えて、今後ともしっかり頑張ってまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　志子田議員。

○11番（志子田吉晃君）　ありがとうございます。

私も共感ですが、共感ですがあえて聞いております。

ですから、そういう文化と伝統を守りながら新しいまちづくりをして回遊性を持ってということなんですけれども、それで、私の１項目めの本塩釜駅前周辺のという項目で質問を設けたんですけれども、その核となる塩竈市の中心地のところを、ここの辺のところをちょっとイノベーションしていただきたいなと。いろいろなものを入れて、そうするとそこに中心のところに人が集まってきますので、集まったところはどういう商売も成り立つと。ですから、商店街なんかでも、商店街というか店を建てて人を呼ぶという郊外型のショッピングセンターの出店の仕方もあるんですけれども、逆に、人がいるところは商売が成り立つということで、だんだんに駅前、昔は駅前出店型だったんですけれども、そのように時代もまた逆戻り、振り子の戻りのように戻ってきているという状況もございますので、駅の中心地にいっぱいいろいろな施設をつくることによって、そこに人が集まるようなまちになると、もうちょっとにぎわいが出てくるのではないかと思って、ここの３項目めのところ、本塩釜駅周辺と書

きました。

それで、塩竈も生活圏としては仙台の生活圏になる場合もございますので、その辺のところで仙石線の利用、それがもっと便利になるように、何本も、20分か30分ぐらいで仙台駅まで行きますから、その本数がいっぱいふえたりすると、やはりまちとしての価値が上がってくると思うので。

それで、一つ今やはりネックになっているのは、西塩釜までは、仙石線の料金なんですけれども、240円なんですけれども、本塩釜に来ると320円になる。東北本線のほうの塩釜駅は240円ですけれども。それで、その辺のところが市内にいる人もそうだし、仙台から来る人もそうなんですけれども、本塩釜まで行くと料金が急に上がってしまうというところが、その辺のところはＪＲのことだから、そんなの議会で言ったってしようがないんじゃないのかという意見もございますでしょうが、その辺のところをイノベーションしてもらいたい。

どういうことかというと、交渉するときは西塩釜までですから、あと何メートル近くまで駅があれば下がるんですかとか、あるいは、その分の、本塩釜まではいっぱい来ますし、料金も240円で来ますよというような政策をとったら、いっぱい使い道が出ると思うんですよね。そういうことを、ぜひ、今まではそうだからということではなくて、考えていただきたいなと思って聞いたんですけれども、その辺のところは、市としては交渉のしようがないのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（佐藤英治君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　前段の本塩釜駅周辺の活性化ということについては、つい２週間ぐらい前でありました。本塩釜駅前商店会の皆様方からご訪問いただきました。一つは、海岸通１、２番地区で再開発事業を実施すると。せっかくこういった事業を展開するのであれば、それと本塩釜駅周辺との関連性というものをもっと深めるような取り組みというものもご検討いただけないかというようなお話をいただきました。

我々、初めてこういうご要望をいただきましたので、具体的に何をどうすればいいかということについては今後の検討課題でありますが、本塩釜駅前周辺の商店街の皆様方も、やはり危機感を持って、今、商店街の再生に取り組まれておりますので、本市といたしましても、できますれば海岸通地区という枠組みだけではなくて、本塩釜駅とどういう関連性、連関性を持たせていくかといったようなことについても、検討させていただければと思っております。

２点目の料金体系につきましては、ちょっと私、お答えできるだけの基礎的なものがございません。ＪＲさんのほうでは何キロで幾らというようなことで料金を設定されておりますので、その辺を確認させていただくということでご回答にさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　志子田議員。

○11番（志子田吉晃君）　ありがとうございます。

ぜひ、頑張って、何とかこれが240円になると、相当本塩釜駅の利用はもとどおりに戻るというふうに私は思っていますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

それと、シティーセールスのことについて。

今年度は事業遊休地調査業務とかやられていると思うんですけれども、その辺のところ、そのほかにシティーセールス、だから、交流人口の拡大もそうなんですけれども、やはり仕事をつくるとか住んでもらうというほうが、もっと人口維持には貢献しますので、その辺のところ具体的にありましたら、担当課でもよろしいのでお知らせ願いたいと思います。

○議長（佐藤英治君）　川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村　淳君）　具体的なシティーセールスのあり方ということでございますけれども、こちらにつきましては、今現在、定住人口戦略プランに基づきまして、塩竈に住んでいただけるようなさまざまなよさをアピールするホームページの内容を検討してございます。こちらを早急に、子育て世代とか若年層世代にＰＲできるような政策を数々実施しております。そういった内容を取りまとめながら、ホームページで具体に発信をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君）　志子田議員。

○11番（志子田吉晃君）　ありがとうございます。

事業遊休地調査業務のほうのことで聞こうかなと思ったんですけれども、これはやっているからいいです、ことしは。それでいろいろやっているということで。

それで、１つ観光客の交流人口の件で、ちょっと私、新聞で見て覚えているものがあったもので、塩竈もそういうのはこれから取り入れるといいんじゃないかと思ったのは、清潔なトイレで客誘致という、そういうところが観光客が、ここだったらそういうシールを張って、市が指定したり、そういうところをトイレを改築するときに、観光客用に、ある程度の援助資金を出して改造してもらって、塩竈の観光に行ったときは、こういう塩竈市内は全部きれ

いなトイレだけですというと、気持ちよく来てくれると、こういうシティーセールスの方法もあるそうなので検討していただきたいと思います。これはご回答はいいです。

それで、次の大きな項目の２番目の浦戸架橋と離島振興について。

橋のほうは、うちのほうの会派から要望したのと市長さんが答えられたのとはちょっと違った方向になっているのかなと思いますけれども、これはぜひ、そういうふうにやっていただきたいなということだけでいいです。四島全部というと、何十年か前のところの振り出しに行って、結局はかからないということになりますので、そういうことを見計らって、まずは、四島がかかったとしても最終的につなぐところは寒風沢でしょうということで、うちのほうの会派からは提案しております。

それと、そういうふうになると、いろいろ、橋がかかっても船で行って観光する人もいるし、橋があるからといって橋のほうからばかり来るというわけでもございませんので、その辺のところはちょっと前向きに考えてもらいたいと思いました。

それで、ここの３番目のパークゴルフ場のことを言いたいんですけれども、結局、浦戸全体の産業の振興について、今の漁業のほうだけだとなかなか定住人口がふえるのは難しいのではないかということで、新しい漁業とか、高価な海産物が出るようなものができるようになったというと、やはりそれなりの生活基盤ができますので、それはそれでいいんでしょうけれども、一つ、やはり新しい仕事を浦戸地区につくらなければならないのではないかと思いまして、それで、浦戸四島の中でも寒風沢が一番面積も広いですし、それだけの利用する土地もありそうだなと思って、寒風沢にパークゴルフ場をという項目を設けました。

普通のゴルフ場だと18ホールで大体10万坪というんですけれども、パークゴルフ場だと１ホールが普通のゴルフ場の10分の１ですから、そうすると距離で10分の１ということは面積で100分の１です。そうすると、大体、面積的に18ホールつくると、２万平米もないところで18ホールでき上がるという計算になります。それは２万平米というと、清水沢公園、ゲートボールとかやっていますけれども、そのくらいあれば十分、うんと立派な18ホール、うまく使えばもっとそれ以上のホールができるかもしれませんが、そういうことで、現在、高齢者の方の楽しみというと、昔はゲートボールでしたけれども、今はグランドゴルフになっています。そして、将来的にはやはりパークゴルフ場のほうに進むのではないかと思って、私、ここに入れたんです。

それで、うちのほうの会派も、去年、奥尻島に視察に行ったときに、奥尻島にも町営パーク

ゴルフ場というのがありまして、それが結構お客さんを呼んで観光になっているみたいでございます。そういうことで、できましたら、自然を壊すわけでもございませんので、逆に自然を守るような形がパークゴルフ場ではないかと思うので、そういうことを検討していきたいということで、私の勝手に考えた私案でございますので、進めていただければ幸いと思います。これについては、答えはよろしいです。ありましたらでは。

○議長（佐藤英治君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　浦戸にぜひスポーツ施設をというご質問と受けとめさせていただきます。

　実は、市内では危険区域への指定というのはやらなかったわけでありますが、浦戸地区については、桂島とそれから寒風沢で災害危険区域を設定いたしております。災害危険区域に指定をいたしますと、当然のことながら住家の建設はできないということになります。なおかつ、現在あります住家については、国費で買い取りができることになっております。寒風沢につきましても、桂島につきましても、今、所有者の方と用地取得の交渉を進めさせていただいております。

　ただ１点問題がございまして、国のほうで認められているのは住家あるいは住家に附属する農地だけでありまして、例えば、もともと田んぼでありますとか畑であったというところについては、残念ながら公費で買い取りができないという状況にあります。こういったものを今後どのように解決していくかということが一つの課題になってきております。でも、私どもといたしましては、やはり跡地の利活用については、ぜひ島外の方々に数多く訪れていただいて、さまざまなスポーツ活動を楽しんでいただける空間にできればという思いで、今、復興局ともいろいろ調整をさせていただいているところであります。パークゴルフ場ということに限らず、幅広い検討をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　志子田議員。

○11番（志子田吉晃君）　どうも前向きなご答弁でありがとうございます。

　では次の、３番目の施設の維持管理についてお聞きします。

　それで、市のほうでも大体建物は30年くらい経過しているのが65％あるということで、これから相当な維持費がかかるということですので、なかなか新しいものを建てるというよりも、今あるものをどうやって集約化していくかというような方向に、これは塩竈市だけではなくて日本全国の問題でございます。

それで、今年度からそういう計画とか立てるということでございますけれども、ちょっとその辺の長寿命化計画というところの、今やられている考え方とか、あるいは第３期都市整備計画ですか、こちらのほうの関係とかにかかわるもので、ちょっと具体的にお答え願えれば幸いなんですけれども、お願いします。

○議長（佐藤英治君）　鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君）　今、２点質問があったかと思います。最初に、公共施設の長寿命化計画についてですけれども、先ほどの答弁にもありましたけれども、公共施設の老朽化、それも一気に老朽化が来るということで、これを施設を維持管理していかなければなりませんので、それの更新あるは建てかえというのが生じます。そのときに、一気に更新時期を迎えると多大なる費用がかかるということで、それを平準化していきましょうと。平準化というのも、どういうふうに直すかにもよりますけれども、その前提となるのは、要は施設を残すか存続させるかとか統廃合をするのかというのも含めて、今後の維持管理計画をつくりなさいよというのが長寿命化計画の本質です。

本市でも、政策課、財政課が中心になって、いわゆる道路だ下水ポンプ場だ云々だけではなくて、先ほども答弁がありましたけれども、いわゆる公共施設さまざまです。やはり学校それから市営住宅、これは市民生活にも直結いたしますし、こういったものも含めて、全体的に今後各自治体でそういった計画をつくっていきなさいというのが国の指針です。

具体的にいいますと、建設部サイドでいいますと橋とか道路に関しては、今現在、どういうふうな状況になっているかという、いわゆるストック総点検ということで、現状把握ということで国のほうの補助もつきまして、それを今調査中ということになっております。市全体で、あとまとめるようになってきます。

あと２つ目のご質問は、都市再生整備計画です。

都市再生整備計画、５年ごとの計画で、今年度その２巡目の第２期都市再生整備計画が終わります。それで第３期、来年以降第３期になりますけれども、それの５カ年計画ということで、今、策定中でございます。先ほど議員から質問がありましたけれども、コンパクトシティー、いわゆるまちづくりの中で、都市再生整備計画、結構重要ですので、そういった市の方針に基づきながら、もちろん復興の状況も入れてですけれども、そういう流れに沿って都市再生整備、第３期ということで、今策定しております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君）　志子田議員。

○11番（志子田吉晃君）　ありがとうございます。

頑張ってやっていただきたいと思います。ありがとうございます。

それで、ここの項目の３番目の公園の樹木ということなんですけれども、先ほどの答弁では公園は125カ所、そのうち46カ所が町内会のほうに委託しているということでございます。それで、うちのほうの町内会もそういう該当する公園が１つあってやっているんですけれども、やはり、樹木のほうはなかなかそうはいかない、草取りはできても。その辺のところの予算がなかなかないとか、いろいろなことで進みませんので、これからいろいろなところの公園の方も、だんだん木が大きくなってくるから、その辺のところをどうするのかというところは、もう今のうちにそういうものに対象に入れてもらいたいと思います。

それと、今年度はなかなか市のほうでいい事業で、維持管理との関係なんですけれども、介護のほうで介護支援ボランティア事業というのを始めましたよね。そういう形で、こういう公園とか美化のほうとか、そういうものにも、高齢者の生きがいづくりのためと健康づくりを兼ねて、このボランティア事業、介護支援ボランティア事業の公園見回り隊みたいな、そういうやつをつくっていただいたら、すごくいいんじゃないかなというのをちょっとご提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤英治君）　桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君）　ただいまご質問いただきました介護のボランティアでございますけれども、前にもご説明申し上げましたとおり、介護保険の制度の中で創設したものでございます。ただいまのご提案は、そのような介護ボランティアに従事される元気な高齢者の皆さんに、公共施設の維持管理にも当たっていただいたらどうかというご提案でございます。

実は、きょうの午前中も、鹽竈神社で市内の高齢者の皆様大体30団体、100名を超える多くの皆様でございますが、全国的に展開されております地域貢献活動の一環として鹽竈神社の清掃活動に取り組んでおられました。きょう、市長も冒頭ご挨拶ということでお邪魔したわけでございますけれども、そのような利用者の皆様の力を、今後、例えば公園の美化であるとか清掃、道路維持管理等に活用させていただくことについて、高齢者の団体のほうとも協議をさせていただければというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　志子田議員。

○11番（志子田吉晃君）　どうもありがとうございます。

頑張って生きがいづくりにもなるし、なかなか公園の維持といっても、やはり専門的なそういう技術を持った人だとか何とかでないとできないし、そういう道具もなければできないし、そういう班をつくってやっていただけると思います。

それと最後になります、時間になりましたので。

４番目の中の②教科書の選定作業と誇りを持てる教育についてというところで終わりにします。

それで、この件については私何回もいろいろ、どういうふうにして決めるんだということで質問したことがございますが、この判定するときの比較段階評価という方法を取り入れてほしいと。教科書をどうやって、どれが一番いいのかというときの比較段階評価という方式ですね。そうすると、国民全員、住民全員が納得できるような教科書になるのではないかということが言えると思います。

それで、昨年の11月21日は、当市議会のほうに、新しい歴史教科書をつくる会宮城県支部のほうから、そういう公正な歴史・公民教科書が採択されるように、比較段階評価を全種類の教科書に実施することを求めますという、そういう意見書が回ってきていますので、そのような方向でやっていっていただきたいと思いますけれども、その辺のところの取り組みをお願いしたいと思います。考え方をよろしくお願いします。

○議長（佐藤英治君）　高橋教育長。

○教育委員会教育長（髙橋睦麿君）　お答えいたします。

現在、比較段階評価という形はとっておりませんが、各現場の先生方に、文科省の検定を通った教科書をごらんいただいて、よく見ていただくと。その先生方のご希望を見ながら、そしてあと専門委員の先生方という方々を任命しております。この方々には、各教科書について、その特徴等について取りまとめをしていただくと。それらを参考にしながら、先ほど申しました教科用図書採択協議会において、そういったものを参考にしながら話し合いをして決定をしていくという形で決定をしているところでございます。今後とも、疑念を抱かれないように、そして公平な採択になるように努力してまいりたいと思います。

○議長（佐藤英治君）　よろしいですか。

以上で、志子田吉晃議員の一般質問は終了いたしました。

17番伊勢由典議員。

○17番（伊勢由典君）（登壇）　日本共産党市議団を代表いたしまして一般質問を行います伊勢

由典でございます。

質問の第１は、医療介護総合支援確保について、その市民に与える影響について伺います。

この法律によって、介護保険制度で介護・要支援１、そして要支援２の方を介護保険給付、訪問介護あるいは通所介護から外し、市町村が行う新しい介護予防、日常生活支援総合事業、これは市町村の判断でボランティアとかＮＰＯの参加も含むようでありますが、2015年つまり来年４月から行うということでの法律改正になっております。

年金収入280万以上の方からは、介護保険料を１割、これまで現行１割でしたが２割の負担ということになります。特別養護老人ホーム入所も介護度３以上になります。また、医療の面でいいますと、地域医療も宮城県が各病院の病床機能報告制度で報告させ、地域医療ビジョンをつくって２次医療圏、高度急性期、回復期に病床を集中し病床を削減するなど、地域医療に影響を与えるものの法律であります。

そこで２点について伺います。

１つは、要支援１、２の訪問介護や通所介護が介護保険給付から外される影響と、先ほど述べた介護保険で３以上の方しか入れない特養ホームの入所について、介護２以下が入所できなくなるという点で、その影響についてお聞きをいたします。

２つ目であります。

第６期介護保険事業計画に塩竈市も現在着手していると議会に報告されました。９月にアンケート調査の取りまとめ、そして来年１月まで同計画の素案や次期介護保険料が検討されると聞いております。そのアンケートの結果と、８月12日に宮城県が行った医療介護総合確保推進法の説明概要についてお聞きをいたします。

質問の２番目は、塩竈市の生活保護行政について伺います。

厚生労働省は、ことし５月に生活保護を受給した人が前月比の160万3,093世帯で、受給者216万5,000人と過去最多を更新したと発表いたしました。

ところが、塩竈市では生活保護世帯と総数が、平成22年６月で601世帯から平成26年６月で482世帯で、ざっと119世帯が減少したと市議会に報告されました。加えて、生活困窮者自立支援法の来年４月施行により生活保護世帯が減少することになり、本来、生活保護を受けなければならない市民が排除されることを懸念いたします。質問は、平成25年12月に成立した生活困窮者自立支援法とはどのようなものなのか、その内容についてお聞きをいたします。また、塩竈市の保護行政の立場についてお聞きをいたします。

質問の３番目は、第４期障がい福祉計画の策定についてであります。

来年４月から、第４期障がい福祉計画、これ３カ年でございますが、を来年１月までに計画を策定するとしております。これも議会に報告がありました。社会福祉法人のあしたば福祉会から出された知的障がい者福祉施設整備の財源確保の要望書が市議会に提出されまして、６月議会で意見書として採択され、宮城県に提出されております。利府支援学校在校生257人のうち、二市三町では131名、塩竈市40人の在校生であります。塩釜圏域で生活介護を希望する16人が、平成28年３月までに卒業するとしております。あしたば福祉会あすなろサテライト構想の説明書では、２つの課題を掲げまして、１つはサテライトとなる通所施設を増設し、平成28年４月に向け準備を進めるというふうなことを述べております。２つ目は、まさしく障がい者の方々にとって親なき後の入所施設の建設を述べております。質問は、先ほど述べた点で、第４期障がい者福祉計画に反映すべきだと思いますが、考えをお聞きいたします。

質問の４番目は、塩竈市定住戦略プランとの関係で浦戸諸島の定住プランについて伺います。

塩竈市定住戦略プランが策定されました。平成25年度から平成32年度までとしております。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推定は、５万1,201人としております。これは、長総との関係でそういうふうなことが言われております。塩竈市の人口は、平成７年で６万3,566人をピークにその後減少し、平成26年の、つい最近８月末現在、５万6,074人であります。都市の存在にかかわる問題であり、加えて東日本大震災で痛手を受けた浦戸諸島は、大幅に人口が減っております。質問は、浦戸諸島の定住対策とはどのようなものなのかお聞きをいたします。

質問の５番目は、不審者と仲よしクラブと教育委員会の危機管理の対応について伺います。

８月12日、市内のある仲よしクラブから保護者に次のようなメール配信がされました。

昨日、これは８月11日のことでありますが、月曜日午前９時ごろ、小学校の仲よしクラブに在籍する１年生女児が、学校内のあるお客さん用の駐車場の前で20歳代の男性に追いかけられる事件がありました。女児に危害を加えることはありませんでしたが、グレーの車ですぐに逃げ去りましたという内容がそれぞれの保護者にメール配信されました。

この件は、仲よしクラブから藤倉児童館と市教育委員会、そして子育て支援課に連絡が来ましたが、学校がこの件について事実を知ったのは、不審者が確認された８月11日から12日後の８月22日でありました。

質問は、この件を通じて塩竈市教育委員会のこうした子供さんの不審者に対する危機管理、

対処にあり方について、どう考えているのかお聞きをいたします。

質問の６番目は、広島で発生した土砂災害について伺います。

８月20日朝４時、１時間で120ミリの集中豪雨によって発生した広島市北部の南区、それから安佐北区の大規模な土石流災害で、家屋流失など甚大な被害を与え、死者70人を出しました。９月20日現在で918世帯、235人を対象に避難勧告が継続されております。避難所暮らしの方は38世帯73人となっております。こうした被害に遭われた広島の被災者の皆様にお見舞いを申し上げる次第であります。質問は、塩竈市の急傾斜地危険区域と土砂災害警戒区域の数と今後の対策についてお聞きをいたします。

質問の７番目は、塩竈市立月見ケ丘小学校の校舎の老朽化に伴う対策についてお聞きをいたします。

月見ケ丘小学校は昭和32年、塩竈市立第一小学校の月見分校として発足いたしました。月見ケ丘小学校を９月１日訪問しまして、学校の校舎を直接見せていただきました。１号校舎は１年生の校舎で、雨の向きによって窓から雨が吹き込むという状況、これは前々からそういう話も伺っております。２号校舎の３年生のクラスの廊下で雨漏りがあったり、３号校舎の２階も廊下の雨漏り、４号校舎２階の教室、これは行く行く来年仲よしクラブ５年生の入居予定の場所でありますが、その廊下に、内部のところでのピータイルが剝がれていたり、あるいは仲よしクラブ、来年開設する４年、５年生の教室２階の廊下には、音楽室がないために楽器が置かれたままとなっております。また、体育館のトイレの手洗い所も２器ありますが、１器は使用ができない状況など見受けられました。塩竈市立月見ケ丘小学校の老朽化に伴う対応について、市の考えをお聞きいたします。

これで、第１回目の質問とさせていただきます。ご清聴のほど大変ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）（登壇）　伊勢議員から７点についてご質問がありました。

初めに、医療介護総合確保推進法についてお答えいたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地域医療介護総合確保推進法が本年６月25日に公布をされ、介護保険法、医療法、社会福祉及び介護福祉法など介護や医療に関する19本の法律が改正されたところでございます。

現在、我が国では高齢化が進展し、慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者の増加が見込ま

れており、この法改正により急性期の医療から在宅医療、介護まで一連のサービスを地域において総合的に確保するための新たな制度が改正、創設されたものであります。

その具体的な内容といたしましては、地域において効率的で質の高い医療提供体制を整備するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、医療及び介護の総合的な確保を推進しようとするものでございます。

そのような中、この法律が公布されたことに伴い、介護度要支援１、２の方が訪問介護と通所介護が受けられない影響と、介護予防日常生活支援総合事業についてご質問いただきました。

現在、要支援１及び要支援２の方々に提供いたしております訪問介護と通所介護のサービスは、今回の法改正により、これまでの介護保険給付から、市町村が実施する地域支援事業の中に新たに加えられます介護予防日常生活支援総合事業に位置づけられることとなります。なお、現在ご利用いただいている訪問と通所のサービスは、この制度改革の移行期間である平成27年４月から平成29年３月までは、これまでどおり利用することができるという内容であります。

また、介護予防日常生活支援総合事業の内容についてご質問いただきました。地域ぐるみで在宅生活を支援するために、現在、介護事業所のサービスの継続に加えましてＮＰＯ法人等の民間活力でありますとか、住民ボランティア活動を生かしたサービスの提供など、新たに追加されることとなります。さらに、介護予防の必要性が判断をされれば、要支援認定を受けることなく、この介護予防日常生活支援総合事業が利用できるなど、よりご高齢者に密着したサービスの提供が可能となる内容であります。

しかしながら、この事業については現在厚生労働省がガイドラインを作成中であり、いまだ具体的な内容については示されない状況にございますので、この内容が明らかになり次第、本市におきましてもご利用者の皆様に情報提供をさせていただきたいと考えております。

次に、特別養護老人ホーム入所介護度２以下の方々の入所への影響についてのご質問でありました。

特別養護老人ホームへの入所要件は、現在、要介護１以上でありますが、平成27年４月１日以降の新たな入所については、原則として要介護３以上となります。このため、要介護２以下の方は継続して入所する場合は入所できますが、新たな入所は原則としてできないということになります。こういった方々でありますが、新たに入所を希望する方々が、要介護２以

下の場合でありますれば、例えば、認知症や知的障がい、精神障がいなどで在宅生活が困難な場合、また単身世帯や同居家族が高齢または病弱であるなど、一定の要件に該当し、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難な場合には入所することが可能であります。なお、国では、入所要件の具体的な指針の作成を現在取り組んでおられますので、このことにつきましても、その内容が明確になった段階で市民の皆様方にお知らせをさせていただきます。

次に、今回の第６期介護保険事業計画、高齢者福祉計画についてのご質問でありました。

まず、介護保険事業計画、高齢者福祉計画は、高齢者の現状と今後の動向を把握するとともに、保健福祉施策の課題を検証し、高齢者福祉の基本的な考え方と施策の方向性を明らかにするため策定をいたすものでございます。

平成24年３月に策定をいたしました本市の第５期計画では、市民一人一人が健やかに、笑顔が集う安心して暮らせるまちを基本理念に、ご高齢者の健康づくりや介護予防の推進、さらには社会参加の支援等を柱として、目標年次である今年度までの３カ年間、高齢者に対する福祉施策や介護サービスの提供に努めてまいったところであります。

平成27年度から始まる第６期計画では、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えまして、高齢者に係る医療や介護、介護予防が連携し、自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を内容とした地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。

現在の策定状況でありますが、本年７月下旬にご高齢者や事業者など約2,000人を対象にアンケート調査を実施し、現在、その取りまとめを行っているところであります。今後は、アンケート調査の結果を踏まえ、施設整備や法改正による新たなサービスの追加につきましても検討させていただきながら、市民の皆様方が住みなれたこの塩竈で安心して生活を送っていただき、塩竈で暮らしてよかったと言われるような計画づくりに努めてまいります。

なお、県がこの計画策定について説明されました概要についてというご質問でありました。後ほど担当のほうからご報告をいたさせます。

次に、生活保護についてであります。

まず、生活保護受給世帯の減少についてでございますが、本市の生活保護を受給している世帯数と受給者数は平成23年１月の616世帯918人がピークで、その後東日本大震災を境に受給世帯数、受給者数ともに減少に転じ、平成26年８月末現在では477世帯649人となり、これはピーク時の平成23年１月と比較いたしますと、世帯数で22.6％、受給者数で29.3％減少いたしております。

減少の主な要因は２点であります。

要因の第１点目といたしまして、東日本大震災で被災をいたしたことにより、義援金等を受けられた方がおられますことでございます。東日本大震災に係る義援金、災害弔慰金、見舞金等を生活保護受給者の方々がお受けになった場合、震災によって失った家具、什器の購入費や技能習得等に要する費用といった、その世帯の自立更生のために充てられる額を除いて、その世帯の収入とみなす取り扱いが厚生労働省課長通達で定められたところであります。このことにより、生活保護から自立された方々がおられますことが要因のまず１点目であります。

要因の２点目といたしましては、復興関連事業を主とする求人雇用状況等が改善され、生活困窮に陥るケースが少なくなったことと、仕事についたことによって生活保護からの自立された方々がおられることが上げられるというふうに考えているところであります。なお、このことにつきまして、自立支援法の概要についてというご質問でありました。後ほど、この部分につきましても担当から詳細のご説明をいたさせます。

次に、第４期障がい者福祉計画の策定についてであります。

本市の障がい者福祉は、障害者基本法に基づき、障がい者福祉の施策の方向性を示す障がい者福祉計画と、その個別計画である障がい福祉計画の２本立てで各種施策を進めております。この個別計画である現在の第３期障がい福祉計画が、今年度末をもって計画期間満了となりますため、このたび、第４期の計画を策定いたすものであります。第３期障がい福祉計画は、誰もが生きがいを持ち安心して暮らせるまちを基本理念に、施設入所者の地域生活への移行者数や福祉施設から一般就労への移行数を初めサービスの具体的な数値目標を定めているところでありますが、第４期計画におきましても、平成27年度から向こう３カ年間の数値目標を定めることを目的といたしているところであります。

また、県立利府支援学校の卒業生受け入れ施設と親なき後の受け入れ施設についてご質問をいただきました。

これまでも、利府支援学校の卒業生をこの地域で積極的に受け入れてこられた社会福祉法人あしたば福祉会では、利府支援学校から今後の卒業者を受け入れる施設が不足をしているため進路指導に苦労しているとの相談を受けられ、塩竈市内に受け入れ施設の整備を計画し、国庫補助採択に向け、宮城県に整備計画書を提出されたところであります。

計画書の提出に当たりましては、塩釜圏域二市三町に事業所が不足をいたしておりますこと

から、宮城東部自立支援協議会の構成員であります二市三町の首長連名で、あしたば福祉会の受け入れ施設整備計画を後押しする推薦書を提出するとともに、私も９月５日に県の保健福祉部をご訪問し、この計画内容を丁重にご説明をさせていただきました。今後も、障がい者の方々がそれぞれの地域社会の中で安心して生活できますように、引き続き最大のご支援をいただきたいというお話をさせていただいてまいりました。

次に、受け入れ施設の第４期計画のへの反映についてであります。

国では、障がい者の高齢化、重度化や親なき後を見据え、全国の都道府県及び市町村による第４期障がい福祉計画の策定に当たり、平成29年度まで地域生活支援拠点施設を市町村または圏域に１カ所整備することを成果目標として設定をされております。

地域生活支援拠点施設は、グループホームや障がい者支援施設に親元からの自立の相談及び入居等の体験機会の提供、そしてショートステイなど緊急時の受け入れ等、障がい者の地域生活を支援する機能を持った拠点施設と認識をいたしております。この地域生活拠点施設に係る本市の障がい福祉計画への反映のあり方については、今後、本市及び圏域内１市３町と共通の課題として取り組ませていただきたいと思っております。

なお、私も障がい者の親なき後については大変憂慮をいたしております。保護者の方々と同様に、切実な課題、問題と認識をいたしております。９月５日に県の保健福祉部を訪問した際にも、塩竈にもぜひこういった施設をというお話をさせていただいたところでありますが、関係者の方々からは、このようなお話をいただきました。

例えば、こういった方々を地域のグループホームや、あるいは65歳からは介護保険施設の利用について検討すべきではないかというようなご提案でありました。我々は、こういったことでなく、もっと安心して生涯を送っていただけるようなということについても、県もぜひご賢察をいただきたいというお願いをさせていただいて帰ったところでありますが、今後もこういったことにぜひ取り組みをいたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、塩竈市定住人口戦略プランについてお答えいたします。

浦戸地区の定住対策についてであります。

浦戸地区は、震災の影響によりまして人口の流出が進み、地域産業やコミュニティーを支える活力が年々失われつつございます。一方で、浦戸は市街化調整区域と文化財保護法の規制により土地や建物の現状変更が大変厳しく規制され、一次産業従事者を除いては住宅等の建設が規制されるなど、移住者を受け入れるための定住促進が極めて困難な状況にあります。

このため、平成25年５月に策定をいたしました宮城県離島振興計画の浦戸諸島地域振興計画において、浦戸諸島の今後の著しい人口減少を抑制するため、土地や建物の現状変更に関する規制の緩和について、今年度に調査検討をすることといたしました。

これに基づき、現在、市街化調整区域と文化財保護法の規制と調整を図りながら、浦戸での定住を促進するため、島民の皆様の参加をいただき、各地区で土地活用に係るワークショップを重ねているところであります。今後も浦戸の特性にふさわしい集落のあり方や、都市計画法における地域計画の策定、さらには地域の基幹産業であります漁業、養殖漁業等の振興活性化につきまして、各地区での意見交換、協議を重ねて、島民の皆様のご理解と合意を得ながら、今年度内で地区計画素案をまとめてまいりたいと考えているところであります。

また、不審者と仲よしクラブ、小学校、塩竈市教育委員会の対応のあり方についてご質問をいただきました。仲よしクラブの安全対策など危機管理についてでありました。平日の学校授業日でありますれば、仲よしクラブは学校と同一の敷地内で運営をされておりますため、学校との連絡は密に行える状況にありますが、土日などの休業日については、残念ながらすぐに連絡を取り合えない状況もあることも事実であります。

このため、特に土日の安全対策につきましては、連絡系統の確認を改めて行いますとともに、仲よしクラブから児童館、該当の学校、警察、教育委員会等へすぐに連絡できる体制を関係機関全体で整え、危機管理対策を行ってまいります。

次に、広島市土砂災害と本市の急傾斜地危険区域と土砂災害警戒区域と今後の対策についてのご質問でありました。

急傾斜地危険区域と土砂災害警戒区域数についてでありますが、本市の急傾斜地の危険箇所につきましては、国土交通省の指針に基づく宮城県の調査によりますと、市内には浦戸の16カ所を含め87カ所の急傾斜地崩壊危険箇所がございます。また、委員からお話しいただきました広島のような土砂災害警戒区域についてでありますが、土砂災害防止法に基づき急傾斜地危険箇所等を対象に県が土砂災害のおそれのある土地の地形や土地利用状況について調査をし、関係機関の意見を聞いた上で県が指定を行うものであります。

宮城県では、本市の土砂災害警戒区域の指定に向け、市内55カ所について平成20年から22年の３カ年間で基礎調査を実施いたしております。県主催の説明会についてでありますが、土砂災害防止法の概要や基礎調査の結果につきましては、55カ所のうち49カ所の地権者の皆様へ平成21年６月から４月にかけまして、延べ10回、平成22年９月に延べ８回の説明会を、県

主催、塩竈市も同席した上で開催いたしております。

説明会では、多くの地権者の皆様から、このような指定をされると個人資産の評価額が低くなるので、指定しないでほしいとの反対意見などが数多く出されたことや、その後、東日本大震災が発災したこと等もあり、現在まで指定には至っておりません。本市といたしましては、このたび本市地域防災計画見直しが行われましたことから、再度、県と連携を図り、区域にお住まいの住民の方々を対象に土砂災害警戒区域の内容等の説明を開催をさせていただきますとともに、広島市の事例等もご紹介をさせていただき、ぜひ指定の事務手続を進めてまいりたいと考えております。

また、広島市の土砂災害を踏まえ、宮城県では９月５日に県内各市町村に対し土砂災害危険箇所等の緊急周知及び警戒避難体制の緊急点検に係る説明会を開催いたしたところであります。説明会を受け、本市でも土砂災害から身を守るための防災気象情報等の収集方法や、避難行動、急傾斜地域危険箇所などを市のホームページ及び広報に掲載するとともに、希望される方には市民安全課及び土木課で土砂災害危険箇所図などを配布し、より幅広くご理解をいただく努力をいたしてまいります。

次に、月見ケ丘小学校の老朽化に伴う対策についてでありますが、教育長よりご答弁をいたさせます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長（佐藤英治君）　髙橋教育長。

〇教育委員会教育長（髙橋睦麿君）　月見ケ丘小学校の老朽化に伴う対策についてお答えいたします。

３号棟の雨漏り等についてでございますが、月見ケ丘小学校の校舎、昭和41年に建築されて、ご指摘のように大分老朽化が進んでおります。特に、東日本大震災以来、風向きによっては一部壁のクラックから雨漏りが生じるようになりました。この雨漏りにつきましては、既に工事の発注済みであります。今後、他の学校の修繕についても計画的に進めてまいる計画でございます。

次に、廊下に出されたままの楽器の対応についてでございますが、校舎の使い方といいますか、部屋割につきましては、これは校長先生のご判断にお任せをしている内容でございますが、特に来年度の校舎の使用に向けて、学校で全体的な調整をしているということを伺っております。月見ケ丘小学校では、音楽室の場所が決まり次第、楽器類を移動する予定とお聞

きしているところでございます。

　以上であります。

〇**議長（佐藤英治君）**　桜井健康福祉部長。

〇**健康福祉部長（桜井史裕君）**　それでは、私のほうからは介護保険制度の見直しに係る県の説明会の概要と、それから新しくできました生活困窮者自立支援法の内容についてご報告をさせていただきます。

　まず、県による医療介護総合確保推進法に係る説明会の概要でございます。

　制度改正の内容については、伊勢議員からご説明のあったとおりでございますが、このことに関しまして、厚生労働省が７月の下旬に全国の都道府県の介護保険担当課長を集めまして、制度の概要を説明いたしております。

　それを受けまして、宮城県では、８月12日に市町村の介護保険担当課長の出席を求めまして、伝達の研修という形で会議を開いておる内容でございます。

　会議の説明の主なものでございますけれども、今回の制度改正の概要についてのものでございました。対応は次のようなものであったというふうに報告を受けております。

　まず一つでございますが、今度の制度改正の目的でございます。

　市長からもご説明申し上げましたとおり、高齢化がピークを迎えます2025年問題を見据え、医療介護制度を一体で改革しようとするのが目的でございます。背景といたしましては、高齢者の増加に伴いまして、病気になる方やあるいは要介護、要支援の認定者が増加すると。そのような経過の中で、医療や介護サービス利用者が増加することになります。そのことによりまして、端的に言えば医療制度であるとか介護保険制度がもたなくなると、そういうおそれがありますので、介護サービスや負担等を見直す必要が生じたという経過がございます。

　介護保険制度としては、平成12年度の制度発足以来の大改正というふうに言われているところでございます。改正の主な内容でございますけれども、伊勢議員からもお話がございましたとおり、低所得の方々の保険料の負担を軽減することであるとか、特別養護老人ホームの新規入所者を原則として要介護３以上に引き上げること。それから要支援の通所介護、訪問介護サービスを市町村のほうに移行すると。それから高額所得者の皆様については、介護サービスの利用料、自己負担でございますけれども、それを１割から２割に引き上げるという内容でございます。

　なお、この説明会でもその制度の詳細につきましては厚生労働省が現在ガイドラインを作成

中であるという説明がございました。私ども宮城県を通じてこのガイドライン、明らかになった段階で議会の皆様にもご報告を差し上げたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、新たな生活困窮者自立支援法の概要ということでございます。

昨年12月にこの法律が成立をいたしております。法律の目的でございますけれども、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して支援を強化して、早期の自立を支援するものでございます。

施行でございますが、来年４月、平成27年４月１日を予定いたしております。この法律に盛り込まれた支援の内容、大きく３つほどございます。

まず１番目、自立相談支援という項目でございます。内容といたしましては、就労の支援、その他の自立に関する問題につきまして生活困窮されている方からの相談に応じ、必要な情報の提供であるとか助言を行うというものが１番目でございます。

２番目でございます。住宅確保給付金の支給というものが２番目でございます。これは、離職によって経済的に困窮し、居住する住宅の家賃を支払うことが困難な方でございますが、そのような方々に対しまして、就労を容易にするため、住居を確保する必要があると認められる場合に家賃相当の給付金を給付しようとするものでございます。それが２番目でございます。

大きな３番目でございますけれども、生活困窮世帯のお子さんに対する学習支援というものが盛り込まれている内容でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤英治君）　伊勢議員。

○17番（伊勢由典君）　ご回答ありがとうございます。

そこで、いろいろな説明がされております。要支援１、２の方、若干年限を移して、当分の間は要支援１、２の事業での訪問介護あるいは施設もできますと、こういうお話が前段ございました。そこで、県のガイドライン、なかなか国のほうで示してないということですが、最近、日本共産党の赤旗という新聞にそのことが報じられまして、例えばその中では、訪問介護についてどういうふうになるのかということで、ガイドラインではできるだけ食事、排せつ、そういうものについて、例えばヘルパーさんが行って自立支援ということを一つの方法にして、掃除、モップ持たせると。買い物で買うときにはかごつきの歩行車で買ってくだ

さいと、こういうことが言われているんですね。これは最近明らかになったことです。

それから例えば、新総合事業の関係でいうと、例えば先ほど言いましたようにデイサービス、いろいろ事業として認知症とか精神障がいを持っている方々、これはこれで基準として行うことになるんですが、生活支援サービスの中では利用者負担も出てくるんですね、配食サービス。ですから、全体としては利用者にとって果たして生活介護保険の事業の中でできるのかなというふうな、そういった懸念も持っております。

もう一つは、大きくいうと介護保険の申請認定について、25項目のチェックリストをつくって、窓口でいわば受けさせないと、こういうふうなこと、そういうことをやっていこうとしております。つまりは、要支援１、２の方々、若干日延べして年限延ばして、１、２の方々がヘルパー、施設入所サービス一定期間受けられますよという、こういうくくりはあるけれども、いずれは要支援１、２、例えば介護１、２の方々は例えば特養ホームの入所は今まで待機状態だったわけですね。待機ではなくなってしまうんですね。待機者そのものから外されると、こういうことになってしまうことになります。

そして市町村事業については、やはりこういう制度になってしまいますし、それから２割負担という方向も、例えば今、要支援、介護１で全国的なパターンでしょうけれども7,700円が１万5,400円、細かな数字は省きますけれども、大体保険料の自己負担の２割というのは、かなり高齢者の方にとっては大変きつい制度だと思います。

問題は、今受けている要支援１、２の方々の行く行くのそうした介護保険制度について、市町村が今度は事業主体になるわけですから、介護保険給付事業から除かれていくわけなので、少なくとも現行の制度から後退させない、そこら辺を次期計画の中に盛り込んでいかないといけないのではないかというふうに考えているんです。

それから介護事業者にとっては、要支援１、２の訪問介護、通所介護が外されますから、介護報酬が事業者に入ってこない。人件費そのものの削減、あるいは事業をしている方々の事業の見直し、ほかの都市とのいわば支援の事業の格差というのを一番心配しているんですね、私も事業者に伺いましたら。

ですから、今現行制度で十分不十分はあるのかもしれないけれども、つまり介護保険制度の中で今まで継続してきた介護サービスについて、今度、市町村がやるわけですから、それを後退させないと、そういう考えがおありなのかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（佐藤英治君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　伊勢議員から、今の介護の水準をどうしていくのかというご質問でありました。

先ほど来お答えいたしておりますとおり、厚生労働省が策定中のガイドラインがいまだ明らかになっていない状況でありますので、改めてそういったものの内容を確認した上で、本市の対応ということについては、今後、決定をいたしてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤英治君）　伊勢議員。

○17番（伊勢由典君）　来年の介護保険事業そのものについてアンケートをやっているわけですから、やはりこれは、事業の進め方、恐らく12月になれば直前に協議会等がありますので、そこできちんと報告していただいて、次期計画について、利用者の声、意見が反映できるような、あるいは事業者にとっても、さっき前段述べたようなことがないような仕組みづくりをぜひ対応していただきたいと思います。

次に、生活保護についてでございます。

それで、決算特別委員会でいろいろ論じたところもございますが、新しい法律の中で自立支援、就労支援、こういうことでの法律の枠がつくられたということは、私たちも承知をしております。

そこで、その点を踏まえながら就労支援を行う中で、生活保護を受ける方々が減ってきたというのは既に決算委員会で大分議論されました。そこで、改めての確認、第４条の補足というものの関係で、この生活保護の受給世帯、人数を減らしてきたということのでのご回答がありましたが、その辺もう一回ちょっと再確認させてもらいます。

○議長（佐藤英治君）　郷古生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（郷古正夫君）　ただいま生活保護第４条における保護の補足性というようなことについてご質問がございました。

議員ご質問のとおり、生活保護第４条におきましては、保護の補足性という原理があります。それは、保護が能力を活用することを要件として行われると規定されていること。生活保護実施要領次官通知第４で、要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させることとされていることに基づいております。

決算委員会でもご説明いたしましたが、生活保護受給者の稼働能力というようなものは一律ではありませんので、就労支援を行う際には受給者の方々の年齢、家族構成、健康状態、資格、職歴等も含めて受給者本人と相談しながら行っているというところでございます。

○議長（佐藤英治君）　伊勢議員。

○17番（伊勢由典君）　そこで、小野議員も前段質疑されましたが、ある方から私相談を受けまして、それで、生活保護のさまざまな就労のいろいろな話を受けたということで、その方は心臓疾患を患いまして、実は、去年心臓のカテーテルによる手術を受けたという状況になっております。

結局、再三、結局その方はどこに話したらいいんだろうかということで私に来まして、いろいろな悩みを聞きました。最終的には仙台のほうのある病院のほうに今勤務をされているんですが、やはり心臓の病気を抱えていて、診断として、ことし７月４日のＣＴ検査によれば心臓の血管が切れているという診察を受けたそうなんです。それでも就労支援について言われて、結局、今、体きついけれども仙台のほうに行っているという状況のようなんですね。

概して言えば、そういうふうな就労支援によって、その方にとっては本当に、本当にこれ福祉行政なのかということを疑問を感じながら私のところに来たんです。最後は、担当の方からこういうふうに言われたそうです。その方は「どういう立場にいるのかわかっているのか」という厳しい意見を言われて、本当に悩みに悩んで、私に来て、全部打ち明けて、その上で次の仕事を先に立っているようですけれども、やはりそこは、就労させることについての方向は、一つ一つそれは丹念に相談したほうがいいのは当然かもしれませんが、やはり、ちゃんと人権を守っていく、生活保護の基準、法律を守っていくという、その辺はやはりぜひ踏まえて、その方々が気持ちよく仕事ができ、そして更生できるような、そういう福祉行政をぜひやっていただければと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐藤英治君）　郷古生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（郷古正夫君）　今、具体的なケースについてのご質問を頂戴いたしました。こちらで捉えている状況と事実関係が異なる部分もございますので、ご説明させていただきたいと思います。

今、伊勢議員からお話があったケースにつきましては、確かに昨年の12月に心臓の内挿術というようなものを行いまして、12月末に退院しております。そのときに、術後６カ月、あと１年後にフォローアップＣＴ検査をするということになっております。

それで、ことしに入りまして福祉事務所から病院に、その受給者の方の病状に関する調査というものを文書で行ったところです。病院からは、その方については事務的な仕事は十分に可能であるけれども、肉体的な労働は将来において適切ではないというような回答を頂戴い

たしました。この調査結果をもとに、ケースワーカーが受給者に病状調査で就労可能であるとの回答を得たんですけれども、事務的な仕事は十分に可能であるというような、そういった内容であるので、まず就労支援員に相談することから始めてほしいという旨、助言させていただきました。就労支援におきましては、履歴書の書き方、これまでの職歴や希望する職種のヒアリング、そういったものを社会福祉事務所で５回にわたって行ったところです。

そして、ことしの７月に、議員お話しのように、術後のフォローアップＣＴ検査を受診いたしました。その結果を担当ケースワーカーが受給者宅を訪問いたしまして、その結果どうだったのかということを確認しましたところ、受給者から、主治医に病状が悪化していると言われたということで、自分で探した会社の面接を近々受ける予定ですとの話が受給者からありました。これを受けまして、ケースワーカーは受給者に３点伝えております。

就労の可否が確認できるまで、受給者への就労支援、いろいろな支援、それはストップしますよと。あと、受給者は就労可否が確認できるまでは就労活動をしないでくださいと。そして、自分の意思で面接なりの就職活動をするということであれば、主治医からの心臓の病気のことをきちんとお話ししてくださいねというようなお話をしました。

そして、さらに８月に受給者からの病状が悪化しているという話がありましたけれども、福祉事務所では、その後に、病院にその方の病状の調査を行いました。そうしましたところ、８月末に、軽作業であれば就労可。本人が可能と思われることについては行っても構わないと考える。ただ、血圧が上昇する仕事は避けるのが望ましいというようなものがありました。ただその前に、もう既にハローワークのほうから、受給者が就労しているというような話の提供がありまして、確認しましたら、やはりビル会社で活動しているという話でした。

あともう一点……。

○議長（佐藤英治君）　それで一回やめて。

伊勢議員、個別案件の部分が非常にありますので、これ以上本会議では差し控えて、角度を変えて質問をお願いします。伊勢議員。

○17番（伊勢由典君）　要するに、自立支援についてはやはり適切に、そしてきちんとそれぞれのケースに応じて人権を守る立場でやっていただければというふうに思います。これは一つ、私からの、この件での最後のまとめにしたいと思います。

あと、障がい者福祉計画、いろいろその状況を述べられましたので、それは私もそのとおり、市長の言葉もそのとおりだと思います。そこで、この間、あしたば福祉会に行ったとき、ア

ンケートはやらないのかと言われたんです。やはり次期計画について、数値目標とかあれこれというのは、それは大事だと思いますが、というのは、やはり今、県段階で例えば舟形コロニーの定数をふやすとか、いろいろな検討がされているんですね。そういった実際に重い障がいを抱えている方にとっては、やはり欠くことのできない課題ですので、その辺はどうなのか、ちょっと確認をさせてもらいます。

○議長（佐藤英治君）　郷古生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（郷古正夫君）　第４期障がい福祉計画の策定につきましては、先ほど市長からご説明を行ったところです。その中で、アンケート調査というようなお話がございました。その中で、今回の計画につきましては数値目標を定めるというようなことでございますので、これまでの利用実績、または今後のニーズも推計した上で、家族会等へのヒアリングというものを実施することにしております。

　また、宮城東部地域自立支援協議会、そういったところの意見聴取を行いながら、計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤英治君）　伊勢議員。

○17番（伊勢由典君）　ひとつ、親身になった計画づくり、ぜひ手がけてほしいなというふうに思います。ひとつそういうことでお伝えをしておきます。

　先ほど学校の関係で、仲よしクラブのメール配信の話がございました。実は最近、ある方からの情報では、２カ所で同じような、最近これは18日ですね、９月18日に２件同じ日にあったようです、藤倉、そして松陽台、小学生が追いかけられると。この事件については、教育委員会はよくご存じでしょうか。

○議長（佐藤英治君）　高橋学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（高橋義孝君）　仲よしクラブに通所している子供の不審者事案ということでの報告ということでございますか。

○議長（佐藤英治君）　伊勢議員。

○17番（伊勢由典君）　確認します。

　そうではなくて、９月18日金曜日、午後３時50分、藤倉一丁目、四丁目で４年生の女子１名が追いかけられたと。黒ずくめの男性、30歳。同じ９月18日、４時前、松陽台一丁目で５年生の女の子が追いかけられたと、つきまとわれたと、こういう事案について。

○議長（佐藤英治君）　高橋学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（高橋義孝君）　その小学生の不審者事案については、こちらのほうに報告がございました。

○議長（佐藤英治君）　伊勢議員。

○17番（伊勢由典君）　そうすると、その後の対応はいかがでしょうか。

○議長（佐藤英治君）　高橋課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（高橋義孝君）　その後の対応におきましては、学校のほうから保護者全員に対してメール配信をしているとともに、関係機関等にも周知しているということでございます。

○議長（佐藤英治君）　伊勢議員。

○17番（伊勢由典君）　最近、女の子が殺害されたという事件がございました。冬場です、もうそろそろ暗くなる時期で、やはり子供さんたちの安全下校、登校も含めながら、やはり下校についてもくれぐれも対応していただいて、よろしくお願いをしたいと思います。子供さんの安全のためにも、ぜひ万全の策をとっていただきたいということを述べまして終わらせていただきます。

○議長（佐藤英治君）　以上で、伊勢由典議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後３時０２分　　休憩

午後３時１５分　　再開

○副議長（鎌田礼二君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

８番西村勝男議員。

○８番（西村勝男君）（登壇）　自由民主の会の西村です。

質問の機会を与えていただきました先輩議員初め同僚議員の皆様方に感謝申し上げます。

さて、大震災より３年６カ月が過ぎました。

来年、平成27年度は復興集中期の最終年となります。また、市の長期総合計画の折り返し点でもあります。国では、住みやすい地方の再生に向けて、まち・ひと・しごと創生本部が立ち上がり、地方の人口減少と流出、少子高齢化に対応する地域活性化対策が打ち出されております。これは、2009年に国から５万人都市を核とした定住自立圏構想が出され、これをも

とにまちの長期総合計画が策定されました。残念ながら、地方都市の人口減少と流出はとまらず、少子高齢化の流れをとめるには、全く力不足の感があったと思われます。ここにきて、国は矢継ぎ早に自治体連携を打ち出してきております。

最初の質問は、定住・移住に向けた一つの方法として、空き家対策についてお伺いします。また、自治体連携についてお伺いいたします。

今年度、市の事業として空き家調査が行われています。現在の空き家の数と今後の予備軍である一戸建てのひとり住まいの戸数がわかりましたらお知らせください。また、調査の進捗状況についてもお知らせください。

空き家対策が進まない原因の一つとして、使えなくなった空き家が解体することによって固定資産税が４倍になると言われています。国も、来年度税制改正で解体した跡地の固定資産税の軽減措置を検討すると言っております。それを踏まえ、市として今後の空き家対策について、どのような対応をされるのか。また、若い方々への住宅あっせんなど、空き家バンクなど自治体がインターネットなどで物件情報を公開する仕組みですが、そのソフト事業を考えているのかお伺いいたします。

次に、広域連携についてお伺いします。

二市三町の広域連携の中で、消防事務組合が円滑に稼働しております。そこで、市独自で行っておりますごみ処理についてお伺いいたします。

人口減少の中、１つの自治体単独で事業を行うことが厳しい時代が予想されます。将来に向け、環境や財政を考えたとき、早目の対応が求められていますが、市はどのように考えているのか。連携を目指すのか単独で進むのかお伺いいたします。

次に、市政運営のガバナンス、統治能力についてお伺いします。

不正防止体制づくりについてですが、市は、数多くの重要な個人情報、企業情報を管理し、業務のための分析、活用がなされています。しかし、現在の情報化社会の中で、ハッキングなど電算ネットワークへの侵入による情報漏えいなどが放送され、自治体のガバナンス機能の欠如が市民生活に大きな影響を及ぼすことを示しています。

その対策として、第１に、外部からの侵入を阻止する対策について。第２に、考えたくはありませんが、内部職員による情報漏えいなど不祥事防止対策について、どのように考えているのか。また、行政の体制強化についてお伺いいたします。

次に、経済復興の重点課題の１つ、海岸通市街地再開発事業についてお伺いします。

市内で復旧復興ではなく、唯一中心市街地の再生発展に向けて動き出している海岸通再開発事業ですが、行政と地権者が力を合わせ、一致団結して課題に取り組まれているとお聞きしております。ことし３月には、市の都市計画が決定され、９月中には県と国の事業計画が決定に向けた申請が行われると聞いております。2015年度には着工の運びと予定されていますが、現在の進捗状況と課題についてお示しください。

最後の質問であります。

塩竈市の優良資産であります宮町公用駐車場、本町仮設店舗、海岸通壱番館駐車場についてお伺いします。

宮町分室の跡地ですが、社と魚のまち、観光の拠点となっている鹽竈神社のお膝元の場所ですが、公用駐車場となっていいのか。また、今後の利用計画があるのかお伺いいたします。

次に、本町。現在営業されている仮設店舗と隣の市で所有しているコイン駐車場について、今後の本町の商業活性化につながる何か構想があるのかお示しください。

次に、海岸通中央公共駐車場の跡の駐車場ですが、月曜から金曜までの利用が限定されています。壱番館での土日のイベントでも使えるようにならないか、市民の方から要望が出てきております。海岸通再開発事業が始まるまでの暫定利用となっていますが、利用拡大が望まれています。ご検討いただけないかお伺い申し上げます。

以上、４点について、当局の誠意ある回答をよろしくお願いします。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（鎌田礼二君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）（登壇）　ただいま西村議員から、４点についてご質問いただきました。

初めに、まちづくりの方向性についてお答えいたします。

まず、現在の空き家率についてであります。

空き家につきましては、５年ごとに総務省が住宅土地統計調査を実施されております。平成25年の都道府県の空き家に関する速報値が今年７月に発表されております。それによりますと、全国の空き家率13.5％に対し、宮城県の空き家率は全国で最も低い9.4％であり、平成20年の調査の13.7％からマイナス4.3％と大きく減少いたしております。これは、東日本大震災により家屋解体が進んだことが主な要件と分析をいたしております。

同調査による市町村に関する結果の公表は、今年度末に予定をされておりますことから、本市の現時点での空き家率は把握ができていない状況であります。なお、平成20年の調査では、

本市は空き家数が3,210件、空き家率はほぼ県と同様の13.8％となっておりましたが、推察いたしますに、県同様に本市の空き家数と空き家率も減少してきているものと推測をいたしているところであります。

なお、調査というお話をいただきましたが、今年度末に予定をされている空き家調査率を踏まえて、改めてその対応について検討させていただきたいと考えております。

次に、今後の空き家の状況把握や空き家バンクの対応についてであります。

老朽化による危険な空き家ではなくて、比較的管理状況がよく使用可能な物件については、地域資源として捉え、有効活用を図っている自治体も既に数多く発生いたしております。このような空き家の実態調査につきましては、所有者自身の今後の賃貸や売却など詳細な実態調査が必要となります。また、調査に当たっては個人情報の保護、人的負担が大きいなどの課題がありますことから、空き家バンクなどの実施に当たりましては地域の皆様のご理解とご協力が何よりも肝要ではないかと考えているところであります。

ソフト対策というご質問でありました。

空き家バンクにつきましては、所有者の自発的な登録を単に待つだけではなくて、利用率が低調となっておりますことから、その活用に当たり、専門的な知見を有する例えば不動産団体や地域の皆様方との連携が必要ではないかと考えております。実は、国におきましては、空き家の活用を支援するため、一般社団法人移住・住みかえ支援機構を平成18年10月に設立をいたしております。本市にも情報提供いただいているところでありますが、今後、他市の取り組み事例等も参考とさせていただきながら、関係機関と、例えば移住・住みかえ機構であります。こういった組織の活用等も十分に検討させていただきながら、空き家の活用に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、まちづくりの方向性についてということで、具体的には自治体連携のあり方についてのご質問をいただきました。

地方自治法の一部を改正する法律が平成26年５月30日に公布をされ、改正事項の中に新しい広域連携制度が創設をされております。この改正の主旨でありますが、人口減少社会におきましても全国の市町村が地方自治体として持続的な行政サービスを提供していくために、近隣市町村と有機的に連携していくことにより、活性化を図ることを目的といたす内容であります。

具体的には、１ついたしましては、他の自治体と連携して事務を処理するに当たっての連

携協約を締結することができるという内容であります。２点目でありますが、他の自治体の事務の一部を執行できる事務の代行執行制度が創設をされているようであります。

国におきましては、今年度におきまして、この新たな広域連携の取り組みを推進するために、国が積極的に支援して地方公共団体とともに先行モデルを実施いたしたております。具体的には地方中核拠点都市圏形成に向けた連携モデル事業といたしまして、東北での盛岡を初め全国９自治体を委託団体として取り組みを進めており、この事業を検証する中で、平成27年度からの本格的に全国展開を図っていく内容のようであります。

このモデル事業につきましては、人口がおおむね100万人規模以上の地方都市圏域で設定されているところでありますので、本市におきましては、まずは今後国から示されますモデル事業の成果等について検証を行いながら、塩釜地区での課題・問題について広域行政連絡協議会を通して検討させていただきたいというふうに考えております。

もう一点でありますが、先ほど申し上げました１の連携協定を締結、あるいは２の他の自治体の事務の一部を執行できる事務の代替執行制度等でありますが、行政と議会のかかわりというのが、そういったときにどのように構築されていくのかといったような部分については、いまだ具体的な内容が明らかにされておらないわけであります。

ご案内のとおり、本市は議会と行政が車の両輪でありますので、こういった連携がどのようにしたらできるかといったようなことも、今後しっかりと検討した上で判断をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、市政運営のガバナンスについてご質問をいただきました。

まず、情報漏えいなど不祥事の予防策についてであります。外部からの侵入、それから内部対策というご質問でありました。

市が持つ膨大な情報管理につきましては、まず職務・職階におきましてアクセスできる情報に制限をかけさせていただいております。例えば、市政情報や住民情報の電算データには、業務上関係のない部署の人間がアクセスはできませんし、課が同じであっても違う係の人間はアクセスできないように、パスワード管理またはＩＣカードを職員ごとに発行して、離席をする場合には必ずアクセスを切断する手順を日常的に励行させていただいているところであります。

また、他の部署でデータの活用をする場合におきましても、使用目的を限定し、必要最小限のデータのみを提供することとなっております。さらに、業務上、誰がいつデータベースに

アクセスしたかなどの履歴管理を行っており、個人的な閲覧などに対しても抑止ができるものと考えているところであります。

なお、住民情報などにおきましては、外部では例えば持ち運びが可能なＵＳＢメモリ等へのデータ移行もできないような制御をいたしているところであります。現在進めております内部情報システムにおきましても、デジタルデータの外部持ち出しや外部から持ち込まれたデータによるウイルス感染に対しましても一定の歯どめをかけていく方針であります。

また今般、システム開発などの委託業者からの情報漏えいという事件もございましたことから、外部業者の入退室記録簿を設け、作業に当たる個人を認証できる管理に切りかえたところであります。

情報の漏えいにより、市民へ損害や危害が及ぶことのないよう、契約や取り決めなどの制度的な対応に加え、アクセス制限などの機械的な制限の両面で情報管理を徹底し、事故の未然防止に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、経済復興の重点課題であります海岸通市街地再開発事業の現状と課題についてのご質問をいただきました。

初めに、本市と同様に東日本大震災からの復興に向けて、今回の震災市街地再開発事業に取り組んでおられます事例を若干紹介させていただきたいと思います。

石巻市で５地区、名取市で１地区の合計６地区、塩竈を入れまして７地区でありますが、いずれも建設費高騰に伴う保留床処分価格の上昇や事業協力者の参画が極めて低調でありますことから、なかなか事業化についての一定のめどが立っておらないという共通の課題が生じております。このうち、都市計画決定に至っている事例でありますが、本市のほか石巻の３地区のみであり、本事業を取り巻く環境は県内全域でも非常に厳しい状況であるというふうに認識をいたしております。

このように厳しい情勢の中、本市における市街地再開発事業につきましては、去る３月25日付で都市計画決定を行い、海岸通１番２番地区市街地再開発事業として正式に実施をすることを決定しており、現在は事業成立に向けた最終手続となる県の事業認可をいただくため、準備組合の皆様とともに申請に向けた準備を進めているところであります。

具体的な取り組みといたしましては、事業認可の条件として、まず組合員の３分の２以上の事業同意が不可欠でありますことから、６月から進めてきた委託調査に基づき、権利者の意向を確認し、事業エリアの再編に取り組んでいるところであります。また、県からの指導に

基づき、建設費高騰を踏まえた事業費の精査や事業協力者、金融機関との調整を継続しており、熟度をより高めた事業計画を年内中に取りまとめをし、本年度末までに事業認可の取り組みへとつなげてまいりたいと考えております。

さらに、事業財源の確保につきましては、復興庁に事業費の増額を認めていただく必要がございますことから、復興交付金事業期間を見据え、非常に限られた期間の中で協議を調える必要がございます。具体的に申し上げますと、10月に申請予定であります第10回復興交付金事業に、この再開発事業費を計上しないと、これから行程的には大変厳しいと言わざるを得ない環境にあります。事業を成功させるためには、これら課題の一つ一つを早急に解決する必要がありますことから、今まさに、大詰めを迎えている状況であると、私自身も認識をいたしているところであります。

こうした状況を含め、事業への理解とさらなる合意促進を図るため、今月10日と11日に地権者説明会を開催いたしました。

内容は、事業実施の具体的取り組み内容について、権利者の皆様に理解を深めていただく説明会でありました。準備組合役員の皆さんにおかれましては、一昨年10月の設立以来、今日まで、都合73回にわたる理事会を開催し、次代に受け継いでもらえる海岸通まちづくりの実現に向け、真摯な努力を積み重ねていただいております。本市も、理事会を初め全ての会議に参加をさせていただいておりますが、今後も専従の職員を配置しながら、事業成立に向けた手続が可能な限りスムーズに進められますよう、最大限の支援を継続してまいります。

本市のまちづくりの中核であります海岸通地区の再開発は、市民の皆様のみならず、訪れる多くの方々に塩竈の復興を実感いただく上で最も重要な事業であると考えております。事業の成立、そして早期着工に向け、行政も一体となって取り組んでまいります。

次に、市有地の今後の土地利用について、３つの駐車場用地についてのご質問でありました。

初めに、宮町の公用車駐車場についてであります。

東日本大震災において甚大な被害を受けました旧宮町分室は、平成24年度に解体し、現在は壱番館庁舎に集約した部署が保有している公用車の駐車場用地として利用いたしております。行政機能の壱番館への集約により、公用車につきましても旧宮町分室跡地に集約したことによりまして、平成25年度、最大135台保有をいたしておりましたが、今年度は127台と８台ほどは減少させていただいたところであります。今後につきましては、海岸通地区の再開発事業の進捗に伴い、壱番館南駐車場等を新たな公共駐車場として整備がされた際には、一定台

数の公用車を移転し、宮町分庁舎跡地については地域の活性化に有効活用させていただきたいと考えているところであります。

次に、本町の仮設店舗解体後の土地利活用についてのご質問でありました。

本町の旧今野屋を解体した跡地につきましては、平成15年から本市の普通財産として管理いたしております。震災前には神社観光客の方々を商店街へ誘導しようと、イベントや大型バスの乗車・駐車場用地として活用いたしてまいりました。平成23年度には、商店街の散策買い回り、試食などのおもてなし事業を商店街や観光ガイド、ＮＰＯの皆様と協力して取り組み、延べ83台の大型バス誘導に結びつけたところであります。

震災により、状況は一変をいたしたため、現在、仮店舗として活用を図っているところであります。今野屋跡地は中心市街地の振興に資するために市が当時の準備組合から先行取得の要請を受け、平成12年に取得した経過がございます。取得の経緯からも、また位置的な関係からも、今後は仮設店舗撤退後には、ぜひ中心市街地の活性化、そして観光交流のための土地利活用を図ってまいりたいと考えているところであります。

海岸通の壱番館駐車場の利用拡大についてご質問いただきました。

この駐車場は、中央公共駐車場の跡地を暫定的に整備いたしたものでございます。平日は、壱番館庁舎利用者の駐車場としてご利用いただき、土曜日、祝日は市内で活動する各団体の方々からのご要望に応じ、事業やイベント開催時の駐車場として貸し出しを行っているところであります。貸し出しに当たりましては、駐車台数に限りがあることによる混乱やトラブル等を未然に防止する対策として、貸し出しする範囲を市が主催または後援する事業やイベントで、かつ主催者側の関係者やスタッフ専用駐車場としての利用に制限を行うなど、一定程度の条件、ルールを設けながら、安全な駐車場管理に努めてまいったところであります。

一方では、利用者の方々から要望の高かった土日の利用拡大ということについても、その必要性について、今、検討させていただいております。

駐車場の適正管理に十分配慮しながら、例えば市役所本庁舎の駐車場同様に、休日開放といったようなことについて、実験的な取り組みができないかどうかについて、今、検討を始めたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（鎌田礼二君）　西村議員。

○８番（西村勝男君）　ご丁寧な説明ありがとうございました。

最初に、今後の土地利用についてお伺いします。

宮町公共駐車場、公用車の駐車場ですが、やはり一番観光の目玉になります鹽竈神社のお膝元でございます。公用車の駐車場も必ず必要で、壱番館の駐車場としても必要なのは十分にわかりますが、やはり、観光の目玉として、あそこに観光用の駐車場をつくるなり何なりということは考えられないのか。またカーシェアリング、120台でしたか、135台が127台となっておりますが、素人目に見ても、まだまだ利用、シェアリングすれば少なくできるのではないかと思いますが、その辺、どうお考えになるかお知らせください。

○副議長（鎌田礼二君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　観光客の方々に一定程度利活用いただけないかというご質問でありました。以前、宮町分庁舎の公用車駐車場として利用いたしておりました、ちょうど宮町分庁舎の向かい側でありますが、あの駐車場につきましては、現在、神社の参拝者や観光客向けの駐車場として開放をいたしているところであります。なお、カーシェアリングというご提案でありました。今後、どのような取り組みができるか、内部で検討させていただきます。

以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君）　西村議員。

○８番（西村勝男君）　どうぞよろしくお願いします。

せっかくあそこの前を神社に行かれる方が大分並んで横目で見ながら通られているという事情もあります。今、お話ししました市の駐車場と交換してもいいですから、向かい側のところ、例えばそういう利用の中で、どうしてもお客様の駐車場ということは全然明示していない部分がありますので、その辺も含めてこれから審議を、来られた観光客の皆様にご利用いただけるような体制をどうぞよろしくお願いします。

本町についても、いろいろ考えるということでお話をいただきました。公園駐車場とあわせて、またあと地権者も1,000坪ぐらいあります。やはり本町地区再開発に向けて、再開発まではいかないまでも、いろいろな高度利用を考えながら経済活動に寄与するようなものを考えていただければ幸いですので、よろしくお願いします。

また、海岸通の利用拡大です。これ、本当に方法を今考えていらっしゃると思いますが、何か方法として案がありましたらお示しいただければありがたいんですが、よろしくお願いします。

○副議長（鎌田礼二君）　阿部財政課長。

○市民総務部財政課長（阿部徳和君）　昨年来、壱番館庁舎の駐車場ということで、公共駐車場の跡地ですけれども、土曜日に限ってはシルバー人材センターの人が常駐をして管理をしておりましたけれども、今、議員からお話がありましたように、土日の利用について、開放してほしいというふうなご要望もいただいております。10月以降になりますけれども、壱番館利用者駐車場ということで開放をして、自由にとめていただくような形で、まずはちょっと実験的にやらせていただいて、その後、夜間とめっ放しになったり、あとは周りの有料駐車場等の状況もありますので、そういったところのご商売の邪魔にならないのかとか、そういったことも検証しながら、まずは、本庁舎も今、土曜日曜開放しておりますので、そういったような開放型の管理をさせていただきながら実験的に取り組んでみたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（鎌田礼二君）　西村議員。

○８番（西村勝男君）　どうぞよろしくお願いします。

今回、市の市有財産である土地利用ということでお聞きしました。どうしても市有財産、何年かに一回は棚卸しして、どういう有効活用をしているのかということは市のほうでも考えていらっしゃると思います。市の財産といいますと、例えば魚市場であり、マリンゲートであり、壱番館であり、その中でもやはり有効活用についてはお考えになっていると思います。

今回、決算委員会でも魚市場、マリンゲートその他の部分について、発想の転換を図りながら、ＰＦＩやコンセッションを使っての民間力の導入ということを地方自治体では考えていらっしゃるそうですが、こういう部分も含めて考えていただければ幸いだと思いますが、よろしくお願いします。

次に、空き家対策についてお伺いします。

まだまだ数字が出てこないというお話でしたが、ある調べでは、東北６県、５万以上の市、47ありますけれども、そこでも塩竈市は最低の数字だというお話も聞きました。ただ、2025年、団塊の世代が75歳になる昭和100年の年です。昭和の年の方々がほとんど75歳を過ぎ、もうそろそろそういう年代に達する中で、そろそろそういう準備といいますか、空き家対策についても今から準備したほうがいいのかなと思っております。

そこで、長岡市で空き家バンクを利用して、４年間で50件ほど空き地、空き家のあっせんをしたということも載っております。もう一度、空き家バンクについて自治体でも積極的に取り上げるのも一つかなと思います。つまり、取り上げることによって、土地の流動性や家屋

の流動性が高まることによって、町の魅力も増し税金もふえるということになると思いますが、それも含めてもう一度、空き家バンクに対しての対策、もしお聞かせいただければありがたいのですが、よろしくお願いします。

○副議長（鎌田礼二君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　若干空き家バンクというか、空き家から外れるかもしれませんが、塩竈の中心市街地に結構なつくりのお店等が数多く残っております。残念ながらシャッターを閉めておられます。我々ご案内のとおり、シャッターオープン事業という制度を設けておりまして、担当職員がたびたびお邪魔をさせていただきながら、ぜひお借りできないでしょうかというような話をさせていただく機会がございます。

残念ながら、なかなか人に貸すと占有権が発生し云々というようなことを、多くの方々がされてしまいます。我々としては、そういったことについて借り主の方としっかりとそういった協定を結んでというようなことをお話を申し上げますが、概して、建物を貸す方々については若干抵抗があるというのが実態ではないかなと認識をいたしております。

空き家についてもしかりかと思います。もちろん、老朽化して取り壊ししなければならないような空き家とは別に、あいておられましても、権利が発生するということについて非常に危惧をされているようであります。そういったところを解消できるような手だてもセットでお話をしていかなければならないのかなと思っています。ちょっと私も不勉強で、法的にそういった部分がどのようなことであれば取り組めるかというようなことについて、担当にはしっかり勉強していきましょうねというようなお話をさせていただいているところでございますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君）　西村議員。

○８番（西村勝男君）　先進的な事例で、各市町村でもやられている事業ですので、塩竈市としましても、最悪の事態になる前からシステム化され、体制づくりをすることが一番大事だと思いますので、どうぞよろしくお願いをします。

なかなか、先ほど店のほうでそういうシャッターオープン事業を展開しても、結果としてそういう成果が上がってこないという部分もありますし、住宅の部分でもあります。やはり、これを流通を円滑化し市場を開発していきますと、お年寄りの方々がこれから老健なりいろいろな医療施設に入る段階の中で、財産が幾らでも上がるという、つまり価値が上がるということがこれからの高齢者に対してサービスにもなるはずです。それも踏まえまして、土地

利用、流動化に対する対策を、もしよろしければ考えていただければ幸いですので、どうぞよろしくお願いします。

次に、自治体の連携についてお伺いします。

私としては、こういう連携の中で塩竈市としてごみ処理はどうなんだということもちょっと気になったものですから、壇上でちょっとお話しさせていただきました。

市としまして、二市三町の連携の中で、市長並びに首長、トップの方々が良好な状態でおつき合いさせていただいていると思います。この中で、ごみ処理に関してどういうお考えなのかお聞かせください。よろしくお願いします。

○副議長（鎌田礼二君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　ごみ処理の広域化についてでありますが、過去に議会のほうでもご説明した経緯があったかと思います。今、東部衛生処理組合とそれから塩竈市が独自でという取り組みをいたしております。ただ、塩竈の処理場も、それから焼却施設も大分老朽化あるいは満杯に近い状況になってきております。

多賀城市長が鈴木前市長の折でありました。私も当選後間もなくであったかと思いますが、そういった問題懸念を議会でご質問いただきまして、私も当時の鈴木市長のもとにご訪問させていただきながら、塩竈の実態についてご説明させていただきました。その当時で七、八年ぐらいの処理場の容積ではなかったかと思います。また、焼却場につきましても、先ほど来議論いただいておりますとおり、耐用年数はとうに過ぎているという施設でありましたので、そのような実情をお話しさせていただきながら、将来、ぜひ本市が東部衛生処理組合に加入できるような、そういったことを現行の加入者の４人の首長さんの中で一度お話をしていただきたいというようなことを要請いたしました。

そういたしましたところ、管理者が鈴木市長でありましたので、東部衛生処理組合の会議の中で、塩竈市からこういうお話があったと。ついてはどういうふうな取り扱いをしましょうかというようなお話がありました。それで、本市のほうに対して、将来に向けた一緒になる前提条件として、１つはごみの収集方法を東部衛生処理組合と同じにするように。それは発泡スチロールとかそういった扱いであったと記憶をいたしておりますが、そういったものを塩竈でも焼却処分ができるのではないかと。その他のごみについてもしかりであります。要は、東部衛生処理組合と収集方法が違う部分について、同様にしてもらいたいというのが１点でありました。これはもう対応させていただいております。

２点目でありますが、処理場の延命化を図るためには、もう少し塩竈としての努力の姿勢を見せていただきたい。具体的に申し上げれば、先ほど申し上げましたような燃やせるごみも、今、埋立処分をしているのではないか。あるいは大型のごみを破砕をしないままにそのまま埋立処分をしていると。そういったものを破砕して、できる限り延命化ということについて取り組んでもらいたいというお話でありました。このことにつきましても、議会のほうにご説明してご了解をいただき、破砕機を既に購入して、そのような取り組みをさせていただいているところであります。

今、大きくは２つのお話をさせていただきましたが、いずれ、こういったことを塩竈市は着実に実施をいたしておりますので、将来、施設が満杯になったときには、改めて東部衛生処理組合のほうの会員として加入させていただくという時期が来た際には、ほかの管理者の方々にはご理解いただけるのかなと思っております。

ただし、１点だけ、そのとき多賀城市長から言われたことがございます。処理場には、初期投資を既に何十億とやってきていると。そういったものについて、塩竈市としてどういうふうに対処していただけますかというようなお話でありました。そのことについては、私も議会の皆様方に、どれぐらいの金額になって、どれだけの負担をしなければならないのかということを明確にできない段階でその話はできないので、いずれまた東部衛生処理組合で現在までの投資等についてお話をいただきながら、どういった対応策がとれるかということについて、改めてご相談をさせていただきたいということのお話をさせていただきました。

今までの取り組みについては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（鎌田礼二君）　西村議員。

○８番（西村勝男君）　ありがとうございました。

私、１年生議員なものですから、そこら辺の事情が、歴史がわからない部分がありましたので、こういう形で広域連携が進められる中で、これだけなぜ残っているのかなと。何か阻害要因があるのかなということでお聞きさせていただきました。ただ、処理施設が満杯になっていっぱいになった時点で考えるのではなくて、やはり今から考えていかないとどうしようもなくなる可能性もありますので、その辺は市長、早急に対応されて、事前に処理していただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

次に、もう一つ連携なんですけれども、国のほうで中核拠点都市ということで、仙台市の周りに30万人の経済圏をつくって、共同で連携しながら、これから都市圏に対する人口流出な

り少子高齢化の社会の中での対応ということで捉えられています。

今、二市三町ワンダーランド構想は３市３町ですか、ここまできますと富谷、大郷、大衡を含めて30万人の規模の中で連携を考えていきながら、将来、地方交付税をいただきながらまちづくりをしていくというような提案もされておりますが、その連携について、３市３町ということで、今先ほど市長もお話しになっていますように、首長さんはそういう連携をとられているということですが、その辺の考え方につきまして、何かお話がありましたらよろしくお願いします。

○副議長（鎌田礼二君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　今の議員のご質問は、広域連携についてということでありました。

具体的には３市３町でというお話でありましたが、過去をひもときますと、２市６町１村であります。宮城黒川と塩竈、多賀城が入った２市６町１村でありますと、中核都市の要件であります30万人をほぼ充足できるということで、もう七、八年ぐらい前になるかと思いますが、未来都市づくり研究会というのを創設いたしました。それで、今申し上げました２市６町１村が加盟をいたしまして、将来、２市６町１村が一つの組織にしてはどうかというような議論を重ねた経緯がございました。しかしながら、なかなか向く方向が一致しなかったというのが正直な感想であります。

例えば、今、議員のほうからお話しいただきましたが、既に富谷町については仙台市とごみ処理を一体として取り組まれております。また、広域についてもご案内のとおり黒川のほうでは広域事務組合、一部事務組合ではなくて全ての事務について統合するような事務組合が設立されているということで、結果としては足並みがそろわずに解体に至ったという経過がございます。

今、改めてこのような形で地方中枢拠点都市圏形成ということでありますが、先ほど申し上げましたように、どうも国におきましては、100万都市に準ずるようなというような、そういう意識がありありというか見え見えのような気がいたして、これは私の感想でありますが、そういったような気がいたしております。

今、議員のご質問は、例えば３市３町であっても20万ちょっとの都市でありますので、中核都市にも届かないということでありますので、一体となるコストメリットといいますか、そういったものがどういったものかということを精緻に分析していった上で、改めてその分析内容等を精査しなければならないのではないのかなと。今、ちょっとそこまで私も考えが及

んでおりませんが、そういったことではないかというふうに思っております。

○副議長（鎌田礼二君）　西村議員。

○８番（西村勝男君）　ありがとうございました。

私の知らない大分前のこともお話しいただきましてありがとうございます。

どうしても連携といいますと割り勘でと、皆さん公平にお金は割り勘で安く済ますということが基本原則だと思います。いろいろな部分で連携プレーをしながら、そういうものを進めていただければ幸いですので、よろしくお願いします。

そこで、ちょっと連携絡みで、先ほどもお話ししました、松島“湾(ワン)”ダーランド構想、３市３町でやられている分、ちょっとその辺、どのような進み方をしているのか教えていただければ幸いですが。

○副議長（鎌田礼二君）　小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君）　今、松島“湾(ワン)”ダーランド構想についてご質問をいただきました。

松島湾が日本で初めてユネスコと連動した活動をしております、「世界で最も美しい湾クラブ」という国際的なＮＧＯがございますけれども、そこに登録をしまして、日本で初めて松島湾というのが美しい湾クラブに加盟したと、そういったことを契機に、ことしの２月に宮城県のほうで松島湾を囲む３市３町ということで、二市三町に加えて東松島市、この６市町でこの地域の魅力をさらに高めて発見をして、日本三景という枠組みを超えて国際的な観光地域になるような取り組みをしていきましょうということで、松島“湾(ワン)”ダーランド構想の共同宣言というのを行ったところであります。

具体的には、まずは総合的に食や歴史、景観を生かしたテーマ、ストーリー性のある観光ルートを設定したり、あるいは相互にパンフレットをつくったり、あるいは首都圏へのキャンペーンを合同でやっていきましょうというようなことで取り組んでおりますので、そういったことを徐々に高めて、当初の目的であります、これからやはりインバウンドと呼ばれます国際的な観光客が年々ふえてまいりますので、そういったものの受け皿として整備できるようになっていけばなと思っております。以上です。

○副議長（鎌田礼二君）　西村議員。

○８番（西村勝男君）　そこで、塩竈市としてはどういう対応をされているのか、ちょっとお伺いしたいと思ってお聞きしました。各担当地区でいろいろ分かれていまして、塩竈市の場合

はすしの豊富な海鮮グルメ、古代からの歴史を持つ鹽竈神社ということが“湾(ワン)”ダーランド構想に入る一つだということでお聞きしておりますが、その辺の進み方については、まだできてないのか、進めているのか。

○副議長（鎌田礼二君）　小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君）　ことし２月にまず立ち上がりまして、先日、二市三町・宮城県が連携しまして講演会を行っているような段階でございまして、その上で３市３町集まって、今、担当者でいろいろ話をしているところです。これからということでご理解いただければと思います。

○副議長（鎌田礼二君）　西村議員。

○８番（西村勝男君）　よろしくお願いします。

なかなか３市３町での連携をとりながらの観光事業というのは、やる機会も少ないものですから、それを基点に前に進んでいただければ幸いですので、よろしくお願いします。

次に、市政のガバナンスについてお伺いします。

ガバナンスにつきましては、先ほど市長のほうから答弁がありまして、私たちが心配することもなく、情報漏えいなり管理監督が進んでいるということでお聞きしました。

もう一つ、ガバナンスということで、国のほうでこれからの時代に先駆けて成長戦略の中でコーポレートガバナンスという言葉が使われております。企業統治ということです。企業統治というのは、やはり行政も企業と同じようにリスクを回避しながら利益を上げて株主に配当する。行政の場合ですと、そういう体制を整えながら市民に行政サービスの徹底をさせていくということで、体制づくりが求められているのかなと思っております。

現在の復興推進体制が進む中、まだまだ道半ばではありますが、来年度中には復興予算も終了してしまいます。そろそろ再生、発展体制をつくる、反転する時期ではないかと。来年度中には復興推進局も含め、これからまた改めて再生発展体制といいますか、そういう未来へ向けての体制づくりも必要になってくるのかなと思いますが、その辺のところをお聞かせください。

○副議長（鎌田礼二君）　阿部財政課長。

○市民総務部財政課長（阿部徳和君）　コーポレートガバナンスというお話がございました。この６月に、安倍政権が打ち出した新成長戦略の筆頭に上げられておる考え方が、今、議員がおっしゃられたコーポレートガバナンスでございます。これを自治体に当てはめたパブリッ

クガバナンスというふうな言葉も、また同じように使われております。

まず自治体としては、先ほど議員からご質問がありましたように、きちんとした統治のもと情報管理、それから人的な行動の管理などをしながら、法令順守を前提としながらも市としてステークスホルダーになります市民に対して積極的な、今持っている情報をただ単に管理するだけではなくて、その情報を分析して活用していくというような政策の展開というのが今後パブリックガバナンスとしては取り組んでいかなければならないのかなというふうに考えておるところでございます。

今、ご提案がありました再生発展体制をつくっていくという意味で、財政課のほうでは行財政改革を担当しております委員のご意見などをもとに、復興推進局の次の発展の仕方というか復興の発展のあり方について組織を改めて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○副議長（鎌田礼二君）　西村議員。

○８番（西村勝男君）　どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いします。

最後になりますが、復興経済の重点課題、海岸通地区再開発事業の現状と課題ということでお伺いしました。

実際に、商店街を行きますと、ながらながら組合活動をしてまちづくりに一生懸命励んでいらっしゃる、また行政側も最大限の努力をされていることは、きょうお話を聞いてわかりました。３月の時点から６月の議会でも、私、覚悟って本当にあるのかというような感じで質問させていただきました。やはり３カ月、３カ月の中で説明していただかないと、本当に不安になる部分があります。私、議員もそうですが、市民の方々も「覚悟」という看板だけで現在どうなっているのかという部分はなかなか知ることができない部分であります。

やはり、議会、議会ごとでも結構ですし、その進捗状況については質問があるなしにかかわらず説明していただいて、報告のほどをよろしくお願いします。

それで、１点だけなんですが、「覚悟」の看板の周りの草、ちょっと刈っていただければありがたいのですが。何か荒れ地になって、これ本当に進むのかというような感じを抱く方もいらっしゃいましたので、どうぞよろしくお願いします。これは要望ですので、よろしくお願いします。

最後にまた１つ要望して終わりたいと思います。

震災から３年半がたちました。決算委員会でもお話ししました魚市場の１年半から２年のお

くれというものが、大分、魚市場自体ではなくて水産業界が大分疲弊するのではないかと思っています。トラック業界、仲卸、加工、全てのそれを中心とした経済活動が停滞してしまう可能性もあります。その辺も含めて、今後、今から対処していかないと、水産業界、本当に大打撃を受けるのではないかと心配しておりますので、その辺も含めて調整をしていただきながら、支援体制を整えていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○副議長（鎌田礼二君）　以上で、西村勝男議員の一般質問は終了いたしました。

次、２番小野幸男議員。

○２番（小野幸男君）（登壇）　平成26年度９月定例会におきまして、公明党を代表して質問をさせていただきます小野幸男です。

佐藤市長初め当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

初めに、防災・減災について２点お伺いいたします。

１点目に自然災害についてお聞きいたします。

この夏には、豪雨や激しい雷雨、そして落雷、そして震度３を超える地震など各地で発生をしております。昨年の12月に内閣府が発表した防災に関する世論調査によりますと、自分や家族がどのような自然災害で被害に遭うことを具体的にイメージしたことがあるか聞いたところ、地震を挙げた人の割合が80.4％と最も高く、続いて台風、突風など風による被害が48.1％、河川の氾濫は19.6％、津波が17.8％となり、土砂、崖崩れによる被害を挙げた人は13.2％と最も低い結果となっております。

今回の豪雨に伴い、広島で発生した土砂災害では、多くの住宅が巻き込まれ、大惨事となりました。住宅確保のために山を切り開き宅地造成された地域で災害が頻発しており、東日本大震災におきましても、造成された住宅地での大規模な地すべりが発生をしております。

こうした都市型災害を防ぐため、現在では危険な宅地の造成は禁止されておりますけれども、７月時点での全国の警戒区域は35万4,769カ所、特別警戒区域は20万5,657カ所あるとのお話ですけれども、危険性は高い地域でも、今回のように警戒区域に指定されていないところもあると聞いております。

そこでお聞きいたしますが、本市の土砂災害により被害を受けるおそれのある基礎調査実施

の取り組みと、危険区域の指定状況についてお聞きいたします。

２点目に、地区防災計画についてお伺いいたします。

昨年成立した災害対策基本法の改正で、新しい共助の一環として平成26年４月１日より、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動の計画を行う地区防災計画の制度が盛り込まれまして始まっております。この制度は、自助と公助をつなぐ共助のところを強化することを目的とされております。地区防災計画を立てる際には、特に制限はなく、国民みずからが防災行政にかかわる国民参加型行政のきっかけになると期待もされております。

そこでお聞きいたしますが、自発的な防災活動の計画を行う地区防災計画の制度について、本市ではどのように考えておられるのかお聞きいたします。あわせて今後の運用展開についてお聞かせください。

次に、環境について２点お伺いをいたします。

１点目にごみ収集の適正化についてお尋ねいたします。

ごみの出し方ルールについて、本市では保存版ごみの出し方虎の巻や、年度ごとに生活ごみ収集カレンダーが全戸配布をされております。しかし、地域を歩きますと、ごみ集積所前に分別等が不徹底のためごみ袋に紙が張られ、収集されずに置かれていることがあります。町内におきましても悩みの一つにもなっているとお聞きしております。

そこでお伺いいたしますが、本市のごみの分別、出し方等についての現状と今後の取り組みについてお聞きをいたします。

また、小型家電リサイクル法の成立により、市町村が使用済み小型家電を回収し、認定を受けた業者が引き取ってレアメタルなどを取り出すリサイクル制度が創設をされております。仙台市におきましては、９月１日より小型家電を回収する事業を始めております。本市でも取り組むべきと考えますけれども、市長の見解をお聞きいたします。

２点目に、地域の公園環境整備についてお伺いいたします。

公園は、子供から高齢者まで多くの方が集い、遊び場であり憩いの場、そして地域のコミュニケーションの場でもあると思います。本市においても、多くの公園があり、草刈りや木々の剪定など維持管理は地域の方や公園愛護会の皆さんに協力していただき、快適な公園の利用に尽力をいただいていると思います。しかし、地域の皆様から公園環境についてお伺いしますと、雑草が生い茂っているとか、樹木の剪定などの声が多くあります。

そこでお伺いいたしますが、本市では公園の木々の剪定と雑草対策について、どういった打開策を考え取り組まれているのか。また、今後の公園のあり方についてお尋ねをいたします。

次に、住宅行政について、市営住宅の現状についてお伺いいたします。

市営住宅は、住宅に困っている方、ある所得基準以下の方へ安価な家賃で賃貸する住宅であり、多数の方が市営住宅を求められている現状であると思います。そういった中、入居の申し込みをするも、なかなか抽せんに当たらないとの嘆きの声もよくお聞きいたします。また、住みたい地域や住宅の質などの希望があるのも当然のことであり、そうなりますと、大変な倍率ともなり、なかなか入居がかなわないというのも現実であります。入居を待っている方は、あすにでも入居したいとの気持ちでおられると思います。

そこでお聞きいたしますが、本市において市営住宅の現状をどのように捉えられているのかお尋ねいたします。あわせて平成26年度の応募状況と入居待ちの推移をお聞かせください。また、市営住宅の改修事業として外壁の改修や窓枠のアルミ化など行われておりますけれども、それに伴い網戸を設置してほしいとの声がございます。何とか希望に応えられないものかと考えますが、市長の見解をお聞きいたしまして壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（鎌田礼二君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）（登壇）　ただいま小野議員から３点についてご質問いただきました。

初めに防災・減災対策についてであります。

まず自然災害についてであります。

先ほど、伊勢議員からも同様のご質問をいただきましたが、本市における土砂災害特別警戒区域等基礎調査の取り組みや危険区域の指定状況についてのご質問でありました。

土砂災害警戒区域につきましては、宮城県が急傾斜地危険箇所等を対象に土砂災害のおそれのある土地の形状や土地利用状況等について基礎調査を実施し、その調査結果を踏まえ、関係機関の意見を聞いた上で区域の指定を行うこととなります。

宮城県で実施をいたしました本市内での基礎調査につきましては、平成20年度に19カ所、平成21年度に30カ所、平成22年度に６カ所、合わせて55カ所の基礎調査を終えております。この調査結果につきまして、55カ所のうち49カ所の地権者の皆様へ土砂災害防止法の概要も含め、平成21年6月から７月にかけまして10回、平成22年９月に延べ８回の説明会を県主催、塩竈市も同席させていただき開催をさせていただいたところであります。

説明会では、多くの皆様方から、指定をされますと個人資産の評価が低下をしてしまう。したがって、指定をしないでほしいという反対意見が数多く出されたところでありますが、その後、東日本大震災が発災いたしたため、現在まで指定に至っておらないという実情であります。

なお、こういった地区指定がされますと、その対策工事がさまざま講じられることになります。例えば崖地を覆うような施設整備、あるいは砂防堰堤を整備する、あるいは流路溝を整備するというような対策工事が施行できることになります。

このような工事を包括して「砂防」という名称で呼んでおりますが、実は、この砂防という日本語が国際共通語になっていると。言いかえますと、やはり日本ではこのような急傾斜地による土砂災害が極めて多いということの証左になるのではないかなと考えております。我々も、ぜひ早期にこのような指定をしていただき、しかる後に、できる限り早く対策工事に着手をいただくということが極めて大切ではないかなというふうに考えております。

折しも、本市におきましては地域防災計画の見直しが行われましたことから、再度県と連携を図りながら地域にお住まいの住民の方々を対象に、土砂災害警戒区域の内容等の説明会を開催させていただき、指定への事務手続を再開させていただきたいと考えております。

また、８月に発生した広島市における大規模な土砂災害を踏まえまして、宮城県が９月５日に土砂災害危険箇所等の緊急周知及び警戒避難体制の緊急点検に係る説明会を開催されました。各市町村から担当が出向いております。この説明会を受け、土砂災害から身を守るための防災気象情報等の収集方法や避難行動、急傾斜地危険箇所などを市のホームページで早速公表いたしてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、地区防災計画についてご質問いただきました。

これまでの防災への対応は、国レベルの防災基本計画と地方レベルの地域防災計画を基本として進めさせていただいてまいりましたが、東日本大震災を教訓として今後想定される大規模災害に対しては、これだけの計画では自助・共助及び公助の連携が十分に図られないことが教訓として残されました。

そこで、地域防災力の向上を図るため、平成25年６月に、市町村の一定の区域の住民や事業者等による自発的な防災活動に関する地区防災計画を市町村の判断によりそれぞれの地域防災計画の中に規定できるとする災害対策基本法の一部改正が、先ほど議員のほうからもご紹介をいただきましたが、行われたところであります。

地区防災計画は、人口密集地や沿岸部または山間部などの地域特性に応じ、それぞれが過去の災害事例を踏まえ自発的に行われる防災活動に関する計画でございます。その計画を地域防災計画に規定する手順とするに至りましては、１つは市町村の地域防災会議が地域住民の意向を踏まえつつみずから規定する方法であります。また、もう一つの方法でありますが、地域住民等が地区防災計画の素案を作成して、市町村の地域防災会議へ提案によって規定する方法であります。地区の枠については、地域住民単位や自主防災組織単位等自由裁量とされているところであります。

本市では、昨年の１月からさきの東日本大震災を教訓に公助・自助・共助を基本とし、それぞれの役割、責務そして連携を明確にする新たな塩竈市地域防災計画の策定を進め、本年３月の地域防災会議において承認されたところであります。

議員からご提案いただきました地区防災計画の活用につきましては、あくまでも地域防災計画が基本になるものと考えておりますことから、本市といたしましては、まず新たな地域防災計画の十分な周知を図りながら、その上で地域の特性に応じた地区防災計画の必要性を多くの市民の皆様方と共有をいたしてまいりたいと考えております。議員ご提案の市民参加型の取り組みも大変有効な手法ではないかと判断をいたしております。

次に、環境問題について２つご質問いただきました。

初めに、ごみ収集の適正化についてであります。

生活ごみにつきましては、各地区の収集カレンダーに定める曜日に従って市民の皆様に集積所に出していただくことといたしております。燃やせるごみが週２回、瓶・缶・ペットボトル・紙類等の資源物が週１回、プラスチック製容器包装の資源物が週１回、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみは隔週に１回という収集体制となっております。

しかしながら、東日本大震災以降、ルールがなかなか守られていないごみが多く排出され始めております。集積所に結果として残されるケースが増加をいたしております。主なものといたしましては、分別がされていないもの、収集日が違うもの、指定の収集袋でないもの等でございますが、とりわけプラスチック製容器包装の分別が不十分であるというところが多いという状況であります。

市では、ルールを守っていただき適正にお出しいただきますよう、これら収集できないごみに「収集できません」という注意喚起のシールを添付することといたしており、シールには収集できない理由を個別に記載し、その啓発に努めているところであります。

今後とも、正しい出し方の周知を図りますとともに、町内会等を対象とした「ごみの出し方出前講座」等を通して、分別やリサイクルの重要性を啓発をさせていただきます。

また、有料ごみ集積所を認定表彰する集積所美化コンテストを平成24年度から開催をいたしており、さらに内容の充実を図り、ごみ集積所の美化やマナーの向上につながってまいりますよう努めてまいります。

次に、小型家電リサイクル法に基づく本市の取り組みについてのご質問でありました。

平成25年４月、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法が施工されました。家庭において使用済みの携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機等の小型電子機器にはレアメタルなど有用な金属類が多く含まれているものの、これまで十分な資源回収がなされないため、結果としてリサイクルの促進を図ることができずにおりました。これまで、この法律によるリサイクルシステムを検証するモデル事業が先行して実施をされておりますが、宮城県内では仙台市で小型電子機器等リサイクルシステム構築実証実験として、この事業が９月からスタートしたところでございます。

本市といたしましても、循環型社会の構築に向けて環境保全の対策に取り組んでおりますことから、これら使用済みの小型電子機器のリサイクルは重要な課題であると認識をいたしております。

市町村における回収の方法についてでありますが、回収ボックスの設置によるもの。具体的に申し上げれば、途中で抜き去られて盗難をされてしまうというような事例が多数発生しているようであります。このために、回収ボックスを設置するというような方法もございます。また、ごみ集積所での回収、または集団回収やイベント回収、清掃工場等への持ち込み等さまざまな方法が考えられ、地域の実情に合わせて効率的に実施することが行政として求められているものと感じております。本市におきましても、これらの方策等を検討し、望ましい回収体制で、できる限り早急にこういった事業が実施できますよう、努力をいたしてまいります。

次に、地域の公園の環境整備についてのご質問でありました。

地域の公園のあり方でありますが、現在、市の公園125カ所であります。このうち46カ所を町内会や花の会等30団体の皆様に草刈りや清掃の維持管理をお願いいたしております。これは、市民共同推進の観点から平成10年度から取り組んでおり、協力いただける団体の皆様方とは、あらかじめ公園管理協定を締結し、些少ではありますが報償金を交付させていただき、

公園の日常的管理を促進させていただいているところであります。

今後も、できる限り多くの市民の皆様方にご参加を呼びかけていただきたいと考えているところでありますが、先進事例の支援策を参考としながら、今、ご質問いただきました、例えば樹木の剪定等については、若干危険な作業等も伴いますことから、そういった場合は本市が出向いてというような検討、あるいは雑草等というようなお話をいただきましたが、雑草等については、できますれば管理団体の皆様方にというようなすみ分けを図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、住宅行政についてご質問いただきました。

市営住宅の状況についてでございます。

平成26年度の応募と入居状況、また入居待ちの推移についてであります。

現在、本市の市営住宅及び県営住宅の管理戸数でありますが、市営住宅が704戸であります。県営住宅は558戸、合わせて1,262戸となっており、県内13市の人口に占める割合で比較をいたしますと、県内第２位の充足状況となっております。

その中で、平成26年度の応募状況でありますが、６月に募集・抽せんを実施し、75件の申し込みがありました。平成24年度は95件の申し込みに対して35件の入居で、入居待ちが60件、平成25年度は100件の申し込みに対して36件の入居で64件の方が入居待ちという状況であります。

平成21年度から25年度までの申込者に対する入居割合は平均で27％、入居希望者の約４分の１の方々の状況でありますので、26年度も４分の１程度の方々がご入居いただけるのではと推測をいたしているところであります。なお、今後これら多くの公営住宅につきまして、適正に維持管理を行い、居住環境の向上を図っていくことが必要と考えておりますので、入居待ちの解消対策は今後の大きな課題として受けとめさせていただきます。

また、外壁改修工事に伴うということで、さまざまな維持管理についてのご質問でありました。既存住宅の改修工事につきましては、国の社会資本交付金事業を今現在活用させていただいております。例えば、屋上防水、外壁改修、鋼製サッシのアルミサッシへの入れかえ工事などを今日まで取り組んでまいったところでありますし、議員のほうから提案いただきました、例えば網戸等というようなものにつきましては、居住性向上の取り組みの中でどのような対応が可能か今後検討させていただきたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（鎌田礼二君）　小野議員。

○２番（小野幸男君）　ありがとうございます。

丁寧なるご答弁ありがとうございました。

今回、広島市に土砂災害、防災・減災とあと環境と住宅情勢ということで、本当に市民の方からの声があるところを質問させていただきまして、今まで個別に相談させていただいたところも、また最近そういったいろいろな声も多いことから、今回一般質問でちょっとお聞きをしたいということで質問させていただきました。

細かい点もあるかと思いますけれども、順次質問させていただきますので、ご答弁をよろしくお願いしたいと思います。

それで、自然災害についてということで、こういった災害について、私たちもいろいろな講演やらセミナーやら参加をさせていただきまして、いろいろな部分で勉強させていただいているところでございますけれども、そういった中で、災害が発生したときには本当に犠牲者を出さないことが大事なんだということで話をされているわけですけれども、災害から住民を守るためには、本当に避難体制とやはり情報の提供であるということで、よく聞いているんですけれども、今回、広島市でも避難勧告がおくれたとか、また、避難所の開設に手間取ってのそういった体制のおくれなど、そういったところを指摘されている方もございまして、それで、避難勧告は気象状況のそういった情報もかかわりますし、また内閣府のガイドライン的には、空振りを恐れずに、夜間であってもちゅうちょすることなく勧告をすることということで要請してきているところもあるわけですけれども、また、避難所の開設ということでも、そういったところ、避難勧告と避難所開設の準備と、その関係性というか、どのように避難勧告と同時に行っているものなのか、それとも避難所の開設は、もう前もって予想を立てて最初に行っているものなのか、本市ではどういった、そういった勧告または避難所の開設というところで、どう考えて進められているのか、この点お聞きをしたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君）　鈴木危機管理監。

○市民総務部危機管理監兼選挙管理委員会事務局長（鈴木正信君）　避難所の開設についてでございます。

ただいま特徴的なところでは、本市は津波災害がございますので、津波に関しましては、注意報が出た時点ですぐに沿岸の避難所を開設すると。また、ほかの土砂災害、暴風雨災害等につきましても、その段階に応じて避難所を開設していくということを決めてございます。

以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君）　小野議員。

○２番（小野幸男君）　避難所開設が最初で、あと避難勧告という流れですね。わかりました。

　また、避難というのは決められた避難所に行くことだけが避難ではないというか、そういったところも指摘されている方がいるんですね。深夜に時間雨量で100ミリとか強い雨の中を避難するのは、かえって危険な状態でもありますし、そういったとき、例えばですけれども、家の、２階建てであれば上階に避難していただければ安全が図られると、そういったこともあると思うんですけれども、行政といたしまして、やはり住民の方にどう行動すべきかをあわせて伝える必要があるということも強く言われているわけですけれども、この点、本市といたしましてはどうお考えなのかお聞きをいたします。

○副議長（鎌田礼二君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　今、議員のほうからご質問をいただきました。

　１点ご理解をいただきたいんですが、今回の広島の北部の土砂災害については、いわゆる土石流ということで、かなり大きな区域が一時期に崩れるというような現象でなかったかなというふうに私は認識をいたしております。

　先ほど来ご説明をさせていただいております塩竈市内であります。塩竈市内については、基本的には急傾斜地危険箇所というものについては、既に塩竈市の地域防災計画の中で明確に位置づけをいたしております。その中から、土砂災害特別警戒区域というのを今から指定させていただくということであります。

　したがって、塩竈の場合は崖崩れ的なことで災害が発生するものと予測をいたしております。今、避難所というお話でありました。幸い、我々の塩竈市が指定避難所として指定した場所については、そういった土砂災害で危険にさらされる箇所はないというふうに判断をいたしておりますが、実は、町内会のそれぞれ独自の防災計画の中で、集会所に一時集まってというような計画をお持ちの区域が数多くございます。実は、そういった中に、土砂崩れ等に巻き込まれるおそれのある地域もあることは事実であります。そういったものについては、我々常々、そういったことについては地域の皆様方に、こういった警報が出る都度職員がお邪魔をして、例えばきょうはお２階にお休みください、あるいはできるだけ崖地から離れたところにお住まいくださいというようなことを逐一ご案内をさせていただいておりますが、そこにお休みいただいたから万全だということではないので、やはり今後は、例えばそれぞ

れの地域で一時避難所を指定されている場合は、塩竈市のほうから、そういった場所がこれこれこういった危険性がありますと、まさに先ほどご相談いただいた地区防災計画というのがそういった分野に踏み込むことになるのかなと思っておりますが、そういった中で、できる限り多くの市民の皆様方に実情をご理解いただきながら、やはり全ての市民の方々が、こういった災害でとうとい命をなくすことがないよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○副議長（鎌田礼二君）　小野議員。

○２番（小野幸男君）　ありがとうございます。

本当にご努力いただいて、本当にありがとうございます。

今も、地区防災計画ということでお話もありましたけれども、次、そこに入っていくわけですけれども、私たちも、やはり行政を頼るだけではなくて、とにかく私たちというのは、やはり避難所に行くことが避難であったり、勧告が出たから避難すると、そういうような考え方、考えがちなんですけれども、やはり私たちも、住んでいる場所、地域または住宅の構造、またそういったことを考えると、避難行動というのは一律ではないと思っております。

それと、日ごろからやはり災害に私たちも備える心構えが本当に大切になってくるのではないかということで、私は思っております。

今回の広島の土砂災害でも、住民の方は、まさか山が崩れるとは思わなかったというような、こういった声があるのも現実でありまして、本当にここは危険だよということで、住んでいる方が本当に認識を持っているかどうか。この辺、また日ごろから地域を知って、行政に頼るのではなくて、本当に自分たちの身は自分たちで守るということで、そういうことで、先ほども言いました、次の地区防災計画という部分に入ってくるんだと思うんですけれども、私たちの住んでいるまちに災害が起こったときにどうするか、どう行動するか。また、そのときに備え、前もって何を準備するかなど、自身の自発的防災計画というのが、この点も本当に重要な役割を果たしてくると思っています。

それで、大災害が発生すれば、これは行政機能というのは低下するということになってきますので、やはり行政に頼らず、自分の身は自分たちで守っていくというようなことだと思いますので、この辺を今後十分にできるような、防災訓練に参加しながらとか、いろいろな取り組みでやっていく必要があるのではないかなと思っております。

それで、最後にこの点で、今後地域の防災力を高めるというところで、災害に強いまちづく

りを進めていくために、今、地域の担い手となる防災リーダーの育成とか、または自主防災組織への支援ということで課題にもなっていると思いますけれども、この点、今でも十分取り組まれているというのはわかっておりますけれども、さらなるというか、そういった取り組みで、今回の広島市の土砂災害も含めて、そういったところでどう新たな考えというか、そういったところ、どう思うのか、その点お聞きをしたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　ただいま地区防災計画についてご質問をいただきました。

１つ、地区防災計画の考え方でありますが、我々も内部で今検討を重ねているところであります。

例えば、今、市内を東西南北、浦戸というような形で分割をさせていただいております。そういった単位がよろしいのか、あるいは160近くございます町内会単位というような単位のほうが、よりきめ細かな地域防災、地区防災ということになるのかといったようなことについて、いろいろ意見交換をさせていただいております。

狭くすることによって、隣り合わせのところと、また別な意味で競合する部分も出てくるというようなことから、塩竈市としては、おおむね東部、南部、北部、西部といったような区分けをやっていきますと、例えば津波でありますれば東部と北部といったようなところが、やはり海にかかわる地域として非常に、海との防災ということについての意識が高いのかなと。一方では、南部、西部、北部の山沿いということになるかと思いますが、今ほど議論させていただきましたような急傾斜地、危険箇所等々については、やはりそういった地域の方々が非常に高い関心を持っておられるのかなというふうに思っておりますので、今後、また地域の皆様方とさまざまな視点・観点から、そういったお話し合いをさせていただきながら、塩竈市として一番効率的な、効果的な地区防災計画というものを設定してまいりたいというふうに考えているところであります。

また、防災団体の支援について、もっとしっかり頑張る必要があるのではないかというようなご質問であったかと思います。確かに防災というのは、本当に限度がないというふうに思っています。我々も、今回の津波は、まさか2.7メートルを超えることはないだろうというふうに思っておりましたが、残念ながらそれを超えて47名の方がお亡くなりになり、18名の方々が関連死というのを我々はまざまざと目の当たりにしたわけであります。

でありますので、防災というのは、やり過ぎはないというふうには思います。だた、本市の

財政状況の中でどういったことができるかということについては、また議会の皆様方からさまざまな視点・観点からご意見を頂戴しながら、我々もしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（鎌田礼二君）　小野議員。

○２番（小野幸男君）　わかりました。ありがとうございます。

限界がないということで、ひとつよろしくお願いをして次にいきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、次にごみの収集の適正ということで、ごみ出しルールにつきましては１回目も述べましたけれども、本市では年度ごとに配布されるごみ収集カレンダーと、あとは別にごみ出し虎の巻ということで保存版ということで出しておりまして、本当に分け方を絵入りでするなど、大変工夫をされているわけですけれども、ごみの区分ごとにごみの種類が絵で描かれているということで、絵に描いてないものをどこに入れるんだということで、迷われている方もいると思うんですね。この辺、もう少し工夫の余地があるのかなということで考えるわけですけれども、プラスチックでいうと、汚れが激しいものは燃えるごみにという、そういったこととかあると思うんですけれども、あと納豆のものは洗うんだけれども、なかなかとれないところとか、そういったものも燃えるごみでいいんだよと。そういったことは、やはりごみ投げを常に任されている旦那さんとか、そういった方とか、私もですけれども、そういったところなんかはわかるんですけれども、たまにやる人とか、なかなか理解できないということがあると思うんですけれども、その辺、どうお考えかお聞きしたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君）　小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君）　ただいまご質問いただきましたとおり、虎の巻のほうにはイラストでいろいろ書いて、かなり細かく書いているつもりではあるんですけれども、今ご指摘があったとおり、同じ、例えばマヨネーズの容器でも中身が残っている場合は燃えるごみですよと。きれいに洗っていただければプラスチック容器ですということで、本当にかなり細かいところがございます。これは、いろいろ出前講座とか、そういった機会をご利用いただいたときには、かなり細かくフローでご説明させていただくというようなことはあるんですけれども、なかなか日常的にそういった細かいところまでできかねる部分がございまして、そういったこともございまして、今は注意喚起のシールというものを張らせていただいて、そのシールのほうには、かなり細かく、何でこのごみが集められなかったのかというのが、

例えば袋が違いますとか、収集日ではありませんとか、あと今議員ご指摘があったように、こういう汚れているものは集められませんというようなことで、チェックをして張ってまいっております。

そういったものをご利用いただきながら、このシールを始めた当初はかなりの枚数張らせていただいたんですが、その後、３カ月ぐらいでかなりガクンと枚数も減っているということは、一定程度皆さんにご浸透もしているのかなという部分があります。これを引き続き続けたいと思いますし、あとまた、ご要望があれば職員が説明に行くなり、出前講座なんかもやっておりますので、そういったものをご活用いただくというのが、今のところ私どもが考えられる中身かなと思っております。よろしくお願いします。

○副議長（鎌田礼二君）　小野議員。

○２番（小野幸男君）　わかりました。

そういう出前講座という話もありましたけれども、やはり世帯で１人ぐらいずつ、各家庭そういった出前講座にもおいでいただくと、また浸透していくわけですけれども、なかなかそういう状況も得られないということを、地域で懇談しますと、そういうお話をされます。それで、また「広報しおがま」にも、毎回環境課ワンポイント通信ということで、私もこういう質問をすることに当たりまして気づきましたけれども、やはりこういうごみに関する情報を掲載されていますので、もう少し見やすいところに掲載を考えたらどうかなと。本当に、せっかく百何十回と連載しているのに、何か余ったところを利用してやるというか、そういったことでは、ちょっと悲しいかなと思うんですけれども、とにかくこういったところ、市民の方が本当に関心を持つところなので、やはりそんなばかでかくということではないんですけれども、やはり掲載する場所を考えてやられたらどうかなと思うんですけれども、この点をお聞きいたします。

○副議長（鎌田礼二君）　小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君）　冒頭市長のほうからご答弁させていただきましたとおり、なかなか資源の再資源化率とかも上がってきていないので、私どもとしても本当に広報等を見ていただいて、何とかそういったあたりの数値をよくしていきたいと思っております。

限られた紙面ではありますけれども、何とかそういったあたり、掲載する場所もですけれども、記事の中身も工夫をして、皆さんの注意を引いて、そういったことにつながるように工夫をさせていただきたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君）　小野議員。

○２番（小野幸男君）　中身はわかりやすくていいとは思うんですけれども、掲載する場所かなということで思ったわけで、お聞きをいたしました。また、市長のほうからも答弁がありましたように、集積所美化コンテストということでありまして、これは、応募してきた集積所ということで、２回ほどやられてきているとは思うんですけれども、こういったところ、応募だけではなくて、ある程度全体的にやって、それを数を重ねるごとに徹底されていって、やはり関心も得られて、こういった出し方とか理解されていくというところもあると思うんですけれども、この点、十分に検討されているという答弁はありましたけれども、この点、再度お聞きをしたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君）　小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君）　集積所美化コンテストにつきましては、これまで２回やってございます。

　まずは、募集期間を設けまして、その期間に手挙げ方式で１町内会当たり１集積所に申し込みをいただいております。そういうことからすると、やはりそもそも意識の高い町内会の方なり自治会の方が手を挙げていただいているというようなことかと思います。

　したがいまして、今のところは募集を受け付けしました団体さんのほうを私どものほうで審査をさせていただきましたところ、やはり、全ての集積所が優良な基準を超えていらっしゃる状況がございます。今回まだ２回目ということで、今年度もまた行いますけれども、やはり審査のあり方ですとか募集の仕方とか、あるいは奨励の仕方を含めて、ちょっと工夫の必要もあるのかなということで、内部的にもさらにそれが実行されるように進めていきたいなと思っております。

○副議長（鎌田礼二君）　小野議員。

○２番（小野幸男君）　わかりました。

　ただ、余り市民の方に負担とならないような感じで、結構負担になって、本当に大変な人も出てくるという、だから何かやるときは、やはりいろいろなことが起きてくるわけですけれども、その点も考えていただきながら進めるようお願いしたいと思います。

　また、小型家電の回収については、十分検討されて取り組むのであれば、本当にお願いをしておきたいと思います。

　それで、地域の公園環境整備ということで、公園内の、小さい、本当に地域の中にある公園

ですけれども、樹木の木も低いときはいいんですけれども、やはり大きくなってくると、密集して公園も暗いところもあるし、やはり雑草も少し短い間でしたらば、本当にいろいろな分で役に立つ保護的な部分もあるんですけれども、背丈が伸びて本当に見苦しくなってくるという状況もあると思います。本当に木が密集過ぎて、昼間でも暗く感じて、やはりそこで憩いの場とはならないとか、休めないということもあると思うんですけれども、その辺１点と、また余り大きくなると、高台にあって下に家があるとかという状況になりますと、やはりそれが屋根に落ちて、結構雨なんか降ったときに水とかが流れなくて大変だというような、そういった地域の声もございます。

それで、公園の木を伐採したり間引いたりというような、そういった声が強まってきているわけですけれども、こういった樹木を伐採し過ぎて心配になる部分とかもあるんですけれども、こういった分は慎重に進めなければいけないということもありますけれども、やはり地域の声を総点検しながら、やはり年次計画というか、そういったことで緑の改装的な部分を今後本当に、一遍にはできなくとも、やはり計画で今年度はここまでとか、そういったところで改装を進められたらどうかと思うんですけれども、こういった点、どうお考えなのかお聞きをしておきたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君）　鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君）　公園の管理、特に緑、樹木の管理ついてのご質問だと思います。

なぜか昨今、このごろ、いわゆる公園とか緑の樹木に関して、大分マイナスなイメージが強くなっているのは、そういった雰囲気はわかっております。

ただ、一つだけ前もってちょっと言わせてください。

公園の価値というか利用の効果と存在効果というのがありまして、公園そのものの、あること自体の価値もございます。それから緑の効果ももちろんございますので、それで、実は緑というのは施設というよりも生き物、成長しますから、それで、雑草云々に関しては毎年云々ですけれども、やはり中高木というか、それなりのシンボルツリーとか、それから外構を回す木とか、やはりある程度の高さの木を植えてきました。役所サイドは。それが30年、40年たって、やっとこういった問題が出てくると。

議員ご意見の住民からのいろいろな意見要望は聞いております。それでやはり、昔はとにかく緑豊かなまちづくりということでやってきておりますけれども、やはり地域住民の方々も高齢になってきまして、掃除も大変だと、屋根に枝葉が落ちて流れないと、それから暗い、

それからいろいろな犯罪の温床の場になる、ごみが捨てられる、どうしてくれるんだと。やはり緑の成長とともに、いろいろなマイナス面も出てきていることは確かです。

それで、これをどういうふうにしようかということで、公園愛護団体、協力している方々には本当に感謝申し上げますけれども、市民の方々の協力だけではもう手に負えないことは事実です。それで、きょう、先ほどの議員さんの質問の回答、市長のほうから答弁しましたけれども、やはり公共施設、公園も公共施設ですので、こういった生き物、どんどん成長する生き物についても、今後、どういうふうな形で残していくか。切ったほうがいいのか、枝払いしたほうがいいのか、３本のうち２本は切ったほうがいいのか、やはりそういうのも、全くばっさり切ってしまうと殺風景な問題も出てきますので、そういったことも含めて、公園緑地の長寿命化計画というものもつくっていきながら、その中で、緑の管理も含めて検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（鎌田礼二君）　小野議員。

○２番（小野幸男君）　よろしくお願いいたします。

本当に子供たちが多く利用頻度が高い公園とか、高齢者の方が多い地域とか、いろいろあると思うんですけれども、やはり今は樹木を植えたり遊具が備わったりと、そういったことが公園ということではないのではないかという、そういう考えも出てきておりますので、とにかくいろいろと検討していただきながら、快適でよい公園にできるような取り組みを今後考えていただいて、よろしくお願いしたいと思いますので、公園の環境整備についてはここで終わりたいと思います。

最後に市営住宅の現状についてということでありましたけれども、塩竈市の場合だと、６月に抽せんを行って、６月から次の年の５月まで番号を決めておくという、そういう抽せんなんですけれども、やはりそういった中で、希望住宅というのもあると思うんですけれども、そういったところを希望どおりに入れなくても、ここがあいたからということで、そこに入っていくという体制をとった場合、こういった待機者の数とか改善できるのかどうか、その辺、どう見ているのかお聞きをしたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君）　鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君）　申しわけありません。この詳しい希望どおりに、どのような募集抽せんの動きと希望どおりにいくかいかないかの話は、ちょっと私も認識不足で申しわけありません。あと追って、どういうふうなやり方がいいのか、あと検討して回答したいと思いま

す。

○副議長（鎌田礼二君）　小野議員。

○２番（小野幸男君）　やはり希望される方は、若い子供さんがいるところでは学区の問題とか、そういったところも考えながら希望されてきていると思うんですけれども、やはり、あとはあそこは古いからとか、そういった観点であそこよりもこっちという、そういった考えも出てきているのも確かなところでございまして、やはり、最初から古さを感じて入るというのと、きれいな状態から古くなっていくというのは、全然気持ち的に感じるところは違うわけでありまして、やはり今後、市営住宅をどのように解体から建設から考えているのかはちょっとわかりませんけれども、この点、やはりリフォーム的な、本当に完全な分ではなくて、ある程度そういったところも考えながら、毎年戸数を決めて計画を立ててやっていくのも一つではないかなと思うんですけれども、やはりこの点、どう考えられるか。やはり年数が古いところにいきますと、中は結構傷んでいる状態というのは、私も感じている部分でありまして、やはりその辺、最低限度の壁紙であり何であり、そういったところをきちっとしながらやっていくのが、一つそういった入居待ちの対策ともなると思うんですが、この点、どうお考えなのかお聞きいたします。

○副議長（鎌田礼二君）　鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君）　市営住宅、公営住宅の改修の質問だと思います。

　今現在行っているのは、予算の問題もありますけれども、必要最小限というとあれですけれども、できる限り居住環境を保てるように修繕をやっております。日常管理もそういうことでやっております。ただし、老朽化しまして、それで市営住宅を建てかえるかどうするかという件につきましては、これもやはり公共施設の長寿命化計画というか管理計画、これと一連の中で、いわゆる市営住宅の改修についても検討する計画でございます。

○副議長（鎌田礼二君）　小野議員。

○２番（小野幸男君）　わかりました。もう時間もありませんので、この辺で終わりたいと思いますけれども、最後に網戸の設置とかも、やはり改修に伴って要望、声というのがあるわけですので、そのときに一緒にできるものであれば、やっていただきたいなと。網戸に関しては、今まで網戸を取りつけられるような状態でもなかったということもありますので、網戸というのは、やはり附属ということで世間でもなっていますので、その点も考えながら、今後市営住宅の居住環境の改善を図るために、課題等はいろいろありますけれども、快適で安

全でということで、そういった住宅の整備をお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（鎌田礼二君）　以上で、小野幸男議員の一般質問は終了いたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、９月25日定刻再開したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鎌田礼二君）　ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、９月25日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたします。

本日は、これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後５時１０分　　散会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

平成２６年9月２４日

塩竈市議会議長　　佐　藤　英　治

塩竈市議会副議長　　鎌　田　礼　二

塩竈市議会議員　　高　橋　卓　也

塩竈市議会議員　　小　野　絹　子

平成26年９月25日（木曜日）

塩竈市議会９月定例会会議録

（第３日目）

議事日程　第３号

平成２６年９月２５日（木曜日）午後１時開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１ないし日程第２

出席議員（１６名）

２番	小野幸男君	３番	嶺岸淳一君
４番	田中徳寿君	５番	志賀勝利君
６番	香取嗣雄君	７番	阿部かほる君
８番	西村勝男君	１０番	菊地　進君
１１番	志子田吉晃君	１２番	鎌田礼二君
１３番	伊藤栄一君	１４番	佐藤英治君
１５番	高橋卓也君	１６番	小野絹子君
１７番	伊勢由典君	１８番	曽我ミヨ君

欠席議員（１名）

１番　浅野敏江君

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤　昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷　統君
市民総務部理事兼政策調整監	福田文弘君	健康福祉部長	櫻井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長	荒井敏明君	市立病院事務部長兼医事課長	伊藤喜昭君

水道部長	佐藤信彦君	市民総務部次長 兼総務課長	高橋敏也君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼土木課長	赤間忠良君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市立病院事務部次長 兼業務課長 兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部次長 兼工務課長	大友伸一君
市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君	会計管理者 兼会計課長	星　清輝君
市民総務部 政策課長	川村　淳君	市民総務部 財政課長	阿部徳和君
市民総務部 税務課長	小林正人君	産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君
産業環境部 環境課長	菊池有司君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
教育委員会教育長	髙橋睦麿君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	渡辺常幸君
教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	議事調査係長	鈴木忠一君
庶務係主査	小林久美子君		

午後１時　　開議

○議長（佐藤英治君）　ただいまから９月定例会３日目の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、１番浅野敏江議員の１名です。

本日の議事日程は、日程第３号記載のとおりであります。

◇

日程第１　　会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、17番伊勢由典議員、18番曽我ミヨ議員を指名いたします。

◇

日程第２　一般質問

○議長（佐藤英治君）　日程第２、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は全て一問一答式にて行います。

６番香取嗣雄議員。

○６番（香取嗣雄君）（登壇）　自由民主の会の香取であります。会派を代表して質問をさせていただきます。

まず最初に、大震災以来、昼夜を問わず、佐藤市長を筆頭に職員の皆様には総力を挙げて被災者の支援、市民の生活基盤の復旧に日夜取り組んでおられますことに深く敬意と感謝を申し上げます。

今回、私は治水対策について、道路整備について、環境整備についての３点について通告をいたしております。前日の志子田議員、伊勢議員、西村議員、小野議員の質問と重複する部分もありますが、それを避けながら順次、質問をさせていただきます。

まず最初に、治水対策についてであります。

８月20日早朝、広島市において大雨による大変な被害が発生し、残念ながら74名の犠牲者を出してしまったことが昨日のように思い出されます。これを我が市、塩竈に置きかえた場合、時間40ミリ対応は整備されていると聞いておりますが、もしこれを超えた場合の対応はどのようにするのか、市当局の考えをお聞かせ願います。

崩落危険箇所の現状と対策については、先ほど申し上げました前日の各議員への答弁で十分であります。

次に、道路整備について。

１つは、八幡築港線の進捗状況と今後の見通しをわかる範囲でお知らせください。また、赤坂交差点付近でありますが、交差点より本塩釜駅方面に向かってはすばらしい景観を持ち合わせたロードになっておりますが、交差点とは反対側の大日向方面への区間でありますが、ＪＲ東北本線のガードをくぐり、利府玉川線と接続する大日向の交差点までの間は非常に狭隘な道路で、不便でしかもすれ違いも危険な状態であります。何とか改良できないものかお伺いをいたします。

環境整備についてであります。

１つは、公園の維持管理であります。昨日、小野議員よりの質問で詳しく答弁をいただきましたが、私からは公園内の遊具等をどのように管理されているのかを伺います。

２つ目、ゴミステーションについて。この件についても昨日の答弁にもありましたが、私からは現在、市内の各ごみ集積所がばらばらな形態で設けられておりますが、これを何とか統一された形でゴミステーションの設置ができないものかをお伺いいたします。

３つ目、側溝の清掃についてであります。市内にはかなりの距離で側溝が整備されておりますが、全市一斉大掃除はもちろんでありますが、各町内会において決められた日に町内清掃を実施しております。その数多い町内会で今一番困っているのが側溝の清掃であります。掃除するにも側溝のふたがなかなかあけられず、できなくなっている場合が数多くあります。これを役所と町内会が一体で清掃できないものか、何か方法があったらお教えください。

これで１回目の質問を終わり、皆様方のご清聴に感謝を申し上げながらお願いを申し上げ、終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君）　佐藤　昭市長。

○市長（佐藤　昭君）（登壇）　ただいま香取議員から、３点についてご質問いただきました。

初めに、治水対策についてお答えいたします。

まず、大雨に対する備えについてのご質問でありました。本市は平成６年４月に策定をいたしました総合治水計画に基づき、降雨強度、10年に１回発生する雨の量、時間雨量52.2ミリを治水対策の基本といたしております。なお、このことについてはナショナルミニマム、いわゆる達成すべき国内の最低基準ということで、概して全ての市町村がこのような基準に基づいて取り決めをさせていただいているところであります。

しかし、市内全ての地域でこの目標を達成するためには、やはり膨大な費用と時間を要しま

すことから、段階的な整備目標を定め、本市では第１段階として時間雨量40ミリを目標とし、現在、復興交付金事業により、例えば中の島中央第２ポンプ場や藤倉ポンプ場を整備いたしております。また、現在、詳細設計中の越の浦のポンプ場等につきましても同様の計画に基づき、時間雨量52.2ミリを目標とさせていただいているところであります。

そういった中で、議員のほうから先月の広島県の大雨、広島市安佐北地区で時間雨量が101ミリの猛烈な雨が観測されるなど、局地的な短時間大雨による住宅地背後の山が崩れ、各所で同時多発的に大規模な土石流が発生し、甚大な被害となったところであります。また、全国各地でも下水道の整備目標をはるかに超える、いわゆるゲリラ豪雨と呼ばれております１時間に100ミリ以上の降雨がたびたび発生をいたしております。

このような計画降雨強度を超えた場合には、本市ではどのように対応するのかというようなご質問でありました。本市ではこのような大雨の備えといたしまして、現在、大雨が降った場合、市内各地域における浸水状況、降雨予想により想定した浸水想定区域図、内水ハザードマップと呼ばせていただいておりますが、このような予想図を作成いたしております。浸水想定区域図は、市民の皆様に自分の住んでいる場所などがどの程度浸水するおそれがあるかを事前に把握していただき、日ごろから浸水に備え、避難方法の確認や浸水被害の経年対策につなげていくことが重要であるというふうに考えているところであります。今後も被害の最小化を図りますとともに、特にでありますが、人的被害の未然防止に努めてまいります。

崩壊危険箇所の現状については、議員のほうから結構でありますというお話でありましたので省かせていただきます。

次に、道路整備について２点ご質問いただきました。

初めに、都市計画道路八幡築港線の整備についてであります。ご案内のとおり、この道路は国道45号の代替機能を果たす道路であります。今回の東日本大震災による津波によりまして、45号線が壊滅的な被害を受け、長期間にわたりまして浸水した際にも、この八幡築港線が物流の代替機能を果たしたところであります。このようなことから、この路線の重要性を認識し、平成７年度から貞山橋交差点から貞山大橋を過ぎた付近までの約580メートルの区間につきまして、県が事業実施をいたしております。これまで両側の歩道及び道路護岸工事はおおむね完了いたしており、今後は通行車両の迂回等を行いながら車道部の整備を行い、今年度末の完成を目標といたしております。

この計画の全体事業費でありますが、約46億円でございます。本年度は最終年度といたしま

して３億2,000万円の事業費が計上されているところであります。また残る区間、築港大通線交差点までの1,200メートルにつきましては、県が復興交付金事業で26年度と27年度の２カ年間での完成を目標といたしております。全体事業費は約43億円を見込んでおります。昨年９月に用地及び建物補償に関する地元説明会を開催し、皆様方から一定のご理解をいただきましたことから、今後は用地と建物補償等に関する交渉に順次、取り組んでいく予定であります。ちなみに、平成26年度事業費といたしまして約31億円が計上されているところであります。間もなく震災による地盤沈下によりまして約１メートルを超える沈下がございました、築港大通線との交差点付近から着工する運びと伺っているところであります。

次に、北浜沢乙線についてご質問いただきました。赤坂橋までは一定の整理がなされたと。しかしながら、赤坂橋から向ヶ丘に向けての未整備区間の事業化についてのご質問でありました。このことにつきましては、実は平成20年前後に今申し上げました赤坂橋までの整備が完了した後に、残された区間についてどのような取り決めを行っていくかということにつきまして、仙台土木事務所で検討された経過がございました。内容といたしましては、高さが一番高い赤坂の頂上付近で、今の道路の高さを６メートルぐらい切り下げないと道路構造令を満たす縦断勾配にならないというような、大変大がかりな工事になるという計画でありました。

現道を切り下げていくということも選択肢の一つでありますが、６メートルを切り下げることによりまして接続する道路がなかなか取りつかないということになりますので、大変難しいという問題がございます。そういったことに配慮いたしまして、２点目といたしましては逆に法線、道路の向きを権現堂の水道施設の下側をトンネルで抜いていったらどうであろうかというようなことを検討されておられます。そういったことによりまして途中のアクセスというものがなくなり、一気に大日向の利府に接続するところまで一連の工事として整備ができるということになるわけであります。

ただ、そういったときの問題点といたしましては、このトンネルから既存の現県道にどのようにアクセスさせるかということが大変難しいという問題が改めて提供されているところであります。そのようなことで、道路の計画をどのようにしたらいいかということで今さまざまな模索をされているというふうにお伺いをいたしております。例えば現道に側道をつけて、アクセスする部分については側道で処理するといったようなことも一案の派生的な考え方として県のほうでは検討中であるようであります。

いずれ我々といたしましては、議員のほうからご指摘いただきましたように、赤坂橋までせっかく立派な道路ができながら、そこから既存の道路を遠回りしていかないとなかなか行けないというような状況。特に大型車両につきましては、赤坂の交差点から直上流にありますトンネルが２メートル50ぐらいで極めて低いということで、大型車両が迂回せざるを得ないというような状況を見るにつけ、我々といたしましては塩竈と利府を結ぶ物流・人流の幹線道路でありますので、いっときも早く県のほうでは計画案をまとめていただき、地元に説明をいただき、しかる後、早期に整備に着工いただきたいという要望を塩釜地区広域行政連絡協議会が要望活動をさせていただいているところであります。

理由でありますが、今申し上げましたように塩竈と利府、あるいは松島その他の地域と密接な連携を図る上できわめて重要な路線でありますので、二市三町が共同認識のもとでこのような取り組みをさせていただいているところであります。

なお一層、早期整備について県のほうに要望いたしてまいります。

次に、公園の維持管理についてご質問いただきました。市が管理している公園の箇所でありますが、現在125カ所であります。その中で今、議員のほうからお話しいただきましたこれらの公園では、残念ながら経年劣化によりまして遊具が古くなっており、毎年、遊具類の点検を実施させていただいておりますが、軽微な修繕で済むものについてはその都度、対応させていただいているところであります。しかし、危険性が高いと判断をされたものにつきましては、一時的に使用禁止のため黄色いテープを張らせていただいているところであります。危険度が高い遊具と現在、12施設がございますが、それにつきましては今後、早急に撤去するよう努力をいたしてまいります。

次に、ゴミステーションについてご質問いただきました。議員からは、やっぱり美観上も統一されたものであるべきではないかというような趣旨でのご質問であったかと思います。現在、市内には860カ所のゴミステーションが設置をされております。これらのゴミステーションのほとんどが各町内会や各自治会がそれぞれ独自に場所の選定や決定をして設置いただいたものであります。また、その管理につきましても各町内会や自治会等が自主的に行っていただいております。心から感謝を申し上げるところであります。

その結果といたしまして、ゴミステーションが個人の所有地であったり、あるいは道路や公園の一部を使用したり、また地域の実状に応じてさまざまな場所に設置をされている状況にございます。また地域の特性や生活環境、土地の形状等によりゴミステーションの構造や形

態、管理方法もさまざまであります。現在、市内では環境ごみ集積所美化コンテストを実施し、ゴミステーションの美化向上に向けて地域の皆様方と一体となって取り組みをいたしております。

具体的に申し上げれば、優良ごみ集積所の認定表彰制度であります。このようなゴミステーションのモデル事業を実施していく中で、今ご質問いただきましたようなモデル的なゴミステーションといったようなものについても啓発活動をさせていただきたいというふうに考えております。

最後に、側溝の清掃についてご質問いただきました。多くの市民の皆様方に春秋の市民一斉清掃の際には早朝から大勢の方々に参加をいただき、取り組んでいただいておりますことに心から感謝を申し上げるところであります。このような側溝の維持管理につきましては、地域の皆様方からのご要望、あるいは職員の自主パトロールにより適宜、状況確認をさせていただき、必要なものにつきましては市がみずから清掃活動等を行わせていただいているところであります。

具体的に申し上げます。日常の側溝清掃等につきましては一定程度、市民の皆様方のご協力を賜りながら実施をさせていただいております。また、先ほど申し上げました年３回の市民清掃では、町内会やあるいは災害防止協力会の皆様の大変なご協力をいただきまして、市全体として環境美化に努めているところであります。

一方では、特殊な器具でしかあけることのできない側溝、具体的に事例を２つぐらいご紹介させていただきますが、例えば１つはコンクリートの落ちぶたであります。若い方でも手がかりの両側を持っても、なかなかあけにくいというのが実態であります。そういったものについては、鉄の金具で挟む用具がございますので、要望がございますればそういった町内会にはそういった特殊器具を貸与させていただく。また、どうしてもということであれば職員が直接出向きまして、協働作業で実施をさせていただく取り組みであります。

２つ目でありますが、グレーチング側溝という鉄製の金具がございます。これらについては実は不心得な方々がそういったものを持っていかれまして、ほかの活用をされている事例が過去にございました。結果として道路の真ん中に側溝がなくて、タイヤが落輪したというような事例も発生をいたしているところであります。したがいまして現在ではボルトで固定をさせていただくというような取り組みをさせていただいておりますが、このボルトも特殊な金具でないとなかなかあかないという状況にございまして、地域の皆様方に大変ご迷惑をお

かけいたしておるところであります。これらのボルトについても職員が出向きまして、協働作業として取り組みをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　香取議員。

○６番（香取嗣雄君）　どうもありがとうございました。

では２回目というんですか、最初は治水対策で関連の質問をさせていただきますと、先ほど申し上げました大規模な土砂災害に見舞われました広島市に対し、先日、杉の入小学校の児童生徒、保護者、教職員の募金、ＰＴＡ行事の収益金等を加えました義援金10万4,304円を広島市に送られたということが新聞に報道されておりましたけれども、それでは我が市といたしまして、その災害に対しましてどのような対応をなされたかお聞きをいたします。

○議長（佐藤英治君）　郷古生活福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（郷古正夫君）　広島への義援金での支援というようなことでございますけれども、今議員がお話しいただきましたように、先日、杉の入小学校の皆さんから10万円を超える義援金をいただきまして、その義援金につきましては日本赤十字社を通しまして対応しているという状況でございます。

また、市内におきまして受け付け団体の一つといたしまして、中央共同募金会というようなものがございまして、塩竈市社会福祉協議会が窓口になっております。社会福祉協議会で募金窓口を開設しながら、義援金の対応に当たっているという状況でございます。大きく分けまして、本市では日本赤十字社及び中央共同募金会の窓口である社会福祉協議会で対応しているというようなところでございます。

○議長（佐藤英治君）　香取議員。

○６番（香取嗣雄君）　私が聞いたのは、新聞でもわかっておりましたとおり、そういったことはわかっております。塩竈市としてどういう対応をとったのかということをお聞きしたわけでございます。我が市もあの大震災でいろんなところからご支援や義援金をいただいたわけでございまして、そのときのことを考えますれば、塩竈市としてどのようなことをしたかということを聞いたわけです。そんなことは新聞で見ておりますのでわかっております。

○議長（佐藤英治君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　市としての対応についてご質問いただきました。

実は、過日開催されました宮城県市長会の折、13市ございますので、宮城県市長会として広

島に義援金をというようなことが話題になりました。その際に、大変申し上げにくいことではありますが、市としてご支援をいただいたところと、それから広島市としてのご支援をいただいていない市というようなばらつきがございました。そのようなこともございまして、宮城県市長会としての対応ではなくて、それぞれの市の独自の判断で対応してはいかがかというようなこととなりました。

　私も早速、本市として広島市からどのような支援を受けたのかということについて確認をさせていただきました。市として特別そういった措置はされておりませんが、多くの市民の皆様方から浄財を寄せていただいておりますので、本市としてもそういったことで対応させていただくということで、それで個々人がそのような対応をさせていただいていることでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　香取議員。

○６番（香取嗣雄君）　先日、職員の方に今回、広島市に対してのことをお聞きしますよということを申し上げましたところ、簡単に、あのときは塩竈市は広島市から何ももらっていないからと、そういう返事でございました。ですから私はああ残念だなと。やったから見返りを求めて云々ではないのかなと、今まで塩竈市もああいう大災害、震災に遭うまでは、そういったおつき合いはなくても各自治体からいろいろご支援をいただいたのではなかったのかなと思って聞いてみたわけでございます。先ほどの市長の答弁で結構でございます。

　次に、八幡築港線についてちょっとお伺いをいたします。

　あの八幡築港線の工事は直接、市がかかわる工事ではないと。これは県で進める工事だということでございます。そのとおりであります。しかし26年、27年には築港までの区間を完成させますということで一昨年ですか、地域の説明会を集会所で持ってもらいました。そのときに私も出席をいたしました。じゃあ26・27年には完成する、では一生懸命、早い期間に完成させてくれるんだなという認識でおりましたところ、現在、26年度も半ばを過ぎましても決して目に映る状況ではございません。なおの補償問題やらいろいろなことで進んでおるかと思いますけれども、地権者を初めとした関係者にはそういった用地交渉とかいろんなことでやっているかもしれませんけれども、一般の市民、地域の方々には全然、目に見えないわけでございます。ですからいつ完成するの、今どういう状況なのということをしょっちゅう聞かれるわけでございますけれども、我々としては何も確たる返答もできずじまいでございます。

それで、あの集会所において説明会を行ったときには、県の事業といいながらもその席には塩竈市の建設部長初め係職員の方も同席をして説明会を開いたわけでございます。だとすれば今の状況を、こういうわけでちょっとおくれているとか、約束どおり27年度には完成させるからとか、そういう中間的な報告ということも必要ではないのかなと。

それで、じゃあ私個人としても建設部長さんに物を申したいなと思いましても、そのとき正面に座っていた建設部長さんは退職していないと。ですからやっぱりあれだけの地域の人を集めていろいろ説明会を開いたんですから、中間的な進捗の状況をこれまた知らしめるのもひとつ考えてもらいたいなということでお伺いをするわけでございます。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　八幡築港線の整備計画のおくれについて、ご心配のご質問をいただきました。ぜひご理解をいただきたいんですが、まず事業主体は確かに県であります。先ほど私も復興交付金事業でというお話をさせていただきました。再三、繰り返すようで恐縮でありますが、この事業については集中復興期間である27年度までという期限つきの予算であります。したがいまして県といたしましても大変苦しい立場であるんだろうということはそんたくをいたします。恐らくは、今、平成26年度は30億を超える予算をつけておりますというようなことを申し上げましたが、なかなか厳しいハードルだと思っております。

ただ、今の時点で、いや実は27年度まで終わりません、28年度、29年度ですということが、残念ながら復興交付金事業を使っている以上は言えないというのが我々の立場であります。つい過日も、魚市場の建てかえについても皆さんにお配りした資料については一応、27年度までという期日が書いてあるわけでありますが、当然ながら我々27年度まで終えるについては至難のわざであるということは理解をいたしてはおりますが、制度としてまずはこういった予算を使っているということをぜひご理解いただきたいと思います。

なお、ご心配の用向きにつきましては、私からも仙台土木事務所に、地元の皆様が大変ご心配をされておりますと、ぜひ経過について報告をお願いしたいということは必ず私から申し上げさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐藤英治君）　香取議員。

○６番（香取嗣雄君）　ぜひお願いをいたします。今現在、貞山橋から塩竈方向に、先ほど五百何十メートルと市長がおっしゃいましたけれども、あれは平成７年から、いまだ完成を見て

いないわけでございまして、これが1,200メートルもの距離をここ２年やそこらで完成するということは大変だなと。なるほど市長が今言われるとおりだと思います。それをぜひ地域の方々に説明会を開いてもらって、それでもって了解、それから協力をもらうというような形をとっていただければ、日ごろ我々もなじょなった、かじょなったと聞かれても、先ほど言ったように答えに苦しみますので、ぜひひとつお願いをいたします。

それから、八幡築港線はこのくらいで、赤坂交差点付近の県道でございますけれども、先ほども申し上げましたように、あのガードが本当にばい菌でございます。あのＪＲのガード、上からも下からも、どちらから行っても譲り合って片側通行しなければなりませんし、あそこは車と歩行者が一緒でございます。ですから早急な改良をお願いしたいなと。また、頂上のほうに向かいますと月見ヶ丘方面からの、ちょうど丁字路になっておるわけでございまして、その辺がまた大変な状況になっております。ガードもそうですけれども、あの丁字路あたりでもちょっと強引な、そしてまた譲り合うということを嫌うドライバーの方もおりまして、どちらも突っ張り合うというのも時々あります。

迷惑するのは後続の車両であり、付近の住民の方々かなとも思いながら、こういったことをこの機会にお願いしてみてはと思って取り上げたわけでございますけれども、私の記憶では10年以上になりますか、あそこは先ほど市長が答弁なされたように、トンネルにするかな、開削にするかななんていうことで、一応話題になったことがございます。以来、全然そういった話が聞こえなくなりました。先ほど市長が答弁で、地区連絡協議会の中でそういったことも検討の話し合いをしているということで、まさにじゃあ話がまだまだ消えていないんだなというようなことでひとつ安心はしましたけれども、ぜひ市長も言うように利府と塩竈との本当に大切な交流の道路でございます。ですからこれもまた八幡築港線と同じで申しわけないんですけれども、近い将来こうなりますよというところまで早く到達させていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。答弁は結構でございます。

それからあとは環境整備についてでございます。私は先ほども言いましたように、遊具の維持管理をどうしているんですかと。実は、私の町内のことで恐縮ですけれども、うちの町内の集会所に滑り台がございます。その滑り台が１年もう過ぎました。立入禁止、近寄らないでください。その黄色いテープが貼られたまま、そのまま１年も放置されております。そのことを見る限り、何か一種のこういった遊具の維持管理全般はどうなっているんだべなと。ちょうどその集会所の前に、我が町内に鉄工場さんがおります。その鉄工場さんから言わせ

ますと、いやこいつは俺直してけっかなと思ったんだけれども、余計なことをして市から怒られてもなというところで構わないでいたんだと、こういう話だったんです。じゃあ市に機会があったら聞いてみますからということでお聞きしているんですけれども、とにかく１年以上もあのような黄色いテープでぐるぐる巻きにして、悪い言葉で言えば放置しておくというような状況ではいかがなものかなと思いまして質問に入れさせていただいておるわけでございます。

それからもう一つ、その維持管理なんですけれども、市内のいたるところにある公園の中に砂場がございます。そういった砂場の管理といいますか、どのような指導をしているか。砂場は幼児、子供が砂遊びする、非常に健康的でいいわけでございますけれども、その砂場には野良犬であり野良猫でありが用を足していくわけでございます。それをわからないで幼児や子供が砂場で遊んでいるというのを何らかの方法で指導すべきじゃないかなと思うんですけれども、公園に関しての２点、ちょっとお聞きをしたいなと思います。

○議長（佐藤英治君）　赤間土木課長。

○建設部次長兼土木課長（赤間忠良君）　遊具の管理につきましては大変ご迷惑をかけており、大変申しわけなく思っております。

先ほど市長のほうの答弁にもございましたが、危険な遊具については12施設ございまして、これにつきましては早急に撤去するという形の考え方で今整理させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、砂場につきましては小さなお子さんが遊ばれる場所でもございますので、ご指摘のように砂場の点検、確認なんかをしまして、25年度も３カ所の公園の砂の入れかえもしております。その都度、点検しながら実施してまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　香取議員。

○６番（香取嗣雄君）　どうぞよろしくお願いをいたします。

それからその遊具なんですけれども、つい先日、２人ほどライトバンで参りまして、恐らく市で委託している保守点検会社だと思うんですけれども、その方が２人ほどおりましたのでどこから頼まれて来たのやと。そうしたら市からだと。どこを点検保守に来たんだと。いや今やっている最中ですと。ふと見ていたら、二、三メートルくらいかな、あの滑り台の箱になっている角にテープを張っていっただけの保守点検といいますか、なんだべな、こんなものさこんなもの張って、何が効果あるんだかなと思うようなテープをぴっと張っていっただ

けなんです。ですからどういう状態をどう点検して直すとか、ああするとかっていうのを把握して業者を差し向けているんだかどうか、お聞きしたいなと思っていました。

○議長（佐藤英治君）　赤間土木課長。

○建設部次長兼土木課長（赤間忠良君）　施設の点検につきましては、まず目視・現場確認というものが一つございますし、あと腐食している部分については打音ということで、たたいて点検していただくような形でお願いしてはおりますが、今議員がお話しになったような案件があるとすれば、私のほうから委託業者のほうにきちんと指導してまいりたいと思います。

○議長（佐藤英治君）　香取議員。

○６番（香取嗣雄君）　よろしくお願いをいたします。

　次に、ゴミステーションの件でございますけれども、先ほど市長が答弁なされたことに尽きるとは思います。でも、私らの地区は月曜日に燃やせるごみ、赤い袋と言っているんですけれども、それを投げる曜日になっておりますけれども、今から寒くなります。しかしこの夏場、ほとんど赤い袋の中は半分以上が生ごみでございます。それをきちんとステーション、集積所を管理している町内各班であればいいんですけれども、全然そのまま本当に道路わきにまとめて出していく町内もあるわけでございます。ですから何かきちんとした形態のステーションを統一できたらなということを思いましての質問ですけれども、これは先ほど美化コンテスト云々というお話でございましたけれども、美化コンテストも重要だとは思います。しかし、幾ばくかの補助金を考えていただき、こういう形式のゴミステーションを設置したらというような、何か指導ができないものかなと。

　それは微々たる補助でも結構ですけれども、そうすることによって各町内の860カ所あるステーションを何とかきれいな、そしてまたカラスとか、集積して行った後の残飯というんですか、どうしても生ごみが多いもので、収集した後はにおいのする汚い汁、そういうものが残っておりますので、そういうところまでもやっぱり徹底した指導も必要なのかなと。それにはやっぱりそういった市の補助を活用しながらステーションを設置したら、そこいらの教育もできるのかなという思いでおりました。とにかくその場所、町内の箇所によってはいろいろな形態もございましょうから、例えば１メートルのこういうものをつくったときはこうしますよじゃなく、その町内にお任せをしてその状況に合った、場所に合った集積所を作成してもらうに当たって、市としても幾らかの補助制度を立案していただいたらばいいのかなと。こういう思いで今申し上げたわけでございます。

先ほども言いましたように、その上でのモデルステーション、美化コンクール、これをじゃあ表彰、感謝状をなんていうのも結構なことだと思うんですけれども、その前にやっぱり何か手を打ってできないものかなと。市内を回ってみますと、すばらしいゴミステーションを設けている町内もございます。二、三、私も聞いてみましたら、誰々さんの協力で、ちょうどここの角地にじゃあつくらいんということでつくった。あとはここにちょうど市役所の土地があって、そのところに隣の人も協力して、そこのところを使わせてもらえるからそこにつくった。まさに鉄骨づくりのそういったすばらしいステーションをつくっている町内もございますし、ですから何とかそこまではいかなくても市でもって多少のそういった補助制度をつくっていただければ、何とか各町内においてもそれを利用しながら、町内の皆さんの許しを得ながら、統一したようなきれいなステーションになっていくんではないかなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（佐藤英治君）　小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君）　今、香取議員のほうからいろいろと状況なり出していただきました。私どもといたしましても860カ所のゴミステーション、いずれもとにかくどちらの町内会あるいは自治会のほうでも非常に出しやすくて、しかも収集のほうもさせていただくのに収集もしやすい、管理もしやすい、そして環境的にも美しいものがゴミステーションとしては望ましいなというように思っております。

議員おっしゃるとおり、さまざまな自治体によりましては最近、特にカラスが悪さをして非常に散乱してしまっているというような事例があるので、そういったネットですとか集積所そのものに対する助成等をやっているような自治会もございます。私どもとしましては、まず今問題提起されましたし、あと私どもとしましても指導班ということで２人編成で各市内を回っていろいろお話を聞いたり、あるいは散乱したごみを集めてきたりというようなことなどもしております。そういった中でいろいろ出てきている意見をもう一度改めてお聞きしまして、どういうやり方が望ましいのか、あるいは先進事例でどんなことをやっているのかということを改めて研究させていただいて、どういった形が望ましいのか、今後の課題として取り組ませていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　香取議員。

○６番（香取嗣雄君）　じゃあよろしくお願いをいたします。

最後に側溝の清掃、これも先ほどの答弁もそうですし、私が言ったのもそうですし、これを

何とかすぐにしなければなと。私もわからなかったんですけれども、申し出をすればそういった道具を貸してくれるし、それから場合によっては職員の方を手伝ってもいいよというような返答をいただきましてありがとうございました。

　各町内どこでも同じだと思うんですけれども、やっぱりふたつきの側溝がばい菌なんです。Ｌ型側溝であれば清掃日に掃いて、それからスコップでさっと何すればきれいになるんですけれども、あのふたつきのＵ字溝、側溝だけはふたもなかなかあけるのに大変です。まさにグレーチング、先ほど市長が言われたように、あれを持っていって商売にする人もいるんだか何だかわかりませんけれども、あの道具がなければ決してあけることができません。そのまま町内で放置をしておくわけですけれども、だんだん泥がたまり砂がたまり、そこに雑草が生えてくるわけでございます。背の高い雑草なんかはグレーチングを20センチも30センチも飛び出たような雑草が見受けられるわけでございまして、その雑草をじゃあ側溝の中から取ろうといたしましても、なかなかふたがあかないということで、上のほうの出ているところだけちょん切るんですけれども、やっぱり３日、４日しますとまた２センチ、３センチと生えてくる。我々が勝つんだか雑草が勝つか、本当にそういったところが往々にしてあります。

　せっかくあたりをきれいにしても、あのグレーチングのところからああいう雑草が生えているということは、ああ何だこの町内は、ここではさっぱり側溝清掃していないんだなというような気持ちで他所の人から見られていくのではないかなと。ですから例えば地域ごとに官と民が一緒になりまして、それでは何月何日何曜日、役所とそれから地域の町内会の方々と一緒に側溝を掃除しましょうというようなシステムをつくったらどうなのかな、なんていうことも考えるわけでございますけれども、最後にそれに対する答えをいただきまして質問を終わりたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤英治君）　赤間土木課長。

○建設部次長兼土木課長（赤間忠良君）　議員が今ご提案していただきましたような形のものも検討させていただきながら、町内会との協力の中で何らかの形でやっていきたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　よろしいですか。

○議長（佐藤英治君）　以上で、香取嗣雄議員の一般質問は終了いたしました。

　５番志賀勝利議員。

○５番（志賀勝利君）（登壇）　市民クラブの志賀でございます。一般質問の機会を与えていただいた会派の先輩議員の皆さんに感謝するとともに、この議会中継をテレビで見ている、またはＦＭ放送で視聴していただいている市民の皆さんに、塩竈市の現状を少しでも理解していただけるよう心がけて質問してまいりたいと思います。

さて、平成15年４月、日本一住みたいまちを公約と掲げた佐藤市政が誕生して丸11年が過ぎました。その間に東日本大震災という未曽有の災害が三陸沿岸部を襲い、多くのとうとい命と地域住民の財産があっという間に失われました。当市でも関連死を含め六十数名の方が亡くなり、家屋の解体は1,000軒を超えるものでありました。

そうした状況の中で昨年３月末に、塩竈市災害復旧連絡協議会内部での業務配分の不公平等の問題が新聞紙上をにぎわし、塩竈市民の皆様には形見の狭い思いをさせてしまったことに、改めて塩竈市議会の一議員としておわび申し上げます。

復旧・復興絡みで市民団体からの提訴された件で何やら動きがあったような話も聞こえてまいりましたので、その部分についてもちょっとお聞かせいただけたらと思います。

我が市は、浦戸の島々に守られて他地区に比べて被害が少なかったとはいえ、復旧・復興には多くの資金と労力と時間を要し、復旧・復興の事業のおくれがここにきて目立ち始めました。特に魚市場に関していえば、県内で一番被害が少なく、震災後、県内で一番早く業務再開にこぎつけたはずの塩竈市魚市場の建屋完成予定が、今のところ平成30年までずれ込む。石巻は27年の春、気仙沼は28年には完成するという情報も得ております。残念ながら我が塩竈市は大幅におくれることが明らかになっております。

こうした状況を踏まえつつ、市政の施策は多方面にわたっておりますので、今回の質問は１つ目として水産業、２つ目として商業、３つ目として港湾、４つ目として工業、それから５つ目として定住促進。以上の５項目の分野について、この11年間の佐藤市政の効果と今後の課題についてお伺いいたします。

以上で第１回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）（登壇）　志賀議員の一般質問にお答えいたします。

その前に、一般質問につきましては議員各位のご了解のもと、事前通告制とさせていただいております。この趣旨につきましては、一般質問をされる議員の質問内容を踏まえた答弁を私どもがさせていただくことにより、市政発展に向けこの議場で活発な議論を行うためでご

ざいます。今回、志賀議員からは水産業、商業、港湾、工業、そして定住促進との通告でありますので、私どもなりに質問の趣旨をそんたくいたしまして答弁をさせていただきます。

まず、水産業であります。

市長就任前の平成14年の塩竈市魚市場の水揚げでありますが、数量で１万7,945トン、金額で約125億円でございました。直近の平成25年では、数量で１万8,248トン、金額で約93億円となっており、単純比較では数量はほぼ同程度でありますが、金額で約32億円減となっております。年度ごとの増減はありますものの、おおむね本市場は100億前後で推移をいたしております。この間、平成18年にはメバチマグロのブランド化事業に取り組み、塩釜市水産振興協議会が三陸塩竈ひがしものの商標登録を行い、本市魚市場に水揚げされるマグロの付加価値の向上に努めてまいったところであります。

また、魚市場施設につきましては開設後、約50年を経過し、老朽化が著しい状況である中、平成22年度に水産庁の指定を受けて高度衛生管理計画の策定による新魚市場の検討に入っております。検討の途上、東日本大震災に見舞われ、大きな被害を受けましたが、業界の皆さんと意見交換を行いながら計画を取りまとめ、現在、Ｂ棟の建設を進めております。なお、今後、新魚市場の早期完成に努めてまいりたいと思っております。

今、議員のほうから特三漁港であります気仙沼、石巻等の事例も紹介いただきました。本市におきましてもＢ棟につきましては、おかげさまで平成26年度に完成をし、供用いたしてまいりたいというふうに考えているところであります。

また、水産加工業でありますが、平成14年には総生産金額が約745億円でありましたが、その後、消費の低迷などから平成17年以降は残念ながら500億円台へと減少いたしております。このような中、塩竈の水産業、水産加工業の力をアピールするため、平成20年度から塩釜フード見本市を開催させていただいております。全国のバイヤーの参加により地元での商談が可能となり、絶好のＰＲの機会となっているものと判断をいたしております。

しかしながら、震災後は販路の喪失や風評被害などにより大変厳しい状況が続いておりますので、宮城県との連携の中、販路拡大事業や震災後ご支援をいただいております各自治体との交流の中で、本市の産品のおいしさや安全性を十二分にＰＲさせていただき、地道ではありますが継続できる活動に取り組みをさせていただいているところであります。

次に、商業についてご質問いただきました。

本市の商業の取り組みであります。宮城県が３年ごとに実施をいたしております消費購買動

向調査では、平成11年の調査結果におきまして、残念ではありましたが塩釜商圏というものが消滅をいたしております。あわせて医療品や靴、バッグ、書籍、玩具、家電などの買い回り品については、残念ながら地元購買率が減少の一途をたどっておりました。そういった状況を見るにつけ、本市の中心市街地を商業活性化の起爆剤にということで、平成11年３月に策定をいたしました中心市街地活性化基本計画に基づきまして、本市施行による土地区画整理事業に取り組みをさせていただきました。まちづくりの基本コンセプトでありますが、食・住・商の複合的で恒常的なにぎわいの創出、海辺の駅前商業地に人々が住み、にぎわいを創出するといった目標を掲げまして商業振興策に取り組んでまいったところであります。

例えば、ショッピングセンターが出店する前の平成17年と出店後の平成20年の調査結果等を比較いたしますと、地元購買率が平成17年度で15.5％でありました。これが出店後の平成20年度のデータでありますが、21.3％に5.8％上昇いたしております。しかしながら、一方では海辺の賑わい地区への集客効果が、残念ながら市内全体の商店街に波及していないという問題課題があるという認識をいたしております。今後、ぜひ幅広く市内の交流人口が拡大し、全市の商店街の振興活性化につながってまいりますよう、門前町の魅力を生かした、あるいは海辺の賑わい地区、中心商店街などの回遊性を向上させ、商業振興につながるような効果的な展開を模索させていただきたいと考えているところであります。

次に、港湾についてご質問いただきました。

塩釜港区でありますが、平成20年10月の３港統合後の国際拠点港湾、仙台塩釜港におきまして、仙台港区は国際物流拠点として、また、塩釜港区は地域基幹産業の輸送拠点となります地域産業支援港湾拠点に位置づけられております。貨物の大型化に対して対応し、荷物や輸送効率の強化が促進されている仙台港区の荷役効率低下の原因となっております、ばら積み貨物船をぜひ塩釜港区へシフト化し、さらに取り扱い貨物量の増加と利用促進につなげてまいりたいという考え方であります。

こういった取り組みを図る上で、特に港湾施設の老朽化などによる物流機能の低下と、石油配分基地内の企業の撤退や公共貨物の仙台港区への移転等により、貨物取扱量でありますが、平成18年の680万トンから震災直前の平成22年には約210万トンと大幅に減少いたしております。このような視点から、仙台港区との機能分担を踏まえ、塩釜港区の特性を生かした使いやすい港づくりによる取扱貨物量の回復が喫緊の課題というふうに認識をいたしております。

実は、東日本大震災以降の塩釜港区の取扱貨物量でありますが、県内各港湾の取扱貨物量が

被災の影響で軒並み減少する中、天然の良港であります塩釜港区の特性が十二分に生かされ、平成23年は石油製品を中心に前年比147.8％と貨物量が大幅に増加をいたしました。また、25年におきましても復興のための工事原材料などの荷役需要が高く、引き続き震災前の平成22年度比で118.1％の貨物量となっております。ぜひ今後も増大する貨物量が今後、拡散することがないよう、定着できますような取り組みに頑張ってまいりたいと考えているところであります。

次に、工業の実態と今後の対応についてご質問いただきました。

工業でありますが、まず製造業からご説明をさせていただきたいと思います。工業統計調査や経済センサスの調査結果として、従業者４人以上の事業所を対象としたものがございます。水産加工業が含まれます食料品製造業を除外した製造業につきまして、平成15年12月31日時点の事業所数を100として、その後の推移を県全体との比較を含めまして指標によりお示しをさせていただきたいと思います。

東日本大震災発生前の平成22年12月31日時点では、本市の事業所が85、県全体では78、また震災後の平成24年12月31日時点では、本市が76、県全体が72というような比率になっているところであります。本市の事業所数も間違いなく減少傾向にありますが、県全体での減少トレンドよりは若干、事業所数が維持されている実態であります。このような状況の中で、製造業につきましては震災後に創設されました国の支援制度を活用して、これまで新浜加工団地に食品製造業２社の新規立地が決定をしているところであります。

次に、建設業についてでありますが、平成16年の事業所企業統計調査による民営事業所数は297社でございましたが、震災前の平成21年経済センサス基礎調査では287社、震災後の平成24年経済センサス活動調査では241社という結果でありました。震災前までは事業所数はほぼ横ばいでありましたが、震災前後で46事業所が残念ながら減少いたしました。しかしながら震災を挟んでの変動状況、従業員規制規模で見ますと、例えば従業員数４人以上の事業所数では82事業所が減少いたしておりますが、５人以上の場合には36事業所の増加となっており、震災に伴って再編などが行われた結果ではないかと判断をいたしております。製造業や建設業の事業者に対するこれまでの市の支援策といたしましては、経営の安定化などに資するため、市の預託による制度融資である中小企業振興資金により信用保証料の半額を市が負担しながら、運転資金や設備資金の確保を支援させていただいてまいったところでございます。

次に、定住促進についてご質問いただきました。

定住促進策にどのように取り組んでいくのかということであります。特に働き世代の方々をこのまちにどのように誘導させていただくかという取り組みについて、若干ご紹介をさせていただきたいと思います。

本市では、雇用促進住宅を取得し、働き世代、子育て世代をターゲットに、塩竈で就業される方々の定住に結びつけさせていただいております。また、平成26年度の予算では、生産年齢人口にかかわる子育て世代を呼び込むことが極めて重要でありますことから、定住促進策の一つである子育て支援策に重点的に予算を計上させていただいたところであります。

具体的には、妊婦健診費用の負担軽減を引き続き実施しながら、健やかな出産を支援し、通院に係る子供の医療費助成をこれまでの小学校３年生から６年生まで拡大するなど、施設の充実に努めてまいったところであります。また、働きながら子育てのできる施策として待機児童ゼロの取り組み、延長保育の実施など、安心して子育てできる環境整備にも取り組みをさせていただいたところであります。

また、出生数の増加も大変重要な課題であります。本市に長く住み続けていただくためには、やはり安心して子供を産み育てられる環境を整えることが非常に重要であると考えているところであります。子育て中の親子が気軽に集い交流できる集いの広場や、会員同士で子育てを助け合うファミリーサポート事業を新たに実施させていただいております。

このような取り組みの成果ということで若干、数字をご披露させていただきたいと思います。塩竈市の人口推移であります。残念ながら出生・死亡等の自然増減、それから転入・転出の社会増減であります。平成16年・17年は200人台の減少傾向でありました。平成18年から20年にかけてはそれが300人台の減ということで、大変厳しい環境でありました。それが平成22年から24年には200人台にまた緩やかな状況になってきております。平成25年でありますが、今回の決算で要求がありました資料の中にも記載をさせていただいておりますが、例えば転入・転出については127名の増というような状況になりました。このことについては、今申し上げました平成16年度からの統計ではかつてなかった数字であります。

一方、出生・死亡についてであります。平成16・17年は100人台、平成18年から21年は200人台に減少傾向がふえてきております。平成22年から平成25年はさらに300人台の減少というような大変厳しい環境になってきているものと認識をいたしております。したがいまして、今後取り組むべき課題につきましては、今申し上げましたような自然増減をいかに減少し、緩やかにしていくかということが当面の大きな課題ではないかなというふうに認識をいたして

おるところでございます。

以上、概要についてご報告させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　志賀議員。

○５番（志賀勝利君）　雑駁な質問に対して、丁寧にお答えいただきましてありがとうございました。

まず水産業の魚市場のほうからちょっと質問させていただきます。

今までもいろいろご努力されて、おとどしはツボダイが大量に入って水揚げ金額も130億くらいを超したと。これはと思ったんですが、次の年は半分に減り、ことしはゼロであるというようなことで、非常にまた厳しい現実を突きつけられてはいるわけですが、そういった中で当然、魚市場の場合ですとどうしても漁船誘致ということが課題になってくるのかなと。先日のあれでも市長から北海道に行ってきましたよと、それから九州に行ってきましたよとお話はお聞きしているわけですが、簡単に漁船誘致といっても挨拶に行くだけで、本当に船がふえるのかというと、これはなかなか現実的には難しいのではないのかなと私は常々考えているんですが、そこでやはりいつまでも旧態依然とした誘致のあり方で果たしていいんだろうかと。何か考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに私は思っているわけですが、やっぱりこの辺について当局としてはどのような、例えばアイデアがおありなのか。それともこれはもう問屋さんと市場のことだから、この人たちから何か出てこなきゃ何もわかんないよという話なのか。その辺をちょっとお聞かせいただきます。

○議長（佐藤英治君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　今、志賀議員から、水揚げが年々減少していると。残念ながら一昨年でありましたか、ご案内のとおりクサカリツボダイが大変豊漁でありまして、130億を超える水揚げがありました。私どもも大いに期待をいたしたところであります。ただ、残念ながらその後、減少でありまして、ことしは大変厳しい環境にあります。

このような状況を踏まえまして、私どもも国内各地に漁船誘致に取り組んでいるところであります。先日は沖縄のほうに足を運びまして、漁業協同組合を中心に８つの組合を回ってまいりました。沖縄のほうからは、やはり全国の中で三陸塩竈ひがしもの、要するにメバチマグロについては塩竈が一番高い値段で買っていただくと。したがいまして沖縄で水揚げされたメバチマグロについては、我々は空輸をさせていただいても塩竈に水揚げをさせていただいておりますという大変うれしいお言葉を頂戴いたしたところであります。

そして沖縄におきましては、鹿児島までの空輸費用については県のほうで負担をしていただいているというようなお話もお伺いできました。この辺が今、議員から、ただ単に訪問するだけかということに対するヒントかなということで私のほうでは思っております。

また、過日は大分の保戸島それから宮崎の日南、さらには川南までお邪魔をしました。そちらのほうではやっぱり燃油の高騰が非常に厳しいと。遠くまで上がっていくためには、我々は結構、燃油に金がかかるんで、その辺についてやはり要望をいただきました。そのことについては、我々のほうからもセーフティネットの活用についてというようなお話をさせていただきました。皆さんは既にそういったものについては十二分に活用していると。さらにというお話をいただきましたので、今新たな取り組みとしてグループ化による燃費の補助制度というものがスタートされております。そういったものも我々のほうから大分の保戸島の漁民の方々にご紹介をさせていただきましたところ、新しい情報をいただいた、ちょっと勉強してみようというようなやりとりもございました。

また、北海道へも参りました。北海道にはクサカリツボダイをぜひ引き続き塩竈のほうにというお願いをさせていただきましたが、釧路の生産者の方々からは、いや我々は釧路にも揚げないで塩竈に持っていっています、それは一つに一にかかって塩竈は高く買っていただけると。したがって釧路ではぜひ塩竈を今後とも活用させていただきたいというようなお話をお伺いいたしたところであります。加えまして、ぜひクサカリツボダイの販路拡大を図っていただくことによって我々の生産の足しにしていただければというような、さまざまなヒントを頂戴いたしてまいりました。

我々もそういった話し合いの結果を、今後どのように活用していくかということが大切ではないかという認識であります。今後さまざまな取り組みについて検討させていただければと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君）　志賀議員。

○５番（志賀勝利君）　ありがとうございます。

今までやられてきたことのお話をお聞きしたわけですが、やっぱりそこで何か新しい取り組みということでお話しさせていただければ、例えばはえ縄船の場合は大体、船主船頭が多いわけです。そうすると、せっかくあちらに出向かれても船主さんには会えない。組合の役員の方とのご挨拶で終わってしまうというところが多いかと思います。そういったことで、これは前にも私は申し上げましたけれども、やはり入港船に対して管理事務所が今はお神酒を

持っていっているわけですけれども、例えばそれを市長がみずから持っていって、船頭さんと会話をして、またぜひ塩竈にというようなことも必要なことではないのかなと。

それともう一つ、なかなか漁船というのは入港先を変えようとしません。それはやはり乗っている方々がやっぱりなじみのところがあって、長い航海を終えて帰ってくると、遊びに行く場合どうしてもなじみのところに引っ張られてしまうというような傾向も伺います。そういったところで船の入れ先を変えさせるためには、まずやっぱり船頭さんが塩竈にじゃあ行ってみようかと思えるような投げかけ方をしていかないと、これまたなかなかこちらに向かわないと。

それは問屋をやっている方もいろいろご努力はされているかと思いますけれども、そこのところを問屋と行政と。行政のトップは市長ですから、やっぱり市長みずからが、例えばですけれども、よその港に顔を出すというのもどうかと思いますが、気仙沼湾ははえ縄船の基地でもあります。そういったところに、塩竈にふだん入らない船に扱い問屋さんとたまに顔を出してみるとか、そういった努力をしないと塩竈に入ったことのない船が塩竈に来るということはないんだろうなと思います。先ほど市長がおっしゃいましたけれども、魚というのは値段で船は入れ先を変えます。ビンチョウなんかはキロ10円、20円高い安いで千葉の勝浦に行ったり、塩竈に来たりというようなことで市場間の競争をしております。買い人さんがやっぱりその分頑張っていただいて、高く買っていただいて船が来るという結果にもなるわけですけれども、その辺をちょっともう一回ご検討いただければと。前にも朝にお神酒の話をしたら、市長は何か苦笑いされていましたけれども、もう一回検討いただけないかなと。

それと、今回の復興の事業として８分の７の事業で、本当に久しくなくなっていた青物を受け入れる工場が新しくできたわけです。当然、青物をとる漁法というのは、サンマであれば棒受網、あとイワシ・サバであれば巻き網というところなわけですけれども、巻き網船とか棒受網船とかこの辺の船主さんのほうへ、漁船誘致でこの震災以降お邪魔しているかどうか教えていただけますか。

○議長（佐藤英治君）　佐藤水産振興課長。

○産業環境部水産振興課長（佐藤俊幸君）　お答えをさせていただきます。

震災以降の巻き網船主さんへの訪問ということでございました。議員ご案内かと思いますが、漁種としまして巻き網のほうにつきましては季節によりまして本マグロをとる時期、あるいはそれを切りかえて青物にいく時期、そういったものがございます。したがいまして本マグ

ロの誘致も含めての巻き網船主さんへのご挨拶ということを行わせていただいております。直近では昨年、特三漁港の全国の市長会の際に、八戸市で行われておりましたので、八戸市の船主さんのところに市長ともどもお邪魔をさせていただきまして、今後の漁船の入港についてのお願いをしてまいったところでございます。

また、本年におきましては、これは担当レベルではございますが、北部太平洋まき網組合の総会が宮城県で行われておりましたので、そちらに業界の両卸売機関の方々ともどもお邪魔させていただきまして、塩竈に対する水揚げ、特に青物につきましてやっぱり扱ってほしいというご要望がございましたのでご挨拶をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君）　志賀議員。

○５番（志賀勝利君）　わかりました。

巻き網の場合は、はえ縄船と違って船主さんは大体、陸で事務所を構えていらっしゃいますので、ぜひ受け入れ先ができたので、そういった塩竈に入っていただくというようなことも積極的にＰＲ活動をしていただければ。10億もかけて工場をつくった方々も仕事がやりやすくなるかと思いますので。残念ながら今のところ石巻あたりから魚を買って毎日の仕事を支えているというようなことがほとんどのようなので、横の強いチームだけに、今度は競争に負けるということもありますので、ぜひその辺のところも積極的にお願いしたいと思います。

では次、水産加工業のほうなんですが、済みません、燃料費のことで先ほどちょっと市長のほうからグループ化で補助金が出るというお話がありましたけれども、これというのはやっぱり国の制度での話なんですか。ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（佐藤英治君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　その部分については水産業のほうでご説明したつもり、それは担当から内容を説明いたさせます。

○議長（佐藤英治君）　佐藤水産振興課長。

○産業環境部水産振興課長（佐藤俊幸君）　お答えをさせていただきます。

グループ化によります燃油等の補助ということでございますが、生産者の方々、水産庁の今年度26年度から始まった事業ということでございますが、生産者の方々でグループ化、船主組合とかを対象といたしました事業という形になりますが、例えば……（「それはいいんです。だから国でやっているのか、それを教えてほしい」の声あり）内容ではなくて。はい、

水産庁の制度でございます。

○議長（佐藤英治君）　志賀議員。

○５番（志賀勝利君）　ありがとうございます。

これも国の事業であるということで、やはりこれも産地市場として差別化を図るためには、これは国の事業ということであればどこでも同じ市場の中で同じ条件の中でやるわけですか。ですからそこに差別化というのは非常に難しいかと思います。ですから前にも言いましたけれども、やはり塩竈独自の施策というか、燃料費の補助というものを、せっかく25年度まで続けていただいたのが今年度なくなってしまったということで、ぜひともまたこういったことを復活を。今年度予算は難しいんでしょうから、来年度からぜひお考えいただけないかなというふうに要望だけさせていただきます。

それで、今度は水産加工業ですが、これは先日、会議所でお聞きしたら、平成16年が290社で26年度は220社、これは会議所の会員数、入っている方です。大体、24％の減と。この数を聞いて、ああこんなにあったのかなというふうにちょっと感じたわけですが、今まで販路開拓でフード見本市というものを取り組んでまいると。これも平成20年よりというところで、このフード見本市は1,000人来ました、何人来ましたということで報告はいただいていますが、実際にバイヤーと称する方が何人来ておられるのか。それとこの事業はたしか会議所が主体となってやっている事業だと思うんですが、じゃあその見本市を開いて商談の結果、どれだけのマーケットが広がったのかというような話が、残念ながらほとんど耳にしないんです。となると、そのフード見本市だけで販路開拓ということだけやっていたんでは、いずれじり貧になってしまうんじゃないかなと。というのは、ずっとじり貧で来ているわけですから、そうすると何か次の手を打たないといけないんじゃないかなと考えるわけですが、この辺について次の一手というのは、業界の方々と直接話をしている小山部長さん、何か考えていらっしゃいますか。

○議長（佐藤英治君）　小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君）　フード見本市につきまして、まず前段にご質問がございました。フード見本市は、当初は塩竈市のほうが主体的にかかわりを持たせていただいて事業を始めまして、年々、商工会議所さんのほうにシフトを移して、商工会議所さんが今は主体でやっていただいているというような状況になっております。

それで、開始当初からさまざまな県の補助金等を活用させていただいておりましたので、そ

の結果、商談件数がどのくらいあったのか、商談成立件数がどのくらいあったのかという数値のほうはとってございます。ただ済みません、きょうはちょっと具体的な数字が手元になかったので、後ほどそれはご報告をさせていただきたいと思っております。

とりわけ震災以降につきましては、震災の結果どうしても三陸の水産都市がダメージを受けているといった中で、フード見本市を開催することによって、ああここまで回復しているんだなということを現実に現場に来ていただいて感じていただいたというようなことはすごく印象に残っていることでもございますし、そういったお話をかなりバイヤーの方から聞いたというようなことをご報告させていただきたいと思います。

そして、水産加工業の次の一手というご質問でございます。やはり今現在、水産加工の方々は円安で原魚が高い、あるいは原魚もなかなか買い負けして集まらない。そういった中で燃油が高騰しておりまして、輸送費もかかる、あるいは資材費もかかるということで大変四苦八苦しているような状況でございます。私どもとしましては、やはり新しい商品、魅力的な商品をやっぱりつくっていただくということが非常に大事だというふうに思っておりますので、そういったことを何とかお手伝いできないかなというふうに思っておるところでございますけれども、そういったものを復興交付金を使ってちょっとさせていただけないかということで今、盛んにお願いをしておるところでございますけれども、まだその辺の結果のほうをお話しできるような段階にはございません。残念ながらその辺はございません。

一方で、今年度は水産練り製品の復興促進委託事業ということで、緊急雇用重点分野の雇用創出事業を使ってそういったものを動かせていただいておりまして、まずはちょっと地道ではありますけれども、水産練り製品、塩竈が日本一の座を今は失っておりますので、それが奪還できるように、地道ではありますけれどもそういったＰＲ活動等をしていただくというようなことで事業のほうは開始させていただいておるところでございます。

○議長（佐藤英治君）　志賀議員。

○５番（志賀勝利君）　残念ながらこの10年間というもの、そういった面で業界がだんだんしぼんでいっているというところに歯どめがかからないまま推移しているという結果になっているのかなとも思います。部長から新商品開発というお話がありましたけれども、これについても25年度の予算のときは開発費がゼロでしたと。それで今年度は何十万かついたかと思うんですが、その程度のものしか見込めないというような新商品開発で、果たしてその新商品開発というものが軌道に乗るんだろうかというように私、甚だ疑問に感じておるわけです。

そして、よくブランド化という言葉が出てきます。ひがしものはもうブランド化というように一応、品質・値段といったもので決めたものですから、そういった面では非常に成功例だろうと思います。じゃあ塩竈の加工品のブランド化って何だろうかと考えた場合、やっぱり食べておいしいもの、誰が食べてもおいしいもの、こういったものをやはりブランド化していく以外にないと思うんです。そしてブランド化したものを食べた方が、ああこれまずいと思ったら、そのブランド化はそれで失敗するわけです。ですからおいしいものをつくっていただくと、これはつくっている方々は皆さん自分のところはおいしいというふうに当然思ってつくっていらっしゃるわけですが、こういったもののおいしさというのを評価するのはやっぱり第三者に委ねて。そういったものを何かつくっておいしいというものを基準、規格づくりをしておいしいものの拡販というところに目を向けていかないと、なかなか難しいんじゃないかなと。

残念ながら今、塩竈市内の練り製品で、私たちが子供のころ食べたかまぼこのおいしさというのが何か失われているんじゃないかなというような気がします。それは原因は何か。結局、スーパーで売る値段が100円以下、ということは納入単価で50円かそこらで納めないと売ってもらえないというような流通形態の問題もあるわけです。そうすると実際に、じゃあ中の食べ物の原材料は幾らかといったら二、三十円しかないわけです。そうすると本当にそれでおいしいものができるのかということになりますし、そういう値段の競争だけで追いかけていったんでは早晩、大手業者に食い潰されていくのは目に見えているわけで、そこを脱却するためには何かといえば、やはり品質にこだわったものをつくっていって、その販路をどうやって開拓していくかということに尽きるかと思うんです。

その開拓するのも、売り先、大手スーパー以外に地方のスーパー、やっぱりいろんなものにこだわって扱っているスーパーはいっぱいあるわけです。ところがなかなか塩竈の個々の加工屋さんがそういったところにお邪魔しても、これはなかなかバイヤーに会ってもらうというのは至難のわざです。そういったところで、やはりこれは行政がそういったところに顔を出して、少しでもメーカーさんとスーパーとのつなぎ役を果たしていくというようなことをしていかないと。もう20年ぐらい前から地場産品のある自治体はそういうことをやっているわけです。だけれども残念ながら塩竈市の場合はいまだそういったところに取り組みが至っていないという状況ですので、やはりそういうところもきっちりと考えていかないと、せっかくの水産業という地場産業がなくなりかけていくんじゃないかと私心配しています。

そうすると私の商売も上がったりになるわけです。だから言っているわけじゃないんですよ。やっぱり塩竈市全体のことを考えて言っているわけですから、ここのところをやはり納税者である加工屋さんがなくなれば塩竈市も財政的に困るわけです。福祉の予算も何もなくなっていきます、どんどんどんどん。職員さんの給料も出なくなるわけです。そういったことを考えていただいてもうちょっと、もう一皮むけた考え方をぜひしていただければと思います。これはこれでこういう要望で一応考えておいてください。

それから、商業のほうにいきたいと思います。

商業にしても、イオンをつくるときは顧客が回遊するんだというＰＲで進められたわけですけれども、私はちょっとクエスチョンマークがついていたんですが、現実として結局あそこに行ったお客さんは回遊することはなかった。それで前にこの件について質問したら、本塩釜駅の通過人口がふえました。だけどそれが商売につながっているのかと、イオンができたからふえただけであって、それでふえたという理由にならないんだろうと。それで次は買い回り率がふえました、15％から17％ありましたと。それで私は、じゃあ地元の商店の方がどれだけ売り上げ上がったんですかという質問をしたわけです。だけれどもその答えはないわけです。

結局、商業界でも平成16年に会議所の会員の方が528社あったのが、今372社になっているようです。30％減少しております。こういった数字を見ていくと、確かにその中でシャッターオープン事業とか商人塾、それから私の店大賞やっていますというお話はお聞きします。だけどこの現状を見た場合に、じゃあいかほどの効果があったのかということになるわけで、やはりこの状況をいかに脱していくかということを考えていかなきゃいけないわけですが、その辺どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（佐藤英治君）　佐藤商工港湾課長。

○産業環境部次長兼商工港湾課長（佐藤修一君）　商業店舗の減少について今、志賀議員のほうからご指摘をいただいたところでございまして、確かに震災前の平成22年度におきましては商工会議所の会員数で商業部会421事業者、それが平成25年度末ということになりますと372ということで、約50事業者ほど減少しているかと思いますが、やはり減少に当たっては23年度の商業部会の事業者数も392ということで、ここで30事業者ほど減少したということで震災による影響が大きかったのかなというふうに一つは見込んでございます。

また、シャッターオープン事業それから商人塾などの効果がどのようにあったのかというこ

とに関してでございますが、シャッターオープン事業またシャッターオープンプラス事業、この２事業を合わせて平成20年度から25年度までの間に15店舗がオープンしてございます。主には海岸通、本町周辺ということになるんですけれども、もしこの事業をやっていなかった場合に、この15店舗が市内で開店していなかったということになります。確かに６年間で15店舗ということであればそれほど多い数字ではないわけですけれども、これが今後も継続して市内で営業していただくということになれば、中には大変話題性があってマスコミで取り上げられて、市外からも集客してにぎわいの創出に貢献しているお店などもございますので、やはりそれなりに出店していただいた効果というのはあると思いますし、引き続き営業していただくということのためには商人塾というものもやっていまして、新規の起業を促進したり、あるいは店舗の継続経営についても先輩店主の方々と交流を深めていただきながら継続していただけるような取り組みをやっております。そしてまた、こういった方が中心になって本町それから神社周辺などに観光客の方を呼び込むようなイベントも積極的に展開しておりますので、地道ではありますが効果は出ているものというふうに見てございます。以上です。

○議長（佐藤英治君）　志賀議員。

○５番（志賀勝利君）　地道にではあるが効果は出ているということなんですが、結局、市内の販売額というものを見た場合、それがプラスになっているのかということだと思うんです。努力は認めますが、やっぱり努力が結果にならなければやっていないと一緒ですし、我々企業というのは努力したからといって誰も褒めてくれません。売り上げの数字が上がって初めて認められるわけです。やっぱりそこのところの感覚の違いが大きいのかなとも思います。

　やっています、やっていますといっても、実際に数字が上がってこなければやったことにならないんではないかなと私は思います。そしてこの中で一番、私は問題として考えられることは、こういう細々といったら申しわけないですけれども、相当細々やっています。だけどじゃあ塩竈というまちとして今回、海岸通を再開発しています。それで今度は駅前商店街の方々から連携させてくれというような話があったという、きのう市長のほうからそんなお話がありまして、そういうことをちょっと予想していなかったと。では海岸通の再開発に本町は関連づけようとしていらっしゃるのか、いらっしゃらないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　中心市街地活性化事業であります。海岸通１番・２番地区ということで

最終的には取り組みをいたしておりますが、その過程では本町まで含めてやりたいと。あるいは海岸通のほう、また海岸通３番地区までというようなことで、エリアをかなり広くとっていろいろお話し合いをされた経過がございました。ただ、残念ながら本町地区についてはかつて中心市街地活性化事業が頓挫したということがトラウマになっているという部分もあるのかなと思いますけれども、残念ながら消極的であったということであります。

また、海岸通地区につきましても区画整理事業というところまでの熟度がなかったということで、今結果といたしましては再開発事業ということで１番地・２番地地区に落ちついているという経過であります。

○議長（佐藤英治君）　志賀勝利君。

○５番（志賀勝利君）　まちづくりというのは、何も再開発だけがまちづくりじゃなくて、この町並みを将来的にどういう町並みにしていくんだという思いがないと、これはできないと思うんです。そのいい例がお伊勢さんのおかげ横丁ですか、これなんかはやっぱり町の商店の方々が町の景観を整えるためにみんなで自前でやっているわけです。こういった町にしましょうよと。これの場合は赤福という餅にあんこをつけた簡単な、だんごというか何というかわからない。そういうものを地元の名産ということで繁盛している会社があるわけですが、そこが中心となってやったと。

塩竈の場合はどうかというと、市長に私もこれを何回も聞いていますけれども、地元の方々の総意を待つというお話をいただくわけですけれども、もうそれは10年、20年、30年前に終わっていることで、その総意を待っていたら本当に本町はどうにもこうにもなくなってしまうんじゃないかなと心配しているわけです。ですからまちのグランドデザインとしてどういった町並みにしていくんだと。例えばの話ですけれども、塩竈は門前町だよと。そうしたら門前町という町並みを整えていくことがまず先じゃないかと。そうすると門前町というのは全国にいっぱい例があるわけです。東京に行けば帝釈天、そして島根に行けば出雲大社、福岡の太宰府天満宮、こういったところは駅から神社まで１キロ、２キロあっても、その間ずっとお店が並んでいるわけです。観光客の方はあきないわけです。やっぱり私は鹽竈神社の場合もそういった町並みを目指してまちづくりをしていくという強い決意がないと、皆さんの総意をと待っていたら、きょうもシャッターオープンでも借りたいんだがというお話をしたら、いや、貸したくないお店もある、お宅もあるというようなお話で結局、何も進まないということになって、まちづくりというのがそういうものが障害になって一つも進まなくな

って、果たしてこのままで10年、20年後、塩竈はどうなるんだろうというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤英治君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　まちづくりのコーディネート役が塩竈市であるべきだという提案については、私も異存ございません。具体的にそういったものを形にするときに、やっぱり地域の皆様方の積極的な参加がなければ絵に描いた餅になるということも事実であります。具体的に申し上げれば、北浜沢乙線という新しい道路をつくりました。その道路の景観、町並みを活用して、その街路を我がまちの交流人口の方々の導線として使っていこうということは計画の中に織り込んでまいったところでありますが、おかげさまで今、土日になりますとそういった町並みを、観光マップを持参しながら歩いておられる方々の姿が数多くなってきております。私はほとんど土日、まちの中に出ておりますので、そういった方々の姿を散見することができて大変うれしく思っているところでありますが、一方、今議員のほうからご提案いただきましたとおり、しからば旧本町通ということであります。先日も職員と議論をさせていただいたところであります。さまざまな事業制度を活用して、もう一回本町通をどういったまちづくりをしていくのかということについては、行政として一定の考えを示す時期に来ておるよというようなことを話をしたところであります。我々は今後もこのまちづくりの、当然のことでありますがコーディネーターとしてしっかり頑張ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君）　志賀議員。

○５番（志賀勝利君）　ぜひよろしくお願いします。

　時間もなくなってまいりましたので、今度は港湾のほうで。最後までいかないかもしれませんが、港湾のほうをちょっと聞きます。

　聞くところによりますと、港湾のほうはくの字型の岸壁、何か調査予算が１億ぐらいついていたよというようなお話をちょっとお伺いしました。それで一歩前進したのかなと。ただ、できるまでが５年ほどかかるというようなお話もお聞きしまして、ちょっと長いなという感じも受けているわけですが。そこで今度はその岸壁ができました、今度はその後の話で、これも昨年でしたか、あそこの後背地に冷凍冷蔵庫を建設ということも考えたらいいんじゃなかろうかというお話もさせていただいたわけですが、やはり今の塩釜港の機能を見た場合、仙台港から回ってくる冷凍水産品というものもあるんでしょうけれども、やっぱり塩竈自体

にかつてのアブライ加賀さんのように外国から魚を持ってきて塩竈市場で入札をして売るというような仕掛けも、これはやっぱり考えていかなきゃいけないんだろうというように思います。そういった中での一つの役割として、貞山のほうへの冷凍冷蔵庫の建設というようなことも一つの考え方だろうと私は思うんですが、そのときになってあたふたしても遅いので、岸壁ができるのに５年はかかるわけですが、そういったところも検討課題として市のほうで取り組む意思がおありになるのか、いやそんなのわかんないよとおっしゃるのか、ちょっとその辺、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　今、ご質問のことにつきましては、塩竈はご案内のとおり航路がマイナス９メートルであります。航路マイナス９メートルに対応する岸壁というのが貞山１号・２号岸壁であります。それぞれ１バースであります。貞山２号については既に改修済みで、先日、地震によりまして地盤沈下をいたしましたが、そのかさ上げ工事も議員の皆様方にごらんいただきましたように完了いたしまして、今、活発にご活用いただいているところであります。

今ご質問の貞山１号であります。貞山１号につきましては、既存の岸壁から前出しをして埋め立てをいたしまして、荷捌き場を広くとってさまざまな貨物の需要に応えていきたいということを県では考えておられます。その事業がようやく平成26年度に採択になったということで、ことしは１億円の調査費をつけていただいております。今後、恐らく５年ないしは４年ぐらいの期間をかけて100億近い事業費になると思いますので、そういった整備を進めていくことになるだろうと思っております。

ご質問の冷凍冷蔵庫ということでありますが、これは臨港地区でありますので港湾管理者が土地利用を定めることになっております。私も出向きましてこういった冷凍冷蔵庫、大変恐縮であります、これは港湾施設でありますので上屋というような名称になっています。冷凍冷蔵庫ですと個人の施設になりますので、基本的には港湾の区域の中にはつくれないという法的な制約がありますので、冷凍冷蔵上屋という名称になるかと思っています。ぜひ県のほうで冷蔵冷凍上屋の建設をいただきたいというお話を申し上げてきたところであります。荷役関係者と今後話し合いをしていくというような回答にとどまっているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君）　以上で、志賀勝利議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後２時５８分　　休憩

午後３時１５分　　再開

○副議長（鎌田礼二君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

18番曽我ミヨ議員。

○18番（曽我ミヨ君）（登壇）　平成26年９月定例議会一般質問の機会も最後になりました。頑張って質問してまいりたいと思います。日本共産党の曽我ミヨでございます。伊勢議員に続いて一般質問を行います。

日本共産党市議団は、この間、被災者の方々が抱えている切実な要望を伺うために、魚市場の関係者、プレハブ仮設住宅の入居者、浦戸の島民の方々、さらに仮設店舗などを訪問してまいりました。実状や要望を聞いてまいりました。そして要望されたことについては、既に緊急申し入れという形で塩竈市長にも提出してまいりました。

今回の一般質問は、被災者から出された要望の実現を求めて質問をいたします。市長の明快な答弁を求めます。

第１は、浦戸復興にかかわってお伺いいたします。

１つは、朴島の護岸及び防潮堤の整備についてです。朴島では護岸整備や防潮堤がどう整備されるのか、具体的に朴島の方々に示されていないことから、整備の計画がどのようになっていくのか示してほしいということが出されました。朴島の護岸・防潮堤の整備計画については仙台土木事務所と聞いておりますけれども、市としてもどのように整備していくのかについて把握していくことが求められていると考えております。朴島の護岸・防潮堤の整備について、市が把握している点についてお伺いいたします。

また、朴島で最も困っていることは、現在の護岸及び防潮堤が破損しているために、高潮などのときには浸水して船の乗りおりもさることながら、荷積みの物を置くこともままならないと話されております。護岸や防潮堤の本格整備まで、離発着近くの護岸に骨材などを敷いていただきたいという要望が出されております。対応されるよう求めます。朴島では、災害復興公営住宅の建設とともに、新たな集会所を建設する計画が示されております。集会所建設に当たっては、避難所を兼ね備えたものにしてほしいという要望が出されていることだけ

申し上げておきます。答弁は要りません。

次に、寒風沢の復興事業にかかわってお伺いいたします。

１つは、寒風沢漁港の護岸復興整備についてです。寒風沢漁港の護岸復旧については、既に一部が整備されておりました。漁港を利用している方々からは、整備された護岸について、浅海漁業者が作業上必要な階段が取りつけられましたけれども、整備された物揚げ場が高くなったことで船外機と物揚げ場との高低差が広がり作業が大変になっていると話され、これから整備されていく護岸について、階段の幅を広くし、左、右側に取りつけるようにしてほしいと要望されました。具体的には野々島で整備された形にしてほしいということであります。野々島の護岸について大変評価されております。改善できるよう求めます。

２つ目は、寒風沢の奥に船揚げ場があり、整備されています。船揚げ場に隣接する岸壁も整備されているところでした。この岸壁は海岸保全のためにつくられているものと伺いましたが、地元では災害時に船を避難させる場所として使われていることから、災害時に船をつなぎとめるビットを設置してほしいという要望が出されています。ビットの設置についてお伺いします。

３点目は、野々島の防潮堤についてです。野々島では女性部の皆さん15人が集まり、参加した方々からは特に防潮堤建設の問題が出されました。出された意見は、新しく建設する松島湾側の防潮堤が4.3メートルから3.3メートルにすることになったが、3.3メートルでもまだ高いと感じていること。海と船が見える生活を続けてきた、海が見えなくなるのではこの島で暮らす意味がない、生活していけない。3.3メートルの岸壁で周囲を囲まれたら、まさに刑務所の中にいるようなものだ。大きな地震などの津波の心配があれば、すぐ高台に逃げられるようになっている。行政側の計画を一方的に押しつける防潮堤よりも、日々の生活が一番大事。観光船で観光客が来ても、防潮堤の塀しか見えない島になってしまうのではないか。島の魅力もなくなる。そんな島にしてしまったら、子供や孫たちにも申しわけない。現在も暫定ではあるが、住宅が道路より２メートル前後低くなっていて浸水が心配である。これから本格的に護岸や防潮堤の整備にあわせて道路のかさ上げもされることになれば、住宅のほうが低くなってしまう。島に住んで生活している声をもっと聞いてほしいというのが集まった方々の全体の意見になっております。

島の方々が要望していることは理解できます。私たちは島民の合意のないまま計画を推し進めるべきでないと考えます。防潮堤の高さをどうするかについては、各浜ごとに住民説明会

を開いて意見をよく聞いて合意のもとで整備されるべきだと考えています。各浜ごとに住民説明会の開催を行うよう求めるものであります。見解をお伺いいたします。

復旧・復興事業はその島で暮らすなりわいが成り立つ復興でなければなりません。その点からも防潮堤の高さについては見直すべきだと考えております。

第２は、仮設店舗の移転・解体についてです。

９月11日、塩釜港の仮設店舗入居者13名全員で、塩竈市長と塩竈市議会議長に緊急申入書が提出されております。要望の内容は、１つは仮設店舗解体を延期してほしいということ。もう一つは、どうしても延期ができない場合は仮設店舗の移転先の候補地を急いで検討してほしいという内容です。13店舗の方々が延期あるいは移転先の候補地の検討を求める理由には、本格復興となる移転先の整備が計画よりおくれていることが最大の理由となっております。そして塩釜港の仮設店舗もこの間、被災した商店支援ということで全国からの支援を受けてきたこと、また仮設店舗が３年半の中で一つの商店街の形成をなしてきていること。各店舗がようやく税金も払えるようになってきていること。現段階で解体することは本格復興はもちろん、休業状態に追い込まれ、しいては廃業することになると言っております。

こうした状況にならないために、入居者の全員が移転先の見通しがつくまで店舗解体を延期してほしいという要望になっております。仮設店舗の解体の延期をすべきと考えますが、この点についてお伺いいたします。

第３は、錦町災害公営住宅建設に伴う新たな環境整備についてお伺いいたします。

錦町の災害公営住宅について、40戸が年内完成となることから、９月22日から入居申し込みの受け付けが始まり、10月３日までとなっているようであります。今般、錦町東側にさらに50戸の災害公営住宅を建設するとして、用地取得を初め計画が提案されております。錦町災害公営住宅建設に伴う環境整備の一つはエレベーター設置です。当市議団はこれまでも西塩釜駅へのエレベーター設置を求めてきた経過がございます。しかし、ＪＲ株式会社が基準としている乗降客数に満たないことから、いまだに実現できておりません。しかし今回、災害公営住宅建設によって、入居者にとって西塩釜駅の自由通路が日常の生活上においても重要な道路ということになります。西塩釜駅の自由通路利用は、ご存じのように上り下りが大変急な階段になっております。災害公営住宅建設に関する事業として、西塩釜駅の自由通路利用にエレベーターが設置できるよう国に働きかけることを求めます。

もう一つは、国道45号線から100円バスの乗り入れについてです。

さきの決算特別委員会でもＮＥＷしおナビ100円バスの拡充を求める要望が多く出されました。今回、錦町災害公営住宅に応募をされた方々からも、お店が近くない、日常必要な買い物などにも100円バスの乗り入れがあればという声が寄せられております。国道45号線からの100円バスの乗り入れについても検討していただくよう求めておきたいと思います。市長の見解をお伺いし、第１回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（鎌田礼二君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）（登壇）　曽我議員から３点についてご質問いただきました。

初めに、復興事業についてお答えいたします。

まず、浦戸の復興事業についてであります。具体的には、朴島護岸の整備の見通しについてというご質問でありました。朴島の市営汽船の発着する箇所でありますが、本来、防潮堤として整備された施設であります。その施設の一部を活用している状況でありますので、ご答弁の中では防潮堤ということでご説明をさせていただきます。

このことについては、防潮堤の管理者であります宮城県に事業の状況を確認させていただきましたところ、県のほうからは朴島の防潮堤の高さについてはＴＰ4.3メートルで整備することで既に設計が行われ、現地着工という状況でありました。その後、地元の皆様方から防潮堤の高さ引き下げの要望が出されております。結果といたしまして、４メートル30から３メートル30に引き下げを行ったことによりまして、現在、地元説明会を受け、設計内容の見直しを行っております。このような計画変更があったため、おおよそ着工時期は27年１月ごろになるのではという説明でありました。

また、その間の当面の対策についてもご質問いただきました。船着き場周辺でありますが、宮城県が土のうの設置や仮設ポンプによる強制排水を実施いただいております。高潮の際にはこのような施設を活用しながら、島民の方々の暮らし向きが成り立つような配慮をいただいております。潮位の状況や地盤沈下により、残念ながらいまだ海水が地下を浸透して上がってくるケースもあるようであります。市といたしましても災害公営住宅整備までの応急的な対応をさせていただきますことと、県におきましては防潮堤の早期着工を継続して要望させていただきたいと考えております。

次に、寒風沢の漁港護岸の復旧についてというご質問でありました。今の内容をお伺いしますと物揚げ場ということでご答弁申し上げてよろしいのかと思いますが、寒風沢については既に物揚げ場の５割以上が整備を完了し、ご質問いただきましたように階段等の設置もさせ

ていただいたところであります。現在、その他の区域につきましては引き続き設計作業を継続いたしますとともに、現場の工事も継続をさせていただいているところであります。

そういった中で、船揚げ場周辺にあります岸壁というご質問でありましたが、ここが恐らくは護岸ということでご質問いただいたのかと思います。岸壁物揚げ場と護岸の違いというのは、岸壁物揚げ場については船舶の係留を前提とする施設であります。護岸につきましては基本的には船舶の係留ということの要には供しない施設でございますので、恐らくは計画実施段階で、護岸でありますのでビット、係留策といいますか、係船柱という呼び方をいたしておりますが、そういったものを設置する計画になかったということではないかと思います。今後、利用者の方々と詳細について調査をさせていただきながら、既に事業が完了した場所ではないかなと思っておりますので、どんな対応ができるか検討させていただきたいと思っております。

また、防潮堤の整備計画についてご質問いただきました。

東日本大震災の津波被害を受けて、宮城県が県内各地の防潮堤高のシミュレーションを行っております。浦戸地区については当初、ＴＰ4.3ということで統一をされたところであります。この高さについて島民の皆様方から高いとのご意見をいただき、平成25年11月20日には浦戸振興推進協議会から高さの引き下げ見直しについての要望書が提出をされたところであります。これらを受けて、私が宮城県へ出向きまして再度検討をしていただきたいという要請を申し上げました。その結果、外洋に面している部分については計画どおりの4.3メートルとさせていただきます。外洋に面していない内陸部については１メートルの余裕高をカットし、本土と同様にＴＰ3.3メートルとする提案結果が報告されたところであります。この結果を受けまして、平成26年２月５日に各島役員の方々にお集まりをいただきまして、計画内容の説明会を開催させていただきました。おおむねご了解をいただいたというふうに考えているところであります。決して議員のほうからお話があったように一方的に押しつけるということではなくて、たしか40名近い関係者の方々がご参集をいただいたかと思っております。天下県議にも同席をしていただいておりますので、その概要についてはお伺いをしていただければというふうに考えているところであります。

また、今確かに塩竈の方々から3.3でも高いというお話がありますが、先ほどあえて私から市内と同様にということをあえてご説明させていただいたという趣旨はそのとおりであります。やはり3.3メートルという高さは、かなり津波防潮堤としては余裕高のない高さになると

いうことを今後ともご理解をいただく努力をさせていただきたいと思います。議員のほうからお話しいただきましたように、島内各地区で再度説明会というものが必要でありましたら、今後とも引き続き浦戸の皆様にご理解が深まりますような努力をさせていただきたいと思っております。

また一方、寒風沢地区では実は漁業集落再建支援事業というものを活用いただけないかというご提案もさせていただいたところであります。これは水産庁の支援内容であります。背後の宅盤を上げて防潮堤の高さと相対的な高さを調整するという事業でありましたが、寒風沢のほうにつきましては今さらというような評価をいただきまして、残念ながらこの制度のご活用ということには至っておりませんが、野々島地区の方々につきましても今後このような事業制度等についても提案をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

次に、仮設店舗についてご質問いただきました。

海岸通の仮設店舗の解体延期についてのご質問でありましたが、仮設店舗は建築基準法により、施設完成後２年３カ月以内に限って存続が可能という本来の制度でありましたが、当初の入居使用期限を25年８月31日までのおおむね２年間とすることで入居者の方々にご理解をいただいたところであります。その後、入居者の事業再開の見通しとマリンゲート周辺におきまして津波復興拠点整備事業、具体的には避難デッキであります。それから県におきましてもいよいよ防潮堤の災害復旧工事が始まるなど、平成27年度までに実施すべき事業が各地で展開されますことを踏まえ、東日本大震災復興特別区域法の特例措置により、活用事業期間を27年３月31日まで延期をし、復興推進計画の認定を受けさせていただきました。

このような結果を受けまして、市内には海岸通のしおがま・みなと復興市場と本町のしおがま本町くるくる広場の２カ所の仮設店舗がございますが、どちらも入居者の使用許可期限を来年１月末日までと設定することについて、再三ご説明をさせていただいたところであります。なお、退去後は解体を行って、市での仮設店舗の運営による支援を終了させていただき、今年度当初予算に解体工事費を計上させていただいたところであります。

（２）退去に伴う入居者の皆様の本設による事業再開に向けましては、当初の入居者募集時の条件でありましたおおむね２年間の入居期間を延長いたしておりますことから、この期間を有効に活用していただき、支援制度の活用の検討や物件の確保など、本設再開に向けた具体的な取り組みを行っていただきますよう、今日までお願いを申し上げてまいったところであります。入居者の方々の現状といたしましては、本設再開が確定をいたしております事業

者もございますし、あるいはグループ補助金等に応募した方々などもございます一方、物件の条件や資金面などの問題により、移転の具体的な見通しが立たない事業者、これから取り組むという事業者もおられることは事実であります。今年度中の解体に当たり、入居者の皆様の速やかな本設移行に向けた支援策といたしましては、現在、本市のほうから施設設備の整備に対する県の支援制度で、今年度より名称変更がされた商業機能回復支援補助金は制度内容の見直しが行われておりまして、これまで対象外でありました仮設店舗入居者も対象とされ、被災程度に応じまして補助率が35％から45％の範囲内で、全壊被害では上限が270万円まで補助金の交付が受けられる制度であります。今月29日から10月末日を期限として募集がされておりますので、ぜひこういった制度もご活用いただければというようなご提案をさせていただいております。最終的には入居者の皆様方の円滑な本設移行が理想ではありますが、今後とも定期的に面談を重ねて再建支援に努めてまいりたいと考えております。なお、本市におきましても工程等について今後、調査をさせていただきたいという考えであります。

次に、錦町災害公営住宅の整備に伴う環境整備についてでございます。西塩釜駅横断通路利用者のためのエレベーター設置の要望でありましたが、平成23年３月にバリアフリー新法の基本方針が一部改正され、整備基準となる１日当たりの利用者数が3,000人以上に緩和をされました。旧来はたしか5,000人であったかと思います。しかし、西塩釜駅の利用者数は1,000人にも満たない状況であり、新たな基準にも達しておらないため、再三ＪＲさんに要請をさせていただいたところでありますが、大変厳しい回答であります。したがいまして、あわせて他の手法等について現在、模索をいたしている状況であります。今回、錦町地区に40戸、錦町東地区に50戸の災害公営住宅が整備されますことにより、西塩釜駅を初め横断通路の利用動態の変化が見込まれますことから、市民の方々の利便性向上を図るための横断通路の交通手段の整備については、今後どういった事業手法が可能かといったようなことを検討いたしてまいります。

あわせて国道45号線側からの100円バスの乗り入れについての要望でありましたが、錦町と錦町東地区への災害公営住宅整備に伴う西塩釜駅への100円バスの乗り入れにつきましては、他の地区での災害公営住宅の整備進捗に合わせ、前段にお答えをいたしました西塩釜駅横断通路の交通手段の整備と一体化して今後、検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（鎌田礼二君）　曽我議員。

○18番（曽我ミヨ君）　ご回答ありがとうございました。２回目の質問をさせていただきます。

朴島の関係はわかりました。高潮で困っている部分については、なお市のほうでも対応していくということでしたので了解しました。よろしくお願いします。

それから、ご回答がなかった点ですが、寒風沢の関係でずっと奥の船揚げ場の奥に岸壁を整備されているんですが、あそこは台風とかいろんなときに船を向こうに係留させる関係から、できればあそこにビットというものを設置してほしいという要望がされておりますので、この点について検討されているのかどうかお伺いします。ああ回答したんですか、ごめんなさい。わかりました。ごめんなさい。じゃあよろしくお願い、何せこのとおり上がっておりますので、どうぞよろしくお願いします。よろしくお願いします。

それから、寒風沢の漁港の関係では、もう整備したところはそのとおりなんですが、残された部分についてもぜひ検討して利用がしやすいものに。先ほどもお話し申し上げましたが、野々島でつくられた点についてもぜひ検討されるようお願いします。

それから、野々島の岸壁については、住民が言われていることがなかなか市のほうでは、県の立場を尊重してそう言われるのかもしれませんが、私も26年の２月５日に天下県議と一緒にあそこの説明会に行きましたが、あれはまさに県が高さを変更したことについての第１回目の報告だったと思うんです。こういうことで１メートル下げますよと。だけれどもそれが本当に各浜の人たちの合意形成になるような懇談会をしているかというと、そういうことはされていないというふうに島民の方はおっしゃいます。

ちょっとゆうべも電話したら、11日だったかに野々島で来たんだけれど、それも一部分の人たちだけの説明会であって、全体としては野々島では特に強く、もう要らないと。つまり北防波堤とそれから中央防波堤が復旧されてあの高さになったと。もともと野々島というのは、津波は表から来たのかというと、当局も言われているように津波は後ろから来たんです。表から来たわけじゃないと。そうすると前のほうは護岸があるというか防潮堤がないといえばないような地域でして、昔はあったのかもしれませんが、歩いてみて本当にここには防潮堤がなくて海から島々が見える環境でしたけれども、ここに3.3メートルは要らないと、これが強い声になっています。ですから市長も説明会をしていくというふうに言われましたけれども、ぜひそれをやってほしいと。

実は桂島も表は幾ら上げてもいいんだと、太平洋側は。だけど船着き場のところは、あそこ

はどこから津波が来たかというと、あそこの後ろを超えて津波が来たんだと。それから船着き場の岸壁が高くされると、そういうことがまた起きたときに水が抜ける場所がなくなるんだと。だからそういうことを何回も言うんだけれども、さっぱり理解してもらえないと。だからお母さんたちはこのままではそういう島になったら、市長は随分浦戸のことを心配されて人口増になることをいろんな施策をしておりますが、まさにこの岸壁、防潮堤がどういう高さになるかによっても大きく変わるんではないかと私は懸念するものでありますから、やっぱり毎日のなりわいができるような取り組みを。私からやれというんではないんだけれども、やっぱり浜ごとにきちんと住民への説明会を開いて同意をとるべきだと考えますので、その点をまずもう一回お伺いします。

それからもう一つは、かさ上げについてお話しされて、寒風沢ではなかなかかさ上げについて理解を得られなかったんだけれどもという話をしましたが、これらの道路も含めて内陸部のほうをかさ上げしていくんでしょうけれども、この辺について残されている、今実際に建っている家がそのことによって低くなってしまうと。特に野々島の水が入ってくるのは側溝を通じて家の中に入ってくるということを言われていますので、その辺のことについてどういう説明をしようとしているのか。そういう制度があるのかどうか、それは全然、浦戸の人たちはよく理解していない。全く説明がないというふうには言いませんでしたけれども、よく理解していないようなので、もう一度お願いします。

○副議長（鎌田礼二君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　まず、防潮堤高についてであります。

確かに曽我議員おっしゃられますとおり、今回の東日本大震災の津波については、例えば野々島でありましたら柳浜の方面から入ってきて後ろからの津波によって家屋が壊されるというようなことがあったというのは私も事実だと思います。ただしそれは時間差があって、恐らくは回り込んだ津波が海側からも本来であれば入ったのだろうと思っておりますが、柳浜のほうから入ってくる津波のほうが高さが当然大きいわけですから、そういったことによりまして地元の皆様方には物揚げ場のほうから入ってきたという認識がないということだと思っております。

ちなみに、今回２月５日に説明会をしたときには、おおよそ３つのケースについて県では数値シミュレーションをやっております。１つは、昭和三陸津波であります。もう一つは昭和35年のチリ地震津波であります。そしてもう一つは、本来発生を予定されておりましたとい

うと恐縮であります、発生が予測されておりました宮城県沖地震。そういう３つのケースをそれぞればらばらにやっております。そういったケースを積み重ねて、一番高い数値が野々島のこの集落の中でどれくらいの高さになるかというような算定の仕方であります。でありますから塩竈市内で3.5メートルでありますよと、まして沖合いのほうの浦戸でありますと3.5メートルという高さは決して高いというよりは、再三申し上げますが、余裕高がないということを地域の皆様方が常日ごろからそういった意識を持っていただきながら、当然のことながら津波が来襲したら即逃げていただくというようなことであります。

もう一つであります。今の防潮堤は集落の直前にあります。もともと野々島は埋め立てで漁港施設を前に出していきました。したがって今野々島地区にある防潮堤というのは皆様方の生活の一番近い場所にあります。２メートル四、五十ぐらいかなと、ちょっとここの高さは私も正確には理解いたしておりません。我々はそういった集落の近くの防潮堤を上げるのではなくて、でき得る限り空間を確保するということで、それから30メートルか40メートルぐらい前の、先ほど来ご説明いたしております物揚げ場の直背後に防潮堤を整備させていただき、そこにお住まいいただく方々の圧迫感とかそういったものをぜひ解消したいというようなこともご提案をさせていただいているところであります。

また、今の関連質問の中で、漁業集落再建支援事業というものをご提案させていただいたと。寒風沢であります。野々島につきましても今後そういった事業制度もありますということをご説明させていただきたいと思っておりますが、その内容につきましては担当部長が詳しく了知しておりますので、担当部長からご説明いたさせます。

○副議長（鎌田礼二君）　佐藤震災復興局次長。

○震災復興推進局次長兼復興推進課長（佐藤達也君）　野々島地区の漁業集落の防災機能強化事業ということで、かさ上げのほうの計画等をこの事業によって進めていく計画でおります。

道路について、現在のところ計画をまとめている段階なんですけれども、ちょうど物揚げ場といったところがＴＰで1.3メートルほどの高さまでかさ上げするということで、道路も同じ高さでかさ上げしていくと。それとあわせて今回、地元の皆様にはこの事業の中で建物のかさ上げもできるというふうなことがありますので、その新しく高くする道路高さがこれくらいの高さになると。そうした場合に現状のままだとなかなか建物のほうの部分の環境が悪くなってしまうので、この事業の中でぜひかさ上げを実施させてほしいと、そういったところを個々に説明する計画でおります。

そうしたことで、地元のそれぞれのかさ上げをする方々のご了解を得た上で実施のほうを取りまとめていくというふうな計画にしておりますので、その辺がなかなか地元の方々に認知されていないというふうなお話であったんですけれども、これもこの間何回も説明をしていまして、今はそういった建物とかの補償の調査といったことをやりまして、まとまったら10月ごろから個々に説明していくというふうな予定で組んでおりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君）　小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君）　今、宅地のかさ上げについてご答弁させていただいておりますけれども、私どもは市長が先ほど答弁したように、２月５日に県の方々と一緒に防潮堤の高さを野々島のほうで各区長さんやら役員の方々にご説明を申し上げました。その後に、おおむねそれでご理解をいただいた上で、具体的な津波の高さ等に基づいた防潮堤の高さを確定させたり、あるいは防潮堤の立行という門がありますね。ああいったものの場所ですとか、あるいはどのラインに、先ほど市長が言ったように護岸のすぐ後ろにつけるとか、そういったあたりをある程度図面にしてご説明をすると。そのときに今言ったように、個々のお宅のレベルでどのくらい上げられるとか上げられないとか、それは一人一人の多分具体的な情報がないと、それに対していいとか悪いとかとなかなか島の方々にもご理解いただけないのかなと思っておりますので、そういったあたりがそろいましたら水産のほうと復興のほうであわせて島のほうに行って、十分その辺をご説明していきたいなというふうに思っております。

○副議長（鎌田礼二君）　曽我議員。

○18番（曽我ミヨ君）　時間がない中で、ここで論戦するあれはないんですが、まずやっぱり住民の方々にそういう制度も含めてどうなるかということをきちんと説明してほしいと。あるいは役員さんだけでもおおむね了解なんていうことはないはずで、皆さんも見ていると思いますが、この間ずっと河北新報でも本吉のことだとかいろいろ出ています。やっぱり防潮堤の問題は相当大きい問題になっているんだと思います。ですから役員で言ったから大体おおむねではなくて、全体の島の方々の声をちゃんと聞いて、そして合意形成をしていただきたいということを述べておきます。

それから、続きまして仮設店舗についてお伺いしたいと思います。

市長、議長にも要望書が行って各議員にも回っていると思いますが、先ほど市長が回答したことではなくて、仮設店舗の方々はまず延期をしてほしいということと、どうしてもそれが

不可能であれば移設先を確保してほしいということが要望なんです。それで、私は出ていった人もいるとかいろんなことで不公平感があるとかここでもよく言われますけれども、要は被災者なんだと。被災者が復興できるまで支援するというのは当たり前のことなんです。その人たちが好きこのんで居座っているのではなくて、市長も言っているように越の浦が整備できないから行けないんだと。グループ補助金を出したけど、これから設計やなんかを含めて実際に物が建つのが１年ぐらいかかると。それから海岸通も今一生懸命言っていましたけれども、これも市長も一生懸命頑張っていらっしゃるんでしょうけれども、そこにどう張りつけるかは全く皆無だと。そういう中で１月15日に期限を切って何とかしてくださいというやり方は、本当に自分の店やら家までなくして、皆さんの応援であそこまで、やっと税金払えるところまできたんだよと。それが本格復興までもうちょっとなんですと、見えるところまで来ているんですから、ぜひそれを酌み取っていただいて、どうしても移設しなければならないのであれば、そういう場所を確保してほしいと。

それは市役所のほうにも言っていると思いますが、塩竈市は26年度の２月議会で確かに解体の費用を組みました。多分、市長はそういうスケジュールを踏めば当然解体だというふうに、やっぱり行政を進める上ではそうだと思うんです。だけど仮設店舗のかなわないというか、どうしても今ある仮設をある事情でというか、塩竈市の事情ですよね。あるいは県の事情ですけど、そういうことで移設しなければならないというときには、中小企業庁が移設解体に10分の10の予算をつけますよと、こういう制度があるんですと。ただ、やっぱり５年間という、ぜひプレハブ仮設などの施設はできるだけ長く使っていただきたい。つくって２年ですぐ壊し、またというんでなくて、できるだけ長く使ってほしいという趣旨でそう言っているんですけれども。きょうも私は東京のここの担当課に電話しました。そういう趣旨なんですと、護岸工事しなきゃならないというときに、そういうときにその人たちがやっぱり路頭に迷わないようにするための制度なんですと。だからどうぞ使っていただきたいと。そして塩竈市の土地だけじゃだめなんですかと聞いたら、そうではないと。ちゃんと５年間以上の土地の貸借ができるということであれば大丈夫なんですという話も伺いました。

それで、貸借というと結局、塩竈市がお金を出さなきゃなくなるから、これはこれで大変だなと思うんですけれども、まずこの解体費用は、移設になれば中央機構が出すお金で移設できるわけですから、解体費用はまず棚上げしておくというか、繰越明許とか事故繰り越しとかというのがあるようですけれども。そして中小企業機構の予算を使って、例えば私の私案

ですけれども、宮町の分庁舎に、市長はちょっとあれかもしれないけれども、例えばです。あそこに１年に限って、それでも今16店舗こっちにありますけど、実際は13店舗だということです。だからその辺をもう少し整備して、あそこに置くことによって観光客も物を食べたり、ワカメや昆布や魚や、先ほどの志賀議員の質問の中でもそうですが、まさにそこに仮設を持っていってお店屋さんをしていく。それでそこは長く使っていいというわけですから、例えば越の浦の人たちが１年で出た場合、まだ仮設が残っていると。それはまた次の別なことに使ってもいいんですと。まちの復興のためですから。あるいは越の浦の方々があっちに移設するときに、ぜひその店舗が欲しいというときはそっちにやってもいいんです。あるいは集会所に使いたいというときは、それに使っても構いません。これが中小企業庁の担当課の声でありました。

これは私の私案ですけれども、ぜひ中心部が水害になって先ほど言ったようにみんなが駐車場になっていくと。一生懸命頑張るにも魚屋さん、米屋さんがなくなると、大型店にはどんどん安物が出るからそっちに人が流れていくと。それでもそういう中でも懸命に頑張っているこの13店舗を守り切れないでどうやってまちをつくれるのか。私はおいしさと笑顔というんであれば、こういう人たちを守る方策を考えてこそやっぱりまちづくりなんではないかと思うんです。ほかから来るのだけ待つんじゃなくて、まさに被災者のそういう立場に立って、この辺は私の私案ですけれども、もう少しこの中小企業機構の制度も含めて活用して希望が持てるようにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（鎌田礼二君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　東日本大震災でこの地域が大変大きな被害を受けたということについては、全ての議員の皆様方がご了知のとおりでありますし、多くの市民がまた次が来たらどうするかという思いを持ち続けられております。心の傷を皆さん抱えながら、でもこのまちで頑張ろうということの思いであります。

議員の皆様方からの防潮堤早くやれ、そして塩竈が安全に住めるように、曽我議員がもうそういうご質問をされているじゃないですか。ですから我々はまず５万6,000を超える市民の方々をどうやって守っていくかということも考えていかなきゃない。そこは同じ認識をいただけると思っております。そうでしょう。（「だからといって店舗はだめだというんであれば」の声あり）ですからそのために、決して我々が出てくれ出てくれということではない。ですからそのためにもともとが25年の８月31日であったものを、さらに延長させていただき

ました。それはそれらの方々の思いを我々も受けとめさせていただいています。この１年数カ月の期間の間に、またぜひ本当に安心してついの住みかとして商業をやっていただけるような場所をぜひ皆さん、それぞれの方々の努力、あるいは行政も一緒になってやりますよということを言い続けてまいったということであります。

防潮堤、それから避難デッキについては、また再度、同じような津波が来た場合に、地域にお暮らしいただく方々の命を守る大切な大切な手段であります。なおかつ、先ほど来同じことを繰り返させていただいておりますが、集中復興期間が我々はもっと欲しいということでありますが、現実には国は27年度までですよというスタンスを依然として変えようとしていないわけであります。そういった前提条件の中で我々が今できるだけのことをやっていかなければならない。それが結果的に悔いを千載に残すようなことではなくて、やっぱり市民の方々に本当に安心してここにお暮らしをいただけるような環境をつくり出していくということは我々の責務でありますので、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

後段で申し上げましたように、個々の話については職員が本当にしっかりとご訪問させていただき、ご相談をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（鎌田礼二君）　曽我議員。

○18番（曽我ミヨ君）　防潮堤の問題、それは整備しなきゃない。国が27年度まで集中期間だということも被災地にとっては本当に大変なことを求めているということを私も思います。それから港町でも今も土のうをいっぱい積んでビニールシートを張って高くして、あっちから水が来なきゃいいんだと思っている港町二丁目の人たちもいますので、そういう思いは私はわかるんです。だけどやっぱりもう一つは、その復興とあわせて仮設店舗で営業している方々の本格復興まで、市長がわかっているように越の浦にすぐ移れますか、本格復興できますかというと、それはやっぱり無理だということはわかるでしょう。今だって整備できていないんだもの。じゃあそのグループ補助金に今から申請するといって、すぐはい設計図できて、はいすぐ１月までに建てられるということにはならないと。それも私は十分わかるんです。

だからそういう要するに個人の問題でぐずぐずしているんではなくて、いわば本格復興、海岸通もそうです。本格復興の先がそういう状況でおくれているんだから当然、本格復興の人たちもおくれるわけです。そのために私は担当課に一人一人、店舗店舗に行って話をするんではなくて、この人たちはまとまって移設先を考えてほしいと言っているんですから、それ

をやっぱり市長の決断で、私の言った宮町なんていうのはちょっとあれなのかもしれませんが、ただ、今こっちの壱番館に多分、本庁舎の機能ぐらいの大きい職員が来ているから、あそこは駐車場にはいっぱい使っていましたけれども、ただそういうことも含めて考えてこの人たち13店舗がきちんと再開できるように見届けてこそ本当の復興ではないのかと思うので、それは担当課に振らないで、ぜひ市長のところで決断して取り組むようにお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（鎌田礼二君）　佐藤市長。

○市長（佐藤　昭君）　今、私の思いについてはご答弁をさせていただいておりますので。同じ気持ちであります。

○副議長（鎌田礼二君）　曽我議員。

○18番（曽我ミヨ君）　よろしくお願いいたしたいと思います。

とにかく人の生活、なりわいが再建されて初めての復興になるわけで、ぜひそういう点でお願いしたいと思います。

それから、西塩釜駅のエレベーターの件については、先ほども私に西村議員が、いや佐浦町の側も本当に西塩釜の駅のエレベーターは求めているよということを言われました。それでこの間、共産党議員団が西塩釜駅へのエレベーターを求めてきた経緯があったので私がちょっといろいろ聞きましたら、効果促進事業でできないかなというふうに考えているという旨もちょっと聞きました。これはいいことだなと思って復興庁に行ったときに、ぜひ基幹事業の35％で認められている効果促進事業にのせてほしいんだというふうなことを言いましたら、正式に声が上がればぜひそういったことにも乗っていきたいと思っているという意見をいただきましたので、ぜひ最大限90戸の住宅が建つわけですから、こういった点もあわせて頑張っていただくように再度お願いして、しかも私たちもとにかく頑張っていくことを決意を述べまして終わりたいと思います。（「西塩釜区の交通手段と一体でやるかという計画」の声あり）ええ、100円バスはね。ということでよろしくお願いします。

○副議長（鎌田礼二君）　以上で、曽我ミヨ議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明26日から28日までを議会運営委員会開催のため休会とし、29日、定刻再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鎌田礼二君）　ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明26日から28日までを

議会運営委員会開催のため休会とし、29日、定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後４時１１分　　散会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

平成２６年９月２５日

塩竈市議会議長　　佐　藤　英　治

塩竈市議会副議長　　鎌　田　礼　二

塩竈市議会議員　　伊　勢　由　典

塩竈市議会議員　　曽　我　ミ　ヨ

平成26年９月29日（月曜日）

塩竈市議会９月定例会会議録

（第４日目）

議事日程　第４号

平成２６年９月２９日（月曜日）午後１時開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　議案第６０号ないし第８０号（各常任委員会委員長議案審査報告）

第３　認定第１号ないし第３号（平成２５年度決算特別委員会委員長審査報告）

第４　議員提出議案第５号

第５　議員提出議案第６号

第６　東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告

本日の会議に付した事件

日程第１ないし日程第６

出席議員（１７名）

１番	浅野敏江君	２番	小野幸男君
３番	嶺岸淳一君	４番	田中徳寿君
５番	志賀勝利君	６番	香取嗣雄君
７番	阿部かほる君	８番	西村勝男君
１０番	菊地進君	１１番	志子田吉晃君
１２番	鎌田礼二君	１３番	伊藤栄一君
１４番	佐藤英治君	１５番	高橋卓也君
１６番	小野絹子君	１７番	伊勢由典君
１８番	曽我ミヨ君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君

職名	氏名	職名	氏名
市民総務部理事 兼政策調整監	福田文弘君	健康福祉部長	桜井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長	荒井敏明君	市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君
水道部長	佐藤信彦君	市民総務部次長 兼総務課長	高橋敏也君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼土木課長	赤間忠良君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市立病院事務部次長 兼業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部次長 兼工務課長	大友伸一君
市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君	会計管理者 兼会計課長	星　清輝君
市民総務部 政策課長	川村　淳君	市民総務部 財政課長	阿部徳和君
市民総務部 税務課長	小林正人君	産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君
産業環境部 環境課長	菊池有司君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
教育委員会教育長	髙橋睦麿君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	渡辺常幸君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	安藤英治君	議事調査係長	鈴木忠一君
庶務係主査	小林久美子君		

午後１時　　開議

○議長（佐藤英治君）　ただいまから９月定例会４日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第４号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようにお願い申し上げます。

◇

日程第１　　会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、１番浅野敏江議員、２番小野幸男議員を指名いたします。

◇

日程第２　　議案第６０号ないし第８０号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（佐藤英治君）　日程第２、議案第60号ないし第80号を議題といたします。

去る９月９日の会議において各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。

17番伊勢由典委員長。

○総務教育常任委員会委員長（伊勢由典君）（登壇）　ご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、９月11日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第64号「塩竈市立学校設置条例の一部を改正する条例」については、平成27年度から浦戸で実施予定の小中一貫教育の開始に合わせ、「浦戸第二小学校」から「浦戸小学校」に校名の変更を行うものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

１．浦戸市立第二小学校は平成27年４月より浦戸小学校に校名を変更し、中学校までの９年間を見通した独自の教育課程の編成を可能とした小中一貫教育を開始するもので、教育課程特例校制度による浦戸科や小学校１年生からの外国語活動の新設を行うものである。今後は

浦戸の特徴を生かした学校づくりに努められるとともに、引き続き児童生徒の学力向上の推進に努められたい。

次に、議案第69号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」については、まず歳出において、東日本大震災追悼式開催費、公共施設等総合管理計画策定事業、土曜授業推進事業等が計上され、また、地方債において臨時財政対策債が変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

１．千賀の浦緑地には、東日本大震災で犠牲になられた方に哀悼の意をささげるとともに、復興の願いを込めた東日本大震災モニュメントの設置が行われている。東日本大震災から３年半が経過し、震災の風化が危惧されていることから、市民のみならず本市を訪れる方々に対し、大震災を忘れることなく記憶にとどめ、後世に伝えていただけるよう、モニュメントに係る周知についてさらなる取り組みを行われたい。

次に、議案第76号から議案第78号までは「工事請負契約の締結」に係る案件であり、いずれも議会の議決に付すべき契約に関する条例第２条の規定に基づき提案されたものであります。

まず、議案第76号については、港町一丁目地区内の下水道災害復旧工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号については、北浜一丁目地内の下水道災害復旧工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号については、新浜町地内の下水道災害復旧工事について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号「財産の取得について」は、錦町東地区災害公営住宅に係る事業用地取得のための財産取得について提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」は、選定委員会の審査を経て候補者となった仙台湾燻蒸株式会社を指定管理者に指定するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

１．塩竈市杉村惇美術館については市民に活用される美術館となるよう、今後、指定管理者

との連携のもと事業計画などの充実に取り組まれたい。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、ご報告といたします。

総務教育常任委員長　伊勢由典

○議長（佐藤英治君）　次に、民生常任委員長の報告を求めます。

８番西村勝男委員長。

○民生常任委員会委員長（西村勝男君）（登壇）　ご報告いたします。

今期定例会において民生常任委員会に付託されました関係議案について、９月12日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第60号「塩竈市保育所条例の一部を改正する条例」については、子ども・子育て支援新制度が本格施行されることに伴い、保育所への入所資格者をこれまでの「保育に欠ける幼児等」から新制度に定める「保育を必要とする幼児等」に変更するため所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期をこれまでの「年８期」から「年12期」に変更するため所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号「塩竈市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」については、子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴い、地域型保育事業である小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の認可権限が市に委ねられたため、新たな条例を制定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

１．本条例は、子ども・子育て支援新制度において、家庭的保育事業等が児童福祉法に基づく市の認可事業として位置づけられることに伴い、同事業に係る設備、運営の基準を定めようとするものであるが、保育中の事故の防止について事業者に対する指導監督を徹底され、保育児童の安全に万全を期されたい。また、給食の外部搬入は行政の責任として安全性を確

保されるよう取り組まれたい。

次に、議案第66号「塩竈市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」については、子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の確認事務が市に委ねられたため、新たな条例を制定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号「塩竈市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」については、子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を条例で定めることが義務づけられたため、新たな条例を制定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号「塩竈市社会福祉事務所設置に関する条例等の一部を改正する条例」については、母子及び寡婦福祉法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う引用法令の整備を行うとともに、特定配偶者の定義が明確化されることに伴い所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」については、東日本大震災災害義援金の追加配分や、７月の予防接種法施行令の改正により新たに水痘及び高齢者肺炎球菌ワクチンが定期の予防接種の対象となったことによる関連予算などが計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「平成26年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」については、高額療養費の見直しや保険料納期を８期から12期へ変更するためのシステム改修費、脳ドック助成制度、また医療費の適正化を図るために効果的な保健事業を検証するデータヘルス計画の策定、前年度の給付費の確定に伴う国庫補助金の返還など、歳入歳出それぞれ6,667万1,000円を追加し、総額を72億7,110万4,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

１．国保データヘルス計画の策定事業は、本市被保険者の医療データを活用し、効率的な保健事業を行うため実施計画を策定するものであるが、関係機関との連携のもと総合的な分析を行われるとともに、被保険者に対する的確な情報提供を行われ、生活習慣病の予防等や重

症化予防への対応など効果的な事業の推進が図られるよう取り組まれたい。

次に、議案第72号「平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」については、保険事業勘定では、前年度の介護給付費の確定に伴う国庫補助金返還金など、歳入歳出それぞれ2,856万7,000円を追加し、総額49億1,422万7,000円とするものであり、また、債務負担行為については地域包括支援センター業務委託事業費について設定するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号「平成26年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」については、後期高齢者医療広域連合への平成25年度分納付金の残額と保険料の精算に伴う還付金を計上し、歳入歳出それぞれ1,138万円を追加し、総額を７億3,247万4,000円にするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号「平成26年度塩竈市立病院事業会計補正予算」については、当初予算の債務負担行為によるリース契約による医療機器の整備を予定していたが、長期的には経費の削減効果が高い企業債借入のめどが立ったため、収入、支出とも同額の3,500万円を計上し、資本的支出の総額を６億417万4,000円とし、また同時に、起債限度額を引き上げ、債務負担行為の限度額を引き下げようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

１．病院においては技術の進歩に対応した医療の提供が求められていることから、患者に対して質の高い医療の提供が安定してできるよう、費用対効果や収支計画等を考慮しつつ、今後も計画的な医療機器の導入、更新に努められたい。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、ご報告といたします。

民生常任委員長　西村勝男

○議長（佐藤英治君）　次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

16番小野絹子委員長。

○産業建設常任委員会委員長（小野絹子君）（登壇）　ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、９月16日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の

結果についてご報告いたします。

まず、議案第62号「塩竈市いきいき企業支援条例の一部を改正する条例」については、法人市民税法人税割の税率が平成26年10月１日から引き下げられることに伴い、対象企業の法人税割額の控除額を従前と同額にするため所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号「塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」については、国または他の地方公共団体から派遣された職員に対し、市長部局同様に災害派遣手当を支給するため所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」については、まず歳出において、高度衛生管理型荷さばき所整備事業、楓町法面整備事業費及び災害公営住宅整備事業が計上され、また、債務負担行為においては、災害公営住宅整備事業（浦戸地区）、港町地区津波復興拠点整備事業、新魚市場整備事業が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

１．新魚市場整備事業については、県事業となっている岸壁の復旧工事がおくれることにより全体の事業におくれが生じており、市場関係者並びに関連事業者にとって深刻な事態となっている。今後は、一刻も早い整備ができるよう努められるとともに、高度衛生管理型荷さばき所として必要な備品整備等の補助採択についても、国及び関係機関への働きかけに努力されたい。

次に、議案第71号「平成26年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」については、アンテナなどの設備等について、歳入歳出それぞれ450万円を追加し、総額を１億4,340万円とするものであり、債務負担行為において新魚市場整備事業が設定され、また、地方債において新魚市場施設整備事業の限度額の変更を行うものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「平成26年度塩竈市水道事業会計補正予算」については、まず収益的収入について、震災復旧・復興のための派遣職員受け入れに伴う経費の財源として震災復興特別交付税による他会計補助金756万4,000円を計上し、総額を19億1,419万1,000円とし、収益的

支出について、派遣職員受け入れに伴う経費756万4,000円を計上し、総額を17億236万5,000円にするものであり、また、債務負担行為について、梅の宮浄水場運転管理業務委託を実施するための経費を設定するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

１．将来の水道を取り巻く厳しい経営環境を見据え、その技術力の確保と財政負担の軽減を図ることを目的に、今回梅の宮浄水場の運転管理業務の委託を行おうとするものであるが、水道施設や設備については本市においても老朽化が進んでいることから、その安全管理に万全を期され、引き続き良質で低廉な水の供給に努められたい。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げ、ご報告といたします。

産業建設常任委員長　小野絹子

○議長（佐藤英治君）　以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君）　ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君）　ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第65号ないし第67号、第69号、第75号、第80号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。

15番高橋卓也議員。

○15番（高橋卓也君）（登壇）　高橋卓也です。日本共産党市議団を代表して、議案第65号「塩竈市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、議案第66号「塩竈市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、議案第67号

「塩竈市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、議案第69号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第75号「平成26年度塩竈市水道事業会計補正予算」、議案第80号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」、以上６本の議案について反対討論を行います。

まず、子ども・子育て支援新制度に係る議案である第65号、66号、67号議案について反対理由を述べます。

新制度は、公的保育制度を大きく後退させ、保育を金もうけできる仕組みに変え、保育条件や環境の劣悪な保育施設をふやし、保護者の経済状況によって受けられる保育に大きな格差をもたらす可能性が高い。保育の営利化を進めようとするものであることから、我が党は支援制度の創設に反対を表明してまいりました。

本条例案は、来年４月から支援制度が実施されることに伴い本市における運用等について定めるものです。しかしながらその内容は、事業参入について暴力団排除条例が盛り込まれただけで、現行の保育水準を下回る点が多々ある国基準に同じとされております。しかも、各議案ともわずか２条の条文が示されたのみで、「これでは何を言っているのかわからない」、「国の基準どおりでも条文を明記すべきだ」、こうした意見は議員のみならず市民から公募したパブリックコメントでも共通意見として出されており、いかに国のスケジュールに合わせた拙速な条例案であるかと指摘せざるを得ないものであります。

安定した運営と従事者の処遇改善が子供の最善の利益に通じるよう、現行制度は国と自治体に保育への責任を明確に義務づけております。公的責任の後退と規制緩和や最低基準の引き下げを容認する新制度は保育の質の低下を招き、子供たちの安全や生命にも危険を及ぼすことから、絶対に認めることはできません。

以下、具体的にその問題点を指摘し、反対いたします。

議案第65号の条例案では、家庭的保育事業等の保育従事者について保育士資格を必要としない施設も認めており、安全確保上極めて問題です。保育士資格の規制緩和、保育基準を引き下げて量的拡充を図るということはまさに本末転倒であり、子供の命にかかわる大問題であります。施設の種類が違っても施設や職員の基準は同じとすべきで、保育士資格要件を厳格に規定するべきです。また、支援といいながら現行基準より後退する点が数多くあります。よって、反対いたします。

次に、議案第66号の「塩竈市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例」では、教育・保育の質の向上を図るための費用を徴収することができることになります。施設が必要と判断したら、限定なしに上乗せ徴収ができる仕組みになっております。これは費用負担に耐え切れない家庭は排除されるということであり、保育に格差を持ち込むやり方は到底容認できるものではありません。よって、反対いたします。

議案第67号「塩竈市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について反対いたします。指導員の増員や処遇の改善、保護者負担の軽減など、学童クラブから毎年毎年出され続けてきた要望に誠実に向き合っていくべきです。量的な拡充に伴う資格を持った職員の配置、施設規模など今までの水準を大幅に引き上げるべきで、今回の条例案は極めて不十分なものです。よって、反対いたします。

新制度について補足的に１点指摘いたします。第60号では保育の認定要件を「保育に欠ける」から「保育を必要とする」に改めるとされていますが、国の基準では保育の必要性の認定を行う際の事由に障がいを持つ子供は含まれていないため、認定により障がいを持つ子供が排除されてしまう危険性があることが保護者や保育関係者らから指摘されております。当市議団は、塩竈市の責任で、障がいを持つ子供も含め、保育を必要とする全ての子供たちに保育が保障されるよう求めるものであります。

次に、議案第69号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」について反対討論を行います。

一般会計の補正予算は11億2,856万4,000円が提案されております。当市議団は歳入歳出については賛同いたします。問題は、補正予算の中に債務負担行為として３件の事業が追加されているうちの１件についてです。浦戸地区の災害公営住宅整備事業7,400万円、新魚市場整備事業103億7,120万円については賛同いたします。しかし、港町地区津波復興拠点整備事業７億3,500万円の債務負担行為については反対するものであります。

港町地区津波復興拠点整備事業とは、マリンゲート塩釜の東側に防災拠点支援施設、避難ビルを建設し、さらにマリンゲート塩釜の２階からビッグの２階の駐車場まで通じる津波避難デッキを建設するという内容で、総事業費を20億6,080万円とするものです。そのうち津波避難デッキの事業費は４億1,520万円追加して14億7,000万円に増額変更し、事業費の内訳は26年度７億3,500万円、27年度は７億3,500万円の債務負担行為が提案されております。

しかし、市民の皆さんからは次のような意見が噴出しております。ご紹介します。「果たして14億7,000万円もかけて350メートルの津波避難デッキが必要なのか」、また「港町町内の方々がいざというときわざわざマリンゲートまで来て上るのか」、そして「今必要なのは避

難ビル、避難タワーではないか。税金の無駄遣いだ」、このような意見が噴出しております。

市長は議会に対しては、交付金事業の申請説明の中で理解を得ているとか、都市計画審議会で賛同を得ているとか、港町町内会にも説明し理解を得ていると述べていますが、都市計画審議会では２名の委員が反対しているとも聞いております。町内会の説明会も１回だけで、十分な意見が聞かれていないという声も寄せられております。当市議団は、避難デッキの建設よりも、避難ビル、避難タワーの建設こそ必要だと考えております。

しかも、避難デッキ建設のスケジュールのために、マリンゲート前にあるしおがま・みなと復興市場の仮設店舗で営業している方々に年明けの１月20日までの退去を求めておりますが、店舗の方々は移転先の見通しがないままです。復興のおくれが行き先を決めかねる重大な障害になっております。今月11日、市長と議会議長にしおがま・みなと復興市場仮設店舗の13名の方々から要望書が提出され、各議員にも配付されております。内容は、１、移転を延期すること、２、集団移転が店舗の総意であり、移転先の候補地を検討してほしいというものであります。一般質問の中でも切実な声が取り上げられておりました。復興したいと頑張っている仮設店舗の支援こそ求められております。もちろん復興事業を27年度までとする国の期限を延長させるために、市当局も議会も全力を挙げて実現させていく取り組みが重要であります。

当市議団は津波避難デッキ事業の債務負担行為に反対いたします。よって、第69号に反対するものであります。

次に、議案第75号「平成26年度塩竈市水道事業会計補正予算」について反対討論を行います。

梅の宮浄水場の運転管理などの業務を民間に委託する費用として、平成27年度から29年度の３年間で２億2,680万円の債務負担行為を設定する提案についてであります。

これまで大倉ダムから取水した約３万トンの水を梅の宮浄水場で市の職員が浄水していたもので、市民は安心しておいしい水を飲んでおりました。七ケ宿ダムから浄水した水も来ております。水道事業は25年度に水道料金の窓口を民間委託し、27年度から浄水事業も民間に委託するのは行財政改悪以外の何物でもないと思います。これまでおいしい安心して飲める水をつくってきたベテラン職員が大量定年退職するため、浄水場を現行の12名体制から５名体制にして７名削減し、水道部の職員は42名から32名になるというものです。市長はこれまで議会答弁で、行財政改革定員適正化の職員削減は27年度まで凍結すると述べていたにもかかわらず、１年前倒しをしようとしております。しかも、民間委託で浮いたお金を浄水場の機

械設備や導水管、老朽管の更新に自己資金として使いたいと述べております。しかし、必要な設備更新費用は整備計画を立て資金繰りをし整備していくべきで、民間委託の理由にはなりません。よって、議案第75号に反対いたします。

最後に、議案第80号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」の反対討論を行います。

美術館の整備については評価するものですが、指定管理者制度を導入して民間に管理運営を委ねることには反対です。もとより塩竈市公民館本町分室は公の施設として市が直接管理し、市民に開放してきたものであります。今回の提案は、塩竈市の行財政改革が進める運営費用と市職員の削減が根底にあると思います。また、大講堂も美術館展示室にすれば市民の利用は制限を受け、公の施設としての機能が低下することは避けられません。分室利用料、美術館入館料金についても、市直営の場合より負担増になることが予想されます。市の管理運営を継続すべきであり、指定管理者の指定についての提案には反対です。よって、議案第80号に反対するものです。

以上で日本共産党市議団を代表しての反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君）　次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。

２番小野幸男議員。

○２番（小野幸男君）（登壇）　私は、議案第65号「塩竈市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、議案第66号「塩竈市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、議案第67号「塩竈市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、賛成の会派を代表して討論を行います。

今回の議案第65号、第66号、第67号は、平成24年８月22日に成立した子ども・子育て支援法に基づき全国の市町村に義務づけられた子ども・子育て支援事業計画に沿って提案されたものであります。その間、本市では、子供を取り巻く環境、多様な子育ての把握、施設利用者の実態状況、事業所の意向など、子ども・子育て会議等で議論を重ねられております。国では、超高齢社会、人口減少社会において本格的な少子化対策として子育て環境の抜本的改善に取り組みました。子ども・子育て新システム関連法案の趣旨によりますと、「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援」することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図ると

あります。この法律に基づき、平成27年４月から制度の改正、財源の確保等の本格実施が予定されております。

反対の理由の一つに、小規模保育事業や家庭的保育事業等に保育士以外の保育者が従事することの懸念が表明をされております。しかし、保育士以外の保育従事者には、明確に市長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める家庭保育者や、市長が行う研修を修了した家庭的保育補助者、保育従事者が保育を行います。また、これらの事業は３歳未満児の乳幼児のみが対象のため、より少人数で比較的小さい場所で家庭的雰囲気のもとで保育を行うようになります。そのため、小さな変化にも気づきやすく、また保護者とのコミュニケーションも図りやすいとの利点があります。常に保育施設の連携のもと、相談、助言も可能であり、保育に意欲のある保育経験豊かな方の保育も期待できるところであります。

また、保育への民間事業者の参入を制限すべきとの反対の意見でありますが、本市が条例に引用する国の定める条文は、現行の国の法令やガイドラインの水準と比較しても同等かそれを上回ったものである。また、塩竈市暴力団排除条例の基本理念を踏まえ、各条例の項目に加えられています。また、放課後児童クラブの対象年齢の拡大を要望する声は少なくありません。本市のニーズを調査していただき子ども・子育て会議で検討していただき、丁寧に進めていただきたい。

新制度は平成27年４月に本格スタートを予定しており、全国の各自治体が準備を進めているところです。仮に平成27年４月に本格実施された場合、本市が条例の準備等がおくれ、新制度の利用を希望する利用者や事業所に多大な混乱と不利益を来す事態は回避しなければなりません。したがって、地方公共団体の一つとして本市が今議会に子ども・子育て支援に関する各条例を提出することは至極当然であります。

以上のことから、議案第65号、第66号、第67号について賛成を表明し、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（佐藤英治君）　次に、８番西村勝男議員。

○８番（西村勝男君）（登壇）　私は、議案第69号、平成26年度一般会計補正予算について賛成会派を代表して賛成討論をいたします。

反対者から、一般会計補正予算のうち、債務負担行為補正で追加されました港町地区津波復興拠点整備事業の避難デッキ整備について反対する意見が出されました。この事業が整備に

当たり、仮設店舗の当初の期限である平成25年８月以前より協議が進められているものであります。現在の仮設店舗使用期限は平成27年１月までに延長されております。関係機関、すなわち県港湾課、県警察、市復興推進局など十数回にわたり協議を進めたと聞いております。

既に平成25年９月に都市計画決定や平成25年11月に事業認可を受けた事業であります。さらに、デッキの位置を決定する際には地元町内会の要望を受けて決められ、計上でもあります。これを見直しすることになるとこれまでの手続が無となり、ようやく着工の運びとなって予算化された事業が中断もしくは中止になる状況となってしまいます。復興期間が平成27年度末までとされている現状を考えますと、これ以上復興事業を先延ばしすることはできない状況にあることを多くの市民にご理解していただけるものと思うものであります。復興の形を一日も早く示すことが市民の意向であることを確信します。塩竈市の早期復興を願う市民の一人として、この予算に賛成するものであります。

なお、仮設店舗の皆様方には早期の再生を心より期待するものであります。個々に事情があることにも配慮すべきでありますので、市当局におかれましては店舗の方々の実情に配慮した対応をお願い申し上げて、議案第69号「平成26年度一般会計補正予算」について賛成を表明し、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げて賛成討論といたします。

○議長（佐藤英治君）　次に、４番田中徳寿議員。

○４番（田中徳寿君）（登壇）　私は、議案第75号「平成26年度塩竈市水道事業会計補正予算」に賛成する会派を代表して賛成討論いたします。

塩竈市水道事業の置かれている状況は、将来、水需要の減少により給水収益の低下になり、水道事業収入が減収ということになります。また、老朽化に伴う施設、管路の更新などは資金需要の増大が見込まれ、財政的に大変厳しい状況になると認識しております。加えて、東日本大震災からの復旧・復興事業も本格化しており、さらなる支出も予測されている今こそ、水道事業は経営の効率化が必要だと考えます。

それらの改善策として提案された梅の宮浄水場運転管理業務委託は財政基盤の安定に寄与するもので、議案資料にもあるとおり３年で3,400万円以上費用を削減できるというもので、今後見込まれる収入の減と支出の増に対して有効な手法と考えます。安全性についても、プロポーザル方式の業者選定を行うことにより、より高度な運営形態の提案や技術力の確保が見込まれるところです。加えて、水質管理は市でも行う二重チェック体制になるとのことであり、水道水の安全性低下につながるとは考えにくいものであります。

水道事業において梅の宮浄水場運転管理業務委託は財政健全化を図る施策と考えます。水道事業はこれまでにも、料金等窓口業務委託を実施するに当たっては、市民の皆様へのサービス水準向上につながるように配慮しながら人員削減に取り組み、財政健全化を図ってきたものと考えております。経営合理化の努力を行ってきたことが剰余金を生む要因であると考えます。水道部の経営を維持するため水道事業基本計画が作成されており、その基本目標として運営基盤の強化と安定給水の確保が掲げられており、民間技術力の活用や経費の削減など、経営の効率化と安定給水を両立させ、低廉な水の供給と安定的な事業運営体制を継続していくこととされています。そして、低廉な現在の水道料金を維持することこそが市民サービスになると考えます。

以上の理由で、梅の宮浄水場運転管理業務の民間委託を進めることは安定した財政基盤の確立と施設の健全な維持に大変有効な手段と考えられますので、議案第75号「平成26年度塩竈市水道事業会計補正予算」について賛成を表明し、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げて賛成討論といたします。

○議長（佐藤英治君）　次に、７番阿部かほる議員。

○７番（阿部かほる君）（登壇）　私は自由民主の会の阿部かほるでございます。議案第80号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」、賛成する会派を代表して討論いたします。

杉村　惇画伯は、戦後本市に移り住み、塩竈の風景や魚などを数多く描いた洋画家であり、芸術文化活動の中心的人物として塩竈の芸術文化を牽引されてきました。現在、市内の公共施設に点在している杉村　惇先生の作品を一堂に集め、常設展示を基本とする美術館の整備は、まさに市民の皆様が待ち望んでいた事業であると考えます。

今回整備を進めている杉村惇美術館は博物館法による美術館であるため、館長と専門の学芸員の配置が義務づけられているものであります。また、その管理運営につきましては専門的な知識や技術が必要とされることから、地方自治法にも定めがある指定管理制度による管理運営を行うことについて、既に６月定例会でも明らかにされております。

指定管理者の選定に当たりましては、まず公募型プロポーザルにより、７月３日の募集要項配付から８月５日の募集締め切りまで１カ月の十分な期間を確保した上で、広く公募によって事業者の申請を受け付けたものであります。最終的に申請のあった２業者の中からの選定に当たっては、３人の専門のアドバイザーの意見をいただきながら、５人の委員から成る選

定委員会において、採点評価の上厳正に審議され、決定されたものであると聞いております。

指定管理者の候補となった仙台湾燻蒸株式会社では、社内の文化事業部であるビルド・フルーガスを市内港町においてギャラリーを開設し、国内外のアーティストの写真や絵画などを展示、紹介する文化事業を行っております。また、震災以降、芸術文化活動による被災地支援などを積極的に行い、仮設住宅や浦戸諸島での活動なども数多く行っている事業者であります。さらに、県内外の美術館、博物館において文化財の燻蒸・清掃作業を多く請け負い、文化財や美術品の取り扱いにおいては実績のある専門業者であります。今回の選定委員による採点評価でも、地域に根づいた活動や地域とのつながりが深いことが大いに評価されています。また、大講堂でのイベントや商店街との連携によるイベントなど多くの来館者を確保しようとする事業企画が提案され、それが評価を受ける結果と聞いております。選定の際には、アドバイザーとして杉村　惇氏のご子息であります杉村　豊氏も参加されております。指定管理者候補として仙台湾燻蒸株式会社が選定されましたことにつきましては、杉村画伯ゆかりのアドバイザーの皆さん方の意向とも一致していると伺っております。

以上のことから、塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について賛成を表明し、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げて賛成討論といたします。

○議長（佐藤英治君）　以上で通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議案第60号ないし第64号、第68号、第70号ないし第74号、第76号ないし第79号について採決いたします。

議案第60号ないし第64号、第68号、第70号ないし第74号、第76号ないし第79号については、委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君）　起立全員であります。よって、議案第60号ないし第64号、第68号、第70号ないし第74号、第76号ないし第79号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第65号について採決いたします。

議案第65号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君）　起立多数であります。よって、議案第65号については原案のとおり決しました。

次に、議案第66号について採決いたします。

議案第66号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君）　起立多数であります。よって、議案第66号については原案のとおり決しました。

次に、議案第67号について採決いたします。

議案第67号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君）　起立多数であります。よって、議案第67号については原案のとおり決しました。

次に、議案第69号について採決いたします。

議案第69号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君）　起立多数であります。よって、議案第69号については原案のとおり決しました。

次に、議案第75号について採決いたします。

議案第75号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君）　起立多数であります。よって、議案第75号については原案のとおり決しました。

次に、議案第80号について採決いたします。

議案第80号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君）　起立多数であります。よって、議案第80号については原案のとおり決しました。

◇

日程第３　　認定第１号ないし第３号（平成２５年度決算特別委員会委員長審査報告）

○議長（佐藤英治君）　日程第３、認定第１号ないし第３号を議題といたします。

平成25年度決算特別委員会委員長より決算審査の報告を求めます。

２番小野幸男委員長。

〇決算特別委員会委員長（小野幸男君）（登壇）　ただいま議題に供されました平成25年度決算特別委員会における決算審査の経過の概要と結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会に審査を付託されました案件は、認定第１号「平成25年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、認定第２号「平成25年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について」、認定第３号「平成25年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

本付託案件審査のために、９月17日、18日、19日及び22日の４日間委員会を開催し、まず、議事運営上、正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、副委員長には高橋卓也委員が選任されました。

審査に当たっては、各会計決算の内容について、決算書及び提出資料などの説明を聴取し、さらに、新たに各種資料の提出を求めて活発なる質疑を展開し、慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、認定第１号については賛成多数、認定第２号については全員をもってそれぞれ認定すべきもの、また、認定第３号については全員をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決した次第であります。

各会計決算の内容につきましては、既に議員各位もご存じのとおりでありますので詳細は省略いたしまして、各会計決算に対し発言のありました要望・意見の主なるものを申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

１．平成25年度の一般会計決算は、前年度と同様に震災復興事業関係で歳入歳出が通常年度の予算規模を大きく上回り、決算収支の状況は、実質収支、単年度収支、実質単年度収支のいずれも黒字決算となっている。また、震災復興関連事業においては、入札不調などにより多額の繰り越しが発生している状況にある。

今後においては、自主財源の根幹をなす市税収入の確保や収納率の向上に引き続き努められ、財政の健全化を図るとともに、基金からの借り入れのあり方等についても検討を深められたい。

また、市民生活のさらなる復興に向けて執行体制の充実を図られ、事業の推進に取り組まれたい。

１．ＮＥＷしおナビ100円バス運行事業については、今後、土日、祝日等の運行について検

討を行われるとともに、新たに建設された災害公営住宅への接続などルートの拡大も含め、交通体系の整備についてさらなる検討を行われたい。また、停留所付近へのベンチの設置について検討を深められるなど、高齢者等にも利用しやすい環境整備に鋭意努められたい。

１．本庁舎太陽光発電設備等導入事業については、停電に備えて災害対策本部が設置される本庁舎に太陽光発電設備等が設置されたものであるが、災害時においてはさまざまな防災拠点施設において電力の確保が必要となることから、今後、再生エネルギーの活用に向けた設備の導入について鋭意検討を深められたい。

１．子ども医療費助成事業については、平成25年度から対象年齢を拡大したことにより、保護者等の経済的負担の軽減と医療機関の確保が図られ、一定の評価をするものであるが、この助成拡大分にはふるさとしおがま復興基金が財源とされていることから、今後の事業継続における財源確保について鋭意検討を行われたい。

１．重度障害者移送費等助成事業については、障がい者の積極的な社会参加を促進し、福祉の向上を図るものであるが、物価の変動や消費税の影響などにより制度設計当初の考え方から乖離が生じる状況となっている。地域への社会参加の促進というノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある方もそうでない方も同じ地域で活動できるよう助成事業のあり方について検討を深められたい。

１．緊急通報システムについては、大震災で被災した世帯などにおいて固定電話を設置していない世帯もあることから、携帯電話等にも対応できるよう、制度の改善について検討を行われるとともに、同システムを設置する際に必要とされる協力員についても、その確保が難しくなっていく状況にあることから、その対応も含め対象となる高齢者が安心できる制度となるよう検討を深められたい。

１．生活保護事業については、医療費扶助における１人当たりの単価が上昇していることから、過剰診療とならないような取り組みについて検討されたい。また、新たな生活困窮者自立支援制度ができる中、今後も自立が可能となる方への支援を継続するとともに、保護が必要な方には実情に応じ適切な対応に努められたい。

１．再資源化対策事業については、平成27年度までにリサイクル率を30％以上とする目標を掲げ、その達成に向け努力しているところである。今後は、老朽化した清掃工場や埋立処分場における廃棄物処理の現状について市民等への周知に努められ、市民や事業者の理解と協力のもと事業の進捗に努められたい。また、今後の廃棄物処理の広域化への取り組みについい

ても引き続き検討を深められたい。

１．松くい虫立木駆除事業については、現在、伐倒駆除や薬剤の地上散布と樹幹注入を行っているところであるが、その効果について検証を行われるとともに、土壌改良による植栽など新たな対応策についても検討を行われ、特別名勝松島を初めとしたすぐれた自然景観の保全に今後とも努力されたい。

１．高度衛生管理型荷さばき所整備事業については、宮城県の塩釜漁港災害復旧工事のおくれの影響もあって、新魚市場の完成時期に大幅なおくれが見込まれており、魚市場を中心とした経済的影響が大いに懸念されることから、新たな水揚げ場所等の確保や仮設荷さばき所の有効活用を図るとともに、一層のスピード感を持った執行による工期の短縮に努められたい。

１．市営住宅については、老朽化が進んでいるものも見受けられることから、施設や設備の更新や改修を順次進められるとともに、バリアフリーについても検討を行われ、市営住宅の適切な維持管理による良好な住環境の確保に努められたい。

１．復興教育支援事業については、大震災の貴重な体験を踏まえ防災教育の充実を図るものであるが、大震災で心に傷を受けた児童生徒の心のケアが引き続き必要であることから、今後も心のケア研修会の事業に取り組まれるとともに、事業の補助採択について引き続き関係機関に対する働きかけを行われたい。

次に、特別会計について申し上げます。

１．交通事業会計においては、浦戸住民の生活航路並びに浦戸諸島への観光客の足として一年を通して安全な運航を行うとともに、安定した経営体制の確立のため、離島航路のあり方を検証するなど、経営計画の抜本的な改革が求められている。今後は、浦戸振興施策や住民の意見を踏まえた利用しやすい運航ダイヤの設定に努められるとともに、観光客の利用増を図るサービスの提供についても検討されるなど営業収入の確保に努め、一層の経営健全化の推進に努力されたい。また、浦戸地区では災害公営住宅の建設が進んでいるが、完成までの間、浦戸を行き来する被災者、とりわけ高齢者に対する減免制度の継続について検討されたい。

１．国民健康保険事業会計については、保険税の収納率が２カ年連続で改善している一方で、資格証明書や短期被保険者証の対象となる世帯がいまだに多い状況にある。短期被保険者証は納税相談に資するための制度と理解はするものであるが、今後は現在進めている郵送によ

る交付のさらなる推進について検討を深められたい。また、国保財政調整基金の活用についても、被保険者の負担軽減につながるよう取り組まれたい。

１．魚市場事業会計については、産地間競争が一層激化しており、加えてクロマグロの資源枯渇が問題となるなど、事業を取り巻く環境は厳しさを増している。今後は、主力のマグロだけでなく多種多様な水産物について、陸送も含め魚市場で流通される取り組みが必要とされており、今後さらなる検討を行われたい。

また、高度衛生管理型の新魚市場整備により、基幹産業である水産業の活気あるまちづくりを推進するためにも、重要な役割を担う卸売機関の機能強化に取り組まれ、安全安心な水産物の供給に努められるとともに、水揚げ増に向けて漁船誘致のあり方についても検討を加えられ、なお一層の会計の健全化に努力されたい。

１．下水道事業会計については、豪雨による被害が全国的に発生する状況の中、本市においても道路冠水や住宅等への浸水、擁壁の崩落などの被害が発生している。今後とも、集中豪雨への備えとして重要となるポンプ施設や貯留施設等の整備に努められるなど、治水対策の推進に取り組まれたい。

最後に、企業会計について申し上げます。

１．市立病院事業会計については、職員一丸となった努力の成果により、長年にわたる不良債務を解消できたことは大いに評価するものである。今後は、さらなる医師の確保と医療機関や院内環境の整備、そして在宅ケアの推進など、質の高い医療を安定して提供できるよう努められたい。また、改革プランの未達成の項目が見受けられることから、なお一層の経営の健全化に努力されたい。

１．水道事業会計については、浄水場等の施設や設備、管路の老朽化が進んでいることから、現在は個別に策定されている更新等に係る計画を総括した全体計画について早急に取りまとめ、施設や設備類の適切な更新を進められ、良質で安全な水の安定供給と健全経営の推進に今後も努められたい。

以上が審査の概要であります。

なお、本特別委員会は議員全員の構成でありますので、審査の細部については省略いたしますが、当局におかれましては、指摘ないし要請された事項については、それぞれ意を体し、万遺漏のないよう措置を講じられるよう要望いたします。

以上、よろしく皆様のご賛同をお願い申し上げまして、ご報告といたします。

平成25年度決算特別委員会委員長　小野幸男

○議長（佐藤英治君）　以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君）　ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

認定第１号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。

17番伊勢由典議員。

○17番（伊勢由典君）（登壇）　日本共産党市議団を代表して、認定第１号、平成25年度一般会計決算と介護保険事業特別会計、後期高齢者特別会計の決算について反対討論を行います。

平成25年度の歳入は505億9,113万2,341円、歳出413億2,775万3,939円で決算され、実質単年度収支は4,120万3,299円となっており、さきの決算特別委員会の質疑と市当局の回答でも財政は好転していると述べられました。

東日本大震災復興特別交付税などの積み増しも含む一般会計の財政調整基金は、今年度、これは平成25年度ということになります、５月末日現在10億3,314万9,000円となり、平成20年度当時の財政調整基金５億69万円と比較すると２倍となっております。また、東日本大震災復興交付金基金180億7,999万3,000円、ふるさとしおがま復興基金40億2,541万3,000円で、平成25年度全ての会計の基金残高は268億2,392万6,000円であります。そのうち事故繰り越しや事業確定により国への返還が生じるとしております。東日本大震災の復旧・復興に対し国の財源を確保し、平成27年度までの東日本大震災復興集中期間に向け財源確保に努力し、財源を担保してきたことは認めるものであります。

一方、国政において、安倍政権はアベノミクスによる３本の矢が経済対策として打ち出され、デフレ脱却の名のもと、日銀の異次元の金融緩和政策によって、円安によって、海外輸入品の食料原材料や資材の値上げで、塩竈市の市民生活や水産業、水産加工業、商業など痛手をこうむっておりました。

加えて、平成25年度決算は東日本大震災から３年目の年であり、水産加工業を営む経営者の方々から、物価値上がり、消費税８％増税、震災の痛手、福島原発の影響で商品が売れない

と四重苦が語られておりました。

したがいまして、自治体は市民生活となりわいを守る防波堤とならなければなりません。しかし、一般会計において、市民生活との関係で次の問題点を指摘しておかなければなりません。

その１つは、反対の理由の１番目は、塩竈市の市税徴収のあり方についてであります。

円安、物価高の中、市税、国保税の滞納に陥る市民がいることも事実であります。監査意見書によれば、平成25年度市税収入済額52億9,135万9,203円としております。不納欠損額は3,008件、4,879万6,396円で、地方税法第15条７の４項、これは執行停止３年の時効、そして地方税法18条、５年経過の時効、地方税法第15の７の第２項、滞納処分する財産がない、あるいは死亡、財産放棄を内訳としております。そして、市税収入未済額、現年度滞納繰越分、平成24年度、そして平成23年度以前の合計で言いますと３億2,683万7,506円であります。

市税の徴収猶予は、地方税法第15条、16条によれば、納税者の災害、盗難、親族の病気、負傷、事業廃止、休止を市税の徴収猶予にし、それ以外で徴収猶予の場合は、国債、地方債、有価証券、土地、保証人担保を定めております。当市議団は、税務課から写しとしてもらいました市税、国保税の分納債務の承認及び納税誓約書について、この納税誓約書は先ほど述べた地方税法第15条、16条の徴収猶予に該当する部分には当てはまりません。

総務省自治税務局は事務連絡として、平成26年１月24日、「平成26年度地方税法改正・地方税行政の運営に当たっての留意事項」の中で、悪質な滞納者に厳正に対処、一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく困窮させるおそれがあるときは、その執行を停止させることができることとされていることを踏まえ、各地方団体において、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいと通知をしております。

もう一つは、宮城県滞納整理機構についてであります。決算特別委員会で滞納整理機構に塩竈市の職員１名を派遣していると答弁がありました。もともと県の滞納整理機構は地方税法に基づかない任意団体であります。今回はっきりしたことは、市職員の１名派遣に伴い、塩竈市の市税、そして国保税の滞納者を上限を60人の枠で機構に送っていることが明らかになりました。私も相談された市民で県の滞納整理機構からの催告書が届いた方と塩竈市納税推進室に相談に行きましたが、「県に言ってください」との一言で終わりました。塩竈市が滞納整理機構に参加している中で、市税、国保税滞納に一切相談しない事態にあることを痛感

いたしました。本来は、納税者に寄り添い、親身に相談する対応が求められます。

塩竈市の歳入における税の徴収の進め方は、行財政改革推進計画を前提としております。これは平成25年度の決算の成果のところに記されております。そうしたやり方には賛成はできません。

以上の理由を述べて、この点について反対といたします。

反対の２つ目は、生活保護についてであります。

生活保護行政は、社会保障制度のナショナルミニマム、一種の基準でありますが、平成25年度決算で示されたのは、生活保護世帯、平成23年度590世帯から平成25年度502世帯、88世帯の減少が示されました。塩竈市当局の回答によれば、生活保護世帯の減少は、１つ、東日本大震災義援金支給、そして２つ目は就労支援としております。生活保護行政は、社会指導主事１名、就労指導２名、ケースワーカー８名で構成され、ケースワーカー１名の受け持っている生活保護世帯は60世帯から70世帯を抱えているとの答弁でございました。

塩竈市は、就労支援は生活保護法第４条、保護の補足で行うとしております。しかし、生活保護法第４条の補足性は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしております。したがって、就労支援について、生活保護法第４条の補足性について該当しないのではと考えております。

むしろ今回の生活保護の減少は、厚生労働省の通知、平成24年から25年５月通知、二度の通知がありましたが、それらによる就労支援を口実として取り組まれてきたものでありますし、こうしたことでの減少も加速させました。平成27年４月から生活困窮者自立支援法が施行されます。その先取りである同法が平成27年４月から施行される中で、どうしても生活保護を受けなければならない方々が保護行政から締め出されることを懸念するものであります。

したがいまして、生活保護世帯の追い出しを先取りした塩竈市生活保護行政に反対をいたします。

３つ目の反対は、塩竈市立公立保育所における正規職員41名、臨時保育士24名、非常勤４名、この構成になっておりますが、平成25年度の塩竈市の保育児童待機児ゼロ、これは理解するものの、同じ保育を進める上で身分、賃金の格差を塩竈市がつくっており、いわゆる官製ワーキングプアを塩竈市がつくって、労働者の権利擁護の立場からとても賛成できるものではありません。保育士は、専門の学校に通い、資格を身につけてきた人材であり、給与、身分

を保障してこそ意欲ある保育の仕事が保障できるものであり、この点で反対でございます。

次に、４番目は学校給食の自校方式についてであります。

学校給食自校方式は塩竈市のすぐれた教育でもあります。誇りある自校方式を堅持すべきであります。もちろん老朽化した調理室における学校給食の衛生面の配慮は、現場の調理員の皆さんによって行われております。塩竈市教育委員会のＨＡＣＣＰ方式や児童減少を理由にした学校給食のセンター方式化の考えについては反対といたします。

次に、５番目でありますが、塩竈市防災計画についてであります。

塩竈市防災計画では、原子力災害対策編において避難計画が見当たりません。塩竈市の防災計画では、原子力安全規制委員会。これは国です。宮城県が示していないことを理由に、避難計画をつくっておりません。しかし、マスコミの世論調査で、原発再稼働反対が57％、これは９月７日の調査でございますが、なっておりますが、東北電力女川原発２号炉の再稼働申請が行われております。

福島原発のような事故は、老朽化した女川原発において、津波、地震などによって電源喪失することにより、核燃料棒を水によって冷却することが行われておりますが、こうしたことが行われなくなったとき原発の過酷な事故は生じることになってまいります。原発はもちろん容認いたしませんが、ヨーロッパにおいての原発は、冷却機能を喪失して溶融した、溶け出した核燃料棒を貯留する設備、コアキャッチャーというものなんだそうです。その施設を義務づけております。日本における原発54機のうち、廃炉が決まっている４機分を除いた50機の原発には一切設置されておりません。原子力規制委員会はその基準も考えておりません。もともと核兵器開発から始まった原発に安全はないのであります。廃炉しかございません。

塩竈市は女川原発から30キロ圏外であります。この点で言いますと、株式会社環境総合研究所の発表によれば、女川原発から東北東の風１メートルでシミュレーションしますと、女川原発の事故が起きた場合、24時間後、20から50マイクロシーベルトの放射能雲が七ケ宿まで飛ぶことが想定されております。防災計画の避難勧告では放射能雲が飛来したら屋内退避と目張りをしてくださいというだけで、市民は自宅や病院、介護施設、保育所、学校でじっとして放射能に汚染されるのを待つだけであります。

質疑で明らかにしましたが、アメリカで起きたスリーマイル島原発事故、その教訓から、避難計画を盛り込まない原発は運転しないとアメリカでは義務づけております。塩竈市地域防災計画の原子力災害対策編は避難計画がありません。以上の点をもって反対といたします。

以上、平成25年度決算特別委員会で全体として５点について反対の理由を申し上げました。

以上、一般会計の反対の理由といたします。

なお、復旧・復興事業の中で被災者から引っ越しの助成の声が出ております。国から、そして宮城県を通じて来た交付金の中で、13億8,000万円のふるさと復興基金で今後の使い道で5,500万円しか残らないことは理解するものの、前段の声は被災し家屋を失った方々の声であり、被災者に寄り添うことが復興の原点であることを一言申し上げておきたいと思います。

次に、平成25年度介護保険事業特別会計についての反対討論でございます。

平成25年度の介護保険事業の質疑で明らかになったのは、１つは、要支援、要介護状態になるおそれのある方を早期に把握し介護予防を行うことを掲げたものの、実際には参加率が減るという結果になりました。２つ目は、居宅サービス支援事業が減らされた結果、居宅介護サービス給付者がふえているにもかかわらず、介護サービス給付が2.7％減少しました。３つ目は、特別養護老人ホームなど入所施設がふえましたが、それでも入居希望者が423人もおり、待機している高齢者がたくさんいらっしゃいます。４つ目は、介護保険料では、特に普通徴収者は2,720人のうち未納者が755人となっております。保険料が払えないという背景には、年金給付の引き下げなど生活苦があると判断いたします。介護保険料が上がり、払いたくても払えない状況になっていることを一言申し添えておきます。

さらに、平成25年度の介護保険事業開始から13年目となります。この13年間で介護保険料が上がり、介護事業者の介護報酬も少なく、事業者の経営は厳しく、介護士の給与も十分とは言えません。2015年以降、介護保険事業のさまざまな制度の改正が行われ、要支援１、２の方々が介護サービスから外されるなどの事態も想定されます。

以上の点を踏まえ、反対といたします。

次に、平成25年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計に反対をいたします。

平成25年度塩竈市後期高齢者医療事業保険事業は、具体的には保険料の徴収と徴収した保険料を広域連合に納付することに基づいて事業を行っております。2008年度の制度に導入されておりますが、日本共産党市議団は制度導入当初から、後期高齢者医療制度は、国民を75歳で年齢を区分し、この高齢者を別枠の医療保険に強制的に別建てにすることと、そして負担増と差別医療を押しつけることについて当初から反対をしておりました。

以上をもって、平成25年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計に対する反対の理由といたします。

ご清聴のほど大変ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君）　次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。

６番香取嗣雄議員。

○６番（香取嗣雄君）（登壇）　自由民主の会の香取でございます。私は、認定第１号、平成25年度塩竈市一般会計及び特別会計の認定について、賛成する会派を代表して賛成討論を行います。

最初に、平成25年度の一般会計決算でありますが、歳入は505億9,113万2,000円、前年度比で11.3％の減、歳出は413億2,775万4,000円、前年度比17％の減という決算になっております。平成25年度の大きな特徴は、普通建設事業費が前年比で582.5％の増であったことにあります。この普通建設事業費の増は工事量の増大であり、復興に向け事業のつち音が響き始めた、まさに復興元年であったことがわかります。また、平成24年度の繰越事業費は約125億円であったものを平成25年度に約100億円に圧縮しており、国内多くの自治体から職員派遣の応援を仰ぎながら事業に邁進してきたあらわれでもあります。

平成24年度と比較して災害復旧事業費が27％減少した一方で、平成25年度は復興事業である災害公営住宅整備事業、水産加工業施設整備等支援事業、高度衛生管理型荷さばき所整備事業などに取り組んでおり、復旧から復興へ確実に事業が移行してきたことが明白になっております。同時に、第三小学校大規模改修、交通安全対策事業、都市再生整備事業、市営住宅の改修、美術館整備事業など、長期総合計画を進展させる事業への取り組みも決算にはあらわれております。

あわせて、平成25年度は国家公務員の給与削減に準拠した普通交付税の減額がなされましたが、市民生活への影響を及ぼさないために、全会計一丸となって職員給与の削減に取り組むなどの対応が行われました。これまでの行政改革の成果とも相まって、人件費の削減、地方債などの将来負担額も減少しており、加えて、地道な就労支援などの成果による生活保護者などの扶助費も減少してきております。震災復旧・復興の事業が膨大である中、義務的経費の減額をしていることは評価できるものであります。業務委託を全て否定するような議論もありますが、将来を見据えた行政運営のためには、義務的経費の削減が財政運営上必要であることは明らかであります。削減のための地道な努力なくして、地域の実情や実態に即したさまざまな事業展開を図るための財政力を生み出すことは困難であると考えます。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

介護保険制度は、日本社会の高齢化に対応するため平成12年度から始まったものであり、高齢者の方々が、要介護状態になっても、できるだけ住みなれた地域で自立したまま生活ができるように、必要な保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行う制度であり、今日までに市民の方々のご理解をいただきながら運営されてきております。現在は、我が国では平成37年にいわゆる団塊の世代が後期高齢者を迎えることから、今後も介護保険が持続可能な制度となるようさまざまな改正が行われております。本市でも、８月末、現在の高齢化率が29.9％となり、市民の方々が高齢期を迎えてもこの地域で安心して長く暮らしていくために、介護保険制度はなくてはならない支援制度であると私は考えております。

保険者である市当局は、必要な財源である介護保険料と介護サービスと利用者の満足度のバランスをはかりながら、低所得者への軽減対策や介護予防事業なども推進し、利用者の立場に立ったこの地域ならではの制度運営を図っており、今年度から県内で初めて介護支援ボランティア活動事業をスタートさせることにもつながっております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の全ての方々を対象として平成23年度から国によって開始された制度であり、現在、事業の運営主体である保険者は宮城県後期高齢者医療広域連合であり、県内の市町村と役割分担をしながら順調に運営されております。市町村の役割としては、被保険者資格の管理や保険料の収納などの業務でありますが、平成25年度は収納対策にも努められ、現年度収納率は前年度を上回る99.14％を確保しているところであります。また、現在進められている社会保障制度改革の中でも、現行制度を維持しつつ、必要な見直しを行うとの方針が示されており、本市もその役割をしっかりと果たし、制度の安定運営に努めております。

以上のことから、認定第１号「平成25年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」賛成を表明し、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして賛成討論といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤英治君）　以上で、通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、認定第１号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君）　起立多数であります。よって、認定第１号については委員長報告のとお

り認定されました。

次に、認定第２号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君）　起立全員であります。よって、認定第２号については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第３号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君）　起立全員であります。よって、認定第３号については委員長報告のとおり原案可決及び認定されました。

◇

日程第４　　議員提出議案第５号

○議長（佐藤英治君）　日程第４、議員提出議案第５号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第５号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

10番菊地　進議員。

○10番（菊地　進君）（登壇）　ただいま議題に供されました議員提出議案第５号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聴覚障がい者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として守られてきた。

しかしながら、かつて「ろう学校」では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年８月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって本塩竈市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（佐藤英治君）　これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君）　ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第５号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君）　ご異議なしと認め、議員提出議案第５号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第５号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君）　起立全員であります。よって、議員提出議案第５号については原案のとおり可決されました。

◇

日程第５　　議員提出議案第６号

○議長（佐藤英治君）　日程第５、議員提出議案第６号を議題とします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第６号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃君）（登壇）　ただいま議題に供されました議員提出議案第６号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

東松島市宮戸・寒風沢間架橋（命の橋）実現に向けての決議

宮戸島と寒風沢は鰐ヶ淵水道を挟んで東西に隣り合い、最短で76メートルに位置しています。ともに東日本大震災の大きな津波の被害を受けました。

寒風沢島は４つの有人島がある浦戸諸島で最大の島であり、震災被害のため当初170人の住民の半数が島外に避難しています。宮戸島においても人口の流失と地域経済・漁業経営者の縮図も大きく変化しています。このような現状を踏まえ、島の復興や離島振興そして何よりも高齢化に伴う医療体制の充実、未来を担う子供の教育環境の向上のため、架橋（命の橋）の実現を望んでいます。

両島は、歴史的にもつながりが深く江戸時代・幕末そして近代では漁業を中心とした交流があり、親戚などもともに多く互いに生活しています。

東日本大震災復旧・復興を契機に架橋（命の橋）として、高齢者福祉の充実、離島間の交流、一次産業の充実を目指し、多くの住民の賛同を得ている早期架橋について、関係機関に対する働きかけを含め、その実現に向けた活動を強力に推進するものとする。

以上、決議する。

以上であります。

○議長（佐藤英治君）　これより質疑に入ります。

２番小野幸男議員。

○２番（小野幸男君）　それでは、今、東松島市宮戸・寒風沢間架橋（命の橋）実現に向けての決議ということでございました。それに対して質問をさせていただきます。私自身、橋をかけることには反対ではございませんけれども、その前に意見を述べさせていただきたいと思っております。

１点目に、浦戸四島五地区のうち寒風沢ということのみの要望で、ほかの地区の要望が出さ

れていないというところはなぜなのかというところで１点。そしてまた、島内架橋につきまして残された島々の架橋についてもあると思いますけれども、こういった点どう考えられているのか、この２点についてお伺いをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　伊藤議員。

○13番（伊藤栄一君）　「温故知新」という言葉がございます。昔からのことわざでございますが、昔のことを調べ、それから新しい知識を得るということでございますが、40年前、日本列島高度成長時代でございますが、四国、九州方面に架橋が多くかけられ、宮城県でも何かあるかということで、気仙沼大橋、それから塩竈から浦戸四島にかける橋ということで要望を出されております。しかし、気仙沼は今皆さんご承知のようにトンネルが開通し、橋も今後始まるということでございます。塩竈については、松島特別名勝地域にはまっているということで、抵触するということで、内容の再検討ありとの回答がありました。それで、県のほうからも、上層部のアドバイスでございますが、いろいろあるだろうけれども、松島湾の沈埋工法とか、それから鰐ヶ淵の水道の橋とか、それから宮戸島内の道路の整備とかいろいろあるだろうと、再検討しなさいという言葉を頂戴してあるわけです。

それから、当分の間、その話が立ち消えとなっておりましたが、昨年の５月、東松島市の市議会議員、復興クラブから話がありまして、両市で勉強しましょうということの話がありました。今月までいろいろと内容について両議会で勉強会を開いてまいりました。昨年11月28日、有志交流会ということで、宮戸のコミュニティー推進センターにおいていろいろと話し合い、勉強会がございました。当時、宮城県の現在副議長さんである渥美副議長さん初め復興クラブの議員の先生方、そして宮戸コミュニティー推進協議会の佐藤会長さん、里北区の桜井区長さん、南区の宮里区長さん、それから月浜の小野区長さん、室浜の門馬区長さんと、それに宮城県漁業協同組合の宮戸支所、小野さん、あと宮戸西部のやはり漁業組合の小野さんという方々が参加して勉強会を開いております。そのことが、25年、翌月12月の３日に石巻日日新聞に報道されております。そんなことで、ことしの２月14日、島津寒風沢区長さんから要望ということで要望書が議長さん宛てに出ておるわけでございます。

それは、議長さんは要望書を各会派に回して、勉強会ということでいろいろお骨折りいただいたと思うんですが、その後、余り動きがないということで、私たちは翌月の３月、市民クラブとして佐藤　昭市長へ要望書を提出しています。そして翌月の４月、市長さんよりいろ

いろ検討しましょうという回答を頂戴しております。現在、人口減少、それから観光客の誘致ということで、先ほど志子田議員が述べられた命の橋、仮称ですが、大きく役立つものと思っております。当時はやはり四島が全部だということでは松島の特別名勝にかかるということで、できることからやったらいいんじゃないかと県のほうのアドバイスもあるわけでございますから、ぜひ、東松島市から手を差し伸べていただいたものですから、塩竈市議会としても実現に向けて一生懸命推進に努力したいと思っております。以上です。

○議長（佐藤英治君）　簡潔にお願いします。ピンポイントの質問ですから、ピンポイントでお願いします。志子田議員。

○11番（志子田吉晃君）　ただいま２番小野幸男議員から、寒風沢の人しか賛成していないんじゃないか、ほかの島はどうなっているんだということでございますが、これは寒風沢の区長さんが中心になって、寒風沢の島民の方204名分、市外に行っている方、島以外にも行かれている方の要望書ということで集めていただきました。

それで、橋は寒風沢と東松島の宮戸島にということの要望書でございましたので、ほかの浦戸の島々の方には、その時点では要望書ということで集めていないということだけでございまして、だからといって、ほかの島の寒風沢以外の方から反対の意見書みたいなのも集まっていないというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君）　１つずつ聞いてください。長くなりますので。１番浅野議員。

○１番（浅野敏江君）　それでは、今、伊藤栄一議員のほうから東松島のほうの市議会でも勉強会をしながらというようなご発言がございましたけれども、塩竈市議会のほうでの具体的な勉強会というのは全然行われておりませんけれども、東松島市議会のほうではどのような勉強会をして、議会としてどういった動きがあるのか、明確にお答え願いたいと思います。

○議長（佐藤英治君）　簡潔にお願いします。伊藤議員。

○13番（伊藤栄一君）　全然やっていないというのは、それはおかしいんじゃないですか。あなたのほうからの要望で議運で説明しろということで話し合って、私はですね、何も説明することない、みんなで勉強したらいいんじゃないのということですが、しかし、そんな意地悪しちゃいかんから全部細々と説明したわけでございますから、説明ないというのはおかしいと思いますよ。

○議長（佐藤英治君）　浅野議員。

○１番（浅野敏江君）　説明ないとかいう話じゃなくて、東松島市議会ではどのような勉強会を

して、市議会としてのご意見はどのようなご意見なんですかということをお聞きしていますので、その点よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　東松島市議会の動きについてどうぞお願いします。伊藤議員。

○13番（伊藤栄一君）　塩竈と、私らとは13回くらい一応お会いしていろんな打ち合わせ会をやっています。東松島市として、副議長さんを先頭に県のほうとかそういうところにも一応動いております。いろいろと検討課題を勉強しているということでございます。寒風沢の区長さんから上がったときも、イの一番に佐藤議長は一生懸命やりますということで国会のほうまで自分で行っているわけですよ。それが全然今動かないというのはおかしいんじゃないかなと。それで私らはしびれを切らして、３月に市長さん宛てにご要望ということで出したわけでございます。以上です。

○議長（佐藤英治君）　浅野議員。

○１番（浅野敏江君）　もう一点だけお聞きします。先ほどの説明では、復興クラブの議員さんとか何人かの議員さんたちか区長さんたちとは勉強会を開いているというふうなご説明だったようでありますが、私の質問は、東松島市議会全体としてはどのような活動をしてどのようなご意見なのですかということをお聞きしていますので、そこをもう一回明確にお願いいたします。

○議長（佐藤英治君）　市議会全体の問題でお願いします。

○13番（伊藤栄一君）　向こうは松島で……（「東松島」の声あり）塩竈は塩竈でやっぱり当然、こちらから東松島市を通るんだから、ぜひお願いしたいというのが当たり前で、何勉強しているかこちらで聞くのはおかしいと思いますよ。

○議長（佐藤英治君）　ちょっと回答になっていませんので、東松島の議会ではどう動いていますかということなんです。回答、菊地議員。

○10番（菊地　進君）　東松島市議会さんというのは向こうの議会さんあるんですが、私が勉強会したときには、向こうの正副議長さん、そして宮戸島を思う関係の議員さんたちが一丸となって推進しているというふうにお伺いしておりました。以上でございます。

○議長（佐藤英治君）　浅野議員。

○１番（浅野敏江君）　大変何回もしつこいようで済みません。しばらくお休みしたものですから。

　東松島市の私も知っている議員さんにお聞きしましたが、この架橋の問題は議会には一度も

お話しになっていない。議長、副議長、また数名の議員さんたちと個人的なお話し合いはしているかもしれませんが、東松島市議会としては何らこの架橋については関知していないというようなお答えがございました。当然、架橋となればこちらの寒風沢から向こうの宮戸島につかなきゃなりませんよね。となれば、当然向こうのほうも同じように議論が進んで決議案が出てくる、そのような状況なのかなと思っておりますが、一切そのようことは議会には上っていない、このことは一体どのようにご説明いただけますかということで先ほどから質問しています。以上です。

○議長（佐藤英治君）　７番阿部かほる議員。

○７番（阿部かほる君）　じゃあ私のほうから質問させていただきます。（「１つね、１つ」の声あり）

　私も橋をかけることに反対しているわけではございません。ただ、島民の方のお話を私もちょっとお聞きしました。そうしましたら、復興が先ですという。もちろん橋をかけてほしい、それはもう長年の念願ですと。しかし、今はこの震災からの復興が先でしょうというお話も伺っております。

　それで、もう一度お尋ねします。特別名勝松島、文化財保護地区の問題点等はどのように捉えていらっしゃるのか。それは、松島は世界で最も美しい湾クラブ、ジオパークとして、橋のような建造物が許可される見通しはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤英治君）　名勝松島の問題。鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君）　阿部議員のほうから、冒頭これについては反対はしないと。ということは賛成なのかというところではあるんですが、今回のここには提出者に名前が記載されていない。ということは反対ではないのかというふうに私は思うんですが、そこをお答えいただいてから次に進みたい……

○議長（佐藤英治君）　ピンポイントの回答してください。どうぞ。名勝松島問題。

○12番（鎌田礼二君）　いやいや、ですからこれに記載されていないということは、詭弁であり、反対だというふうに私は捉えるわけです。聞いている市民の方もそうだと思います。

　そして、復興がおくれるという話がありましたが、その復興については、誰しも橋があれば復興がおくれると誰も考えないんじゃないですか。人の交流も生まれる、ですから海上もある、それから陸路もあるとなれば寒風沢自体の復興に……（「浦戸」の声あり）浦戸全体の復興に寄与するというふうに考えます。

○議長（佐藤英治君）　鎌田議員、賛否とかそういうのでなく、質疑者は、名勝松島に問題ないかということのピンポイントの答えを……（「わかりました」の声あり）何度も言っていますから……（「わかりました」の声あり）わかってください。

○12番（鎌田礼二君）　はい。

それから、景勝松島については、これについては一応四大観から見てあの部分は入らないということでもありますし、もちろん景勝松島のエリアには入っているわけです。ですから、今後私たちは、これが決議された後は陳情やら何やらして、少しでも県やら国に働きかけをして実現に向けて進みたいというふうに考えています。

○議長（佐藤英治君）　よろしいですか。阿部議員。

○７番（阿部かほる君）　今、決議された後に働きかけということですけれども、私は、このような建造物が許可される見通しはあるのかどうかというのは、決議をする前にきちっとそれは確かめる、あるいは調べる、そういったことが必要ではなかったですかという質問をしたいと思います。

○議長（佐藤英治君）　いかがですか、その点。志賀議員。

○５番（志賀勝利君）　国に話を持っていくにしても、地元の自治体がそういったことの意思表示を確立していない中で国にその許可を求めるなどできないですよ。地元がまず決まってから文化庁に持っていかなきゃ、どうするんですか。（「そうだ」の声あり）そんなこと言ってるから何も進まないんですよ。もう40年たって、浦戸振興、浦戸振興と毎年のようにやってるわけですよ。それが何一つ進んでいない。このまままた、この機を逃してまた10年20年進めるんですか。そしたら浦戸はどうなります。そこを考えてくださいよ。

○議長（佐藤英治君）　阿部議員。

○７番（阿部かほる君）　どうぞ静かにお話をお願いいたします。

私たちが申し上げているのは、浦戸架橋、大きな問題です、これは。これまで何十年も難しい問題でございました。やはりこういったことを進めるには、やはり四島の島の方たちの気持ちを大切に、そして１島だけというのは島の方のコミュニケーションがどうなるのかという心配もございます。その辺はお考えになったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤英治君）　菊地議員。

○10番（菊地　進君）　要望書が出されて、いろいろ浦戸の、寒風沢の区長さんとかとお話をしました。それで、一応我々も浦戸の区長さん方と４月28日、野々島のセンターで話し合いを

しました。そのときには、区長さん方皆さん、橋かけるのはいいよという話で私は承ってきたところです。

〇議長（佐藤英治君）　志賀議員。

〇５番（志賀勝利君）　実は私、６月に桂島を歩いてきました。我々のチラシを、市民クラブで出した広報紙を配りながらですね。そのときに、全戸とは言いません、かなりの数のお宅を訪問してきました。それでこの問題についても皆さんにご意見をお聞きしました。そしたら、「いや、別にもうここまで来て四島と言ったってしようがねえから、とりあえず寒風沢だけでもつないでもらったほうがいいんじゃないの」というような島民の多くのご意見でした。以上です。

〇議長（佐藤英治君）　伊藤議員、どうぞ。

〇13番（伊藤栄一君）　私らも島民と随分お話ししたんですが、反対の意見が１つありました。その反対は、私免許証ないから、橋要らないという方です。ただ、そのとき、何か大きな事件、また自分が病気したときタクシーも来るんじゃないかと言ったら納得してくれました。やっぱりそういう説明。それから、今度寒風沢に橋がかかった場合、船が来なくなるんじゃないかと、そういうことも質問されました。それはないと。朴島まで来ているんだから、今寒風沢だけの問題ですから、今の浦戸交通がなくなるということはありませんと言ったら、「ああそうですか。それならわかりました」ということです。以上です。

〇議長（佐藤英治君）　質疑ありますか。田中議員。

〇４番（田中徳寿君）　私からも質問させていただきます。今の伊藤議員の、橋ができた場合に離島振興法の適用がなくなるようになります。そのときに先ほどのように、離島振興法がなくなると、今の島のいろいろな工事ですよね、復興とかいろんな問題があると思います。そういうものに適用ができなくなる。今の市営汽船の問題も発生すると思います。離島航路が、もし橋ができた場合は離島振興法の適用が外れるということはどのようなことになるかということは、船がもし橋ができたら寒風沢は通らなくなるだろうと思いますが、その件はどのようになっているのかちょっと聞きたいんですけれども。

〇議長（佐藤英治君）　菊地議員。

〇10番（菊地　進君）　６月12日に勉強会をしました、離島振興法について。そしたら、そういったことはない、心配ありませんということで。逆に、離島振興法というのはどこの法律でどういうふうに運営されているかご存じでの質問か、お答え逆にしてください。

○議長（佐藤英治君）　いや、質問に答えてください。菊地議員、その質問に答えてください。その影響についてですから。反問じゃなく、影響について質疑されています。

○10番（菊地　進君）　影響はございません。

○議長（佐藤英治君）　全くないということですね。（「はい」の声あり）その他質疑ございますか。西村議員、どうぞ。

○８番（西村勝男君）　私も島大好きで、橋をかけることについてはいろいろな部分で賛成したいなと思っていましたが、条件整備という部分でちょっと賛成しかねる部分がありました。また、橋をつなぐ取りつけ道路とか、あと建設費についてはどのようなお考えで進めようとされているのかお伺いします。（「聞こえない。もう一度」の声あり）

○議長（佐藤英治君）　もう一度大きくマイクでじゃあお願いします。簡潔に。

○８番（西村勝男君）　橋をつなぐ取りつけ道路並びに建設費についてはどういう方向で、県なのか国なのか、そういう部分考えありましたらお知らせください。

○議長（佐藤英治君）　道路と財源について。伊藤議員。

○13番（伊藤栄一君）　今要望しているんですから、橋が何ぼかかるとかどうのこうのとか、そういうものは当局で今度提案。あそこは今70メートルしかないんですから、メートル500万かかっても５億でできるわけですよ。だけれども、100メートルの橋要らなくて、30メートルの橋でもいいわけですよ、あと取りつけ道路にして。ということは、30メートルにして、あとは、今のあそこの船通しで３メートルから５メートルの船しか通ってないわけですよ。そういう面も考え、それは今度当局でこういうものでどうかということを結局議会のほうへ提案されると私は思います。私らが何ぼかかるとか金ないとか、そういうことじゃないと思います。

○議長（佐藤英治君）　わかりました。当局ではこれ検討されているんですか。副市長、いかがですか。だめなの。失礼しました。（「だめなんだ、議長」「見なさいよ、ちゃんと」の声あり）行政にちゃんとできているのかなというような内容ですから。鎌田議員さん。

○12番（鎌田礼二君）　先ほどの資金の問題ですけれども、これは私たちが今考えることではなく、やっぱりこれ、これが私たち議決してお願いして、あとは市のほうで動いていただいて獲得してもらうという形に私はなるというふうに思いますよ。そして、もちろんそれで私たちは指をくわえて見ているのではなくて、県やそれから国のほうへもちろん陳情して、そういったほうに向かうように資金確保に向けて動きたいというふうに考えています。

○議長（佐藤英治君）　その他質疑は。嶺岸議員。

○３番（嶺岸淳一君）　私のほうからも、ちょっと皆さん熱くなっているようなので、優しくご質問したいと思います。質疑でございますのでよろしくお願いします。

　まず、この議員提出議案として決議した場合、議会としてどのような活動をしていくのか。議会としてこの決議案が通ったときにどのような活動をしていくのか。決議というのは、前もってこういうような橋をつくるという一つの方針があって、そこには大義があります、決議には。その裏側には背景があります。そして、そのまた裏には予算があります。法律があります。それをどうやって、どういった感じでローテーションを組んでいかれるのか。ここの中にはただ決議でやってくださいよと。じゃあ議会に責任ないのかと。今の言葉を聞くと当局皆やってくださいという投げっ放しの状況のようにしか聞こえないので、議会としてどのようなローテーションを組んでやるのか。

　例えば、私も個人的に渥美副議長と会いました。お話は聞きましたよと。だけれども、県議会ではそういった話は一切ありませんと。こういうような状況もありますし、話が入れ違いに相当なっています、この話は。それから、橋をつくるにしても、橋げたが両方の橋げたにつくる。その場合に、文化財保護法のあの縄文文化の土地の中に、一角に建てられるのかどうか。それから、松島湾ワンダーランド構想の中の海のきれいなところに建てられるのかどうか。一つ一つクリアする問題がたくさんございます。そういった見通しはきちっとこの決議の中に、決議ですから、背景と大義と予算とそして行動予定というのはきちっと並べなければ、これは決議にはならないと思うんですね。

　私たちは反対ではないんです。賛成しているんですよ。反対してないんですよ。賛成しているから、議員として責務を感じるから、きちっとお話をしている。さきの一般質問で市長は曽我議員の質問に対して住民合意が一番だと。市長は反対していないけれども、住民合意があって初めて事を進めるんだと。そういう話が出ましたので、そういうことでございますので……（「議長」の声あり）

○議長（佐藤英治君）　今の提出議案に対する……（「議長」の声あり）待ってください。今の質問を整理しますと、今後の議員提出案後の見通しできていますかということです。いかがですか。志賀議員。

○５番（志賀勝利君）　まずこれと同じような問題で中の島のポンプ場がありました。これもただ住民の要望でできたわけですね。（「違うよ」の声あり）違うテーマじゃないです。発端

はそうでしょう、そこでしょう。それをちゃんと発端をつくって地元のそういった……、自治体がそういう決意を固めない限り、国に働きかけたってどうにもならないと思いますよ。まずそこをやるかやらないかを決めて、その次に予算取りをどうするか、国にどうやって頼むかということではないかと思うんですが、全て全部決まらないといけないんでしょうか。その辺がどうも問題のすりかえをしているようで私はちょっと疑問に感じます。

○議長（佐藤英治君）　伊藤議員。

○13番（伊藤栄一君）　この今の決議は議会としての意思決定ですよ。（「そうだ」の声あり）わからないで言ってるんじゃない、そんな話は。意思決定ですよ。それで、今、越の浦春日線だって、あれも200億。あのときも議会として意思決定して、そして結局は利府と塩竈市で出して着工しているわけですよ。そのときも、どういうものができるかみんなわからなかったですよ。そういうものをやっているんですから、今度は宮戸と塩竈の寒風沢をつなぐんであればどのくらい金かかるか、また四分六分でやるのか、七三でやるのか、これからです、問題点は。その意思決定を決めるのが今回の問題だと思いますよ。

○議長（佐藤英治君）　香取議員。

○６番（香取嗣雄君）　こういうふうにしていろいろ聞いておりますと、みんなはこの架橋の問題に対しては本当に前向きに考えておられると。反対ではない、賛成だという意見まで出ているこの案件なんですけれども、やっぱりこれは、私から言わせますとですよ、賛成とか反対とかでなく、これは島民ならず市民、それからまた当局、そのまず昔からの悲願だと思うんです。ですから、これを実現させるためには、こういう議場であんなけんか仕掛けみたいな言葉でお話しするんじゃなく、これをもう一回、みんなの今言ったような気持ちを一つにして、今決議、決議と言いますけれども、その特別委員会を設置しましょうというような決議にしていただいて、その委員会の中で先ほど言ったようなみんなの気持ちを一つに、当局を交えながらいろいろ勉強していった上で、再度お話し合ったらどうかなと思うんですけれども。

○議長（佐藤英治君）　ご意見ありがとうございました。（「ちょっと提案です」「提案でなく答弁」「今の答え」の声あり）回答。菊地議員。

○10番（菊地　進君）　今回提出されたこの議案をまずすると。それが決まってから、香取議員さんが言った特別委員会等を設置というのは可能だと思います。

○議長（佐藤英治君）　質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君）　ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。（「まだあります」の声あり）提出者でしょう。提出者はだめですよ。もう少し勉強して。

ただいま上程中の議員提出議案第６号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君）　ご異議なしと認め、議員提出議案第６号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

〔退出者あり〕

議員提出議案第６号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君）　起立全員であります。よって、議員提出議案第６号については原案のとおり可決されました。

◇

日程第６　　東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告

○議長（佐藤英治君）　日程第６、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告を議題とします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長の報告を求めます。

５番志賀勝利委員長。

○東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長（志賀勝利君）（登壇）　東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の中間報告を行います。

さきの平成26年７月30日、平成26年９月１日の両日開催された東日本大震災復旧・復興調査特別委員会（以下、「調査特別委員会」という）の委員会中間報告をいたします。

まず、平成26年７月30日に行われました調査特別委員会では、６名の参考人出席のもとに次のような質疑が行われました。

質問者は、市民クラブ３名、日本共産党塩釜市議団３名、政策の会１名、以上７名でござい

ます。

まず初めに、市当局の管理責任に関して次のような質問がありました。

質問その１、業務配分について、受注が数社に偏っているとかそういった声が上がった。そういう意見については協議会に問い合わせしたりしたと答弁されていたが、その受注者をどういうふうに指導監督するのか、責任については触れられていなかった。公の公金、税金を使う市が発注して、56億円の巨額を受注者の協議会に委託したということなので、この受注者をどういうふうに指導監督したのかという問いに対して、市長から次の答弁がありました。

建設業法というものがあり、発注者と受注者は対等である。例えば受注された業者の方がどのような下請を使って、どういうことで工事をやるかは、受注者の責任の範囲である。そこに行政が口を挟むことは、基本的には法律上許されない。受注者の権利を基本的には尊重すべきということでできている。協議会の状況を問い合わせ、内部でしっかりと話し合いをしていただきたいというようなお話を申し上げた。責任はという話であるが、最終的な責任は、当然のことであるが、執行者である塩竈市長である。

次に、塩竈市災害連絡協議会が塩竈市より委託された越の浦一次仮置き場管理業務委託と有価物処理に関して次のような質疑がなされました。

まず、質問の初めとして、混合スクラップというのは、ここに鉄がある、銅がある、ステンがある、家を解体すればアルミサッシがある、その他の金属類がある、これを混合スクラップとしてまとめて何ぼということで契約されている。ごちゃまぜで青南商事へ持っていくということはない。分別されて持ち込まれたものをわざわざまぜてしまう、そういうばかなことはしないと思うがと。

これに対しての答えは、越の浦の処分場を担当された方が委員の質問に答えていたかと思う。一部分別をして処理場に搬入された方々には敬意を表するところではあるが、越の浦という非常に狭いところで、コンクリートがら、木材、その他の部分もストックしなければならないので、金属くずは金属くずという形でストックをさせていただいたという説明をされていたと思う。

次の質問では、有価物の運賃の件だが、越の浦に集めるのであれば、なぜ解体した業者に直接リサイクル工場に運ばせなかったのかと思っている。なぜ二重手間で経費をかけたのか。塩竈市はわずか４キロ四方のまちで、市内にリサイクル工場があるのに理解に苦しむので見解を聞きたいという質問に対しましては、環境課菊池課長より、市内のリサイクル工場には

誰でもかれでも搬入できるというような仕組みにはなっていない。一定程度リサイクル工場と取引のある会社が搬入できるような体制になっているので、リサイクル会に頼むのが妥当と考えた。

また、別の質問では、最初に15円の混合スクラップで処理するという話を聞いていたし、見積書も手元にあった。このとき運賃は解体作業の中で処理するようになっていた。解体時にそのような指示を出しておけば問題はなかったと思う。さらに、越の浦に運ぼうが中倉に運ぼうが港に運ぼうが、あれだけの混雑の中では皆同じでは。もう一つ、スクラップの総量が二十数万トンと言われ、鉄は県の資料では２万トンあるいは１万トンのレベルの話で、それがどうして込むのかという話だが。

この問いかけに関しましては、震災当時は、民民による解体はそれぞれの解体業者が個別に処分しており、有価物の売却代金を差し引いた形で解体費用を支払っていたが、一括管理という中で協議会にお願いすることになり、越の浦への搬入の体制を決めた。

これをフォローする回答としまして佐藤市長より、有価物の件では、有価物の取引をめぐるいろいろな課題、問題が発生した。例えば途中でスクラップの量を少なくしたのでとか、さまざまな事象があり、大きな警鐘が鳴らされたところである。よって、塩竈では各受注業者の方に発生したものについては越の浦処分場に集積をいただいた。それは、１台１台チェックいたしますということで対応した。我々も推計で積算したものとほとんど差がなかったことについては説明をしているという説明がなされました。

次に、塩竈市災害連絡協議会が塩竈市より委託された浦戸瓦れき処理に従事した作業員の給与（島民給与）に関しては次のような質疑がありました。

資料として出勤簿が提出されたが、ここに記されている人数とさきに資料として提出された協議会が雇った普通作業員の人数の関連は。この出勤簿の中には協議会の担当者の作業員も入っている。

また、別の質問では、委託だから日報は必要ないという話だが、下請業者は協議会が責務があるのではないのか。前に参考人の東華建設の社長は「日報を出しています」という話をしていた。協議会に日報を上げなければ、何をもって検収をするのかということになる。我々がそういう疑問を持っているのだから、疑問を払拭する意味で出させるのが普通ではないか。

この問いかけに対しましては、菊池課長より、日報については、さきの特別委員会で千葉鳶さん初め協議会の参考人の方々の発言のとおり、日報的なものまたは野帳という形で報告を

協議会に上げ、数量を協議会事務局に報告している。市としては、協議会に業務を委託しているので、協議会から提出されたまとまった日報を確認している状況であり、連絡協議会事務局が取りまとめた段階で膨大な資料になるので、日報については手元に残っていないということでご理解いただきたいと。

今度は、塩竈市災害連絡協議会が塩竈市より委託された危険家屋解体に関して次のような質問がありました。

危険家屋解体のデータを見ると解体物件の写真がないものがある。解体を指示しているのは連絡協議会の事務局であって、一つ一つの物件をまとめたのも事務局と考えられる。協議会が提出した書類を当局はそのまま認めたと考えていいのか。

この問いかけに対しては、委託契約に関しては工事日誌というものは義務づけがないということは受注業者の方から話があったが、折に触れ現場を確認しながら、最終的には撤去されたことを履行確認という形で確認をし、支出負担行為をしているという回答がありました。

また、別の質問では、流出した建物は、普通、運搬搬送になるのではないか。なぜ解体申請手続に移っているのかという質問に対しましては、当局の菊池課長より、流出ということではあるが、我々環境課としては、解体依頼書に基づき現地を確認し、形が残っているということであれば危険建物解体で行っている。建物の中の財産を確認したいとの希望のときには丁寧な解体処理が求められるので、瓦れき処理とはいかないという回答がありました。

また、別な質問では、この問題が起きてから環境課に行ってどうなっているのかと再三調べに行ったが、ちゃんと島に渡って現地調査したという答えもあったが、全部をしたのかと聞くと、「いや、したものもしないものもあります」という担当者の答えであった。作業指示書を出すもととなるものを誰が確認して作業指示書を出し、支払いの印を押すのか。解体の書類には現場写真がないものが、二、三件ならいいが、52件分がない。どう理解したらいいのか。

これに対しましては、小山部長から、解体する場合は、解体の積算の根拠になる図面、資産証明、登記簿謄本等に基づき面積を割り出し、それを根拠に解体する。解体に至るときは所有者が立ち会い、これを得て解体する。写真の添付がないものがあるが、結果の確認は職員が行った上で確認をしている。

別の質問では、確認のあかしは何か。目視だけなのか。前回の説明では、特定できた物件は解体として処理しましたと明快に答弁している。どうやって確認したのかといえば、職員が

確認したというけれども、写真もない中で納得できない。瓦れきと解体の区別が理解できないので説明を願いたいという質問に対しまして、菊池課長から、書類に写真が添付されていないものがあるというのはそのとおりである。再度調べて提出できるものは提出したい。

以上が７月30日の報告でございます。

次に、26年９月１日、参考人２名出席のもとに行われました調査委員会の報告でございます。

質問者は、市民クラブ３名、日本共産党塩釜市議団２名でございます。

参考人としては、前塩竈市環境課長村上昭弘氏、元塩竈市環境課長澤田克巳氏のお二人でございます。

初めに、当局より前回の特別委員会での資料請求のあった件に関して３件が提出できないとの説明があり、うち１件、浦戸地区の危険家屋解体に係る東華建設株式会社と東北重機工事株式会社の連絡協議会への請求書については、執行部５社が民事訴訟で提訴され係争中であるため、提出を控えたい旨の報告があった。

この報告に対して委員より次のような意見がありました。資料関係で出てこないものがあった。理由は裁判にかかわるものだからということだが、民間の方が裁判を起こす前からこういった請求関係の資料を要求してきたが、出てこなかった。もっと委員会を尊重し、請求された資料をスムーズに出してもらっていれば裁判にならずに済んだのでは。市民から負託された議員がつくっている委員会が資料を請求しても協議会の書類関係は出てこない。本当に悔しくて情けないというご意見がありました。

震災で発生した有価物に関しては次のような質問がありました。

まず、参考人として来ていただいた村上前課長に対して、有価物の買取価格についての経緯についての質問がありました。その答弁は、当時は越の浦に搬入した有価物が幾らだという概念がなかった。ただし、有価物であるということは認識していたが、震災に伴って発生した瓦れきの処分が念頭にあり、有価物の金額については後回しになっていたのかもしれない。

別の質問では、以前、参考人の方から、危険物解体から出た有価物の越の浦への搬入の際、アルミはアルミ、骨材は骨材とかちゃんと区別しなさい、でなければ受け入れできないよという話が出ていた。そんな中で、環境課から有価物の分別をきちんとしなさいという注意を受けた業者もいると聞いているが、環境課では、きちんと分別しなさいとか、混合でも何でも構いませんとかしていたのか。村上前課長からの答えは、越の浦搬入については、場所が狭いこともあり、木質類、コンクリートがら、金属と、この３種類に分けるように話をして

いると回答がありました。

次の質問では、金属については、鉄骨ありブリキありアルミあり、銅製品もステンレスもあるが、これらは分別しなくていいよという指示だったのか。村上前課長の答えは、他の自治体に確認したが、アルミとか銅とか分けるのではなく、金属として一括して集めるのが大多数であったので、効率を求め一括して処分したという答えがありました。

また、別の質問では、有価物の価格を15円と決めた。そのうち運賃と積み込み料で７円なので、この経費７円を差し引いて８円という価格で売却単価を決めた。これはこれで理解をするが、経費の７円のうち、積み込み代が５円、運賃が２円と理解している。積み込み代５円について考えると、実際に越の浦で有価物の積み込みをしたのは越の浦の仮置き場を管理している業者で、管理業務の中で積み込み作業をしているので積み込み代は発生しないのではないか。積み込み代を認めたということは積み込み代の二重払いになると考えるが、当局の見解はとの質問に対しまして、菊池課長から、積み込み、主に運搬諸経費という形は各種の状況から見て対応している。どこで誰がやろうとも必要なことを協議会のほうで行っているので、その分の経費を支払っているということで理解をという答えがありました。また、内形副市長からは、７円の経費を支払うとの協定はリサイクル会と結んでいる。協議会と結んでいるわけではない。二重の支払いではない。リサイクル協議会に支払うということで結んでいるということで理解をという答えがありました。

次に、塩竈市災害連絡協議会が塩竈市より委託された危険家屋解体に関して次のような質疑がありました。

先週、環境課に出向き再度解体家屋のファイルを見てきたが、添付されている写真を確認した。着工前、ほとんど更地に近い状態。完了後、ほぼ更地になっている。果たしてこれで危険家屋解体としての対象となるのか。何を撤去したのか、何を解体したのかとても理解できないが、その見解はということに対しまして、菊池課長より、指摘のように十分な写真がないものがある。協会から提出されたものにばらつきがあるようだが、環境課ではとにかく現場に赴いて履行の確認、施工状況の確認をしているという答えがありました。

また、別の質問では、危険家屋解体でいわゆる寄せ集めがされた理由として書類が整わなかったというが、どういう書類が整わなかったのかとの質問に対しまして、村上前課長より、高齢者が多く、島を離れている方も多かった中、資料不足の連絡もとりにくかった。名義人が亡くなっていて、建物の所有権の移転がしていなかったり、相続人の同意が得られなかっ

たり、相続人と連絡がとれなかったりなどが要因と記憶しているという答えがありました。

別の質問では、今の説明でなるほどと思うが、ではなぜそれらの物件を寄せ集めして請求になったのか、そのいきさつをお聞きしたいという問いかけに対しましては、村上前課長からは、済みません、私の認識では、連絡協議会に対してお願いしていたので、その中で解体に取り組んでいるものだと思っており、寄せ集めに関しての認識は余りなかったという回答がありました。

別の質問では、危険家屋の事務処理の一連の流れの中で、浦戸に関して言えば、174件全て現地に赴き確認したのか、心配と疑問がいっぱいあるという問いかけに対しては、村上前課長からは、どのように答えればいいのか、私の中では、解体指示するのは市であり、きちんと確認した上でやったつもりであるとの答えがありました。

また、別の質問では、あの状況の中で行きたくとも行けなかったというのが事実ではないかと思う。寄せ集められた物件の中で、現場写真のないものが８件か９件ある。先ほど別の委員が基礎だけになったもので解体にしたのかという確認の質問があったが、基礎部分だけの請求ではなく、建物を解体した内容で請求されている。ないものを請求されて、それで行政側としてどのような検収をしたのか、理解に苦しむ。明快な説明を求めるとの問いに対しましては、村上前課長から、基礎だけ解体したものは基礎の分だけ支払うという形で当時は考えていた。実際にやったことを確認したつもりで支払いをしたとの回答がありました。

また、別の質問では、浦戸の危険家屋解体での寄せ集めの指示、確認は誰がしたのか確認したい。村上前課長の回答では、書類の不足による物件で二次災害のおそれのあるものは解体してよいという話を環境省からもらい、環境課としてきちんと確認の上で解体をした。環境課長は私なので、私の確認の上ということであるという回答がありました。

また、別の質問では、申請書類に関して言えば、書類が整わないという説明を聞いてきたが、国の所轄庁に確認すれば、個々の行政の判断でやっていいよという説明。どのような書類がなくて寄せ集めをすることになったのか説明もなく、理解しろと言われても理解ができない。村上前課長の回答でもなかなか記憶がないということで仕方がない。では、支払いのチェック、確認、支払い命令というものは誰がしたのかという問いかけに対しましては、村上前課長からの回答は、支払いについては基準があり、大概のものは産業環境部長までという形で決裁をしているという回答がありました。

また、別の質問では、復旧事業には我々も復興税というものを取られている。本当に苦しん

でいる人にそのお金が回るのならいいが、例えば建物がないのに登記簿上の床面積で請求され、写真もないままそれを認める、それで事務処理ができたと言えるのか。自分の信念に基づいてこの膨大な資料を見て、見れば見るほどそういうものが出てくる。浦戸の危険家屋解体では寄せ集め物件が出てきたり、本当に混乱の時期もあったであろう。しかし、行政はそれでいいのかと思う。何回も言うが、市民に説明できるような答弁が欲しい。

この問いに対しましては、佐藤市長から、先ほど来、当時の担当課長が、解体申請が上がってきたものについては逐一現場のほうで立ち会いをしているという報告をしている。解体に当たっては、地域住民の方の意見を尊重し、解体作業に取り組んでいる。家屋の所有者の意見を大切にしてきた結果、解体に手間暇がかかったこともあったと推測できる。ここのところをご理解いただきたいという答えがありました。

また、別の質問では、この６月５日と７月25日に民事裁判が２件出ている。７月30日の委員会で、うち１件は市当局が訴えられているのではと質問したが、その時点では訴状が届いていないのでとの回答であった。本特別委員会での影響も考えられるが、訴状が届いたとき当局としてはどのような対応をとるのかという問いかけに対しましては、当局として特別委員会での質問にどこまで答えていいのか判断つきかねる部分があり、今後、顧問弁護士とも相談、指導を得ながら回答の範囲を確認しながらと思っているという回答がありました。

以上が９月１日の報告であります。

島民給与に関しましては、再度作業日報の提出を求めましたが、当該日報を協議会が処分してしまったということで提出されず、事実確認ができませんでした。

浦戸の家屋解体に関しましては、事実関係の確認のため、東華建設、東北重機工事の協議会に対する請求書を資料要求いたしましたが、裁判を理由に提出されず、事実確認ができませんでした。

有価物に関しても、本来あるべきものがないという事実確認を今後も検証していきたいと考えております。

当東日本大震災復旧・復興調査特別委員会は、市民の皆さんに対する説明責任を果たすべくこれからもしっかりと活動してまいります。

以上で東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の中間報告を終わります。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員長　志賀勝利

〇議長（佐藤英治君）　これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君）　ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告は終了いたします。

以上をもって本定例会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後３時３６分　　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

平成２６年9月２９日

塩竈市議会議長　　佐　藤　英　治

塩竈市議会議員　　浅　野　敏　江

塩竈市議会議員　　小　野　幸　男